

# 第1編

## 風水害等対策編

## 目 次

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 1 総 則.....                      | 1   |
| 第 1 節 目 的.....                  | 1   |
| 第 2 節 計画の構成.....                | 2   |
| 第 3 節 市の自然条件.....               | 3   |
| 第 4 節 市の社会条件.....               | 8   |
| 第 5 節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱..... | 10  |
| 2 風水害対策計画.....                  | 18  |
| 第 1 章 災害予防.....                 | 18  |
| 第 1 節 水政計画.....                 | 18  |
| 第 2 節 土砂災害防止計画.....             | 24  |
| 第 3 節 交通計画.....                 | 32  |
| 第 4 節 都市計画.....                 | 34  |
| 第 5 節 文教計画.....                 | 39  |
| 第 6 節 農地農業計画.....               | 49  |
| 第 7 節 情報通信設備等の整備計画.....         | 54  |
| 第 8 節 災害用資材、機材等の点検整備計画.....     | 57  |
| 第 9 節 火災予防計画.....               | 58  |
| 第 10 節 防災知識の普及計画.....           | 61  |
| 第 11 節 防災訓練計画.....              | 64  |
| 第 12 節 防災組織等の活動体制整備計画.....      | 67  |
| 第 13 節 要配慮者支援計画.....            | 71  |
| 第 2 章 災害応急対策.....               | 76  |
| 第 1 節 組織計画.....                 | 76  |
| 第 2 節 動員計画.....                 | 85  |
| 第 3 節 気象情報等計画.....              | 89  |
| 第 4 節 災害情報の収集・伝達計画.....         | 95  |
| 第 5 節 通信計画.....                 | 104 |
| 第 6 節 広報計画.....                 | 112 |
| 第 7 節 消防活動計画.....               | 115 |
| 第 8 節 水防計画.....                 | 124 |
| 第 9 節 災害警備計画.....               | 131 |
| 第 10 節 交通計画.....                | 132 |
| 第 11 節 避難計画.....                | 137 |

|              |                          |     |
|--------------|--------------------------|-----|
| 第 1 2 節      | 食糧供給計画                   | 151 |
| 第 1 3 節      | 衣料・生活必需品等供給計画            | 154 |
| 第 1 4 節      | 給水計画                     | 157 |
| 第 1 5 節      | 要配慮者安全確保対策計画             | 162 |
| 第 1 6 節      | 愛玩動物の保護対策                | 167 |
| 第 1 7 節      | 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画     | 170 |
| 第 1 8 節      | 医療・助産計画                  | 174 |
| 第 1 9 節      | 防疫計画                     | 184 |
| 第 2 0 節      | 清掃計画                     | 187 |
| 第 2 1 節      | 行方不明者等の捜索及び処理埋葬計画        | 190 |
| 第 2 2 節      | 障害物の除去計画                 | 193 |
| 第 2 3 節      | 輸送計画                     | 195 |
| 第 2 4 節      | 労務計画                     | 202 |
| 第 2 5 節      | 文教対策計画                   | 203 |
| 第 2 6 節      | 自衛隊に対する災害派遣要請計画          | 206 |
| 第 2 7 節      | 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画 | 215 |
| 第 2 8 節      | 農地農業計画                   | 220 |
| 第 2 9 節      | 電力施設の復旧計画                | 227 |
| 第 3 0 節      | 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画   | 227 |
| 第 3 1 節      | 株式会社 NTT ドコモ茨城支店の災害対策計画  | 227 |
| 第 3 2 節      | 県防災ヘリコプターによる災害応急対策       | 228 |
| 第 3 3 節      | 郵政事業に係る措置                | 233 |
| 第 3 4 節      | 救出計画                     | 234 |
| 第 3 5 節      | 土砂災害応急対策計画               | 236 |
| 第 3 6 節      | 災害救助法適用計画                | 238 |
| 第 3 章 災害復旧計画 |                          | 245 |
| <hr/>        |                          |     |
| 第 1 節        | 公共施設の災害復旧計画              | 245 |
| 第 2 節        | 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画      | 248 |
| 第 3 節        | 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画   | 253 |
| 第 4 節        | その他の保護計画                 | 271 |
| 第 5 節        | 防災関係機関の復旧計画              | 272 |
| 3 航空災害対策計画   |                          | 276 |
| <hr/>        |                          |     |
| 第 1 章 災害予防   |                          | 276 |
| <hr/>        |                          |     |
| 第 1 節        | 茨城県の航空状況                 | 276 |
| 第 2 節        | 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え   | 276 |

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 第2章 災害応急対策                 | 278 |
| 第1節 発災直後の情報の収集・連絡          | 278 |
| 第2節 活動体制の確立                | 280 |
| 第3節 捜索・救助・救急、医療及び消火活動      | 280 |
| 第4節 避難指示・誘導                | 281 |
| 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動   | 281 |
| 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動        | 281 |
| 第7節 遺族等事故災害関係者の対応          | 282 |
| 第8節 防疫及び遺体の処理              | 282 |
| 4 鉄道災害対策計画                 | 283 |
| 第1章 災害予防                   | 283 |
| 第1節 茨城県の鉄道状況               | 283 |
| 第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実       | 284 |
| 第3節 鉄道交通安全運行の確保            | 284 |
| 第4節 鉄道車両の安全性の確保            | 285 |
| 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え | 285 |
| 第2章 災害応急対策                 | 288 |
| 第1節 発災直後の情報の収集・連絡          | 288 |
| 第2節 活動体制の確立                | 289 |
| 第3節 救助・救急、医療及び消火活動         | 290 |
| 第4節 避難指示・誘導                | 291 |
| 第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動   | 291 |
| 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動        | 291 |
| 第7節 防疫及び遺体の処理              | 292 |
| 第3章 災害復旧                   | 292 |
| 5 道路災害対策計画                 | 293 |
| 第1章 災害予防                   | 293 |
| 第1節 市内の道路交通状況              | 293 |
| 第2節 道路交通の安全のための情報の充実       | 293 |
| 第3節 道路施設等の管理と整備            | 293 |
| 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え | 294 |
| 第5節 防災知識の普及                | 295 |
| 第6節 再発防止対策の実施              | 295 |

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 第2章 災害応急対策                    | 296 |
| 第1節 発災直後の情報の収集・連絡             | 296 |
| 第2節 活動体制の確立                   | 297 |
| 第3節 救助・救急、医療及び消火活動            | 297 |
| 第4節 危険物の流出に対する応急対策            | 298 |
| 第5節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動        | 298 |
| 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動           | 298 |
| 第7節 防疫及び遺体の処理                 | 299 |
| 第3章 災害復旧                      | 299 |
| 6 危険物等災害対策計画                  | 300 |
| 第1章 災害予防                      | 300 |
| 第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）      | 300 |
| 第2節 石油類等危険物施設の予防対策            | 303 |
| 第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策             | 304 |
| 第4節 毒劇物取扱施設の予防対策              | 305 |
| 第5節 放射線使用施設等の予防対策             | 305 |
| 第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 | 306 |
| 第2章 災害応急対策                    | 307 |
| 第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）    | 307 |
| 第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）          | 310 |
| 第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策          | 310 |
| 第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策           | 313 |
| 第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策          | 315 |
| 第6節 放射線使用施設等の事故応急対策           | 315 |
| 第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策     | 316 |
| 第8節 避難誘導対策                    | 317 |
| 第9節 捜索・救出・救助対策                | 317 |
| 第10節 応援要請対策                   | 317 |
| 第11節 医療救護対策                   | 318 |
| 第12節 緊急輸送の確保                  | 318 |
| 7 大規模な火事災害対策計画                | 319 |
| 第1章 災害予防                      | 319 |
| 第1節 災害に強いまちづくり                | 319 |

|       |                           |     |
|-------|---------------------------|-----|
| 第 2 節 | 大規模な火事災害防止のための情報の充実       | 320 |
| 第 3 節 | 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え | 320 |
| 第 4 節 | 防災知識等の普及                  | 322 |
| 第 2 章 | 災害応急対策                    | 323 |
| 第 1 節 | 発災直後の情報の収集・連絡             | 323 |
| 第 2 節 | 活動体制の確立                   | 324 |
| 第 3 節 | 救助・救急、医療及び消火活動            | 324 |
| 第 4 節 | 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動      | 325 |
| 第 5 節 | 避難の受入れ                    | 325 |
| 第 6 節 | 施設及び設備の応急復旧活動             | 326 |
| 第 7 節 | 関係者等への的確な情報伝達活動           | 326 |
| 第 8 節 | 防疫及び遺体の処理                 | 326 |
| 第 3 章 | 災害復旧                      | 326 |
| 8     | 林野火災対策計画                  | 327 |
| 第 1 章 | 災害予防                      | 327 |
| 第 1 節 | 林野火災に強い地域づくり              | 327 |
| 第 2 節 | 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え    | 327 |
| 第 3 節 | 防災活動の推進                   | 329 |
| 第 2 章 | 災害応急対策                    | 330 |
| 第 1 節 | 発災直後の情報の収集・連絡             | 330 |
| 第 2 節 | 活動体制の確立                   | 331 |
| 第 3 節 | 救助・救急、医療及び消火活動            | 331 |
| 第 4 節 | 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動      | 332 |
| 第 5 節 | 避難収容活動                    | 333 |
| 第 6 節 | 施設、設備の応急復旧活動              | 333 |
| 第 7 節 | 関係者等への的確な情報伝達活動           | 333 |
| 第 8 節 | 二次災害の防止活動                 | 333 |

# 1 総 則

---

## 第 1 節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、笠間市の地域にかかる災害対策を実施するにあたり、市並びに防災関係機関がその全機能を発揮して市民を災害から保護するための事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

### <計画の基本的事項>

- 1 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する次の計画
  - (1) 防災組織に関する計画
  - (2) 災害予防に関する計画
  - (3) 被災者の救助保護に関する計画
  - (4) 災害警備に関する計画
  - (5) 自衛隊の災害派遣要請の計画
  - (6) その他災害時における応急対策の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要な計画

## 第 2 節 計画の構成

笠間市地域防災計画は、前節に掲げた内容を目的とし、本市における各種災害に対応するため基本的かつ総合的な計画として策定するものである。

この計画は、「風水害等対策計画編」、「震災対策計画編」及び「原子力災害対策編」から構成されており、市域における防災活動の指針としての性格を有するとともに、災害が発生した場合、状況に応じて有機的な運用を図るものとする。また、毎年計画内容を検討し、防災に関する諸情勢の変化に伴って、充実、合理化の必要が生じたときは、これを補完し、修正するものである。

第 1 編は、本市の地域における災害対策を体系化したものであり、「笠間市地域防災計画」の中の「風水害等対策計画編」とするものである。

## 第 3 節 市の自然条件

### 第 1 位置・地勢等

#### 1 位置

本市は、茨城県の中央部の西端に位置し、首都圏から約 100km、県都水戸市に隣接する。市役所（本所）は、東経 140 度 18 分、北緯 36 度 21 分にある。

隣接する自治体は、北部は城里町、栃木県芳賀郡茂木町、西部は桜川市、東部は県都である水戸市、茨城町、南部は石岡市、小美玉市となっている。

#### 2 地勢

東西約 20 km、南北 25 km で総面積 240.40 km<sup>2</sup> となる。北西部に八溝山系の穏やかな丘陵が連なり、南西部に愛宕山、北西部から東南部にかけては概ね平坦な台地が広がっている。また、市北方の城里町山地を流れ出る涸沼川は、市最大の河川であり、市の中央部を北西から東部にかけて貫流している。

地区別にみると、笠間地区は本市北西部に位置し、周辺地域は山岳丘陵が連なり、中央部が笠間盆地となっている。友部地区は南東部に位置し、北西部は八溝山系が緩やかに連なる丘陵地帯で、東南部は概ね平坦な台地が開けている。岩間地区は南部に位置し、西北には愛宕山や難台山等のなだらかな山々が連なり、東部には涸沼川、巴川沿いに平坦地が広がっている。

#### 3 地質・土壌

##### (1) 笠間地区

笠間地区の地質は大きく北側に分布する中生界の古期岩類と南側の花崗岩類に大別される。

笠間地区から友部地区を通過して水戸市北西部に至る間のよく開かれた丘陵地には、砂層を主とした地層が広く発達しており、「友部層」と呼ばれる。

また、関東ローム層と呼ばれる関東火山灰層が市全域の表土の下に分布している。

##### (2) 友部地区

友部地区の北部、西部の山地は、古期堆積岩層に属し、北西部の丘陵は淘汰のよい均質の砂層で砂鉄を採掘していた時代もあった。

友部地区の大部分を占める地層を見和層と呼んでいるが、上層部は砂、砂礫、粘土層からなり、下層は主に泥層から成っている。

北西部の山間部を除く台地は多少の起伏はあるが東南にかけて平坦地となっており畑地は主にこの地帯に多く拓けている。大部分が洪積層に属する関東ローム層で、厚さが 3～5 メートルあり層中に鹿沼軽石がみられる。これらのローム層は主に北関東の火山の火山灰である。

### (3) 岩間地区

岩間地区の河川流域は砂、シルト、粘土からなる沖積層堆積の「泥」となっており、その他は洪積層の火山灰層のローム層からなっている。

## 4 土地

主要地目別面積をみると、本市は「山林」が 82,689 km<sup>2</sup>と最も大きく、市総面積に占める割合は 34.4%と、県平均 (25.8%) よりもやや高い割合を示している。「田」「畑」あわせて 25.4%である。

### 主要地目別面積

(単位:千㎡)

|     | 総面積       | 田       | 畑       | 宅地      | 山林        | 原野     | 雑種地     | その他       |
|-----|-----------|---------|---------|---------|-----------|--------|---------|-----------|
| 笠間市 | 240,400   | 27,770  | 33,280  | 23,557  | 82,689    | 2,201  | 19,097  | 51,806    |
|     | 100.0%    | 11.6%   | 13.8%   | 9.8%    | 34.4%     | 0.9%   | 7.9%    | 21.6%     |
| 茨城県 | 6,097,400 | 922,162 | 943,178 | 767,716 | 1,575,819 | 96,986 | 471,426 | 1,320,153 |
|     | 100.0%    | 15.2%   | 15.5%   | 12.6%   | 25.8%     | 1.6%   | 7.7%    | 21.6%     |

資料：縣市町村課「茨城県市町村概況（令和3年度版）」

※1. 令和3年1月1日現在

2. 総面積は、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調（令和2年10月1日）」を基にし、総面積と各地目別の合計との差を「その他」に含めた。

## 第2 気候

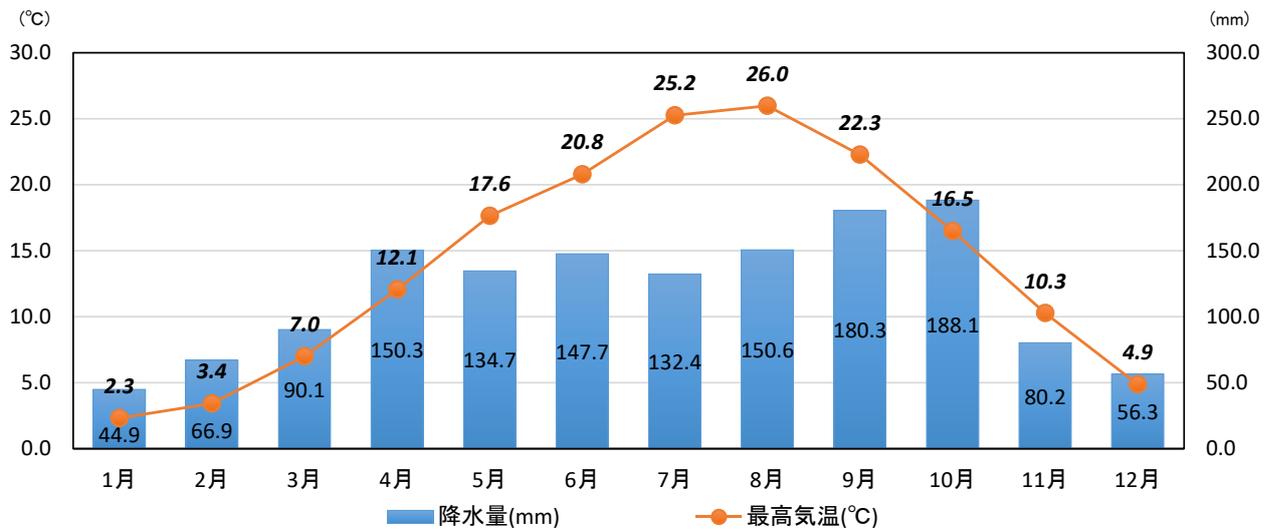
### 1 気候

気候は、夏は気温・湿度とも高く、冬は乾燥した晴天の日が多い太平洋型の気候になっている。

各月の平均気温の平年値（平成20年～平成29年）をみると、8月が26.0℃と最も高く、1月が2.3℃と最も低くなっている。

年間降水量の平年値（平成20年～平成29年）は1,422.3mmで、主に9月～10月の秋雨・台風の時期を中心に多くなっており、月別では10月が188.1mmと最も多い。

月平均気温・月降水量の平年値（平成 20 年～平成 29 年）



資料：気象庁HP「気象統計情報」

2 気象災害の概況

本市における過去の主な災害としては、次のとおりである。

災害の記録

| 発生年月日       | 事 項  |
|-------------|--|
| 明治 5. 7. 13 | 牧野氏の笠間邸（下屋敷御殿）火災で焼失                          |
| 14. 4. 1    | 笠間小学校火災のため焼失                                 |
| 14. 9.      | 暴風雨のため農作物の被害多し。                              |
| 16. 4.      | 来栖岩谷寺火災で本堂庫裏焼失。薬師堂は無事                        |
| 28.         | 笠間町の大火、荒町、高橋町の 150 戸を焼失                      |
| 35. 9. 28   | 関東、東北に暴風雨。箱田の石井校舎倒壊。社寺境内立木損木調査               |
| 39. 9. 20   | 片庭の火災、天神社拝殿類焼                                |
| 40.         | 稲田川洪水のため民家 50 戸浸水                            |
| 41.         | 盛岸院本堂火災                                      |
| 42. 4. 24   | 笠間製材工場焼失                                     |
| 43. 8. 6    | 集中豪雨によって、涸沼川が氾濫し、田畑冠水する。                     |
| 8           | //   |
| 大正元. 9. 25  | 暴風雨、西郡内で列車吹き飛ばされる。                           |
| 3.          | 花香町で大火                                       |
| 12. 9. 1    | 関東大震災おこる。                                    |
| 昭和 3.       | 大池田村大橋岡の宿で火災おこる。                             |
|             | 間黒、鳳台院の本堂火災で焼失                               |
| 5. 4. 18    | 笠間桂城病院（愛宕町）が焼失                               |
| 5.          | 笠間地方に降雹、作物に被害甚大                              |
| 6. 6.       | 喜楽町、高橋町の火災で 13 戸焼失                           |
| 8.          | 暴風雨のため大洪水。笠間で浸水、稲田で石橋流出。水戸線運転不能、冠水 2,000 町歩程 |
| 9. 3.       | 稻荷神社裏の盛場で火災。義孝座、十三山書楼等焼失                     |

| 発生年月日       | 事 項   |
|-------------|---|
| 12.         | 荒町昭和館より出火、26 戸全焼の大火   |
| 10. 5.      | 梅の実大の降雹で被害甚大  |
| 12. 12.     | 大池田村大橋八田地区で火災、8 棟全焼   |
| 12.         | 南山内村で火災、4 戸 12 棟焼失  |
| 13. 1.      | 笠間地方の寒さ厳しく零下 12 度になる。   |
| 6. 29       | 関東一円に亘る集中豪雨によって、涸沼川の氾濫と北山弁天池の堤防決壊により、常磐線及び水戸線が不通となる。笠間駅も浸水し、各地の橋が流出し、鉄道やバスが不通、宍戸の弁天池が決壊し、大田町、宍戸駅一帯が浸水したほか、宍戸地区の田畑の冠水や浸水家屋が千数百戸に及ぶ被害となる。 |
| 14. 8.      | 大豪雨で被害。笠間で 100 余戸、西山内で 80 戸浸水   |
| 12.         | 大池田村大橋岡ノ宿で火災  |
| 17.         | 大池田村飯田の三瓶神社焼失   |
| 20. 1.      | 稲田で稲田館外 17 戸 31 棟が火災で焼失   |
| 22. 9.      | キャサリン台風による集中豪雨  |
| 23. 5.      | 降雹（大原地区）により農作物に被害を受ける。  |
| 27. 6.      | ダイアナ台風の被害甚大、堤防決壊 16 箇所  |
| 6. 28       | 降雹の被害大池田地方で 500 万円余になる。   |
| 30. 12. 24  | 石井の大火、住居 7 棟、非住居 8 棟焼失  |
| 33. 7. 24   | 台風 11 号で福原駅構内が冠水、列車立往生  |
| 34. 6. 4    | 雹害、煙草、小麦、桑等に大きな被害   |
| 8.          | 7 号台風による田畑冠水多い。   |
| 35. 1.      | 干害による麦畑の被害多い。   |
| 35. 6.      | 集中豪雨による被害   |
| 35. 6. 6    | 降雹（鶏卵大・直径 7 cm）により農作物・建造物に被害を受ける。   |
| 36.         | 梅雨前線による集中豪雨、田畑冠水、浸水家屋多数   |
| 37. 4. 18   | 稲田の大火、住居 8 棟焼失  |
| 39. 5. 24   | 笠間市付近雹害   |
| 40. 12. 25  | 荒町で火災、5 世帯被災  |
| 46. 7. 17   | 市立高田小学校火災で焼失  |
| 43. 5. 30   | 降雹により農作物に被害を受ける。  |
| 46. 11. 30  | 枅形の大火、8 棟全焼   |
| 56. 10. 22  | 台風 24 号による水害、道路・田畑冠水  |
| 57. 4. 23   | 稻荷神社の一の鳥居が地震で亀裂し、撤去される。   |
| 57. 8. 30   | 高橋町の大火、5 棟全焼  |
| 59. 9. 24   | 市立南中学校火災で焼失   |
| 60. 4. 7    | 荒町の大火、11 棟全焼  |
| 61. 8. 2    | 台風 10 号による水害、道路・田畑冠水  |
| 平成 3. 9. 19 | 台風 18 号の豪雨による被害<br>・浸水家屋 4 棟・道路 4 箇所  |
| 5. 8. 27    | 台風 11 号の豪雨による被害<br>・道路冠水 8 箇所   |
| 6. 9. 29    | 台風 26 号の豪雨による被害<br>・浸水家屋 7 棟・道路崩落 2 箇所・ため池堤防決壊 1 箇所   |
| 7. 10. 27   | 行幸町の大火、9 棟全焼  |
| 16. 10. 20  | 台風 23 号による水害、道路、田畑冠水  |
| 21. 8. 7    | 集中豪雨により 1 時間に 81.5mm の雨量を観測。床上浸水 3 棟、床下浸水 69 棟  |

| 発生年月日        | 事 項  |
|--------------|--|
| 23. 3. 11    | 東日本大震災   |
| 23. 9. 21    | 台風 15 号による水害 避難者 4 人、道路、田畑冠水   |
| 24. 5. 6     | 降ひょう被害 農業用ハウス損壊 24 棟   |
| 24. 9. 30    | 台風 17 号による水害 停電 680 戸  |
| 27. 9. 9     | 関東・東北豪雨（台風 18 号）による被害<br>・床下浸水 3 件・河川氾濫 1 件・道路冠水 16 件・避難者 3 名  |
| 28. 7. 14    | 短時間集中豪雨による被害<br>・床上浸水 1 棟・道路冠水 8 件   |
| 29. 10. 22   | 台風 21 号による被害・停電約 780 戸   |
| 30. 1. 22    | 大雪による被害（水戸市積雪 19cm）・県道 3 箇所、市道 5 箇所  |
| 30. 9. 30    | 台風 24 号による被害・最大瞬間風速 35.4m（観測史上最大値）<br>・最大風速 20.6m（観測史上最大値）・停電最大約 6,000 戸・避難者 14 名<br>・倒木多数・農業関係被害 53,100 千円                  |
| 令和 1. 9. 8   | 台風 15 号による被害 ・倒木多数・建物被害 2 件（一部損壊）<br>・農業関係被害約 6,700 千円   |
| 令和 1. 10. 18 | 台風 19 号による被害 ・期間中雨量 191.5 mm（笠間アメダス）<br>・農業関係被害約 16,000 千円・土砂崩れ 3 件・涸沼川、稲田川一部越水<br>・河川被害 3 件（河岸侵食）・床下浸水 1 件・自主避難者 204 名・倒木多数 |

## 第 4 節 市の社会条件

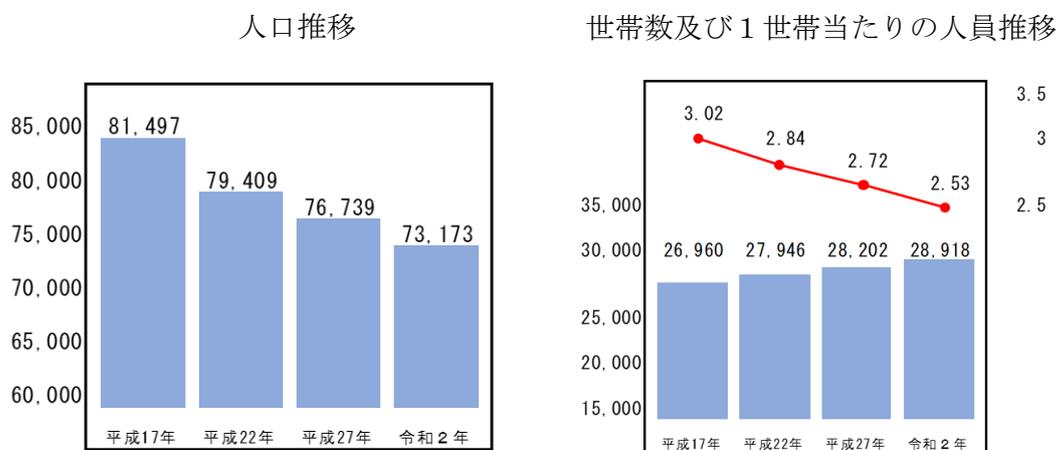
### 第 1 人口

#### 1 人口及び世帯

令和 2 年 10 月 1 日現在の人口は 73,173 人、世帯数は 28,918 世帯で、1 世帯当たりの人員は 2.53 人となっている。

人口は、平成 17 年に合計 8 万 1 千人を超えたものの近年は漸減傾向にあり、平成 18 年と比較すると 5.8%の減少で、県平均（2.3%減）を上回る。

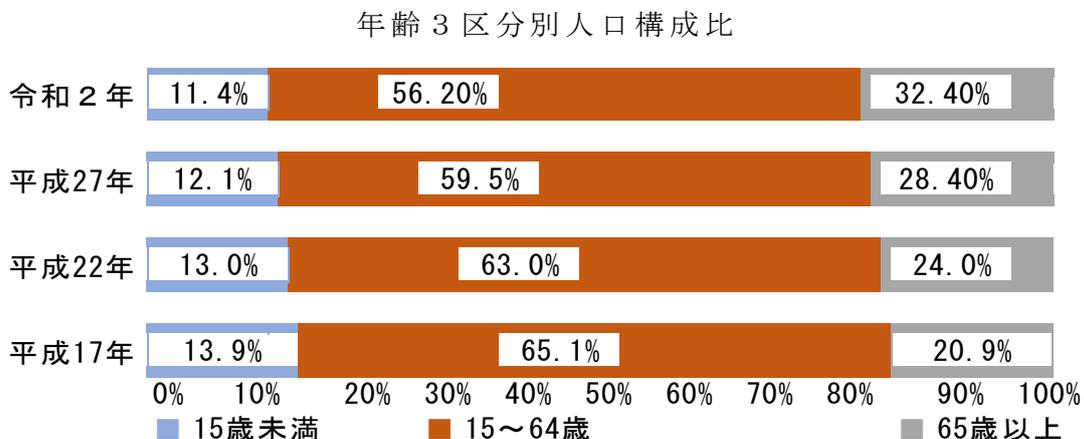
一方、人口減に対して世帯数は平成 17 年よりも 4.6%増加しているため、1 世帯当たりの人員は 0.3 人の減少となり、核家族化が進行している状況がうかがえる。



※各年 10 月 1 日現在 資料：国勢調査

#### 2 年齢 3 区分別人口構成比

年齢 3 区分別人口構成比をみると、令和 2 年 10 月 1 日現在では、15 歳未満の年少人口が 11.4%、15～64 歳の生産年齢人口が 56.20%、65 歳以上の高齢人口が 32.40%となっている。



※各年 10 月 1 日現在 資料：国勢調査

## 第2 交通

### 1 鉄道

首都圏近郊、茨城県、福島県浜通り、宮城県南部を繋ぐ東日本旅客鉄道常磐線が本市の南東を走っており、本市の停車駅は、友部駅、岩間駅がある。また、栃木県小山市の小山駅と友部駅を結ぶ東日本旅客鉄道水戸線が本市を東西に横断しており、本市の停車駅は、友部駅、宍戸駅、笠間駅、稲田駅、福原駅となっている。

本市の中心駅となる友部駅は3面5線のホームを持つ橋上駅が平成19年3月に竣工し、利用者数は1日平均7,156人（令和元年）にのぼる。そのほか主要駅の令和元年の利用状況は、笠間駅が1日平均2,684人、岩間駅が1日平均2,720人となっている。

### 2 道路

国道は、群馬県前橋市から水戸市へ至る国道50号が本市を東西に横断しており、北関東3県を貫く大動脈として重要な路線となっている。また、千葉県香取市から本市に至る国道355号が本市の南部から国道50号と交差する地点まで通じているほか、石岡市から本市に至る石岡岩間バイパス（国道355号バイパス）が整備されている。

高速道路については、東京都を起点とし、仙台市を終点とする常磐自動車道が本市南東部を縦断し、群馬県高崎市からひたちなか市へ至る北関東自動車道が本市中央部を横断している。常磐自動車道には、岩間インターチェンジと友部SAスマートインターチェンジがある。北関東自動車道には、友部インターチェンジと笠間西インターチェンジがある。

## 第 5 節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

### 第 1 市

- 1 笠間市防災会議及び笠間市災害対策本部に関すること。
- 2 防災に関する施設、組織の整備及び訓練
- 3 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報
- 4 災害の予防、警戒と拡大の防止
- 5 市民の避難誘導及び救助、救急、防疫等被災者の保護
- 6 災害復旧資材の確保
- 7 被災産業に対する融資等の対策
- 8 被災市営施設の応急対策
- 9 災害時における文教対策
- 10 災害対策要員の動員
- 11 災害時における交通、輸送の確保
- 12 被災施設の復旧
- 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

### 第 2 県

- 1 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- 3 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- 4 災害の予防、防御と拡大の防止
- 5 救助、防疫等罹災者の救助保護
- 6 災害復旧資材の確保と物価の安定
- 7 被災産業に対する融資等の対策
- 8 被災県営施設の応急対策
- 9 災害時における文教対策
- 10 災害時における社会秩序の維持
- 11 災害対策要員の動員、雇上
- 12 災害時における交通、輸送の確保
- 13 被災施設の復旧
- 14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- 15 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

### 第3 警察

#### 1 笠間警察署

災害時における治安、情報連絡、人命救助に関すること。

### 第4 指定地方行政機関

#### 1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。

#### 2 関東総合通信局

- (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること
- (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
- (6) 非常通信の計画及びその実施についての指導に関すること。

#### 3 関東財務局水戸財務事務所

- (1) 災害復旧事業費の査定立合に関すること。
- (2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること。
- (3) 災害復旧事業の融資（長期）に関すること。
- (4) 国有財産の無償貸付業務に関すること。
- (5) 金融上の措置に関すること。

#### 4 関東信越厚生局

- (1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。

#### 5 茨城労働局水戸労働基準監督署

- (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- (2) 災害時における賃金の支払いに関すること。
- (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。
- (4) 労働保険給付に関すること。
- (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付等の雇用対策に関すること。

## 6 関東農政局

- (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。
- (2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事。
- (3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事。
- (4) 災害時における災害救助用米穀の供給に関する事。
- (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。
- (6) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。
- (7) 土地改良器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事。
- (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事。

## 7 関東森林管理局茨城森林管理署

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。

## 8 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
- (3) 被災中小企業の振興に関する事。

## 9 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関する事。
- (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事。

## 10 関東地方整備局常陸河川国道事務所

- (1) 防災上必要な教育及び訓練に関する事。
- (2) 公共施設等の整備に関する事。
- (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。
- (4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事。
- (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。
- (6) 災害時における復旧資材の確保に関する事。
- (7) 災害時における応急工事等に関する事。
- (8) 災害復旧工事の施工に関する事。
- (9) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する事。
- (10) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関する事。
- (11) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関する事。
- (12) 河川、道路等社会資本の応急復旧に関する事。
- (13) 大規模災害発生時の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣。
- (14) 大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣。
- (15) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。

#### 11 関東運輸局茨城運輸支局

- (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。
- (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。

#### 12 東京航空局

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

#### 13 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供
- (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言

#### 14 東京管区气象台（水戸地方气象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- (2) 気象、地象(地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る)、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

#### 15 第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）

- (1) 情報の収集及び連絡に関すること。
- (2) 活動体制の確立に関すること。
- (3) 海難救助及び緊急輸送時等に関すること。
- (4) 流出油等の防除及び危険物の保安措置に関すること。
- (5) 海上交通安全の確保に関すること。
- (6) 警戒区域の設定及び治安の維持に関すること。
- (7) 関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること。

### 第5 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- (2) 災害派遣計画の作成に関すること。
- (3) 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
- (5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

## 第6 指定公共機関

### 1 日本郵便株式会社

- (1) 被災者に対する郵政葉書等の無償交付に関する事。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事。
- (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関する事。
- (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事。

### 2 日本銀行水戸事務所

- (1) 通貨の円滑な供給の確保に関する事。
- (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関する事。
- (3) 金融機関の業務運営の確保に関する事。
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施に関する事。
- (5) 上記各業務にかかる広報に関する事。
- (6) 災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関する事。

### 3 日本赤十字社茨城県支部

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事。
- (2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関する事
- (3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関する事。
- (4) 義援金品の募集配布に関する事。

### 4 日本放送協会水戸放送局

- (1) 気象予報、警報等の周知徹底に関する事。
- (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関する事。
- (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関する事。

### 5 東日本高速道路株式会社

東日本高速道路株式会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施行に関する事。

### 6 独立行政法人水資源機構

- (1) ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築に関する事。
- (2) 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事に関する事。

### 7 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力緊急時支援・研修センター等を通じて次のような原子力防災対策への支援・協力

- (1) 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）

- (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
- (3) 原子力防災に必要な教育・訓練
- 8 日本原子力発電株式会社（東海発電所）  
放射線災害の防止及び応急対策等に関すること。
- 9 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社） 笠間駅・友部駅・宍戸駅・岩間駅、日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）
  - (1) 鉄道施設等の整備、保全に関すること。
  - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- 10 東日本電信電話株式会社（茨城支店）
  - (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
  - (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。
  - (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
- 11 東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社（茨城支社）
  - (1) ガス施設の安全、保全に関すること。
  - (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。
  - (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- 12 日本通運株式会社（茨城支店）  
救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- 13 東京電力パワーグリッド株式会社（下館支社）、株式会社 J E R A
  - (1) 災害時における電力供給に関すること。
  - (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- 14 K D D I 株式会社（水戸支店）
  - (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
  - (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
- 15 株式会社 N T T ドコモ（茨城支店）
  - (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
  - (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
- 16 ソフトバンク株式会社
  - (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
  - (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

## 第7 指定地方公共機関

### 1 茨城県土地改良事業団体連合会

- (1) 各土地改良区の水門、水路及びため池等の施設の整備、防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関する事。
- (2) 各地土地改良区が行う農地・農業用施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成に関する事。

### 2 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関する事。
- (2) 生活福祉資金の貸付に関する事。

### 3 医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会）

災害時における応急医療活動に関する事。

### 4 水防管理団体

- (1) 水防施設資材の整備に関する事。
- (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関する事。
- (3) 水防活動に関する事。

### 5 運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会）

災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関する事。

### 6 ガス事業者（東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社）

- (1) ガス施設の安全、保全に関する事。
- (2) 災害時におけるガスの供給に関する事。
- (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事。

### 7 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- (1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関する事。
- (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関する事。
- (3) 高圧ガスの供給に関する事。
- (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関する事。

### 8 報道機関（株式会社茨城新聞、株式会社茨城放送）

- (1) 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事。
- (2) 県民に対する災害応急対策等の周知に関する事。
- (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する事。

## 第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

- 1 常陸農業協同組合、笠間広域森林組合、笠間市商工会等の産業経済団体
  - (1) 被害調査に関すること。
  - (2) 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること。
  - (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること。
- 2 笠間市医師会  
災害時における救急医療活動に関すること。
- 3 一般診療所・病院
  - (1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。
  - (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
- 4 一般運輸事業者  
災害時における緊急輸送の確保に関すること。
- 5 危険物関係施設の管理者  
災害時における危険物の保安措置に関すること。
- 6 笠間市区長会、ボランティア団体  
市の行う避難誘導、応急対策、救援対策の協力に関すること。
- 7 笠間市社会福祉協議会
  - (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
  - (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。

## 2 風水害対策計画

### 第1章 災害予防

関係機関：産業経済部、都市建設部

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

#### 第1節 水政計画

##### 第1 治山治水計画

###### 1 治山計画

###### (1) 森林の概況

本市の西部地域周辺は、山岳丘陵が連なり、台風や豪雨による山腹崩壊等の災害の危険性が增大する傾向にあり、治山施設の整備が必要となっている。

###### (2) 治山施設の整備

市内における山地災害危険地区（民有林）は66箇所あり、このうち崩壊危険地区は19箇所、崩壊土砂流出危険地区が45箇所、地すべり危険地区が2箇所となっている。（別表参照）

市は、これらの危険地区を重点に、治山施設の整備を計画的に実施し、災害の未然防止を図るため、県事業としての整備実施を要請する。

###### 2 保安林整備計画

森林は、集中豪雨等による洪水を防ぎ、濁水を緩和する機能、土砂の流出を防止する機能等災害を防止する働きがある。

市は、これらの公益的機能の発揮が特に要請される森林については、保安林に指定し、適正な管理を行うものとする。

###### 3 河川改修

###### (1) 河川の概況

本市の河川は、涸沼川、涸沼前川、枝折川、桜川、巴川等の1級河川があり、主に農業用水等として利用されている。また、多くのため池が配置されている。洪水災害防止のため、涸沼川等の改修や災害危険箇所の点検等を国や県に要請し改修促進を図る。

## (2) 河川の改修現況

法定河川の他にも多くの小規模河川があるが、ほとんどが未整備のため、集中豪雨等により被害を受けているのが現状である。

災害を防止するために治水対策の強化を図り、今後も河川の改修整備が促進されるよう、関係機関に対する働きかけを強めていく。

## 4 ダムの設置状況

ダムの設置状況は次のとおりである。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

| 水系河川名        | ダム名  | 設置位置  | 堤高<br>(m) | 堤頂長<br>(m) | 集水面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 有効貯水<br>容量(m <sup>3</sup> ) | 備考      |
|--------------|------|-------|-----------|------------|----------------------------|-----------------------------|---------|
| 那珂川水系<br>飯田川 | 飯田ダム | 笠間市飯田 | 33.0      | 219.5      | 13.8                       | 2,240,000                   | H4.3 完成 |

## 別表

## 〔土砂災害危険地区〕

## ①崩壊土砂流出危険地区

| 整理番号 | 危険地区番号 | 大字   | 字   |
|------|--------|------|-----|
| 260  | 216-1  | 石寺   |     |
| 261  | 216-2  | 石寺   |     |
| 262  | 216-3  | 大郷戸  | 鋤柄  |
| 263  | 216-4  | 大郷戸  |     |
| 264  | 216-5  | 稲田   | 稲田沢 |
| 265  | 216-6  | 福原   | 北中山 |
| 266  | 216-7  | 福原   |     |
| 267  | 216-8  | 本戸   | 戸室  |
| 268  | 216-9  | 本戸   | 戸室  |
| 269  | 216-10 | 福原   | 沢   |
| 270  | 216-11 | 福原   |     |
| 271  | 216-12 | 大郷戸  |     |
| 272  | 216-13 | 大郷戸  |     |
| 273  | 216-14 |      | 国見  |
| 274  | 216-15 | 南吉原  |     |
| 275  | 216-16 | 上加賀田 | 沢口  |
| 276  | 216-17 | 上加賀田 | 下ヶ鳥 |
| 277  | 216-18 | 上加賀田 | 谷津  |
| 278  | 216-19 | 本戸   |     |
| 279  | 216-20 | 泉    |     |
| 280  | 216-21 | 上郷   | 駒場  |
| 281  | 216-22 | 上郷   | 西寺  |
| 282  | 216-23 | 上郷   |     |
| 283  | 216-24 | 泉    |     |
| 284  | 216-25 | 福原   |     |
| 285  | 216-26 | 大郷戸  |     |
| 286  | 216-27 | 大橋   | 居能  |
| 287  | 216-28 | 大郷戸  |     |
| 288  | 216-29 | 稲田   |     |
| 289  | 216-30 | 稲田   |     |
| 290  | 216-31 | 稲田   |     |
| 291  | 216-32 | 稲田   |     |
| 292  | 216-33 | 稲田   |     |
| 293  | 216-34 | 福原   |     |
| 294  | 216-35 | 本戸   | 関戸  |
| 295  | 216-36 | 北吉原  |     |
| 296  | 216-37 | 北吉原  |     |
| 297  | 216-38 | 本戸   |     |

| 整理番号 | 危険地区番号 | 大字   | 字   |
|------|--------|------|-----|
| 298  | 216-39 | 本戸   | 戸室  |
| 299  | 216-40 | 福原   |     |
| 300  | 216-41 | 福原   |     |
| 301  | 216-42 | 南指原  | 新田  |
| 302  | 216-43 |      | 高田坪 |
| 303  | 216-44 | 上加賀田 | 沢口  |
| 304  | 216-45 | 泉    | 山根  |

②山腹崩壊危険地区

| 整理番号 | 危険地区番号 | 大字  | 字     |
|------|--------|-----|-------|
| 213  | 216-1  | 片庭  |       |
| 214  | 216-2  | 片庭  | 中沢    |
| 215  | 216-3  | 大淵  | 関内    |
| 216  | 216-4  | 福原  | 北中山   |
| 217  | 216-5  | 福原  | 北中山   |
| 218  | 216-6  | 本戸  | 南福原   |
| 219  | 216-7  | 本戸  | 南福原   |
| 220  | 216-8  |     | 国見    |
| 221  | 216-9  | 福原  | 沢     |
| 222  | 216-10 | 片庭  | 古山    |
| 223  | 216-11 | 大橋  | 八田    |
| 224  | 216-12 |     | 西寺    |
| 225  | 216-13 | 上郷  | 大綱    |
| 226  | 216-14 | 大郷戸 | 鋤獲    |
| 227  | 216-15 | 本戸  | 高田坪   |
| 228  | 216-16 |     | 大泉愛宕山 |
| 229  | 216-17 | 稲田  |       |
| 230  | 216-18 | 北吉原 |       |
| 231  | 216-19 | 泉   | 五霊    |

③地すべり危険地区

| 整理番号 | 危険地区番号 | 大字 | 字  |
|------|--------|----|----|
| 64   | 216-1  | 福原 | 寺口 |
| 65   | 216-2  | 福原 | 沢  |

## 第2 水防法に基づく洪水対策

地域における水害に対する防止力の向上や円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、水防法に基づき、避難体制の整備等必要な措置を講ずる。

### 1 洪水浸水想定区域の指定

- (1) 市長は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (2) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

### 2 避難体制の整備

- (1) 市は、国及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」「流域治水協議会」等を活用し、国、他自治体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
- (2) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

エ 浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

- (ア) 地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設で、洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
- (イ) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
- (ウ) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

- (3) 浸水想定区域、避難場所、避難路等を反映した洪水ハザードマップを配布する等、洪水時に市民の円滑かつ迅速な避難が行われるような必要な措置を講じる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する。

- (4) 市は、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難情報の発令に係る基本的考え方（茨城県）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

- (5) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

これらの対応については、国（国土交通省）及び県から、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を受けるものとする。

- (6) 市は、国（気象庁、国土交通省）、県及び関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、市民への情報提供体制の整備を図る。また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

## 第 2 節 土砂災害防止計画

関係機関：都市建設部

### 第 1 土砂災害防止法に基づく対策

急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

#### 1 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制について整備するとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を市民に周知するよう努める。
- (2) 警戒区域内にある高齢者等の要配慮者が利用する施設等に対し、円滑な警戒避難が行うことができるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

#### (3) 市民への周知

ア 土砂災害の危険性や避難に関する情報を伝達するための防災マップを作成し配布する等、市民への広報周知を図る。

イ 市は関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図るとともに、市民への提供体制の整備を図る。

ウ 市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

#### (4) 情報伝達体制の整備

ア 市は、高齢者等避難（警戒レベル 3）、避難指示（警戒レベル 4）、緊急安全確保（警戒レベル 5）について、県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にする。

イ 避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る訓練を行う。

#### 2 特定開発行為の制限等

市は県に協力し、土砂災害防止法第 10 条に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等の土砂災害のおそれのある区域における住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為に対して、必要な対策を講じるものとする。

〔土砂災害警戒区域等指定状況〕

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

| 土木事業所 | 市町村 | 土石流 |    |      |     | 急傾斜 |    |      |     | 地すべり |    |      |     | 小計  |    |      |     |
|-------|-----|-----|----|------|-----|-----|----|------|-----|------|----|------|-----|-----|----|------|-----|
|       |     | 指定  | 解除 | イエロー | レッド | 指定  | 解除 | イエロー | レッド | 指定   | 解除 | イエロー | レッド | 指定  | 解除 | イエロー | レッド |
| 水戸    | 笠間市 | 51  | 0  | 51   | 44  | 49  | 0  | 49   | 48  | 0    | 0  | 0    | 0   | 100 | 0  | 100  | 92  |

※イエロー：土砂災害警戒区域、レッド：土砂災害特別警戒区域

## 第2 がけくずれ対策

本市には、がけくずれ災害が予想される危険な区域がある。これらの被害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、概ね次のような対策を実施する。

### 1 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

市においては、がけくずれ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、まず事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及びがけくずれ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査し防災パトロールを実施するものとする。

なお、本市には急傾斜地危険箇所が自然斜面で 49 箇所、人工斜面で 1 箇所ある。

〔急傾斜地危険箇所（自然斜面）〕

| 番号 | 箇所名  | 位置         |     |     | 番号 | 箇所名   | 位置          |     |       |
|----|------|------------|-----|-----|----|-------|-------------|-----|-------|
|    |      | 箇所番号       | 大字  | 小字  |    |       | 箇所番号        | 大字  | 小字    |
| 1  | 石倉-1 | 216-I-001  | 石寺  | 石倉  | 26 | 八田 a  | 216-III-001 | 大橋  | 八田    |
| 2  | 山口   | 216-I-002  | 飯田  | 山口  | 27 | 南吉原   | 216-III-002 | 南吉原 | 南吉原   |
| 3  | 相生町  | 216-I-003  | 笠間  | 相生町 | 28 | 日沢    | 216-III-003 | 日沢  | 日沢    |
| 4  | 常楽-1 | 216-I-004  | 下市毛 | 常楽  | 29 | 大橋 a  | 216-III-004 | 大橋  | 大橋    |
| 5  | 坊屋敷  | 216-I-005  | 石井  | 坊屋敷 | 30 | 大橋 b  | 216-III-005 | 大橋  | 大橋    |
| 6  | 下郷   | 216-I-006  | 来栖  | 下郷  | 31 | 八田 b  | 216-III-006 | 大橋  | 八田    |
| 7  | 反町   | 216-I-007  | 大郷戸 | 反町  | 32 | 八田 c  | 216-III-007 | 大橋  | 八田    |
| 8  | 堂峰   | 216-I-008  | 稲田  | 堂峰  | 33 | 池野辺 a | 216-III-008 | 池野辺 | 池野辺   |
| 9  | 稲田沢  | 216-I-009  | 稲田  | 稲田沢 | 34 | 池野辺 b | 216-III-009 | 池野辺 | 池野辺   |
| 10 | 関戸   | 216-I-010  | 福原  | 関戸  | 35 | 槐山    | 321-I-001   | 小原  | 槐山    |
| 11 | 北中山  | 216-I-011  | 福原  | 北中山 | 36 | 仁古田東部 | 321-I-002   | 仁古田 | 仁古田東部 |
| 12 | 上郷   | 216-I-012  | 福原  | 上郷  | 37 | 山下 B  | 321-II-001  | 中市原 | 山下    |
| 13 | 石倉   | 216-II-001 | 石寺  | 石倉  | 38 | 仁古田西部 | 321-II-002  | 仁古田 | 仁古田西部 |
| 14 | 上郷 A | 216-II-002 | 来栖  | 上郷  | 39 | 岱長兎路  | 321-II-003  | 長兎路 | 岱長兎路  |

| 番号 | 箇所名   | 位置         |     |     | 番号 | 箇所名  | 位置          |    |    |
|----|-------|------------|-----|-----|----|------|-------------|----|----|
|    |       | 箇所番号       | 大字  | 小字  |    |      | 箇所番号        | 大字 | 小字 |
| 15 | 上郷 B  | 216-II-003 | 来栖  | 上郷  | 40 | 長沢   | 322-II-001  | 上郷 | 長沢 |
| 16 | 田上    | 216-II-004 | 福原  | 田上  | 41 | 大綱   | 322-II-002  | 下郷 | 大綱 |
| 17 | 金谷    | 216-II-005 | 本戸  | 金谷  | 42 | 花園   | 322-II-003  | 上郷 | 花園 |
| 18 | 滝沢 A  | 216-II-006 | 福原  | 滝沢  | 43 | 長沢 a | 322-III-001 | 上郷 | 長沢 |
| 19 | 白庭    | 216-II-007 | 福原  | 白庭  | 44 | 長沢 b | 322-III-002 | 上郷 | 長沢 |
| 20 | 北中山 A | 216-II-008 | 福原  | 北中山 | 45 | 長沢 c | 322-III-003 | 上郷 | 長沢 |
| 21 | 北中山 B | 216-II-009 | 福原  | 北中山 | 46 | 長沢 d | 322-III-004 | 上郷 | 長沢 |
| 22 | 関戸    | 216-II-010 | 福原  | 関戸  | 47 | 長沢 e | 322-III-005 | 上郷 | 長沢 |
| 23 | 鍛冶屋   | 216-II-011 | 本戸  | 鍛冶屋 | 48 | 日向   | 322-III-006 | 上郷 | 日向 |
| 24 | 滝沢 B  | 216-II-012 | 福原  | 滝沢  | 49 | 山根   | 322-III-007 | 泉  | 山根 |
| 25 | 内川    | 216-II-013 | 大郷戸 | 内川  |    |      |             |    |    |

〔急傾斜地危険箇所（人工斜面）〕

| 番号 | 箇所名  | 位置        |     |    |
|----|------|-----------|-----|----|
|    |      | 箇所番号      | 大字  | 小字 |
| 1  | 常楽-2 | 216-I-013 | 下市毛 | 常楽 |

2 急傾斜崩壊危険区域の指定

市においては、県と協議のうえ危険予想箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条の規定により危険区域の指定を行い、がけに対する有害な行為を規制し市民生活の安定と国土の保全を図る。

また、指定をした区域の住民等被害を受けるおそれのある者に対して危険である旨の説明を行い、災害防止のための県の措置について協力を求める。

なお、本市には急傾斜地崩壊危険区域指定箇所が2箇所ある。

〔急傾斜地崩壊危険区域指定箇所〕

| 番号 | 箇所名  | 位置   |     |    |
|----|------|------|-----|----|
|    |      | 箇所番号 | 大字  | 小字 |
| 1  | 常楽-1 | 220  | 下市毛 | 常楽 |
| 2  | 坊屋敷  | 272  | 石井  | 山下 |

3 所有者等に対する防災措置の指導

危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者その他関係者に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施す等改善措置をとるよう強力に指導するものとする。

#### 4 警戒避難体制の確立

危険箇所に対する防災措置が不完全である間は、まずその住民に対する警戒避難体制の確立が最も必要である。

市においては、がけくずれ発生のおそれのある場合、あるいは危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な指示及び伝達ができるよう、警戒避難体制を確立しておくものとする。

#### 5 要配慮者利用施設に係る情報提供等

要配慮者利用施設については、当該施設が土砂災害を受けるおそれがある場合には、県と連携・協力し、当該施設管理者に対しても通知することとする。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図る等の要配慮者対策の実施について指導するものとする。

### 第3 地すべり対策

本市には地すべり危険箇所が2箇所指定されている。現状を的確に把握するとともに、危険箇所ごとに警戒避難体制を確立しておくものとする。

#### 1 危険箇所の実態調査

〔地すべり危険箇所〕

平成10年調査

| 番号 | 箇所名 | 位置   |    |
|----|-----|------|----|
|    |     | 箇所番号 | 大字 |
| 1  | 神出  | 86   | 大橋 |
| 2  | 道祖神 | 87   | 本戸 |

#### 2 要配慮者利用施設に係る情報提供等

要配慮者利用施設については、当該施設が土砂災害を受けるおそれがある場合には、県と連携・協力し、当該施設管理者に対しても通知することとする。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図る等の要配慮者対策の実施について指導するものとする。

### 第4 土石流危険溪流対策

#### 1 土石流危険溪流の実態調査

本市には土石流危険溪流が52溪流ある。危険溪流の現状を的確に把握しておくものとする。

## 〔土石流危険溪流〕

| 番号 | 河 川 名 |      |           | 溪 流 所 在 地  |      |
|----|-------|------|-----------|------------|------|
|    | 水系名   | 河川名  | 溪流名       | 箇所番号       | 大字   |
| 1  | 那珂川   | 澗沼川  | かなぐ沢      | 216-I-001  | 上加賀田 |
| 2  | 那珂川   | 二反田川 | 吉野沢       | 216-I-002  | 本戸   |
| 3  | 那珂川   | 稲田川  | 沢入        | 216-I-003  | 福原   |
| 4  | 那珂川   | 福原川  | 無双決入      | 216-I-004  | 福原   |
| 5  | 那珂川   | 福原川  | 無名沢1      | 216-I-005  | 福原   |
| 6  | 那珂川   | 稲田沢川 | 稲田        | 216-I-006  | 稲田   |
| 7  | 那珂川   | 稲田沢川 | ししのが谷     | 216-I-007  | 大郷戸  |
| 8  | 那珂川   | 稲田川  | 岩倉沢       | 216-I-008  | 大郷戸  |
| 9  | 那珂川   | 稲田川  | 大郷戸(善光寺沢) | 216-I-009  | 大郷戸  |
| 10 | 那珂川   | 稲田川  | 大郷戸(大滝沢)  | 216-I-010  | 大郷戸  |
| 11 | 那珂川   | 稲田川  | 大郷戸(鍬柄沢)  | 216-I-011  | 大郷戸  |
| 12 | 那珂川   | 稲田川  | 大郷戸(長沢)   | 216-I-012  | 大郷戸  |
| 13 | 那珂川   | 稲田川  | (滝の沢)     | 216-I-013  | 片庭   |
| 14 | 那珂川   | 飯田川  | 小錦内川      | 216-I-014  | 飯田   |
| 15 | 那珂川   | 飯田川  | 小錦内川      | 216-I-015  | 飯田   |
| 16 | 那珂川   | 澗沼川  | 小松沢       | 216-I-016  | 大橋   |
| 17 | 那珂川   | 澗沼川  | 谷津入       | 216-I-017  | 大橋   |
| 18 | 那珂川   | 澗沼川  | 天神入       | 216-I-018  | 大橋   |
| 19 | 那珂川   | 澗沼川  | 滝沢入       | 216-I-019  | 福田   |
| 20 | 那珂川   | 澗沼川  | 所ノ入       | 216-I-020  | 福田   |
| 21 | 那珂川   | 澗沼川  | マムシ沢      | 216-I-021  | 笠間   |
| 22 | 那珂川   | 随光寺川 | 不動堂沢      | 322-I-001  | 上郷   |
| 23 | 那珂川   | 桜川   | 長沢        | 322-I-002  | 上郷   |
| 24 | 那珂川   | 桜川   | 長沢        | 322-I-003  | 上郷   |
| 25 | 那珂川   | 二反田川 | 南指原北      | 216-II-001 | 南指原  |
| 26 | 那珂川   | 二反田川 | 南指原川      | 216-II-002 | 南指原  |
| 27 | 那珂川   | 稲田川  | 決入        | 216-II-003 | 福原   |
| 28 | 那珂川   | 福原川  | 岩崎沢       | 216-II-004 | 福原   |
| 29 | 那珂川   | 福原川  | 道陸神沢      | 216-II-005 | 福原   |
| 30 | 那珂川   | 稲田川  | 柳沢        | 216-II-006 | 稲田   |
| 31 | 那珂川   | 稲田川  | 後道東ノ沢     | 216-II-007 | 大郷戸  |
| 32 | 那珂川   | 片庭川  | 吹上北ノ沢     | 216-II-008 | 片庭   |
| 33 | 那珂川   | 稲田川  | (滝の沢)     | 216-II-009 | 片庭   |
| 34 | 那珂川   | 片庭川  | 入道が入沢     | 216-II-010 | 片庭   |
| 35 | 那珂川   | 澗沼川  | 日沢(栃郷戸入)  | 216-II-011 | 日沢   |

| 番号 | 河 川 名 |       |       | 溪 流 所 在 地  |      |
|----|-------|-------|-------|------------|------|
|    | 水 系 名 | 河 川 名 | 溪 流 名 | 箇所番号       | 大 字  |
| 36 | 那珂川   | 飯田川   | 大平    | 216-II-012 | 大平   |
| 37 | 那珂川   | 飯田川   | 石寺西   | 216-II-013 | 石寺   |
| 38 | 那珂川   | 飯田川   | 石寺東   | 216-II-014 | 石寺   |
| 39 | 那珂川   | 涸沼川   | 堺の宮   | 216-II-015 | 福田   |
| 40 | 那珂川   | 涸沼川   | 井戸かえり | 216-II-016 | 福田   |
| 41 | 那珂川   | 涸沼川   | 坂下入   | 216-II-017 | 福田   |
| 42 | 那珂川   | 涸沼川   | 福田    | 216-II-018 | 福田   |
| 43 | 那珂川   | 涸沼川   | 坂尾南沢  | 216-II-019 | 大渕   |
| 44 | 那珂川   | 涸沼前川  | 大田切   | 216-II-020 | 大田切  |
| 45 | 那珂川   | 随光寺川  | 不動堂沢  | 322-II-001 | 上郷   |
| 46 | 那珂川   | 桜川    | 長沢支溪  | 322-II-002 | 上郷   |
| 47 | 那珂川   | 桜川    | 長沢    | 322-II-003 | 上郷   |
| 48 | 那珂川   | 桜川    | 長沢支溪  | 322-II-004 | 上郷   |
| 49 | 那珂川   | 桜川    | 西寺東沢  | 322-II-005 | 上郷   |
| 50 | 那珂川   | 涸沼川   |       | 216-II-001 | 上加賀田 |
| 51 | 那珂川   | 涸沼川   |       | 216-II-002 | 大橋   |
| 52 | 那珂川   | 飯田川   |       | 216-II-003 | 飯田   |

## 2 砂防指定地の指定及び砂防工事の推進

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条により「治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長するような行為を制限するために積極的に指定を行う。
- (2) 土石流（土砂・流木）に対処するための工事については、特に土石流が発生するおそれの高い溪流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い溪流について、重点的に土砂・流木捕捉効果の高い砂防工事を推進する。

## 3 土石流危険溪流の周知

市は、関係住民への危険溪流に関する資料の提供を行い、周知徹底を図る。

## 4 警戒避難体制の確立

- (1) 土石流危険溪流周辺における警戒避難体制の整備を早急に図るため、次の事項を行う。
  - ア 関係住民において警戒又は避難を行うべき基準（以下「警戒避難基準」という。）の設定
  - イ 予報、警報及び避難の指示等の伝達・周知
  - ウ 適切な避難方法の周知

- エ 適切な避難場所の選定及び周知
  - オ その他警戒避難のために必要な事項
- (2) 警戒避難基準は、県の基準を準用するものとする。
- (3) 警戒避難基準は、原則として雨量によって設定するものとし、過去の土石流災害発生時の雨量、研究機関の成果等を参考に溪流周辺の崩壊等の状況を考慮して、水戸土木事務所等その他関係機関と協議して決定するようにする。  
現時点では本市における土石流災害の例はなく、警戒避難基準の設定は難しいところであるが、次に掲げるような場合には、自発的に警戒避難を行うよう市民を指導する。
- ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合
  - イ 溪流の流末が急激に濁りだした場合や、流木が混ざり始めた場合
  - ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
  - エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
  - オ 溪流の付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合
- 5 要配慮者利用施設に係る情報提供等
- 要配慮者利用施設については、当該施設が土砂災害を受けるおそれがある場合には、県と連携・協力し、当該施設管理者に対しても通知することとする。
- また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図る等の要配慮者対策の実施について指導するものとする。

[砂 防 指 定 地]

平成 29 年 10 月 31 日現在

| 番号 | 河 川 名 |      |      | 溪 流 所 在 地 |     |
|----|-------|------|------|-----------|-----|
|    | 水系名   | 河川名  | 溪流名  | 箇所番号      | 大字  |
| 1  | 那珂川   | 稲田沢川 | 稲田沢  | 61        | 稲田  |
| 2  | 那珂川   |      | 佐伯沢  | 71        | 笠間  |
| 3  | 那珂川   | 南指原川 | 南指原川 | 80        | 本戸  |
| 4  | 那珂川   |      | 大郷戸沢 | 184       | 大郷戸 |
| 5  | 那珂川   |      | 長沢   | 198       | 上郷  |
| 6  | 那珂川   | 南指原川 | 南指原川 | 211       | 南吉原 |
| 7  | 那珂川   | 稲田川  | 稲田川  | 234       | 福原  |
| 8  | 那珂川   | 稲田沢川 | 稲田沢  | 251       | 稲田  |
| 9  | 那珂川   | 大郷戸川 | 大郷戸川 | 284       | 大郷戸 |
| 10 | 那珂川   |      | 日沢   | 285       | 日沢  |
| 11 | 那珂川   | 大郷戸川 | 大郷戸川 | 293       | 大郷戸 |
| 12 | 那珂川   |      | 日沢   | 294       | 日沢  |

| 番号 | 河 川 名 |       |       | 溪 流 所 在 地 |     |
|----|-------|-------|-------|-----------|-----|
|    | 水 系 名 | 河 川 名 | 溪 流 名 | 箇所番号      | 大 字 |
| 13 | 那珂川   |       | 日沢    | 311       | 日沢  |
| 14 | 那珂川   |       | 小坪沢   | 312       | 日沢  |
| 15 | 那珂川   |       | 不動沢   | 323       | 下郷  |
| 16 | 那珂川   |       | 日沢    | 324       | 日沢  |
| 17 | 那珂川   |       | 大郷戸沢  | 332       | 大郷戸 |
| 18 | 那珂川   |       | 柳沢    | 384       | 上郷  |
| 19 | 那珂川   |       | 大滝沢   | 358       | 大郷戸 |
| 20 | 那珂川   | 飯田川   | 国見沢   | 400       | 箱田  |
| 21 | 那珂川   | 稲田川   | 稲田川   | 514       | 福原  |

### 第 3 節 交通計画

関係機関：都市建設部

災害に備えての道路及び橋梁の災害予防並びに維持補修を実施するものとする。

#### 1 道路・橋梁の現況

##### (1) 道路

本市の道路の現況については、次表のとおりである。

[道路の現況]

(令和4年4月1日現在)

| 区 分 | 路線数   | 実 延 長<br>(m) | 改良済延長<br>(うち車幅5.5m以上) |      | 舗装済延長<br>(m) | 舗装率<br>(%) |
|-----|-------|--------------|-----------------------|------|--------------|------------|
|     |       |              | 改良率<br>(%)            | (m)  |              |            |
| 市 道 | 4,042 | 1,488,547    | 664,901<br>(205,708)  | 44.7 | 994,428      | 66.8       |

##### (2) 橋梁

本市の橋梁の現況については、次表のとおりである。

[橋梁の現況]

(令和4年4月1日現在)

| 市         | 計     | 木 橋 | 永 久 橋 | 混 合 橋 |
|-----------|-------|-----|-------|-------|
| 橋 梁 数     | 355   | 5   | 350   | 0     |
| 延 長 ( m ) | 4,462 | 16  | 4,446 | 0     |

#### 2 予防対策

##### (1) 道路建設上配慮すべき事項

- ア 平面線形：できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- イ 縦断線形：平坦地における切土法面はなるべくとらず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- ウ 横断こう配：路面水を速やかに側溝に流下させるに必要なこう配をとる。
- エ 路側、横断構造物：切土部において法長が大きく崩土のおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- オ 横断排水構造物：洪水時に十分な排出のできる通水断面とする。
- カ 排水側溝：路面水を処理し、速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水困難な所は盲暗渠等を施す。

##### (2) 道路及び橋梁の危険箇所の調査

定期的にパトロールを行い、危険箇所の調査、把握に努める。

#### ア 道路

災害による被害の軽減を図るため、危険箇所については、可能な限り補修を行い、幅員 3.5m未満の道路で自動車等の交通不能な道路並びに通行危険な箇所については、逐次改良するよう努めるものとする。

#### イ 橋梁

日頃より橋梁の老朽度並びに上流の浮遊物、ゴミ等が堆積しないよう配慮するものとする。

#### (3) う回路の調査

災害時において、道路が被害を受けて、早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡するう回路をあらかじめ調査し、また関係機関に当該事項を周知徹底して緊急事態に備えるものとする。

#### (4) 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

本市における異常気象時通行規制区間と特殊通行規制区間は次のとおりである。

#### 〔異常気象時通行規制区間〕

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

| 路線名    | 通行規制(情報収集)区間 |        | 危険内容    | 情報板設置の有無 |
|--------|--------------|--------|---------|----------|
|        | 箇所           | 延長(km) |         |          |
| 宇都宮笠間線 | 笠間市片庭        | 1.0    | 土砂崩落    | 有        |
| 笠間つくば線 | 笠間市本戸        | 1.5    | 地すべり・落石 | 有        |

#### 〔特殊通行規制区間〕

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

| 路線名    | 通行規制(情報収集)区間 |        | 危険内容    | 情報板設置の有無 |
|--------|--------------|--------|---------|----------|
|        | 箇所           | 延長(km) |         |          |
| 鶏足山片庭線 | 笠間市片庭        | 2.0    | 落石・土砂崩落 | 無        |

## 第 4 節 都市計画

関係機関：都市建設部

都市災害の未然防止を第一目的とし、あわせて土地の合理的利用の促進及び都市環境の改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施するものとする。

### 1 都市防災に関する方針

災害に強い都市構造の実現を図る観点から都市防災に関する方針を検討する。

### 2 防火地域及び準防火地域の指定

木造家屋が密集している危険な地域の災害を最小限におさえるため、建築物個々の不燃化とともに、都市構造そのものを防火的に改造する目的をもって、都市計画法の規定に基づき防火地域及び準防火地域の指定を検討する。

### 3 災害危険区域の指定等

市は条例その他により、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に基づき茨城県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域や、出水等による著しい危険が予測される区域について、住宅の用に供する建築物等の建築制限の措置等を検討する。

### 4 強風による落下防止対策

地方公共団体及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

### 5 都市計画事業の推進

都市の将来像の実現に向けた都市の整備、開発及び保全を図るため、適時適切な事業を推進していく必要があり、特に密集市街地部においては、防災性の向上を図る観点から都市計画事業を推進していく。

### 6 市街地の整備

計画的な潤いのある市街地の形成と、土地の合理的利用の促進を図り、防災防火についての対処を図るものとする。

本市の用途地域の状況は、次のとおりである。

〔都市計画用途地域〕

(平成31年4月1日現在)

| 区 分          | 面 積 (ha) | 比 率 (%) |
|--------------|----------|---------|
| 第一種低層住居専用地域  | 220      | 22.9    |
| 第二種低層住居専用地域  | 30       | 3.1     |
| 第一種中高層住居専用地域 | 117      | 12.2    |
| 第二種中高層住居専用地域 | 5.2      | 0.5     |
| 第一種住居地域      | 226      | 23.5    |
| 第二種住居地域      | 48       | 5.0     |

| 区 分         | 面 積 (ha) | 比 率 (%) |
|-------------|----------|---------|
| 準 住 居 地 域   | 2.9      | 0.3     |
| 近 隣 商 業 地 域 | 28       | 2.9     |
| 商 業 地 域     | 27       | 2.8     |
| 準 工 業 地 域   | 124      | 12.9    |
| 工 業 地 域     | 82       | 8.5     |
| 工 業 専 用 地 域 | 52       | 5.4     |
| 計           | 962      | 100.0   |

※端数処理の関係で、面積・比率とも各項目の和と計が一致していません。

## 7 立地適正化計画との関連

立地適正化計画では、人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、誘導する区域として、居住誘導区域及び準居住誘導区域を定めている。

これらの区域の防災性を高め、住民が安全に安心して居住できるよう、災害対策の推進を図っていく。

## 8 都市計画道路

地震の規模が甚大であるほど、緊急避難道路の役割を担い、また火災発生時の延焼遮断空間の機能をもつ幅員の広い道路が必要となることから、都市計画道路の推進を図っていく。

〔都市計画道路〕

(令和4年4月1日現在)

| 名称            | 幅員(m) | 延長(m) | 決定(変更)年月日  |
|---------------|-------|-------|------------|
| 北関東横断道路線(旧笠間) | 23.5  | 9,660 | 平成2年11月15日 |
| 北関東横断道路線(旧友部) | 23.5  | 9,810 | 平成19年5月31日 |
| 国道50号線笠間バイパス線 | 22.0  | 3,300 | 平成2年11月15日 |
| 大和田甲の山線       | 18.0  | 2,085 | 昭和49年4月4日  |
| 笠間停車場寺崎線      | 16.0  | 2,370 | 昭和49年4月4日  |
| 昭和町来栖線        | 16.0  | 1,270 | 平成2年11月15日 |
| 高橋町稲田線        | 12.0  | 2,110 | 平成3年8月22日  |
| 昭和町相生町線       | 12.0  | 2,400 | 昭和49年4月4日  |
| 来栖飯合線         | 12.0  | 1,440 | 平成3年8月22日  |
| 手越石井線         | 18.0  | 6,110 | 平成2年11月15日 |
| 笠間停車場下市毛線     | 18.0  | 470   | 平成2年11月15日 |
| 福原今泉線         | 16.0  | 1,680 | 平成2年11月15日 |
| 来栖寺崎線         | 16.0  | 2,050 | 平成3年8月22日  |
| 鉄砲町石井線        | 16.0  | 296   | 平成3年8月22日  |
| 石井北総合公園線      | 12.0  | 700   | 平成3年8月22日  |

| 名称        | 幅員(m) | 延長(m) | 決定(変更)年月日  |
|-----------|-------|-------|------------|
| 友部停車場線    | 11.0  | 2,100 | 平成19年5月31日 |
| 友部鯉淵線     | 11.0  | 1,300 | 平成19年5月31日 |
| 原原の池線     | 11.0  | 500   | 平成19年5月31日 |
| 友部宍戸線     | 11.0  | 2,070 | 平成31年3月29日 |
| 友部ニツ池線    | 8.0   | 1,100 | 平成19年5月31日 |
| 原宮前線      | 8.0   | 1,500 | 平成19年5月31日 |
| 宿大沢線      | 18.0  | 2,670 | 平成19年5月31日 |
| 南小泉大田線    | 16.0  | 4,180 | 平成19年5月31日 |
| 上町大沢線     | 16.0  | 3,320 | 平成19年5月31日 |
| 流通センター東西線 | 27.0  | 3,140 | 平成19年5月31日 |
| 流通センター南線  | 27.0  | 1,420 | 平成19年5月31日 |
| 流通センター北線  | 27.0  | 1,240 | 平成19年5月31日 |
| 友部駅北線     | 20.0  | 340   | 平成19年5月31日 |
| 岩間駅東大通り線  | 20.0  | 1,420 | 平成19年5月31日 |
| 俎倉泉線      | 16.0  | 6,630 | 平成19年5月31日 |
| 泉室野線      | 16.0  | 4,250 | 平成19年5月31日 |
| 岩間駅西口上町線  | 16.0  | 460   | 平成19年5月31日 |
| 日吉町古市線    | 16.0  | 1,250 | 平成31年3月29日 |
| 下安居南北線    | 27.0  | 1,680 | 平成19年5月31日 |
| 元ヱ線       | 10.0  | 100   | 平成3年8月22日  |
| 友部駅南北自由通路 | 8.8   | 80    | 平成19年5月31日 |

※平成19年5月31日の変更は、合併による都市計画区域の統合に伴う路線番号、路線名の整理

資料:都市計画課

## 9 都市公園

市民の健康増進とふれあいの場の拠点としてだけでなく、一時集結場所や延焼阻止空間としてのオープンスペース確保のためにも、都市公園整備の推進を図るものとする。

〔都市計画公園等一覧〕

令和4年4月1日現在

| 公園番号            | 公園名称        | 面積<br>(ha)     | 決定<br>年月日 | 変更<br>(最終) | 所在地                 | 供用<br>年月日 |
|-----------------|-------------|----------------|-----------|------------|---------------------|-----------|
| 広域公園<br>9・6・001 | 笠間芸術の森公園    | (54.6)<br>38.4 | S57.1.7   | H8.12.12   | 笠間 2345             | H3.10.1   |
| 総合公園<br>5・5・001 | 笠間市総合公園     | 23.50          | S46.7.22  | S59.9.25   | 箱田 867-1            | S51.10.1  |
| 街区公園<br>2・2・001 | 石井街区公園      | 0.21           | S48.5.29  | H13.12.4   | 石井 2068-1 の<br>一部   | S51.10.1  |
| 2・2・002         | 鷹匠町児童公園     | 0.21           | S58.4.6   |            | 笠間 17-1             | S60.4.1   |
| 2・2・003         | 赤坂前児童公園     | 0.24           | H3.8.22   |            | 赤坂 15               | H11.4.1   |
| 2・2・004         | 亀ヶ橋南児童公園    | 0.40           | H3.8.22   |            | 赤坂 19               | H11.4.1   |
| 2・2・005         | 亀ヶ橋北児童公園    | 0.20           | H3.8.22   |            | 赤坂 18               | H11.4.1   |
| 2・2・006         | 友部第一児童公園    | 0.12           | S38.6.13  | H19.5.31   | 八雲 1 丁目 5-23        | S41.4.1   |
| 2・2・007         | 友部第二児童公園    | 0.56           | S55.2.27  | H19.5.31   | 中央 3 丁目 3-1         | S58.4.2   |
| 2・2・008         | 友部駅前児童公園    | 0.28           | S53.7.28  | H19.5.31   | 東平 2 丁目<br>1470-202 | S55.5.17  |
|                 | 程島児童公園      | 0.27           |           |            | 笠間 1725-7           | S56.12.5  |
|                 | 笠間ひがし公園     | 0.77           |           |            | 福田 961-2            | H8.2.1    |
|                 | 笠間にし公園      | 0.25           |           |            | 稲田 3-6              | H8.2.1    |
|                 | 大池公園        | 1.53           |           |            | 赤坂 20               | H13.4.1   |
|                 | 高田運動公園      | 1.39           |           |            | 福田 3012-1           | S58.12.14 |
|                 | 福原運動公園      | 0.94           |           |            | 福原 17-10            | S56.12.7  |
|                 | 南山スポーツ公園    | 2.73           |           |            | 北吉原 321-1           | S63.6.6   |
|                 | 大橋塚の宮街区公園   | 0.05           |           |            | 大橋 2365-46          | H15.3.12  |
|                 | 笠間駅北街区公園    | 0.13           |           |            | 笠間 5095             | H14.4.1   |
|                 | 城南・やきもの通り公園 | 0.17           |           |            | 下市毛 591-1 の<br>一部   | H15.6.12  |
|                 | いなだふれあい公園   | 0.12           |           |            | 稲田 2315-1           | H15.11.25 |
|                 | 鯉淵公園        | 0.56           |           |            | 鯉淵 6269-15          | H22.3.20  |
|                 | 岩間工業団地第一公園  | 0.80           |           |            | 安居 2600-17          | H25.4.1   |
|                 | 岩間工業団地第二公園  | 0.92           |           |            | 安居 2600-31          | H25.4.1   |
|                 | 笠間中央公園      | 2.42           |           |            | 平町 1718-1           | R3.10.1   |

資料:管理課、生涯学習課

## 10 上水道事業

本市の上水道事業は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため整備が進められてきた。

笠間市笠間水道事業、笠間市友部水道事業、笠間市岩間水道事業については、平成 22 年 4 月 1 日付で廃止、同日付けで「笠間市水道事業」として認可された。現在、全戸給水を目指し、以下の内容で計画的に施設整備を進めている。

## 〔笠間市水道事業〕

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

|         |                        |             |                          |
|---------|------------------------|-------------|--------------------------|
| 給水区域内人口 | 74,673 人               | 目標年次        | 平成 30 年                  |
| 給水区域内面積 | 240.27k m <sup>2</sup> | 工 期         | 平成 22 年～平成 30 年          |
| 給水人口    | 67,021 人               | 計画給水人口      | 77,800 人                 |
| 配水池貯留能力 | 17,400 m <sup>3</sup>  | 計画 1 日最大給水量 | 30,400 m <sup>3</sup> /日 |

## 認可状況

| 名称 | 認可年月日   | 認可番号                  | 目標年次 | 給水人口<br>(人) | 一人一日<br>最大給水 (ℓ) | 一日最大<br>給水量 (m <sup>3</sup> ) |
|----|---------|-----------------------|------|-------------|------------------|-------------------------------|
| 創設 | H22.4.1 | 厚生労働省発建<br>0401 第 6 号 | H30  | 77,800      | 390              | 30,400                        |

## 〔工業用水事業〕

## 認可状況

| 名称     |      | 届出年月日    | 届出番号        | 目標年次 | 事業者 (件) | 一日最大給水量<br>(m <sup>3</sup> ) |
|--------|------|----------|-------------|------|---------|------------------------------|
| 沿<br>革 | 創 設  | H4.3.16  | 岩役発第 340 号  | H5   | 4       | 1,500                        |
|        | 水源変更 | H13.6.25 | 岩役発第 1278 号 | H13  | 4       | 1,500                        |

## 11 下水道事業

本市における公共下水道事業は、昭和 56 年 3 月、旧友部町において着手し、続いて昭和 61 年 2 月、旧笠間市において着手した。その後、より一層の事務・事業の効率化を図るため、平成 2 年 4 月 1 日に友部・笠間広域下水道組合を設立し、旧笠間市の汚水も旧友部町の処理場で共同処理するよう計画を変更した。

平成 4 年 3 月 31 日、旧友部町において友部駅南部周辺の約 160ha を供用開始し、その 2 年後の平成 6 年 3 月 31 日、旧笠間市において笠間駅北部周辺の約 65ha を供用開始した。以後、順次整備を進め供用開始地区を拡大している。

旧岩間町においては、平成 7 年 9 月に事業に着手し、平成 14 年 4 月 1 日、岩間駅北東部及び同駅西部周辺の約 113ha を供用開始した。以後、同様に順次供用開始地区を拡大している。

平成 18 年 3 月 19 日、旧笠間市・旧友部町・旧岩間町の合併に伴い、旧友部・笠間広域下水道組合及び旧岩間町の公共下水道事業を新笠間市へ継承し、水環境の保全及び生活環境の向上のため整備を進めている。

## 第 5 節 文教計画

関係機関：教育委員会

学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、建物・防災施設等の整備、防災訓練等の災害を予防する措置を講ずるものとする。

### 1 文教施設の点検整備

学校、公民館等の施設については、以下の点に留意し、定期的に点検整備を進め、安全性の確保を図るものとする。なお、各施設の現況は、別表 1 のとおりである。

- (1) 建物、敷地の防火上、避難上安全のための点検整備を推進する。
- (2) 排水施設の整備と管理を図る。
- (3) 防火諸設備の充実及び点検整備を推進する。

### 2 防災上必要な教育及び訓練の実施

- (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- (3) 教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。
- (4) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (5) 校長等は、関係教職員に対し、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (6) 校長等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

### 3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

### 4 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- (2) 校地等の選定・造成をする場合は、がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。

- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備その他の危険がある施設では、適切な管理に努める。

## 5 防火管理者の選任

防火対象物の管理者は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条に基づき防火管理者を選任しなければならない。

## 6 防火管理者の責務

防火管理者は、消防法第 8 条に基づき消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理、収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

## 7 消防計画の作成

防火管理者は、消防計画の作成にあたっては、消防法に基づくほか、笠間市学校管理規則（平成 18 年教委規則第 11 号）第 28 条第 2 項により毎年度初めに作成し、教育長に提出することとする。なお、計画内容は、概ね次の事項とする。

- (1) 自衛消防の組織に関すること。
- (2) 防火対象物の火災予防上の自主検査に関すること。
- (3) 消防用設備等の点検及び整備に関すること。
- (4) 避難通路、避難口等の維持管理及びその案内に関すること。
- (5) 防火上必要な教育に関すること。
- (6) 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (7) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難指導に関すること。
- (8) 防火管理について、消防機関との連絡に関すること。
- (9) 学校プールについては防火用水としての役割を十分果たせるよう常に管理すること。

## 8 避難所としての学校の役割

学校を避難所として使用することにより、学校の運営上支障をきたさないためにも、今後次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 避難所の運営における教師の役割
- (2) 児童生徒等の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- (4) 避難所になった場合に必要な備品等の整備

- (5) 授業中等に発災した場合における児童生徒等の避難、帰宅及び保護者との連絡方法等の措置

## 9 文化財の保護

本市は数多くの文化財に恵まれている。国・県・市指定はもとより地域開発等により消失のおそれのある埋蔵文化財の保護、保存のため、所在を明確化する標識等を設置するとともに、一般外来者に対し防火に関する注意を喚起するため標示板（注意立札等）の設置を図る。

防災施設の整備等については、消火器類、避雷針等の設置を促進するほか防火水槽の設置を推進する。

なお、市内における文化財の一覧は、別表2のとおりである。

別表1

〔各施設の現況〕

### 1 幼稚園

| 名 称         | 電話番号    | 所在地          | 構造  | 階 | 建物面積(m <sup>2</sup> ) |
|-------------|---------|--------------|-----|---|-----------------------|
| 大成学園かさまこども園 | 71-5858 | 笠間市金井 83-1   | W   | 1 | 1,329.11              |
| 大成学園いなだこども園 | 71-7200 | 笠間市稲田 2151-1 | W   | 1 | 2,555.63              |
| 私立めぐみこども園   | 72-7195 | 寺崎 28-1      | R C | 2 | 750.61                |
| 私立こじか幼稚園    | 72-6636 | 箱田 6-4       | W   | 2 | 548.12                |
| 私立ともべ幼稚園    | 77-0311 | 東平 2-11-7    | S   | 2 | 1,641.90              |
| 私立さくら幼稚園    | 77-8182 | 平町 1811-4    | S   | 2 | 703.42                |
| 私立すみれ幼稚園    | 77-5098 | 旭町 345-1     | W   | 2 | 1,061.60              |
| 私立岩間第一幼稚園   | 45-3293 | 吉岡 156-26    | W   | 1 | 1,302.03              |
| 私立ドレミ幼稚園    | 45-3711 | 市野谷 1542-12  | S   | 1 | 464.00                |

### 2 小学校

| 名 称       | 電話番号    | 所在地         | 構造  | 階 | 建物面積(m <sup>2</sup> ) |
|-----------|---------|-------------|-----|---|-----------------------|
| 市立笠間小学校   | 72-0076 | 笠間 2689-1   | R C | 3 | 6,571                 |
| 市立稲田小学校   | 74-2301 | 稲田 2151-2   | R C | 3 | 3,880                 |
| 市立宍戸小学校   | 77-0209 | 平町 22       | R C | 3 | 3,639                 |
| 市立友部小学校   | 77-0009 | 美原 3-3-1    | R C | 3 | 5,583                 |
| 市立北川根小学校  | 77-1364 | 湯崎 1085-1   | R C | 3 | 3,907                 |
| 市立大原小学校   | 77-0434 | 小原 3522-1   | R C | 3 | 4,494                 |
| 市立友部第二小学校 | 77-7946 | 平町 1718-93  | R C | 3 | 3,568                 |
| 市立岩間第一小学校 | 45-2042 | 下郷 4140-1   | R C | 3 | 4,990                 |
| 市立岩間第二小学校 | 45-2169 | 押辺 529-1    | R C | 3 | 3,089                 |
| 市立岩間第三小学校 | 45-6168 | 市野谷 1542-19 | R C | 3 | 3,199                 |

※表中構造欄の表記はW：木造、S：鉄骨造、R C：鉄筋コンクリート造の略

### 3 中学校

| 名 称       | 電話番号    | 所 在 地     | 構 造 | 階 | 建物面積(m <sup>2</sup> ) |
|-----------|---------|-----------|-----|---|-----------------------|
| 市立笠間中学校   | 72-0120 | 笠間 2702   | R C | 4 | 5,496                 |
| 市立稲田中学校   | 74-2004 | 稲田 2145-3 | R C | 4 | 3,563                 |
| 市立友部中学校   | 77-0073 | 中央 4-1-1  | R C | 4 | 5,273                 |
| 市立友部第二中学校 | 77-7809 | 旭町 510-1  | R C | 3 | 4,729                 |
| 市立岩間中学校   | 45-2624 | 下郷 4997   | R C | 3 | 5,946                 |

### 4 義務教育学校

| 名 称         | 電話番号    | 所 在 地  | 構 造 | 階 | 建物面積(m <sup>2</sup> ) |
|-------------|---------|--------|-----|---|-----------------------|
| みなみ学園義務教育学校 | 72-1385 | 北吉原 15 | R C | 2 | 2,020                 |

### 5 公民館等施設

| 施設名             | 区 分 | 電話番号    | 所 在 地      | 構 造 | 階 | 建物面積(m <sup>2</sup> ) |
|-----------------|-----|---------|------------|-----|---|-----------------------|
| 笠間市立笠間公民館       |     | 72-2100 | 石井 2068-1  | R C | 3 | 3,119                 |
| 笠間市立友部公民館       |     | 72-7533 | 中央 3-3-6   | R C | 3 | 3,154                 |
| 笠間市立岩間公民館       |     | 45-2080 | 下郷 5140    | R C | — | 703                   |
| 笠間市地域交流センターともべ  |     | 71-6637 | 友部駅前 1-10  | W   | — | 1,282.72              |
| 笠間市地域交流センターいわま  |     | 57-3357 | 下郷 4438-7  | W   | — | 940.29                |
| 笠間市地域交流センター大橋   |     | 72-8264 | 大橋 1543    | R C | 2 | 942                   |
| 笠間市地域交流センター池野辺  |     | 72-8123 | 池野辺 1295   | W   | 1 | 258                   |
| 笠間市みなみ公民館       |     | 72-7611 | 下市毛 591-1  | W   | 1 | 257                   |
| 笠間市地域交流センター高田   |     | 72-3199 | 福田 3010-1  | W   | 1 | 202                   |
| 笠間市地域交流センターはこだ  |     | 72-6542 | 箱田 1037    | W   | 1 | 210                   |
| 笠間市地域交流センターさしろ  |     | 72-7403 | 寺崎 135     | W   | 1 | 186                   |
| 笠間市地域交流センター南山内  |     | 72-6556 | 南吉原 181    | W   | 1 | 228                   |
| 笠間市地域交流センターもとど  |     | 74-2971 | 本戸 3154    | W   | 1 | 233                   |
| 笠間市地域交流センターくるす  |     | 72-1384 | 来栖 1045    | W   | 1 | 216                   |
| 笠間市地域交流センター上加賀田 |     | 72-7404 | 上加賀田 329-1 | W   | 1 | 499                   |
| 笠間市稲田公民館        |     | 74-2973 | 稲田 3378-1  | W   | 1 | 288                   |
| 笠間市稲田公民館附属館     |     | 74-2044 | 稲田 785-2   | W   | 1 | 237                   |
| 笠間市地域交流センター福原   |     | 74-3804 | 福原 3602-2  | W   | 1 | 304                   |
| 笠間市総合公園管理棟      |     | 72-9330 | 箱田 867-1   | R C | 1 | 676.65                |
| 笠間市民体育館         |     | 72-2101 | 石井 2068-1  | R C | 3 | 3,366.7               |
| 笠間市笠間武道館        |     | —       | 石井 2068-1  | R C | 1 | 550.3                 |
| 笠間市立笠間図書館       |     | 72-5046 | 石井 2023-1  | R C | 2 | 2,779.25              |
| 笠間市立友部図書館       |     | 78-1200 | 平町 2084    | R C | 2 | 2,443.7               |
| 笠間市立岩間図書館       |     | 45-2082 | 下郷 5140    | R C | — | 751                   |
| 笠間市立歴史民俗資料館     |     | 77-8925 | 平町 29      | W   | 2 | 409                   |
| 笠間市岩間海洋センター     |     | 45-7085 | 押辺 2259-1  | R C | 1 | 1,178.73              |

## 別表 2

〔指定文化財一覧表（令和 4 年 12 月 1 日現在）〕

## 1 国

| 種別    | 名称                  | 指定年月日        | 所有者・管理者      | 所在地      |
|-------|---------------------|--------------|--------------|----------|
| 彫刻    | 木造 薬師如来坐像           | 大正 3. 4. 17  | 岩谷寺          | 来栖 2696  |
| 彫刻    | 木造 薬師如来立像           | 大正 3. 4. 17  | 岩谷寺          | 来栖 2696  |
| 建造物   | 楞嚴寺山門               | 大正 6. 4. 5   | 楞嚴寺          | 片庭 761-4 |
| 彫刻    | 木造 千手観音立像           | 大正 9. 8. 16  | 楞嚴寺          | 片庭 775   |
| 彫刻    | 木造 弥勒仏立像            | 大正 9. 8. 16  | 弥勒教会         | 石寺 464   |
| 天然記念物 | 片庭ヒメハルゼミ発生地         | 昭和 9. 12. 28 | 八幡神社、<br>楞嚴寺 | 片庭       |
| 建造物   | 塙家住宅                | 昭和 51. 2. 3  | 個人所有         | 安居 2009  |
| 建造物   | 笠間稲荷神社本殿<br>附棟札 1 枚 | 昭和 63. 1. 13 | 笠間稲荷神社       | 笠間 39    |

## 2 県

| 種別    | 名称                  | 指定年月日         | 所有者・管理者  | 所在地                        |
|-------|---------------------|---------------|----------|----------------------------|
| 史跡    | 難台山城址               | 昭和 9. 5. 18   | 笠間市      | 上郷 3646 の一部<br>上郷 2962 の一部 |
| 彫刻    | 木造 佐白観音坐像           | 昭和 32. 1. 25  | 正福寺      | 笠間 1056-1                  |
| 書跡    | 唐本一切経               | 昭和 33. 7. 23  | 笠間稲荷神社   | 笠間 39                      |
| 彫刻    | 寄木造 十一面観音立像         | 昭和 42. 3. 30  | 東性寺      | 手越 195                     |
| 天然記念物 | 八重の藤                | 昭和 42. 11. 24 | 笠間稲荷神社   | 笠間 39                      |
| 建造物   | 笠間城櫓                | 昭和 44. 12. 1  | 真浄寺      | 笠間 323                     |
| 彫刻    | 木造 阿弥陀如来坐像          | 昭和 44. 12. 1  | 阿弥陀講世話人会 | 上加賀田 916                   |
| 彫刻    | 木造 十一面観世音菩薩像        | 昭和 44. 12. 1  | 養福寺      | 大田町 324                    |
| 彫刻    | 木造 不動明王像及び両童子       | 昭和 46. 1. 28  | 下箱田総代会   | 箱田 861                     |
| 建造物   | 旧穴戸城表門<br>附穴戸氏家紋    | 昭和 51. 7. 5   | 個人所有     | 土師 622                     |
| 彫刻    | 木造 大日如来坐像           | 昭和 60. 3. 25  | 大日如来奉賛会  | 上加賀田 1773                  |
| 彫刻    | 木造 阿弥陀如来立像          | 昭和 60. 3. 25  | 光照寺      | 笠間 2591                    |
| 歴史資料  | 四神旗 附祝文(写)          | 昭和 63. 1. 25  | 稲田神社     | 稲田 763 (県立歴史館寄託)           |
| 書跡    | 唐本一切経               | 昭和 63. 1. 25  | 西念寺      | 稲田 469                     |
| 書跡    | 金剛般若波羅蜜経            | 平成 5. 1. 25   | 高乾院      | 石井 1747                    |
| 天然記念物 | 稲田禅房のお葉付イチョウ        | 平成 12. 11. 27 | 西念寺      | 稲田 469                     |
| 工芸品   | 鱒口如意寺、嘉暦三年在銘        | 平成 16. 1. 8   | 如意輪寺     | 上市原 942 (県立歴史館寄託)          |
| 工芸品   | 葆光彩磁葡萄紋様花瓶<br>板谷波山作 | 平成 16. 11. 25 | 茨城県陶芸美術館 | 笠間 2345                    |

| 種別  | 名称                  | 指定年月日         | 所有者・管理者  | 所在地     |
|-----|---------------------|---------------|----------|---------|
| 工芸品 | 氷華磁仙桃文花瓶<br>板谷波山作   | 平成 16. 11. 25 | 茨城県陶芸美術館 | 笠間 2345 |
| 彫刻  | 木造金剛力士像             | 平成 19. 11. 16 | 養福寺      | 大田町 324 |
| 絵画  | 紙本著色金山寺図屏風<br>雪村周継筆 | 平成 29. 12. 25 | 笠間稲荷神社   | 笠間 39   |
| 彫刻  | 銅造阿弥陀如来立像<br>附旧支柱   | 平成 30. 12. 27 | 浄乗寺      | 平町 291  |

### 3 市

| 種別    | 名称           | 指定年月日        | 所有者・管理者  | 所在地        |
|-------|--------------|--------------|----------|------------|
| 彫刻    | 十一面観世音像      | 昭和 48. 5. 29 | 慈眼院（東性寺） | 泉 915      |
| 歴史資料  | 戦旗           | 昭和 48. 12. 7 | 個人所有     | 福田 2644    |
| 工芸品   | 時鐘           | 昭和 48. 12. 7 | 笠間市      | 笠間 1015-2  |
| 史跡    | 坂尾の土塁        | 昭和 48. 12. 7 | 個人所有     | 笠間 3727 ほか |
| 天然記念物 | 本戸の大カエデ      | 昭和 52. 3. 7  | 個人所有     | 本戸 3093    |
| 彫刻    | 木造 如意輪観音坐像   | 昭和 52. 3. 7  | 長福寺      | 福原 1811    |
| 工芸品   | 五鈷杵          | 昭和 52. 3. 7  | 金剛寺      | 箱田 1778    |
| 工芸品   | 八坂神社神輿       | 昭和 53. 4. 25 | 八坂神社     | 笠間 345     |
| 史跡    | 笠間氏累代の墓地     | 昭和 53. 4. 25 | 楞嚴寺      | 片庭 782     |
| 建造物   | 鳳台院山門        | 昭和 53. 4. 25 | 鳳台院      | 箱田 2458    |
| 考古資料  | 高寺第 2 号墳出土遺物 | 昭和 54. 7. 14 | 笠間市教育委員会 | 平町 29      |
| 史跡    | 高寺第 2 号古墳    | 昭和 54. 7. 14 | 廣慶寺      | 小原 2913    |
| 史跡    | 山王塚古墳        | 昭和 54. 7. 14 | 日枝神社     | 小原 1125    |
| 史跡    | 穴戸城址土塁       | 昭和 54. 7. 14 | 末稲荷神社    | 平町 192-1   |
| 典籍    | 大般若波羅蜜多經     | 昭和 54. 10. 1 | 玄勝院      | 笠間 952     |
| 建造物   | 城山稲荷神社本殿     | 昭和 54. 10. 1 | 新町氏子一同   | 笠間 6-1     |
| 天然記念物 | モチノキ         | 昭和 55. 8. 5  | 個人所有     | 鴻巣 602     |
| 天然記念物 | サルスベリ        | 昭和 55. 11. 7 | 個人所有     | 南友部 994    |
| 天然記念物 | マキ           | 昭和 55. 11. 7 | 個人所有     | 南友部 955    |
| 天然記念物 | ケヤキ（第 1 号）   | 昭和 56. 2. 12 | 小原神社     | 小原 2234    |
| 天然記念物 | ケヤキ（第 2 号）   | 昭和 56. 2. 12 | 小原神社     | 小原 2234    |
| 天然記念物 | ケヤキ（第 3 号）   | 昭和 56. 2. 12 | 小原神社     | 小原 2234    |
| 天然記念物 | スギ           | 昭和 56. 2. 12 | 小原神社     | 小原 2234    |
| 建造物   | 安居の千日堂       | 昭和 56. 5. 25 | 下安居公民館   | 安居 1427-1  |
| 史跡    | 諏訪山古墳        | 昭和 56. 6. 10 | 個人所有     | 平町 1236    |

| 種別    | 名称                    | 指定年月日         | 所有者・管理者   | 所在地               |
|-------|-----------------------|---------------|-----------|-------------------|
| 史跡    | 一本松古墳                 | 昭和 56. 7. 17  | 一本松保存会    | 小原 1115           |
| 史跡    | 諏訪古墳                  | 昭和 56. 7. 17  | 個人所有      | 小原 396            |
| 天然記念物 | フジ・イヌシデ               | 昭和 56. 9. 10  | 香取神社      | 南友部 1736          |
| 天然記念物 | 唯信寺のシイ                | 昭和 57. 6. 14  | 唯信寺       | 大田町 436           |
| 史跡    | 小原城本丸跡                | 昭和 57. 6. 14  | 御城稲荷神社    | 小原 2193           |
| 無形民俗  | 四十八灯籠                 | 昭和 57. 6. 24  | 岡野家 16 戸  | 箱田土当地区            |
| 建造    | 笠間城門                  | 昭和 57. 6. 24  | 個人所有      | 笠間 824            |
| 建造    | 笠間城門                  | 昭和 57. 6. 24  | 個人所有      | 笠間 818            |
| 天然記念物 | 吾国山のカタクリ群生地           | 昭和 58. 4. 19  | 田上神社      | 福原 6134-1 ほか      |
| 工芸    | 香時計(常香盤)              | 昭和 58. 4. 19  | 金剛寺       | 箱田 1778           |
| 彫刻    | 聖観音菩薩<br>木造観音菩薩立像     | 昭和 58. 10. 6  | 聖観音菩薩保存会  | 南友部 976           |
| 史跡    | 湯崎城本郭跡                | 昭和 59. 3 . 6  | 個人所有      | 湯崎 745 ほか         |
| 彫刻    | 毘沙門天像                 | 昭和 60. 2. 26  | 上稲田文化財保存会 | 稲田 650            |
| 彫刻    | 童子立像                  | 昭和 60. 2. 26  | 上稲田文化財保存会 | 稲田 650            |
| 彫刻    | 弁才天・毘沙門天・<br>大黒天三尊と厨子 | 昭和 60. 2. 26  | 個人所有      | 笠間 1339           |
| 彫刻    | 金銅仏 十一面千手観音像          | 昭和 60. 2. 26  | 正福寺       | 笠間 1056-1         |
| 史跡    | 岡の宿館跡                 | 昭和 60. 2. 26  | 個人所有      | 大橋 1823-3         |
| 考古資料  | 円面硯                   | 昭和 60. 10. 15 | 笠間市教育委員会  | 下郷 4407           |
| 天然記念物 | 天神社のツクバネガシ            | 昭和 61. 4. 15  | 天神社       | 大淵 175-1          |
| 歴史資料  | 四神旗                   | 昭和 61. 4. 15  | 個人所有      | 笠間 345            |
| 絵画    | 柿本人麻呂の画像              | 昭和 61. 4. 15  | 個人所有      | 笠間 345            |
| 建造物   | 香取神社本殿                | 昭和 62. 4. 1   | 香取神社      | 南小泉 741           |
| 工芸品   | 鰐口                    | 昭和 62. 12. 10 | 慈眼院(東性寺)  | 下郷 4407(市教育委員会寄託) |
| 天然記念物 | 高房神社のシイ               | 平成 2. 9. 3    | 高房神社      | 鴻巣 619            |
| 有形民俗  | 香取神社の算額               | 平成 3. 3. 2    | 香取小原神社    | 小原 4021           |
| 絵画    | 大絵馬                   | 平成 3. 12. 6   | 八幡神社      | 大古山 159           |
| 建造物   | 普賢院本堂                 | 平成 4. 2. 13   | 普賢院       | 上郷 3137           |
| 彫刻    | 普賢院本尊<br>十一面観世音像      | 平成 4. 2. 13   | 普賢院       | 上郷 3137           |
| 建造物   | 天神社本殿                 | 平成 4. 9. 21   | 天神社       | 大淵 175-1 ほか       |
| 史跡    | 笠間城跡                  | 平成 5. 3. 26   | 佐志能神社・笠間市 | 笠間 3613 ほか        |
| 天然記念物 | 下市毛八坂神社しだれ桜           | 平成 5. 6. 22   | 第 15 区    | 下市毛 712           |
| 彫刻    | 木造 大日如来坐像             | 平成 8. 9. 17   | 片庭入組共有地組合 | 片庭 2187-1         |
| 無形民俗  | 岩間囃子                  | 平成 9. 1. 23   | 岩間囃子連合保存会 | 下郷                |

| 種別    | 名称                  | 指定年月日        | 所有者・管理者    | 所在地               |
|-------|---------------------|--------------|------------|-------------------|
| 彫刻    | 木造 毘沙門天像            | 平成 9. 9. 16  | 正福寺        | 笠間 1056-1         |
| 彫刻    | 木造 不動明王像            | 平成 9. 9. 16  | 正福寺        | 笠間 1056-1         |
| 建造物   | 滝野不動堂               | 平成 9. 9. 16  | 下箱田総代会     | 箱田 861            |
| 建造物   | 高房神社本殿              | 平成 10. 3. 12 | 高房神社       | 鴻巣 619            |
| 工芸品   | 宝篋印塔                | 平成 10. 3. 12 | 上郷小原神社     | 小原 4236           |
| 工芸品   | 五輪石塔                | 平成 10. 3. 12 | 個人所有       | 平町 418-1          |
| 古文書   | 宍戸文書                | 平成 10. 3. 12 | 個人所有       | 橋爪 970-3          |
| 絵画    | 竜神尊像軸               | 平成 11. 3. 15 | 南指原組       | 南指原 4412          |
| 史跡    | 箱田うら山古墳             | 平成 12. 3. 22 | 笠間市        | 箱田 867-17         |
| 彫刻    | 子育地藏菩薩坐像            | 平成 12. 3. 22 | 花香町第 18 区長 | 笠間 2092           |
| 彫刻    | 胎内石造仏<br>(子育地藏菩薩坐像) | 平成 12. 3. 22 | 花香町第 18 区長 | 笠間 2092           |
| 絵画    | 両界蔓荼羅               | 平成 13. 3. 21 | 片庭中組       | 片庭 (市教育委員会寄託)     |
| 絵画    | 絹本着色 愛染明王像          | 平成 13. 8. 8  | 如意輪寺       | 上市原 942           |
| 絵画    | 絹本着色 虚空蔵菩薩像         | 平成 13. 8. 8  | 如意輪寺       | 上市原 942           |
| 絵画    | 絹本着色 観世音菩薩像         | 平成 13. 8. 8  | 養福寺        | 大田町 324           |
| 彫刻    | 木造 阿弥陀如来立像          | 平成 13. 8. 8  | 光明寺        | 平町 1939-1         |
| 彫刻    | 木造 阿弥陀三尊立像          | 平成 13. 8. 8  | 光明寺        | 大田町 661           |
| 彫刻    | 木造 阿弥陀如来坐像          | 平成 13. 8. 8  | 如意輪寺       | 上市原 942           |
| 彫刻    | 銅造 阿弥陀三尊像           | 平成 13. 8. 8  | 教住寺        | 住吉 1183           |
| 彫刻    | 阿弥陀三尊像              | 平成 13. 8. 8  | 教住寺        | 住吉 1183 (県立歴史館寄託) |
| 史跡    | 笠間焼発祥に係わる登窯         | 平成 14. 3. 18 | 久野陶園       | 箱田 1804           |
| 天然記念物 | 羽梨山神社のスギ            | 平成 14. 5. 20 | 羽梨山神社      | 上郷 3161           |
| 彫刻    | 木造 観音菩薩立像           | 平成 15. 2. 24 | 個人所有       | 稲田 1132           |
| 彫刻    | 木造 毘沙門天立像           | 平成 15. 2. 24 | 個人所有       | 稲田 1132           |
| 彫刻    | 木造 馬頭観音立像           | 平成 15. 2. 24 | 荒牧地区       | 本戸 4021-1         |
| 彫刻    | 木造 不動明王立像           | 平成 15. 2. 24 | 荒牧地区       | 本戸 4021-1         |
| 工芸品   | 宝篋印塔                | 平成 15. 2. 24 | 真浄寺        | 笠間 323            |
| 彫刻    | 木造十一面観音立像           | 平成 16. 2. 13 | 普賢院        | 上郷 3137           |
| 彫刻    | 木造 菩薩坐像             | 平成 16. 2. 13 | 普賢院        | 上郷 3137           |
| 彫刻    | 木造 愛染明王坐像           | 平成 16. 2. 13 | 普賢院        | 上郷 3137           |
| 彫刻    | 木造 如来立像             | 平成 16. 2. 13 | 普賢院        | 上郷 3137           |
| 彫刻    | 木造 如来立像             | 平成 16. 2. 13 | 普賢院        | 上郷 3137           |
| 彫刻    | 木造 如意輪観音坐像          | 平成 16. 2. 13 | 普賢院        | 上郷 3137           |

| 種別    | 名称                          | 指定年月日         | 所有者・管理者   | 所在地             |
|-------|-----------------------------|---------------|-----------|-----------------|
| 彫刻    | 木造 阿弥陀如来坐像                  | 平成 16. 2. 13  | 茅生、堂山地区   | 下郷 2077-1       |
| 彫刻    | 木造 阿弥陀如来立像                  | 平成 16. 2. 13  | 安国寺       | 上郷 1487         |
| 彫刻    | 木造 釈迦如来坐像                   | 平成 16. 2. 13  | 安国寺       | 上郷 1487         |
| 工芸品   | 銅造 檜垣秋草双雀鏡                  | 平成 16. 2. 13  | 笠間市教育委員会  | 下郷 4407         |
| 考古資料  | 墨書土器、雁股式鉄鏃                  | 平成 16. 2. 13  | 笠間市教育委員会  | 下郷 4407         |
| 彫刻    | 木造 僧形（義尊）坐像                 | 平成 16. 4. 13  | 養福寺       | 大田町 324         |
| 彫刻    | 木造 馬頭観音立像                   | 平成 17. 3. 16  | 坂下観音堂講中   | 池野辺 1690        |
| 絵画    | 絹本着色阿弥陀如来現前図                | 平成 18. 2. 24  | 月崇寺       | 笠間 350          |
| 絵画    | 絹本着色聖徳太子略絵伝                 | 平成 18. 2. 24  | 光照寺       | 笠間 2591         |
| 天然記念物 | 吾国山のブナ林                     | 平成 18. 2. 24  | 田上神社      | 福原 6131-1 ほか    |
| 絵画    | 絹本着色阿弥陀三尊<br>・地藏菩薩来迎図       | 平成 20. 2. 26  | 如意輪寺      | 上市原 942         |
| 絵画    | 紙本着色十二天屏風<br>(六曲屏風)         | 平成 20. 2. 26  | 養福寺       | 大田町 324         |
| 彫刻    | 木造 大日如来坐像                   | 平成 20. 2. 26  | 楞嚴寺       | 片庭 775          |
| 無形民俗  | 安居灯籠念仏                      | 平成 20. 2. 26  | 下安居公民館    | 安居（下安居地区）       |
| 古文書   | 小泉村文禄三年太閤検地帳<br>及び慶長七年御縄打水帳 | 平成 22. 2. 24  | 個人所有      | 南小泉 781         |
| 古文書   | 紙本着色釈迦尊涅槃像図                 | 平成 22. 2. 24  | 廣慶寺       | 小原 2912         |
| 史跡    | 御前塚古墳                       | 平成 22. 2. 24  | 笠間市       | 泉 1956-1        |
| 天然記念物 | 愛宕山のシイ                      | 平成 22. 2. 24  | 愛宕神社      | 泉 100-2         |
| 考古資料  | 水晶製石器                       | 平成 24. 3. 28  | 笠間市教育委員会  | 石井 2023-1       |
| 考古資料  | 蔵骨器                         | 平成 24. 3. 28  | 笠間市教育委員会  | 平町 29           |
| 史跡    | 館岸城跡                        | 平成 24. 3. 28  | 個人所有      | 上郷 1531-4 の一部ほか |
| 書跡    | 唯信寺梵鐘銘                      | 平成 26. 3. 26  | 唯信寺       | 大田町 436         |
| 歴史資料  | 天神社の社名額「天満宮」<br>附奉納額「尊栄」    | 平成 26. 3. 26  | 天神社       | 大淵 175-1        |
| 天然記念物 | 山根池のムクノキ                    | 平成 26. 3. 26  | 山根南区・山根北区 | 泉 35-1          |
| 彫刻    | 木造阿弥陀如来立像                   | 平成 28. 3. 26  | 持宝院       | 池野辺 756         |
| 歴史資料  | 笠間藩校の扁額                     | 平成 29. 6. 28  | 笠間稲荷神社    | 笠間 39           |
| 史跡    | 筑波海軍航空隊司令部庁舎                | 平成 30. 12. 18 | 茨城県       | 旭町 654          |
| 彫刻    | 木造十二神将立像                    | 令和 3. 1. 26   | 岩谷寺       | 来栖 2696         |
| 彫刻    | 木造獅狔                        | 令和 3. 1. 26   | 笠間稲荷神社    | 笠間 39           |

## 〔国登録有形文化財〕

| 種別  | 名称          | 原簿登載期日       | 所有者・管理者 | 所在地     |
|-----|-------------|--------------|---------|---------|
| 建造物 | 笠間市立歴史民俗資料館 | 平成 16. 2. 17 | 笠間市     | 平町 29   |
| 建造物 | 富田家住宅       | 令和 4. 10. 31 | 個人所有    | 大郷戸 378 |

## 第 6 節 農地農業計画

関係機関：産業経済部

### 第 1 農地計画

#### 1 老朽ため池等整備工事

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応するため、ため池管理者は、早急に整備を要する農業用のため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の揚排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用揚排水施設の新設並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修を図るものとする。

#### 2 湖岸堤防工事

池、沼に隣接する農用地を直接外水から保全するために行う堤防、樋門及びこれらの附帯施設の新設又は改修を推進するものとする。

#### 3 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設または改修を行う。

#### 4 水質障害対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

#### 5 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行う。

### 第 2 農業計画

#### 1 農林業災害対策委員会の設置

市は、災害の発生に対応し被害農家の救済対策を迅速かつ適正に実施するとともに、災害による農作物被害の軽減、未然防止対策を講じることを目的として、農林業災害対策委員会を設置する。

- (1) 災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意報等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。
- (2) 農作物被害による損失に備えて、農業共済加入率の向上、農業制度資金の活用、災害の事後対策の円滑な推進を図る。

## 2 防災営農体制

災害の発生に備え、茨城中央農業協同組合、笠間地域農業改良普及センターその他関係機関と常時緊密な連絡をとり、防災営農体制の整備に努める。

- (1) 低地帯の土地改良を促進し、自然水等の排水対策を実施する。
- (2) 災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意報等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

## 3 防災技術対策

本対策は、災害発生の地域性に鑑み災害から農作物を保護するため、事前にとるべき方法を定め、もって災害を未然に防止しようとするものである。

| 災害名 | 作物名                      | 事項   |
|-----|--------------------------|--|
| 風 害 | 水稲                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 作付体系<br/>(1) 早、中、晩の組合せ及び短かんの耐倒伏性の強い品種の選定を行う。</li> <li>2 肥培管理<br/>(1) 施肥の合理化及び追肥の時期、量に注意する。</li> <li>3 施設<br/>(1) 病虫害防除機具の整備を行う。</li> </ol>  |
|     | 陸稲                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 作付体系<br/>(1) 水稲に同じ。</li> <li>2 肥培管理<br/>(1) 倒伏防止のため土寄せを行う。<br/>(2) 施肥の合理化及び追肥の時期、量に注意する。</li> <li>3 施設<br/>(1) 水稲に同じ。</li> </ol>  |
|     | 大豆                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 作付体系<br/>(1) 短かん性品種の選定を行う。</li> <li>2 肥培管理<br/>(1) 倒伏を防ぐため早めに土寄せを行う。</li> </ol>   |
|     | いちご                      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防護措置<br/>(1) ビニールハウスには、防風ネット等の設備を設ける。<br/>(2) ハウス内に風が入らないよう密閉する。</li> </ol>   |
|     | そさい<br>及び<br>ビニール<br>ハウス | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 作付体系<br/>(1) 夏秋作で強風に弱い作物及び品種は台風期を避ける作型とする。</li> <li>2 肥培管理<br/>(1) 支柱は倒伏しないよう堅固なものをたてる。</li> <li>3 防護措置<br/>(1) 温床場、ビニールハウス等には防風設備を設ける。<br/>(2) 春作類には、冷風害防止を兼ね、防風垣を設置する。</li> </ol> |
|     | たばこ                      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防護措置<br/>(1) ほ地の周囲に防護垣を設置する。(麦稈、稲わら等で防風垣を設置する。又はらい麦等を作付けする。)</li> </ol>   |
|     | 果樹                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防護措置<br/>(1) 防風垣を設置する。<br/>(2) 成木は各枝を緊縛し、又は支柱をたてること。幼木は支柱をたて直し、又はむしろやこも等で周囲をとりまく。</li> </ol>  |
|     | 飼料作物                     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設<br/>(1) サイロの整備を行う。</li> </ol>  |

| 災害名 | 作物名                      | 事 項  |
|-----|--------------------------|--|
| 水 害 | 水稲                       | 1 肥培管理<br>(1) けいはん、堤等の決壊、危険箇所の補強を行う。<br>2 施設<br>(1) 病虫害防除機具の整備を行う。   |
|     | 陸稲                       | 1 肥培管理<br>(1) 土砂流出防止策を講ずる。<br>(2) 冠浸水危険地区では排水路の整備を行う。  |
|     | 麦                        | 1 作付体系<br>(1) 土地条件にあった品種の選定を行う。<br>2 防護措置<br>(1) 水田麦では明きよ、暗きよの各排水整備を行う。  |
|     | 大豆                       | 1 肥培管理<br>(1) 播種当時降雨の多いときは、覆土を浅くする。<br>(2) 中耕土寄せは早めに行う。<br>2 防護措置<br>(1) 水田大豆では、明きよ、暗きよの各排水整備を行う。                            |
|     | いちご                      | 1 肥培管理<br>(1) ハウス回りに排水溝を設置する。<br>(2) ハウス内に暗きよ排水を施工する。<br>(3) 高畦ベットとする。<br>(4) 畦はほ場の高低に併行させて作り、滞水しないように努める。                   |
|     | そさい<br>及び<br>ビニール<br>ハウス | 1 肥培管理<br>(1) 低湿地は排水溝を設置しておく。<br>(2) 畦はほ場の高低に併行させて作り、滞水しないように努める。<br>(3) 水田裏作は高畦栽培とする。                                       |
|     | たばこ                      | 1 肥培管理<br>(1) 高畦栽培を行う。<br>(2) ほ場に排水溝を設置する。<br>(3) 自給飼料（たい厩肥、草木灰）の増施を行う。  |
|     | 果樹                       | 1 作付体系<br>(1) 低湿地はできるだけ水湿に強い品種を選ぶ。<br>2 肥培管理<br>(1) 傾斜地は土壌の崩壊を防ぐため集排水溝を整備しておく。   |
|     | 飼料作物                     | 1 肥培管理<br>(1) 草地の土壌侵蝕防止のため裸地の補播きを行う。<br>(2) 流耕水路の整備を行う。  |
| 干 害 | 水稲                       | 1 作付体系<br>(1) 生育期に応じた計画的な節水栽培を行う。<br>2 肥培管理<br>(1) けいはんの漏水防止に努め、揚水機利用等による計画かん水を行う。   |
|     | 陸稲                       | 1 作付体系<br>(1) 耐干性品種の選定を行う。<br>2 肥培管理<br>(1) 浅く中耕して土壌水分の発散防止に努める。<br>(2) 大きく草は抜き取らずに刈取り畦間に敷く。<br>3 防護措置<br>(1) スプリンクラーの設置を行う。 |

| 災害名         | 作物名                      | 事項   |
|-------------|--------------------------|--|
| 干害          | いちご                      | 1 肥培管理<br>(1) 基肥は、深層施肥<br>(2) 追肥は、液肥を用いる。<br>2 施設<br>(1) かん水施設を設置する。   |
|             | そさい<br>及び<br>ビニール<br>ハウス | 1 肥培管理<br>(1) 基肥は深層施肥を行う。<br>(2) 乾燥期は敷ワラを励行する。<br>(3) 敷ワラを行わないものは表層面を軽く中耕する。<br>(4) 追肥は液肥を用いる。<br>2 施設<br>(1) かん水施設を設置する。  |
|             | たばこ                      | 1 肥培管理<br>(1) たい肥を増施し、地力増進と保水力保持に努める。  |
|             | 果樹                       | 1 肥培管理<br>(1) 肥草や日覆を行い土壌の乾燥防止に努める。<br>(2) 土壌管理をよくし、根の発育を促進する。<br>2 施設<br>(1) かん水施設を設置する。                                   |
| 寒害          | 麦                        | 1 作付体系<br>(1) 地域において適品種の選定を行う。<br>2 肥培管理<br>(1) 適期播種を行う。<br>(2) 霜柱害に対する踏圧、土入れを行う。  |
|             | いちご                      | 1 作付体系<br>(1) 耐寒性品種を選定する。<br>2 肥培管理<br>(1) マルチングをし、地温を上げる。<br>3 施設<br>(1) ビニールハウスは、暖房機を設置する。                               |
|             | そさい<br>及び<br>ビニール<br>ハウス | 1 作付体系<br>(1) 耐寒性品種を選定する。<br>2 肥培管理<br>(1) マルチングをし、根の保護を行う。<br>3 施設<br>(1) ビニールハウス等は、保温用むしろ、ビニール、加温用の重油、ヒーター、石油ストーブ等を整備する。 |
|             | 果樹                       | 1 防護措置<br>(1) 寒風を避けるため防風垣を整備する。  |
| 凍霜害<br>(冷害) | 水稻                       | 1 作付体系<br>(1) 早、中、晩、品種の組合わせを行う。<br>(2) 出穂期は7月25日頃から8月25日頃の安全性が高いので、品種と植付期の勘案を行う。<br>2 防護措置<br>(1) いもち病防除機具の整備を行う。          |
|             | 麦                        | 1 作付体系<br>(1) 耐寒性品種の選定を行う。<br>(2) 適期に播種を行う。<br>2 肥培管理<br>(1) 堆厩肥の増肥を行う。  |

| 災害名         | 作物名                      | 事項   |
|-------------|--------------------------|--|
| 凍霜害<br>(冷害) | いちご                      | 1 肥培管理<br>(1) かん水設備を活用し低温の緩和を図る。<br>2 施設<br>(1) 保温のため、暖房機、燃料を設置しておく。                                 |
|             | そさい<br>及び<br>ビニール<br>ハウス | 1 肥培管理<br>(1) かん水設備を活用し低温の緩和を図る。<br>2 施設<br>(1) 保温用としてむしろ、燃料等を整備しておく。                                |
|             | たばこ                      | 1 肥培管理<br>(1) 苗の順化处理により健苗の育成に努める。<br>(2) 生育初期には補植、又は植替えを行うための苗を確保する。<br>(3) 凍霜害のおそれがあるときは、稲わら等で被覆する。 |
|             | 果樹                       | 1 作付<br>(1) 凹地等冷気の停滞し易いところは植付しない。<br>(2) 防霜管理<br>晩霜予報に注意して、燃料を準備しておく。                                |

#### 4 干害予防計画

干害発生のおそれがある常習干ばつ地域に対し、県及び農協関係の協力を得て次の干害恒久対策を施し、干害を未然に防止するものである。

- (1) さく井を行い、用水を確保する。
- (2) ため池の新設及び改修を行う。
- (3) 河川取水をするため、取水路等の整備改修等を行う。
- (4) 取水用ポンプ、ホース等の整備をしておく。

#### 5 資材の確保

##### (1) 防除器具の整備

病虫害防除器具並びに災害防護器具を点検整備し、災害時に円滑に使用できるようにする。

##### (2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は、薬剤等が迅速に確保されるよう茨城中央農業協同組合等を通じて必要量の備蓄を行う。

##### (3) 飼料

災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

#### 6 家畜対策

- (1) 低湿地畜舎は、周囲の土盛り排水路の整備を行う。
- (2) 増浸水の場合を想定して避難移動場所の留保を図る。
- (3) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

## 第 7 節 情報通信設備等の整備計画

関係機関：各課共通

災害発生時には、国、県、市、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることがすべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。

### 1 情報通信設備の整備拡充

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信設備の整備を行い、情報伝達手段の多様化、多層化に努める。

#### (1) 県防災情報ネットワークシステム

本市には県からの防災に関する情報の収集及び県への通報のため県防災情報ネットワークシステムが設置されており、災害発生時に十分活用できるよう随時保守点検を行い、故障等の事前防止に努めるものとする。

#### (2) 市防災行政無線

市内全域に配備した市防災行政無線を活用し、災害発生時の迅速な情報伝達を行う。随時保守点検を行い故障等の事前防止に努めるとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と接続することにより、国からの情報を瞬時に市民に伝達することが可能。

#### (3) 消防無線

広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、消防機関は消防無線の整備に努めるものとする。

#### (4) 防災関係機関の情報通信設備

防災関係機関が整備している専用通信設備としては、NTTの孤立防止用無線や東京電力㈱の防災相互通信用無線等があり、関係者は設置場所、利用方法等について把握しておくものとする。

#### (5) 公共ネットワーク

市内の公共施設と国・県からの防災に関する情報通信網として、公共ネットワークを活用する。

#### (6) 緊急速報メール(エリアメール)

携帯電話各社が提供している緊急速報メールを活用し、笠間市のサービスエリア内の利用者に対して一斉に情報伝達が可能。

#### (7) 情報通信設備の災害時の機能確保

災害時の停電に備え、通信設備の機能確保に努めるものとする。

#### ア 衛星携帯電話

災害発生時の通信手段として、衛星携帯電話を活用する。電話が繋がりにくい時や、停電時に使用するものとする。

#### イ バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにするものとする。

#### ウ 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

### 2 緊急連絡

災害発生時における緊急電話の指定は下記のとおりとする。

|         |                  |
|---------|------------------|
| 笠間市消防本部 | 0296-73-0119     |
| 笠間市役所   | 総務課：0296-77-1101 |

### 3 関係機関との連絡方法

災害時における関係機関との連絡方法は次のとおりである。

|                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| 市 ←→ 消防署          | 電話・防災行政無線・使送                |
| 市 ←→ 警察           | 電話                          |
| 市 ←→ 消防団          | 電話・防災行政無線                   |
| 市 → 市民            | 電話・広報車・防災行政無線               |
| 消防署 → 消防団         | 電話・消防無線                     |
| 市 ←→ 市内公共施設 ←→ 市民 | インターネット（公共ネットワーク）           |
| 市 ←→ 国、県          | 電話・防災行政無線・インターネット（公共ネットワーク） |

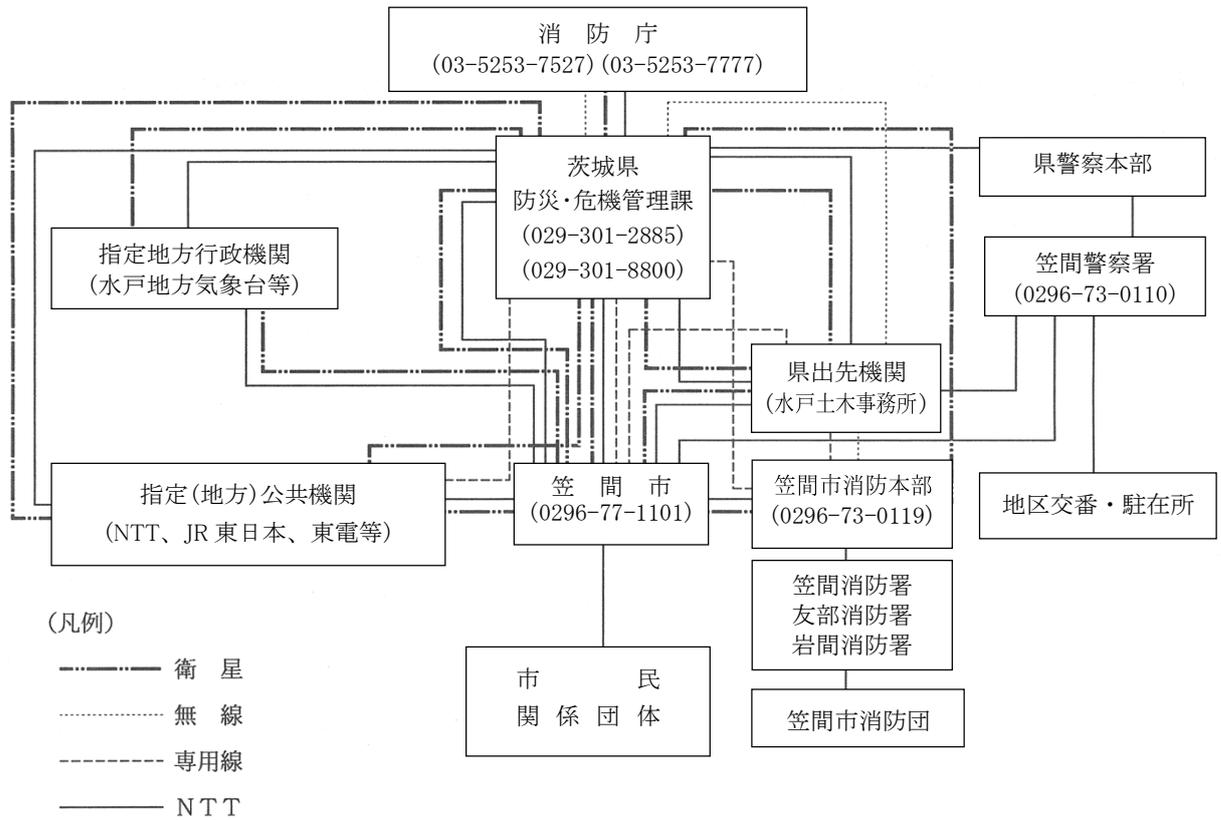
### 4 アマチュア無線ボランティアの確保

市は、災害による通信の途絶に備え、災害時におけるアマチュア無線ボランティアの検討を図るものとする。

### 5 通信連絡系統図の作成

関係機関との連絡のため通信連絡系統図を作成し、関係先、利用できる通信施設（有線、無線）が一目瞭然に分かるものとする。

〔通信連絡系統図〕



## 第 8 節 災害用資材、機材等の点検整備計画

関係機関：各課共通

災害時における災害応急対策に必要な資機材等が、直ちにその機能を有効、適切に発揮できるよう、平素から点検整備に努めるものとする。

また、資機材の調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、確認しておくものとする。

### 1 水防・消防等の備蓄資機材の整備

災害時に有効適切に使用できるよう、逐次水防、消防等の災害用備蓄資機材の整備、充実に努めるとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

### 2 医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備

医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備については、本編 2 第 2 章第 18 節「医療・助産計画」の定めるところによる。

### 3 備蓄食糧・衣料及び生活必需品等の整備

これらについては、本編 2 第 2 章第 12 節「食糧供給計画」及び第 13 節「衣料・生活必需品等供給計画」の定めるところにより整備の推進を図るものとするが、また自らの身の安全は自らが守るという防災の原則に基づき、各家庭に対しても災害に備えるよう啓発するものとする。

## 第 9 節 火災予防計画

関係機関：総務部、消防本部、消防団

この計画は、消防組織の整備、消防施設の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の実を挙げ、火災から市民の生命、身体及び財産を保護し生活の安全を期するものとする。

### 1 消防組織の充実、強化

#### (1) 消防本部

笠間市消防本部は、総務課、予防課、警防課の3課と、笠間消防署、友部消防署、岩間消防署において、消防職員定数は132名となっている。

#### (2) 消防団

消防団については、平成31年4月現在で分団数33個分団、団員定数720人で編成されている。

消防団は、単に消火活動を行うのみならず、各地区において火災予防についても市民の指導や巡回広報等を実施し、風水害や地震等の各種災害の防ぎよ活動にあたるほか、遭難者の捜索救助や各種警戒等を行っている。

#### (3) 自主防災組織

市は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を高揚し、自主防災組織の結成・育成を推進するものとする。自主防災組織においては消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資器材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進する。

また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

### 2 消防施設等の整備、強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画をたて、その強化を図るものとする。

市内の消防水利の現況は、次のとおりである。

(令和4年6月1日現在)

| 設置数   | 消防水利に適合する水利 |       |
|-------|-------------|-------|
|       | 防火水槽        | 消火栓   |
| 2,481 | 1,163       | 1,318 |

### 3 火災予防対策の徹底

#### (1) 建築同意制度の推進

市は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

#### (2) 防火管理者の育成、指導

市は、学校、工場、商店等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努めるものとする。

#### (3) 予防査察の強化指導

市は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施にあたっては、防火対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に区域内の防火対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。

#### (4) 危険物施設等の保安監督の指導

市は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者について、これらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

#### (5) 防火思想、知識の普及徹底

市は、関係機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、広報車の巡回、広報紙の配布等を実施し、市民の防火思想の普及徹底を図るものとする。

### 4 消防計画の作成と指導強化

市は、国が定める基準に従い消防計画を作成しているが、各消防署と消防団との相互活動計画及び隣接消防機関との応援計画等について十分な検討を加えて有機的な消防活動ができるよう修正するよう努めるものとする。

#### (1) 消防力等の整備

#### (2) 防災のための調査

#### (3) 防災教育訓練

#### (4) 災害予防・警戒及び防ぎよ

#### (5) 災害時の避難、救助及び救急

#### (6) その他災害対策

## 5 消防団員の教育訓練

市は、消防団員の県立消防学校及び消防大学校への派遣等を行い、消防の責務を正しく認識させ、技能の修得と体力、気力の錬成に努め、さらに規律の保持及び協同精神のかん養を図り、消防活動諸般の要求に対応できる人材を養成する。また、一般教育訓練の計画を立て、実施するものとする。

## 6 消防地理及び消防水利等の調査並びに資機材の点検

(1) 火災が発生した場合に適切な防ぎょ活動が実施できるよう次の事項について調査しておくものとする。

### ア 消防地理

- (ア) 地形、地物
- (イ) 道路、橋梁
- (ウ) 河川、水路
- (エ) 避難場所
- (オ) その他防ぎょ上注意を要する箇所

### イ 消防水利

- (ア) 消火栓
- (イ) 防火水槽
- (ウ) 河川水
- (エ) 池水
- (オ) プール
- (カ) その他、消防水利として利用できるもの

(2) 資機材の点検

### ア 置場点検

各分団は定期的に消防機械機具の点検、手入れ及び水利の点検等を行う。

### イ 点検報告

各部の異常の有無及び、水利等を点検し異常が生じた場合は、その旨を団長若しくは副団長に報告することとする。

## 7 火災原因調査

市は、火災予防対策を推進するため、積極的に火災原因の究明調査をするものとする。

## 8 統計及び消防情報

市は、普通火災について毎月県に月報を提出するほか、特殊火災、大火（損害額 1 億円以上、焼損面積 3,000 m<sup>2</sup>以上、負傷者 10 名以上、覚知 3 時間を経過しても火勢を鎮圧できない林野火災）、死者を生じた火災等の場合は、即報情報を県に報告するとともに、火災に対する予防推進のための資料とする。

## 第10節 防災知識の普及計画

関係機関：総務部、教育委員会、消防本部

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図り、災害発生時に市民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促す等、普及啓発活動を推進するものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、防災対策要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修を推進するものとする。

また、市及び防災関係機関は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

### 1 市民向けの防災教育

市民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助する等、防災への寄与に努めることが求められるため、市、県及び防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

#### (1) 普及啓発すべき内容

市、県、防災関係機関は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知させるとともに以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

##### ア 家庭内での予防・安全対策

- (ア) おおむね3日分に相当する量の食糧及び飲料水等の備蓄
- (イ) 災害時の家族相互の連絡体制の確保
- (ウ) 地域で実施する防災訓練への積極的参加

##### イ 防災関連設備等の準備

- (ア) 非常用持出袋
- (イ) 消火器等消火資機材
- (ウ) 住宅用火災警報器
- (エ) その他防災関連設備等

##### ウ 自主防災組織等の地域での防災活動

##### エ その他地域の実情に応じて市民の安全確保に必要な情報

- (ア) 高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
- (イ) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性
- (ウ) 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動。
- (エ) 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
- (オ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (カ) 自主防災組織等の地域での防災活動
- (キ) 要配慮者への支援協力
- (ク) 帰宅困難者対策（地震災害対策計画編に準じる）
- (ケ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- (コ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方。
- (サ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (シ) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

#### 警戒レベルと住民の行動

| 警戒レベル  | 市が住民に行動を促す情報  | 住民が取るべき行動  |
|--------|---------------|--|
|        | 避難情報等         |  |
| 警戒レベル5 | 緊急安全確保        | 命の危険 直ちに安全確保！  |
| 警戒レベル4 | 避難指示          | 危険な場所から全員避難  |
| 警戒レベル3 | 高齢者等避難        | 危険な場所から高齢者等は避難※2<br>※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。 |
| 警戒レベル2 | 大雨・洪水注意報(気象庁) | 自らの避難行動を確認する。  |
| 警戒レベル1 | 早期注意情報(気象庁)   | 災害への心構えを高める。   |

#### (2) 防災に関する広報及び普及方法

次の方法により防災知識の普及を図る。

- ア 市の広報「かさま」への防災知識等の掲載
- イ 公民館活動の場を通じた講習会、映画会等の開催
- ウ パンフレット、ポスター、チラシ等の利用及び防災ビデオ等の貸出
- エ 避難場所での行動
- オ 広報車による広報

#### 2 児童生徒等に対する防災教育

##### (1) 児童生徒等に対する防災教育

ア 幼稚園、小学校、中学校（以下「学校」という。）においては、各学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

イ 地理的要件等地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化等、様々な災害を想定した防災教育を行う。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、防災関係機関の支援のもと、水害・土砂災害のリスクがあるすべての小学校、中学校等において、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に避難訓練と合わせ、防災教育を実施するとともに、それらの充実に努める。

ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきか等を自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営等を行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施にあたっては、登下校時等学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

## (2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

## 3 要配慮者に対する啓発

- (1) 社会福祉施設等において、災害に関する知識の普及及び避難方法等の周知を図る。
- (2) 市及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼び掛け、避難の方法等について周知を行う。
- (3) 日常の心得や災害時の避難方法等の防災知識の普及に努める。

## 4 市職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、講習会、研修会等の実施を推進し、防災教育の普及徹底を図る。

## 5 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

### (1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては現場の活動を示した応急計画(マニュアル)により対策の周知徹底を図る。

### (2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

## 第 1 1 節 防災訓練計画

関係機関：各課共通

市、消防機関及び多数の者を収容する施設の管理者等は、災害が発生し、又は発生が予想される場合に、迅速かつ的確に応急対策を実施し、市民の生命、身体及び財産が守れるよう本計画に基づき定期的又は随時防災訓練を実施するとともに、必要な教育を行うものとする。なお、訓練には要配慮者の積極的な参加を図り、より実践的な訓練となるよう計画を立てるものとする。

### 1 総合防災訓練

防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、市民の防災意識を高めることを目的として関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア団体、事業所、要配慮者も含めた、地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。

#### (1) 訓練項目

- ア 災害対策本部の設置・運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難指示及び避難誘導、避難所の設置・運営
- エ 救出・救助、救護・応急医療
- オ ライフライン復旧
- カ 各種火災消火
- キ 道路復旧、障害物除去
- ク 緊急物資輸送
- ケ 無線による災害情報収集伝達
- コ 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- サ 応急給水活動

その他、災害時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施する。

### 2 個別訓練の種類及び方法

#### (1) 消防訓練

火災多発期前、及び訓練効果のある時期を選んで、消防機関の出動、近隣市町村の応援、避難立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報、情報等を織り込んだ訓練を実施する。

(2) 水防訓練

雨期や台風期前、及び訓練効果のある時期を選んで、消防機関及び市民の動員、警戒、水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位雨量の観測、救出避難、広報等を織り込んだ訓練を実施する。

(3) 避難訓練

ア 市による避難訓練

災害時における高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）及び立退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。

イ 幼稚園、保育園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

ウ 学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童・生徒を含めた避難訓練の実施、地域住民の参加により学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(4) 避難等救助訓練

ア 消防訓練、水防訓練等と合わせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水、給食等を織り込んだ訓練を実施する。さらに自力避難不可能な場合を想定し、孤立者、負傷者、要配慮者の救助、救出等に重点を置いた訓練を実施する。

イ 各学校、幼稚園、保育所等は、各種の災害を予想し、災害に応じた避難訓練等を年に1回以上実施し、児童生徒等の安全を図る。

(5) 非常参集訓練

職員の勤務時間外の発生を想定し、必要な職員及び人員の動員配備及び情報の伝達、連絡等活動体制の訓練を実施する。また、同時に本部運営訓練、情報伝達訓練も併せて実施する。

(6) 通信訓練

防災関係機関、非常通信協議会等の協力を得て、随時又は他の訓練と併せて、通信手続について円滑な遂行を図るため動員、救援要請、情報の収集・伝達、報告等について訓練を実施する。

### 3 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練

#### (1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

#### (2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所と協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携をとり、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

#### (3) 市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、市をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等の防災行動を継続的に実施していくよう努めるものとする。

## 第12節 防災組織等の活動体制整備計画

関係機関：総務部、消防本部

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

その際、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参加の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

### 1 自主防災組織の育成・連携

#### (1) 自主防災組織の整備

市は、県と連携し、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

#### ア 設置推進機関

災対法第5条第2項の規定に基づき、市が推進するものとする。なお、防災関係機関は、相互に有機的連携のもとに市の推進活動に積極的に協力するものとする。

#### イ 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

#### ウ 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して地域住民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進するものとする。

(ア) 地域住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。

(イ) 地理的状況・生活環境等からみて、市民の日常生活上の基礎的な地域として、一体性を有する規模であること。

#### エ 自主防災組織の組織づくり

地域住民が、自主的、積極的にその組織に参加し効果的な活動を行えるよう、地域コミュニティ活動の既存組織を自主防災組織として育成する等、地域の実情にあった組織づくりを基本として推進するものとする。

例としては、自主防災組織の内容、各班の平常時又は非常時の役割について別表のようなものが考えられる。なお、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成するものとする。

なお、地域の実情とは、次の事項等が考えられる。

- (ア) 自然的条件（地形、地質）
- (イ) 年齢別、職業別人口構成
- (ウ) 通勤者数、在宅者数
- (エ) 病人、高齢者、乳幼児、児童生徒等の数
- (オ) 消防施設（防火水槽、消防ポンプ、消火器）
- (カ) 避難地、避難路
- (キ) 危険箇所（ブロック塀、老朽家屋、危険物施設等）
- (ク) 医療施設

#### オ 自主防災組織の備蓄

地域住民が、自主的、積極的にその組織に参加し効果的な活動を行えるよう、地域コミュニティ活動の既存組織を自主防災組織として育成する等、地域の実情にあった組織づくりを基本として推進するものとする。

##### (ア) 初期消火用資器材の備蓄

自主防災組織は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資器材を備え、また防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進し、初期消火力の向上に努める。

##### (イ) 救出資器材の備蓄

自主防災組織は、家屋の倒壊現場からの救出等に役立つジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプ等の救出資器材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達体制の確立を推進する。また、市はこうした地域の取組みを支援する。

#### (2) 協力体制の整備

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行う等連携体制を強化する。

#### (3) 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

#### (4) リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

## 2 事業所防災体制の強化

### (1) 自主防災組織の設置推進施設

次の施設を対象に設置の推進を図るものとする。

ア 旅館、学校等多数の者が利用する施設

イ 危険物、高圧ガス貯蔵所又は取扱所

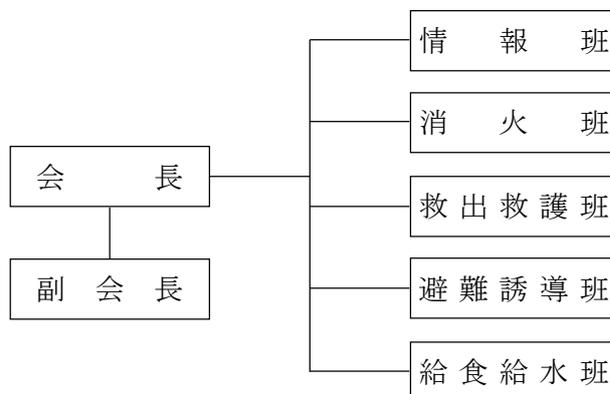
ウ 多数の従業員がいる事業所で組織的に防災活動を行うことが望ましい施設。ただし、法令により防火管理者等を置き消防計画を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備するものとする。

### (2) 防災担当者の設置

施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として、防災担当者を置かせるものとする。ただし、法令に基づいて、これと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者をして防災担当者とする事ができるものとする。

別表

#### 1 自主防災組織の内容（例）



#### 2 平常時又は非常時の役割（例）

|       | 平常時の役割  | 非常時の役割                                   |
|-------|---|--|
| 情報班   | 災害についての知識の吸収及び映画、印刷物等による啓発、災害発生時における、地域内の連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認 | デマ防止、災害情報の伝達収集、避難命令の伝達、被災状況の収集及び防災機関への伝達 |
| 消火班   | 火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習及び訓練、消防水利の確保                          | 出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動                     |
| 救出救護班 | 負傷者救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施、応急救護法の習得                            | 負傷者の救助、応急救護、移送及び防疫について防災機関への協力           |
| 避難誘導班 | 集合場所、避難路、避難場所の巡回点検、現状把握、避難訓練の実施、要配慮者の把握<br>地域の危険箇所の点検・把握等         | 避難場所、避難路の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導、要配慮者の避難援護     |

|       | 平 常 時 の 役 割                                       | 非 常 時 の 役 割                              |
|-------|---|--|
| 給食給水班 | 非常持出品の広報、炊飯用具等の調達計画と管理、必要物資の調達計画やあっせん方法の検討、応急給食訓練 | 非常持出品の指導、備蓄品の確認・管理、応急給食実施、給水及び救援物資の配分の協力 |

### 3 ボランティア団体の育成・連携

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第1節第3「防災組織等の活動体制の整備」に準じる。

### 4 企業防災の促進

企業は、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第1節第3「防災組織等の活動体制の整備」に準ずるほか、次により風水害対策を実施するものとする。

#### (1) 地下街等

浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

#### (2) 大規模工場等

浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。

## 第13節 要配慮者支援計画

関係機関：総務部、保健福祉部、消防本部

### 1 計画の方針

近年の災害では、要配慮者\*と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、市及び要配慮者を入所させる要配慮者利用施設は、風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

※災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるときに支援を要する人々を「災害時要援護者」と定義し、具体的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等をあげていたが、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等は災害時避難等において特に配慮を要する「要配慮者」とされるようになった。

### 2 要配慮者利用施設の安全体制の確保

#### (1) 防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

市は、要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。

#### (2) 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置等、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、社会福祉施設及び福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等の連携の確保について必要な援助を行う。

#### (3) 社会福祉施設等の安全対策

##### ア 社会福祉施設対策

(ア) 自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設（老人ホーム等）のうち、スプリンクラーの義務設置施設については、早急に設置を指導するとともに、義務設置でない施設に対しても設置を促進する。

また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

(イ) 夜間及び休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとることとする。特に、老人ホーム等については、管理宿直員を配置するよう指導していく。

#### イ 病院・診療所に入院している者に対する対策

(ア) 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容態等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。

(イ) 避難器具の設置場所と使用方法を患者及び職員に周知する。

(ウ) 病院、診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り看護師詰所に隣接した場所等避難・誘導、搬送が容易な場所に収容する等特別の配慮をする。

(エ) 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

#### (4) 防災設備等の整備

ア 老朽程度が著しくなった社会福祉施設等の施設管理者は、耐震化、不燃化構造による改築等施設の点検・整備を行う。

イ 施設管理者は、防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備の充実を図る。

#### (5) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、要配慮者の避難所ともなる要配慮者利用施設に対し、防災資機材等の備蓄や食糧等の備蓄を促進する。

#### (6) 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

市は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

### 3 在宅要配慮者の救援体制の確保

#### (1) 要配慮者の状況把握

市は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した要配慮者名簿及び笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プラン個別計画（要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等を把握する。

また、民生委員、消防団、警察、保健所等関係機関との連携を図り、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ要配慮者に係る情報の共有化に努める。

(2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者等情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリ等通信装置の給付や障害者団体との連携により情報伝達体制の確立を図る。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備を図る。

また、市は、災害時における独り暮らし高齢者等の安全確保を図るため、独り暮らし高齢者に対しペンダント式等の緊急通報システムを導入しているが、なお一層の整備・拡充に努める。

(3) 相互協力体制の整備

市は、民生委員を中心として、要配慮者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、要配慮者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア団体等との連携により、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制を整備する。特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画及び個別計画）を策定するとともに、避難支援が必要な避難行動要支援者の支援体制の整備に努める。

(4) 救出・救護体制の整備

災害時においては、災害の同時多発により、警察、消防等の防災関係機関による救出・救護活動が大幅に制約されることが予想されるため、独り暮らしの高齢者等災害要配慮者に対し、行政区や自主防災組織等の地域コミュニティの協力・連携による地域全体のバックアップ体制を図り、救出・救護体制を確立していく。

(5) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア団体等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、災害時における的確な対応能力を高めるため要配慮者の防災行動マニュアルの策定等、要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する知識の普及・啓発を図る。

(6) 乳幼児に対する安全対策

災害時における保育所（園）・幼稚園児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、施設長等に対して計画的な訓練等の実施を指導する。

#### 4 外国人等に対する防災対策の充実

地理に不案内で、かつ、日本語の理解も十分でない外国人、また地理に不案内な観光客に対しては、以下のように、平常時から人数及び所在の把握に努めるとともに、多様な言語及び手段、経路を通じての基礎的防災情報（広報紙、防災マップ等）の提供等により防災知識の普及を図る。

また、避難場所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化等整備を図るものとする。

なお、観光客の安全対策を推進するため、あらかじめ関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制の確立を推進するものとする。

##### (1) 外国人の所在の把握

市は災害時における外国人への安否確認等迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

##### (2) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

##### (3) 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

##### (4) 災害時マニュアルの携行促進

市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型等を記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

##### (5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

###### ア 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図る等、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、市は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

###### イ 外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

###### ウ 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催等様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

#### エ 語学ボランティアの確保

市は、災害発生時に通訳や翻訳等を行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、国際交流員等の協力を得て、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集等の作成に努める。

## 第2章 災害応急対策

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、それぞれの防災関係機関が、その全機能を発揮してその発生を防ぎよし、又は応急的な救助を行う等災害の拡大を防止するために行うべき措置について定めるものとする。

### 第1節 組織計画

| 活動のポイント                         | 関係機関   |
|---------------------------------|--------|
| 1 災害対策本部の災害情報の正確な把握と関係機関への迅速な連絡 | 各部・室共通 |
| 2 災害時における各課職員の担当事務の周知           |        |
| 3 災害対策本部の設置場所 ⇒ 市役所庁舎内          |        |

#### 1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に対処するため、市の災害対策組織体制を明らかにし、防災行政の総合的な運営及び災害応急対策の的確な遂行を図るものとする。

#### 2 災害発生初期の措置

総務部長は、あらかじめ定める事務分担に基づき、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する気象情報の収集
- (2) 被害状況の把握
- (3) 把握した災害情報を整理し速やかに市長に報告及び関係機関への連絡をすること。

#### 3 災害対策本部の設置基準

笠間市災害対策本部は、次のような場合で市長が必要と認めたとき、笠間市災害対策本部条例（平成18年条例第18号）に基づき市役所庁舎内に設置する。

- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雨、大雪、洪水、暴風、暴風雪等の注意報、警報及び特別警報が発令されたとき
- (2) 県と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報が発令されたとき
- (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき
- (4) その他市長が必要と認めたとき

#### 4 災害対策本部の設置及び廃止の通知

- (1) 災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を関係機関に通知、公表するとともに、災害対策本部の標識を市役所庁舎正面玄関に掲示する。

なお、廃止した場合についてもこれに準じて行うものとする。

(2) 災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ア 予想された災害の危険が解消したとき
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき
- ウ 本部長が適当と認めたとき

5 災害対策本部の体制と配備

体制の基準は、次によるほかその時の状況により本部長が決定する。

(1) 連絡配備

気象警報・注意報が発令されたとき、またはその他の状況により本部長が配備が必要であると認めたときに連絡調整を主とする体制

(2) 警戒体制

気象警報・注意報や土砂災害警戒情報が発令され、災害が発生するおそれがある場合又はその他の状況により本部長が警戒を要すると認めたとき、災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び情報収集活動を主とする体制

(3) 緊急体制

事態が切迫し、若しくは災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合又はその他の状況により本部長が必要であると認めたとき、災害の現状に対処し拡大に備える体制

(4) 非常体制

災害が拡大し、緊急体制では対処できない場合又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき、本部の全力をもって対処する体制

6 災害対策本部の組織と編成

(1) 本部の設置に関する指示及び伝達

ア 総務部長は、本部設置及び活動体制について市長の命を受けたときは、副本部長に連絡するとともに、危機管理課長に指示するものとする。

イ 危機管理課長は、各部長に連絡するとともに、危機管理課員に指示し、本部設置に必要な職員の動員等を行うものとする。

(2) 本部の編成

災害対策本部には部、班を設け、部には部長、班には班長を置く。

ア 本部を設置した場合は、本部長、副本部長は、直ちに指揮監督にあたる。

イ 部長は、本部長の命を受け、班の事務を管理し、所属部員を指揮監督する。班員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

### (3) 本部会議

ア 本部長、副本部長、教育長及び本部員をもって組織し、災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。なお、各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況その他必要な事項について、随時、本部会議に報告するものとする。また、把握した被害状況について、県に報告する。

- (ア) 災害救助法に関すること。
- (イ) 本部の活動体制に関すること。
- (ウ) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- (エ) 応援要請に関すること。
- (オ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (カ) 災害広報に関すること。
- (キ) 県に対する要望に関すること。
- (ク) 災害対策本部の廃止に関すること。
- (ケ) その他重要な事項に関すること。

### イ 招集

本部長が必要の都度招集する。なお、招集の伝達は、庁内放送又は各部連絡員を通じて行う。

### (4) 現地災害対策本部の設置

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、笠間市災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

#### ①現地災害対策本部の組織

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### ②現地災害対策本部の設置基準

- ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合。
- イ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合。

#### ③現地災害対策本部の分掌事務

- ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること。
- イ 現地における災害応急対策の指揮、指令及び実施に関すること。

#### ④現地災害対策本部への派遣

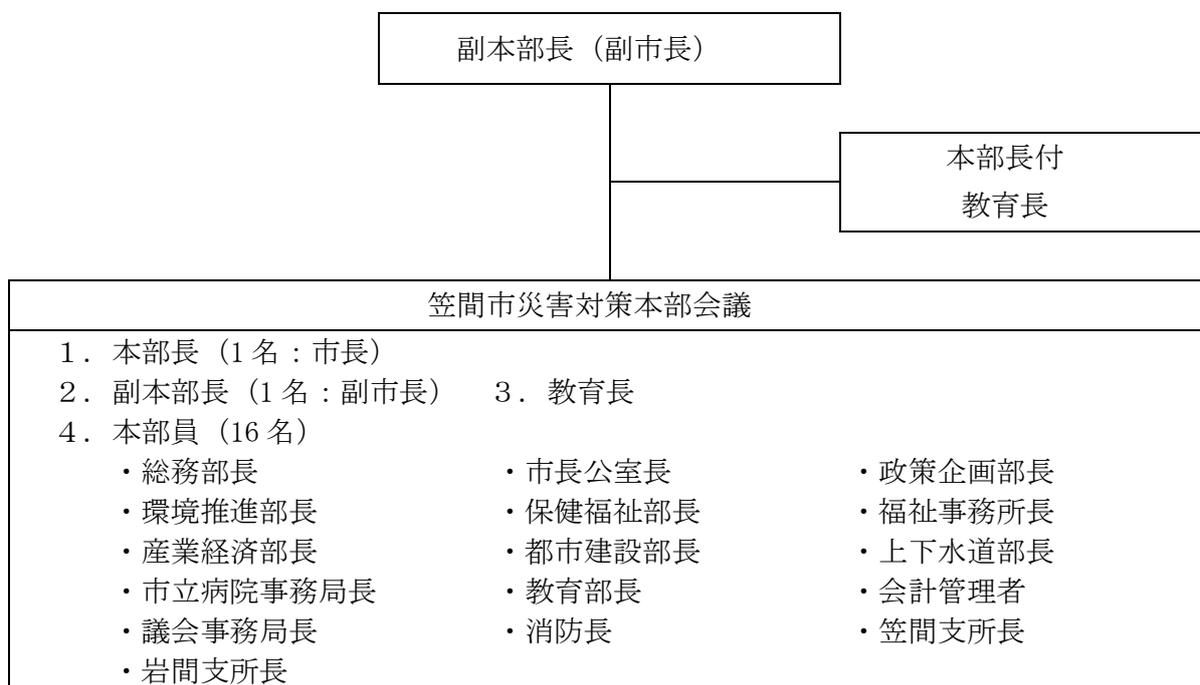
組織体制・人員配置については、災害の規模等に応じ別に定める基準によるものとする。

### (5) 災害対策本部組織図及び分掌事務

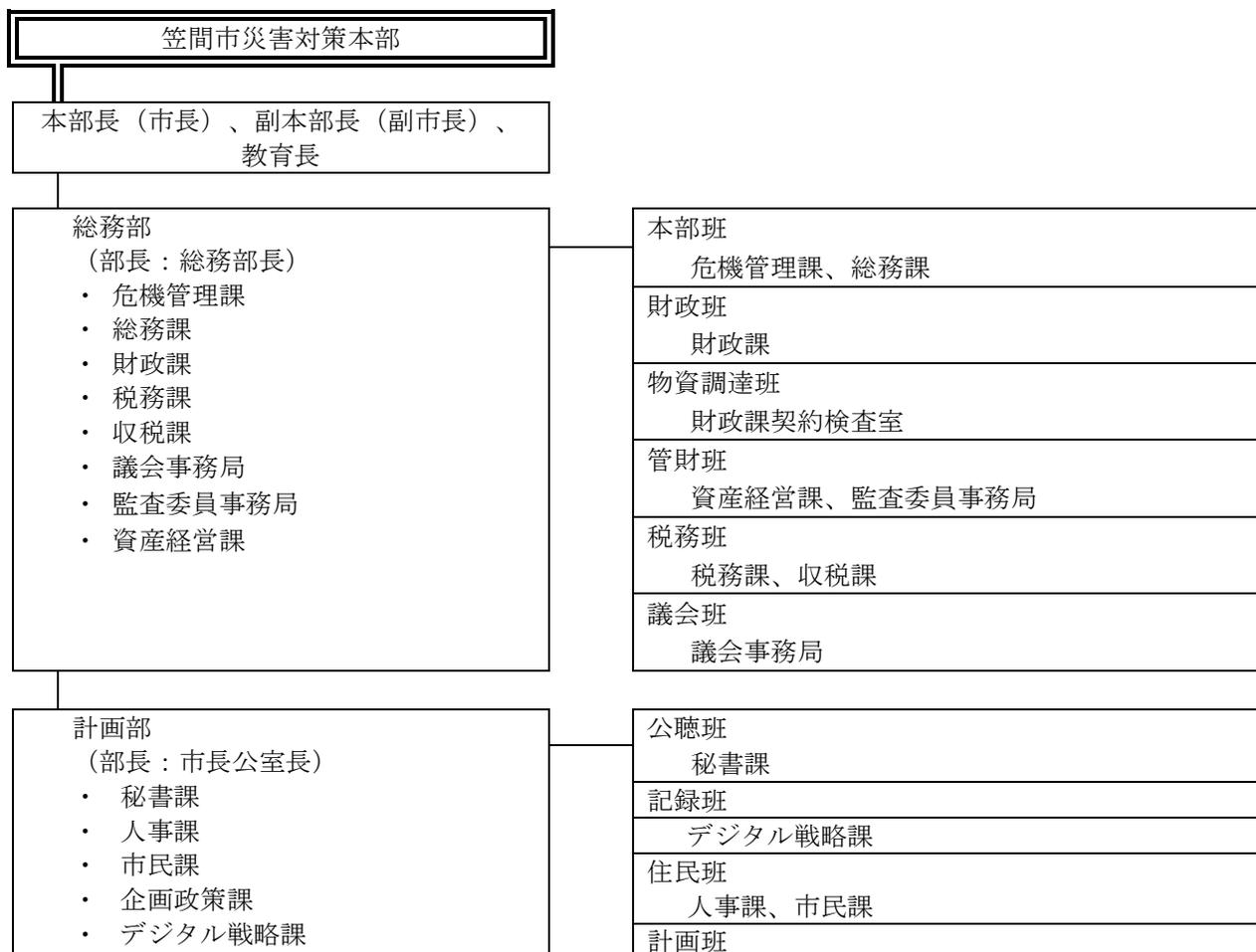
災害対策本部の組織図及び分掌事務は、次ページのとおりである。

笠間市災害対策本部会議

本部長（市長）



笠間市災害対策本部組織図



|  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>企業誘致・移住推進課</li> </ul>   | 企画政策課、企業誘致・移住推進課  |
| 環境部<br>(部長：環境推進部長)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>環境政策課</li> <li>資源循環課</li> </ul>   | 環境班<br><br>環境政策課、資源循環課  |
| 保健福祉部<br>(部長：保健福祉部長)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉課・こども育成支援センター</li> <li>高齢福祉課</li> <li>子ども福祉課</li> <li>保険年金課</li> <li>健康医療政策課</li> </ul> | 福祉班<br>社会福祉課、高齢福祉課、子ども福祉課<br>避難誘導班<br>保険年金課、こども育成支援センター<br>救護・防疫班<br>健康医療政策課、保健センター |
| 経済部<br>(部長：産業経済部長)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>農政課</li> <li>商工課</li> <li>観光課</li> <li>農業委員会事務局</li> </ul>                                    | 産業班<br>農政課<br>産業協力班<br>農業委員会事務局<br>商工観光班<br>商工課、観光課                                 |
| 建設部<br>(部長：都市建設部長)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>建設課</li> <li>管理課</li> <li>都市計画課</li> </ul>  | 建設班<br>建設課、管理課<br>都市施設班<br>都市計画課  |
| 上下水道部<br>(部長：上下水道部長)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>水道課</li> <li>下水道課</li> </ul>  | 上水道班<br>水道課<br>下水道班<br>下水道課   |
| 医療部<br>(部長：笠間市立病院事務局長)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>笠間市立病院</li> </ul>   | 医療班<br><br>笠間市立病院   |
| 教育部<br>(部長：教育部長)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>学務課</li> <li>生涯学習課</li> </ul>   | 学務班<br>学務課<br>社会施設班<br>生涯学習課、各公民館、各図書館  |
| 会計部<br>(部長：会計管理者)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>会計課</li> </ul>   | 会計班<br><br>会計課  |
| 消防部<br>(部長：消防長)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部</li> <li>笠間、友部、岩間消防署</li> <li>消防団</li> </ul>  | 消防班<br><br>消防本部<br>笠間消防署、友部消防署、岩間消防署、<br>消防団  |
| 地域対策部<br>(部長：笠間支所地域課長、岩間支所<br>地域課長)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>笠間支所、岩間支所</li> </ul>   | 笠間地区対策班<br>笠間支所<br>岩間地区対策班<br>岩間支所  |

各部・班の編成及び分掌事務

|      | 任 務                                    |
|------|--|
| 本部長  | 災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。            |
| 副本部長 | 災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。 |

| 部名（部長）        | 班名<br>[担当課名]                | 分 掌 事 務  |
|---------------|-----------------------------|--|
| 総務部<br>(総務部長) | 本部班<br>[危機管理課]<br>[総務課]     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の運営、庶務に関する事。</li> <li>2 本部会議に関する事。</li> <li>3 本部事務局に関する事。</li> <li>4 本部員の動員に関する事。</li> <li>5 災害時における職員の動員に関する事。</li> <li>6 各班所管の避難所開設の指示に関する事。</li> <li>7 各班の動員、連絡調整に関する事。</li> <li>8 災害救助法適用の協議に関する事。</li> <li>9 県、消防、警察、自衛隊、隣接市町等に対する応援出動（派遣）の要請に関する事。</li> <li>10 県その他防災関係機関に対する連絡及び被害状況等の報告、提供に関する事。</li> <li>11 他市町村との連絡調整に関する事。</li> <li>12 交通関係について警察との連絡調整に関する事。</li> <li>13 仮設トイレの調達に関する事。（災害協定に関する事。）</li> <li>14 災害警備に関する事。</li> <li>15 安否確認、捜索、救助の総括に関する事。</li> <li>16 水防活動の総括に関する事。</li> <li>17 市民の高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）に関する事。</li> <li>18 電話並びに防災行政無線等の送受信に関する事。</li> <li>19 災害時のアマチュア無線に関する事。</li> <li>20 備蓄物資の総括に関する事。</li> <li>21 応急対策実施状況の総括、取りまとめに関する事。</li> <li>22 激甚災害指定手続きに関する事。</li> <li>23 危険物施設等の応急対策、復旧に関する事。</li> <li>24 緊急輸送に関する事。</li> <li>25 県、国等の災害地視察に関する事。</li> <li>26 国等への要望及び関係資料の作成に関する事。</li> <li>27 他班に属さない事項に関する事。</li> </ol> |
|               | 財政班<br>[財政課]                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な財政措置に関する事。</li> <li>2 災害関係の補助起債に関する事。</li> <li>3 公用負担等による損失補償、弁償等に関する事。</li> <li>4 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する事。</li> <li>5 災害対策のための労働力の確保に関する事。</li> <li>6 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。</li> </ol>   |
|               | 物資調達班<br>[財政課契約検査室]         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食糧、救援物資の必要数量調査に関する事。</li> <li>2 災害対策に必要な物品の調達に関する事。</li> <li>3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。</li> </ol>  |
|               | 管財班<br>[資産経営課]<br>[監査委員事務局] | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有財産の保全及び被害調査及び復旧対策に関する事。</li> <li>2 配車計画及び車両確保の総括に関する事。</li> <li>3 人員、物資搬送用車輛の調達及び手配に関する事。</li> <li>4 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事。</li> </ol>  |

| 部名（部長）                        | 班名<br>[担当課名]                          | 分 掌 事 務  |
|-------------------------------|---------------------------------------|--|
|                               | 税務班<br>[税務課]<br>[収税課]                 | 1 住宅等建築物の被害調査、報告及び被災納税者の減免等の措置に関する事<br>2 被災地籍の調査に関する事<br>3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事   |
|                               | 議会班<br>[議会事務局]                        | 1 議員の被災地視察に関する事<br>2 市議会との連絡調整に関する事<br>3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事   |
| 計画部<br>(市長公室長)<br>(政策企画部長)    | 公聴班<br>[秘書課]<br>[デジタル戦略課]             | 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事<br>2 各部からの災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関する事<br>3 災害情報、被害情報の集約、分析、報告に関する事<br>4 災害広報及び公聴に関する事<br>5 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事  |
|                               | 記録班<br>[秘書課]<br>[デジタル戦略課]             | 1 報道関係機関との連絡調整に関する事<br>2 災害記録写真の撮影収集及び災害記録に関する事<br>3 災害対策時の情報管理に関する事<br>4 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事  |
|                               | 計画班<br>[企画政策課]<br>[企業誘致・移住推進課]        | 1 復興計画に関する事<br>2 燃料の確保に関する事<br>3 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事   |
|                               | 住民班<br>[人事課]<br>[市民課]                 | 1 り災者名簿の作成等一般り災者の被害状況の取りまとめに関する事<br>2 り災証明の発行に関する事<br>3 市民及び外国人の安否情報に関する事<br>4 不明者の身元確認に関する事<br>5 埋火葬の許可及び火葬場に関する事<br>6 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事  |
| 環境部<br>(環境推進部長)               | 環境班<br>[環境政策課]<br>[資源循環課]             | 1 災害による廃棄物処理対策に関する事<br>2 被災地のゴミ、し尿の収集処理等公衆衛生に関する事<br>3 井戸水の水質検査及び消毒に関する事<br>4 被災家屋の消毒に関する事<br>5 生活環境を著しく破壊する公害原因物質の汚染状況調査に関する事<br>6 環境衛生、食品衛生の指導及び劇毒物の安全対策に関する事<br>7 避難所の衛生等に関する事<br>8 動物の保護・飼養に関する事<br>9 死亡獣畜の処理に関する事<br>10 その他応急衛生対策に関する事<br>11 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事  |
| 保健福祉部<br>(保健福祉部長)<br>(福祉事務所長) | 福祉班<br>[社会福祉課]<br>[高齢福祉課]<br>[子ども福祉課] | 1 被災者を収容する避難所の設置に関する事<br>2 救援物資の受付・管理・配分及び避難所に対する応急炊出しに関する事<br>3 要配慮者の安全確保対策に関する事<br>4 災害救助法の事務に関する事<br>5 日本赤十字社との連絡調整に関する事<br>6 被災者相談窓口設置に関する事<br>7 社会福祉協議会と災害ボランティアの調整に関する事<br>8 行方不明者の捜索に関する事<br>9 災害援護資金の融資及び災害弔慰金の支給に関する事<br>10 保育児童の避難誘導に関する事<br>11 災害時の保育対策に関する事<br>12 所管施設の災害調査及び復旧対策に関する事<br>13 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事 |

| 部名 (部長)                       | 班名<br>[担当課名]                      | 分 掌 事 務  |
|-------------------------------|-----------------------------------|--|
| 保健福祉部<br>(保健福祉部長)<br>(福祉事務所長) | 避難誘導班<br>[保健年金課]<br>[こども育成支援センター] | 1 避難所への避難誘導に関する事<br>2 避難所の運営及び報告に関する事<br>3 避難所の食糧及び救援物資の配分に関する事<br>4 救護所の設営及び連絡調整に関する事<br>5 被災者に対する国民健康保険被保険者証の再交付、国民年金等の免除等に関する事<br>6 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事   |
|                               | 救護・防疫班<br>[健康医療政策課]<br>[保健センター]   | 1 所管施設利用者の避難誘導及び救護に関する事<br>2 所管施設の災害調査及び復旧対策に関する事<br>3 被災者の医療、救護に関する事<br>4 医療機関との連絡調整に関する事<br>5 医療資機材及び医療品の調達に関する事<br>6 救護・防疫班の編成及び出動に関する事<br>7 伝染病予防防護活動に関する事<br>8 被災地の防疫活動に関する事<br>9 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事                                     |
| 経済部<br>(産業経済部長)               | 産業班<br>[農政課]                      | 1 生鮮野菜、米穀等の調達に関する事<br>2 農産物、畜産関係の災害調査及び復旧対策に関する事<br>3 家畜、家きんの飼料供給に関する事<br>4 家畜感染症の予防及び防疫に関する事<br>5 農業関係機関との連絡調整に関する事<br>6 農耕地、農業用施設の災害調査及び復旧対策に関する事<br>7 林業関係の災害調査及び復旧対策に関する事<br>8 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事   |
|                               | 産業協力班<br>[農業委員会]                  | 1 産業班の協力に関する事<br>2 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事   |
|                               | 商工班<br>[商工課]                      | 1 商工関係の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事<br>2 衣料、生活必需品等の調達及び避難所等への配分に関する事<br>3 物資の流通促進に関する事<br>4 被災商工業者に対する融資に関する事<br>5 災害に関連した失業者の対策に関する事<br>6 その他応急商工対策に関する事<br>7 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事   |
|                               | 観光班<br>[観光課]                      | 1 観光関係の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事<br>2 災害時における観光客の避難誘導、救助等安全対策に関する事<br>3 被災観光業者に対する融資に関する事<br>4 その他応急観光対策に関する事<br>5 本部長及び部長の指示により他班の応援に関する事  |
| 建設部<br>(都市建設部長)               | 建設班<br>[建設課]<br>[管理課]             | 1 道路、橋梁、水路等公共土木施設の災害調査及び復旧対策に関する事<br>2 河川の災害調査及び対策の連絡に関する事<br>3 道路障害物の除去に関する事<br>4 公園等主管施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事<br>5 公営住宅等建築物の被害調査、報告並びに必要な対策に関する事<br>6 土木建設業者との連絡及び協力要請等に関する事<br>7 土木資機材の調達に関する事<br>8 応急仮設住宅の設置に関する事<br>9 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事 |
|                               | 都市施設班<br>[都市計画課]                  | 1 応急危険度判定に関する事<br>2 都市災害の調査及び復旧対策に関する事<br>3 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事  |

| 部名（部長）                       | 班名<br>[担当課名]                         | 分 掌 事 務  |
|------------------------------|--------------------------------------|--|
| 上下水道部<br>(上下水道部長)            | 上水道班<br>[水道課]                        | 1 上水道施設の被害調査及び必要な対策に関する事<br>2 被災者に対する飲料水等の確保及び給水に関する事<br>3 給水不能地帯の調査及び給水タンク車による給水に関する事<br>4 飲料水の水源の確保に関する事<br>5 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事  |
|                              | 下水道班<br>[下水道課]                       | 1 下水道施設の被害調査及び必要な対策に関する事<br>2 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事  |
| 医療部<br>(笠間市立病院事務局長)          | 医療班<br>[笠間市立病院]                      | 1 所管施設利用者の避難誘導及び救護に関する事<br>2 所管施設の被害調査及び復旧対策に関する事<br>3 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事   |
| 教育部<br>(教育部長)                | 学務班<br>[学務課]                         | 1 児童生徒の避難誘導及び救護に関する事<br>2 学校施設の被害調査及び復旧対策に関する事<br>3 学校関係の防疫に関する事<br>4 児童生徒に対する教科書、学用品等の調達及び支給に関する事<br>5 学校給食施設の被害調査及び復旧対策並びに給食対策に関する事<br>6 所管施設を避難所としたときの避難所の開設及び運営に関する事<br>7 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事  |
|                              | 社会施設班<br>[生涯学習課]<br>[各公民館]<br>[各図書館] | 1 所管施設利用者の避難誘導及び救護に関する事<br>2 所管施設の被害調査及び復旧対策に関する事<br>3 文化財の被害調査及び復旧対策に関する事<br>4 所管施設を避難所としたときの避難所の開設及び運営に関する事<br>5 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事   |
| 会計部<br>(会計管理者)               | 会計班<br>[会計課]                         | 1 災害対策経費の資金計画に関する事<br>2 災害対策に係る経費の出納に関する事<br>3 義援金の受領、管理及び配分に関する事<br>4 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事   |
| 消防部<br>(消防長)                 | 消防班<br>[消防本部]<br>[各消防署]<br>[各消防団]    | 1 火災及び水害等の予防・警戒及び防衛に関する事<br>2 消防施設の被害調査及び応急修理復旧に関する事<br>3 災害情報、被害情報の収集及び記録並びに報告に関する事<br>4 消防通信施設の確保に関する事<br>5 救急救助及び救出者の保護に関する事<br>6 消防職員及び消防団員の動員に関する事<br>7 水害、火災その他の災害に係る救助業務に関する事<br>8 行方不明者の捜索に関する事<br>9 負傷者等の救助に関する事<br>10 市民の避難誘導に関する事<br>11 市内巡回警戒に関する事<br>12 関係機関との応援要請に関する事<br>13 本部長及び部長の指示により各班の応援に関する事 |
| 地域対策部<br>(笠間支所地域課長、岩間支所地域課長) | 笠間地区対策班<br>[笠間支所]                    | 1 笠間地区における災害対策について、各部との連絡調整及び災害対策全般に関する事   |
|                              | 岩間地区対策班<br>[岩間支所]                    | 1 岩間地区における災害対策について、各部との連絡調整及び災害対策全般に関する事   |

## 第 2 節 動員計画

| 活 動 の ポ イ ン ト   | 関 係 機 関 |
|---|---------|
| 1 時間に応じた動員の伝達方法<br>(1) 勤務時間内 ⇒ 庁内放送、庁内電話、使送<br>(2) 勤務時間外 ⇒ 電話又は携帯電話<br>2 組織計画に基づき実情に即した動員計画の整備<br>(1) 警戒体制 ⇒ 総務部本部班<br>(2) 緊急体制 ⇒ 各部長及び班長及び班員の 1/2<br>(3) 非常体制 ⇒ 全職員<br>3 本部長の職務代理者の確立<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;">             市 長           </div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;">             副市長           </div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;">             総務部長           </div><br>4 災害対策本部の代替場所 ⇒ 笠間市消防本部庁舎 | 各部・室共通  |

### 1 計画の方針

災害応急対策活動に必要な要員を把握して、災害応急対策活動を確実にするための計画である。

### 2 動員の伝達方法

総務部長は、災害対策本部の設置及び活動体制について、市長の命を受けたときは、応急対策実施のため必要な職員の動員を行うものとする。

#### (1) 勤務時間内については、次のとおりとする。

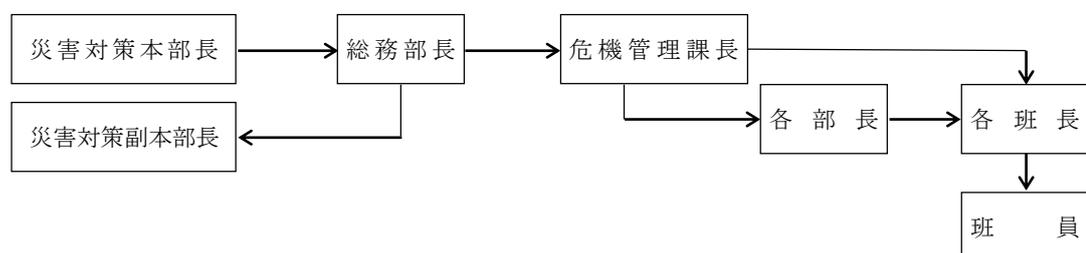
ア 庁内放送により職員に対し、次の放送文に準じ一斉に動員の伝達をする。

##### ○ 放送文（例）

「市長の緊急命令を伝達します。(2回繰返す) ○○災害で市内○○方面に被害が発生した模様であります。○○時○○分災害対策本部を設置し、○○体制により応急対策を実施します。職員は、計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。」

イ 各班長は、班員の活動体制の配備をする。

ウ 庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、本部班は、班員の使送により各班長に動員の伝達をする。



(2) 勤務時間外については、次のとおりとする。

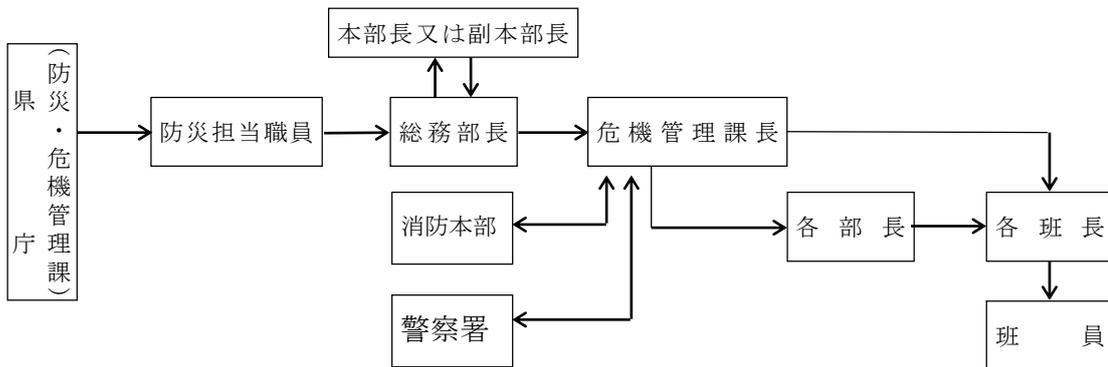
ア 県より気象予警報、災害情報を受領した職員は、直ちに総務部長に伝達するものとする。

イ 総務部長は、一般加入電話又は携帯電話により本部長、副本部長に報告し、本部長より配備の指示を受けた場合には、速やかに危機管理課長を通じて各部長に動員の伝達をする。また、消防本部及び警察署と相互に連携を図る。

ウ 各部長は、各班長に動員の伝達をする。

エ 各班長は、班員への伝達等必要な措置をとる。

オ 関係者の動員は、電話又は携帯電話等により行う。



(3) 動員状況の報告

各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、危機管理課長を通じて総務部長に報告するとともに、総務部長は本部長に報告するものとする。

(報告事項)

|                 |
|-----------------|
| 部、班名            |
| 動員連絡済人員数        |
| 動員連絡不可能人員数及び同地域 |
| 登庁人員数           |
| その他             |

(4) 各部、班内及び消防用の動員計画の整備義務

ア 各部、班内の動員計画

各課等の長は組織計画に基づき実情に即した動員計画を定めておくものとする。

| 体制区分 | 配備基準  | 配備人員   | 災害対策本部等の設置      |
|------|---|--|-----------------|
| 警戒体制 | 1. 気象警報（暴風・大雨・洪水・大雪等）が発表されたとき。<br>2. 土砂災害警戒情報が発表されたとき。<br>3. 震度5弱の地震が発生したとき。<br>4. その他必要により市長が警戒体制を命じたとき。 | 総務部長、<br>危機管理課長、課長補佐、危機管理課職員（あらかじめ定められた者）<br>各支所3名 | 災害対策本部（警戒体制）を設置 |
| 緊急体制 | 1. 警戒体制をとった場合であって、相当の被害が発生し、若しくは発生が予測されるとき。<br>2. 震度5強の地震が発生したとき。<br>3. その他必要により市長が緊急体制を命じたとき。            | 主査以上の全職員、<br>総務課職員全員、<br>各支所地域課職員全員                | 災害対策本部（緊急体制）を設置 |
| 非常体制 | 1. 大規模な災害が広範囲にわたって発生し、又は発生するおそれがあるとき。<br>2. 震度6弱以上の地震が発生したとき。<br>3. その他必要により市長が非常体制を命じたとき。                | 全職員  | 災害対策本部（非常体制）を設置 |

（注）配備人員は、本部長（市長）が災害の規模・状況等により増減ができるものとする。

#### イ 消防団の出動計画

消防団長は、災害の規模等により本章第7節「消防活動計画」の定めにより実施するものとする。

### 3 本部長の職務代理者の決定

災害対策本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てるものとする。ただし、緊急の場合で市長が不在等の場合には、次の順位で本部設置等必要な災害対策を行う。

- 第1位 副市長
- 第2位 総務部長
- 第3位 市長公室長

#### 4 職員の心得

- (1) 「笠間市災害時職員初動体制マニュアル」により、平常時から災害時の自らの役割を的確に把握しておく。
- (2) 災害により交通、通信が途絶し、又は利用できないため登庁が不能となり、上司の指示も受けられない場合は、登庁可能な方法により自主的に参集して、災害応急対策に従事するものとする。
- (3) 職員は、災害の発生後又は発生のおそれがある場合には、速やかにラジオ、テレビ放送を視聴する等、自ら情報収集に努めるものとする。

#### 5 災害対策本部の代替場所

- (1) 災害対策本部が被災した場合

災害対策本部が被災した場合の代替場所は、笠間市消防本部庁舎とする。

| 施設名                   | 建築年         | 災害種別      |             |                   | 非常用発電機<br>通信機器        |                        |
|-----------------------|-------------|-----------|-------------|-------------------|-----------------------|------------------------|
|                       |             | 地震        | 洪水          | 土砂災害              | 非常用発電機<br>／燃料         | 通信機器                   |
| 笠間市消防本部<br>箱田 2564 番地 | 平成 10 年 5 月 | 耐震性<br>有り | 浸水想定<br>区域外 | 土砂災害<br>警戒区域<br>外 | 軽油<br>990ℓ<br>約 25 時間 | I P 電話<br>衛星回線<br>消防無線 |

- (2) 涸沼川のはん濫及び集中豪雨等の内水はん濫した場合の代替庁舎

- 本所代替庁舎 ⇒変更なし
- 笠間支所代替庁舎 ⇒笠間市総合公園管理棟
- 岩間支所代替庁舎 ⇒変更なし

### 第 3 節 気象情報等計画

| 活 動 の ポ イ ン ト   | 関 係 機 関        |
|---|----------------|
| 1 災害情報の伝達システムの周知徹底<br>2 異常現象の発見者の速やかな通報とそれを受けた市長の関係機関・市民等への措置 | 総 務 部<br>計 画 部 |

#### 1 計画の方針

災害関係の気象及び水防に関する警報、注意報及び情報の伝達、災害情報の収集、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施するための計画である。

#### 2 警報・注意報

##### (1) 警報・注意報の種類と発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている警報及び注意報の種類とその発表基準は、下表のとおりである。

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

##### ア 警報と注意報の種類と概要

| 警 報・<br>注意報の種類 | 概 要   |
|----------------|---|
| 特別警報<br>大雨特別警報 | 大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。 |
| 大雪特別警報         | 大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。  |
| 暴風特別警報         | 暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。   |
| 暴風雪特別警報        | 暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。  |
| 波浪特別警報         | 波浪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。   |
| 高潮特別警報         | 高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。   |

| 警報・注意報の種類 |   | 概要  |
|-----------|---|---|
| 警報        | 大雨警報  | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。            |
|           | 洪水警報  | 大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。                    |
|           | 大雪警報  | 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。  |
|           | 暴風警報  | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。  |
|           | 暴風雪警報   | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。                  |
| 警報        | 波浪警報  | 高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。   |
|           | 高潮警報  | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。  |
| 注意報       | 大雨注意報   | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。   |
|           | 洪水注意報   | 大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。   |
|           | 大雪注意報   | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。   |
|           | 強風注意報   | 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。   |
|           | 風雪注意報   | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。   |
|           | 波浪注意報   | 高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。  |
|           | 高潮注意報   | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。   |
|           | 濃霧注意報   | 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。  |
|           | 雷注意報  | 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 |
|           | 乾燥注意報   | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。   |
|           | なだれ注意報  | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。  |
|           | 着氷注意報   | 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。  |
|           | 着雪注意報   | 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。  |
| 融雪注意報     | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。 |   |

| 警 報・<br>注意報の種類 |       | 概 要  |
|----------------|-------|--|
|                | 霜注意報  | 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。                             |
|                | 低温注意報 | 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。 |

イ 警報・注意報の基準値（笠間市）

（令和4年5月26日現在）

|            |                  |                                      |          |                 |
|------------|------------------|--------------------------------------|----------|-----------------|
| 笠間市        | 府県予報区            |                                      | 茨城県      |                 |
|            | 一次細分区域           |                                      | 北部       |                 |
|            | 市町村等をまとめた地域      |                                      | 県央地域     |                 |
| 警報         | 大雨               | 浸水害                                  | 表面雨量指数基準 | 16              |
|            |                  | 土砂災害                                 | 土壌雨量指数基準 | 102             |
|            | 洪水               | 流域雨量指数基準                             |          | 涸沼川流域=21.2      |
|            |                  | 複合基準※1                               |          | 涸沼川流域=(6、19)    |
|            |                  | 指定河川洪水予報による基準                        |          | —               |
|            | 暴風               | 平均風速                                 |          | 20m/s           |
|            | 暴風雪              | 平均風速                                 |          | 20m/s 雪を伴う      |
|            | 大雪               | 降雪の深さ                                |          | 12時間降雪の深さ 10 cm |
|            | 波浪               | 有義波高                                 |          |                 |
|            | 高潮               | 潮位                                   |          |                 |
| 注意報        | 大雨               | 表面雨量指数基準                             |          | 8               |
|            |                  | 土壌雨量指数基準                             |          | 70              |
|            | 洪水               | 流域雨量指数基準                             |          | 涸沼川流域=16.9      |
|            |                  | 複合基準※1                               |          | 涸沼川流域=(6、13.5)  |
|            |                  | 指定河川洪水予報による基準                        |          | —               |
|            | 強風               | 平均風速                                 |          | 12m/s           |
|            | 風雪               | 平均風速                                 |          | 12m/s 雪を伴う      |
|            | 大雪               | 降雪の深さ                                |          | 12時間降雪の深さ 5 cm  |
|            | 波浪               | 有義波高                                 |          |                 |
|            | 高潮               | 潮位                                   |          |                 |
|            | 雷                | 落雷等により被害が予想される場合                     |          |                 |
|            | 融雪               |                                      |          |                 |
|            | 濃霧               | 視程                                   | 100m     |                 |
|            | 乾燥               | 最小湿度 40%で、実効湿度 60%※2                 |          |                 |
|            | なだれ              |                                      |          |                 |
|            | 低温               | 夏期：最低気温 15℃以下が2日以上継続<br>冬期：最低気温-7℃以下 |          |                 |
| 霜          | 早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下 |                                      |          |                 |
| 着氷・着雪      | 著しい着氷（雪）が予想される場合 |                                      |          |                 |
| 記録的短時間大雨情報 |                  | 1時間雨量                                | 100 mm   |                 |

発表官署 水戸地方気象台

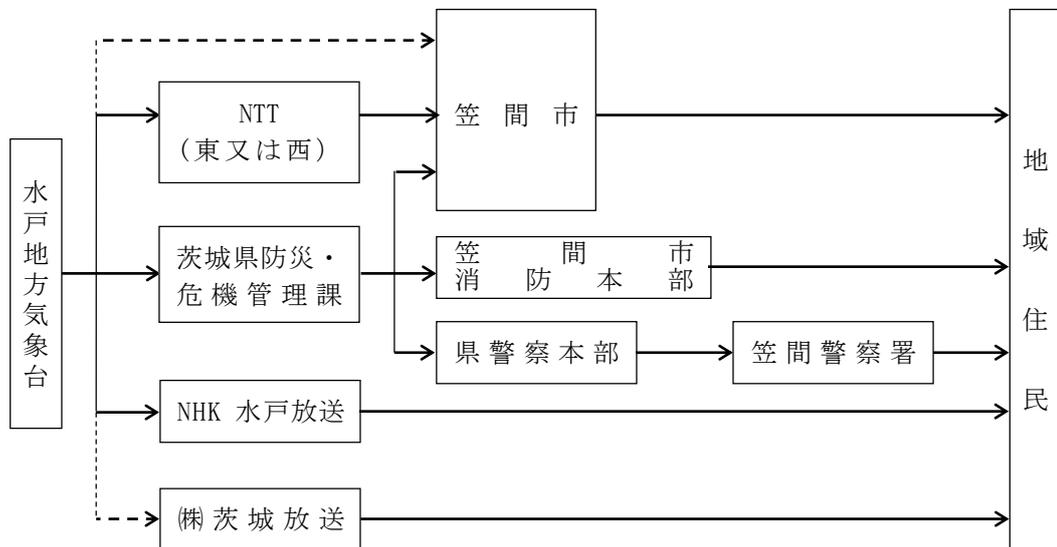
※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2湿度は水戸地方気象台の値。

## ウ 気象情報

| 種 類   | 発 表 基 準  |
|---|--|
| 全 般 気 象 情 報<br>関 東 地 方 気 象 情 報<br>茨 城 県 気 象 情 報 | 気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。  |
| 記録的短時間大雨情報                                      | 県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。  |
| 土砂災害警戒情報  | 茨城県と水戸地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。 |
| 指定河川洪水予報  | 河川の増水やはん濫等に対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。  |
| 台 風 情 報   | 台風の実況と予報を3時間ごとに（日本に接近した場合は1時間ごとに）発表する。   |
| 竜 巻 注 意 情 報                                     | 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。                   |
| 潮 位 情 報   | 大潮等干満による潮位が通常より高い状態にある時に発表する。  |

### (2) 気象警報・注意報の伝達



### (3) 洪水予報・水防警報の伝達

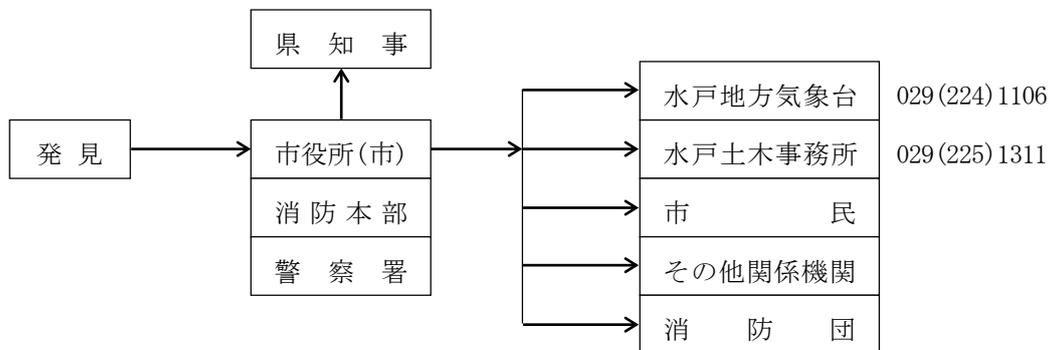


(4) 土砂災害警戒情報の伝達



3 異常現象の発見者の通報と措置

- (1) 災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、速やかにその旨を市長、消防機関又は警察署に通報しなければならない。
- (2) 市民から消防本部、警察署が通報を受けた場合は、市長に速やかに通報連絡するものとする。
- (3) 発見者から通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく、県、水戸地方気象台及び防災関係機関に通報すると同時に、市民その他関係団体にも周知させるものとする。



## 第 4 節 災害情報の収集・伝達計画

| 活 動 の ポ イ ン ト  | 関 係 機 関       |
|--|---------------|
| <p>1 各課等の被害報告</p> <p>各課等の長 ⇒ 各部長 ⇒ 危機管理課長 ⇒ 総務部長</p> <p>2 知事への被害報告</p> <p>(1) 即報 …… 災害発生直後に報告</p> <p>(2) 確定報告 …… 応急対策完了後 10 日以内に報告</p> <p>市長 ⇒ 県知事</p> | <p>各部・室共通</p> |

### 1 計画の方針

災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達するものとする。

### 2 被害概況の報告

#### (1) 各課の被害報告

庁内、各課等の長は、大雨、強風、地震その他により所管内に被害が発生した場合は、速やかに各部長に報告し、各部長は危機管理課長を通じてその旨を別記様式により、総務部長に報告することとする。

#### (2) 重点的に把握すべき被害概況

- ア 浸水の被害状況
- イ 建築物の被害状況
- ウ 道路、鉄道の被害
- エ 崖崩れの状況
- オ 道路渋滞の状況

### 3 被害情報・措置情報の種類

#### (1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、道路・鉄道・港湾被害、公共施設被害等に関する

- ア 被害発生時刻
- イ 被害地域（場所）
- ウ 被害様相（程度）
- エ 被害の原因

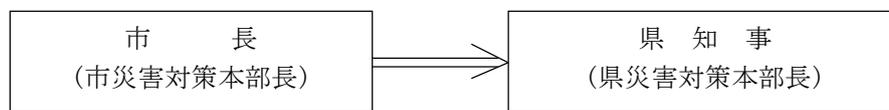
(2) 措置情報

- ア 災害対策本部の設置状況
- イ 主な応急措置（実施、実施予定）
- ウ 応急措置実施上の措置
- エ 応援の必要性の有無
- オ 災害救助法適用の必要性

4 情報収集・伝達活動

(1) 災対法に基づく報告

- ア 市長は、災対法第 53 条に基づき、知事に対し、災害発生及びその経過に応じ逐次報告を行うものとする。



(ア) 即報

災害発生時点における被害の状況及び応急対策の概要を直ちに報告する。なお、即報にあつては、人的被害、住家被害、非住家報告、り災世帯数、り災者数、災害対策本部の設置状況及び消防職団員の出動状況を最優先するものとする。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

(イ) 確定報告

災害応急対策完了後 10 日以内に確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要を報告する。

イ 報告の基準

報告は、次に掲げる事項のいずれかに該当したとき行うものとする。

- (ア) 市災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- (ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。
- (エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

ウ 報告様式

各課（又は部）の被害報告を一括整理し、「被害状況等報告書」（様式第 1）により報告するものとする。なお、災害の具体的な状況及び個別の災害現場の概況等を報告する場合又は災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、「災害概況即報」（様式第 2）を用いて報告するものとする。

## (2) 報告の方法

- ア 被害状況等の報告は、防災情報システム等を利用して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。
- イ 通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。
- ウ 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災害対策本部に直接連絡をとるものとする。  
なお、県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。
- エ 「直接即報基準」に該当する火災・災害が発生した場合には、市は、第一報を県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

### 〔消防庁窓口〕

| 回線別  | 区分    | 平日(8:30~17:45)<br>※応急対策室 | 左記以外<br>※宿直室      |
|------|-------|--------------------------|-------------------|
|      | NTT回線 | 電話                       | 03-5253-7527      |
| FAX  |       | 03-5253-7537             | 03-5253-7553      |
| 衛星通信 | 電話    | 9-048-500-9049013        | 9-048-500-9049102 |
|      | FAX   | 9-048-500-9049033        | 9-048-500-9049036 |

- オ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
- カ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。
- ## 5 被害の判定基準

被害の判定にあたっては、次に示す被害区分別の判定基準表を参照すること。

〔被害区分別の判定基準表〕

| 被害区分   |              | 判定基準   |
|--------|--------------|--|
| 人の被害   | 死者           | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。  |
|        | 行方不明者        | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。   |
|        | 負傷者          | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。<br>(重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。<br>(軽傷) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者。  |
| 住家の被害  | 住家           | 現実に住居のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。   |
|        | 棟            | 一つの建築物をいう。<br>主家より延べ面積が小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。<br>また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。   |
|        | 世帯           | 生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。) |
|        | 全壊           | 住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもとする。   |
|        | 半壊           | 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。  |
|        | 一部破損         | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。   |
|        | 床上浸水         | 住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。  |
|        | 床下浸水         | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。  |
| 非住家の被害 | 非住家          | 住宅以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。  |
|        | 公共建物         | 市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供される建物とする。   |
|        | その他          | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。  |
| その他    | 田の流失・埋没      | 田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。  |
|        | 田の冠水         | 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。   |
|        | 畑の流失・埋没、畑の冠水 | 田の例に準じて取り扱うものとする。  |
|        | 文教施設         | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。   |

| 被害区分  |  | 判定基準   |
|-------|--|--|
| その他   | 道路   | 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。   |
|       | 損壊   | 道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急措置が必要なものとする。   |
|       | 冠水   | 道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。   |
|       | 通行不能   | 道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。   |
|       | 橋りょう   | 道路に連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。   |
|       | 河川   | 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 |
|       | 破堤   | 堤防等の破堤により堤内にあふれ出たものとする。  |
|       | 越水   | 堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。   |
|       | その他  | 破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。  |
|       | 港湾   | 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項及び漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。  |
|       | 砂防   | 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。             |
|       | 崖くずれ   | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。     |
|       | 地すべり   | 地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。                                   |
|       | 土石流  | 土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。   |
|       | 清掃施設   | ごみ処理及びし尿処理施設とする。   |
|       | 鉄道不通   | 電車の運行が不能となった程度の被害とする。  |
|       | 船舶被害   | ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。                             |
|       | 電話   | 災害により通話不能となった電話の回線数とする。  |
|       | 電気   | 災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。   |
|       | 水道   | 上下水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も断水した時点における戸数とする。   |
| ガス    | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 |  |
| ブロック塀 | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。                                  |  |
| 罹災世帯  | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。   |  |
| 罹災者   | 罹災世帯の構成員とする。   |  |

| 被害区分       | 判定基準  |  |
|------------|---|--|
| 公立文教施設     | 公立の文教施設をいう。   |  |
| 農林水産業施設    | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。   |  |
| 公共土木施設     | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。   |  |
| その他の公共施設   | 公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。<br>災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。 |  |
| 公共施設被害市町村数 | 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。   |  |
| その他の       | 農産被害  | 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 |
|            | 林産被害  | 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。       |
|            | 畜産被害  | 農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。        |
|            | 水産被害  | 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。   |
|            | 商工被害  | 建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。       |

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

| 都道府県        |         |       | 区分   |        |       | 被害 |  |  |
|-------------|---------|-------|------|--------|-------|----|--|--|
| 災害名<br>報告番号 | 災害名     |       | 第 報  | 田      | 流失・埋没 | ha |  |  |
|             | (月日時現在) |       |      |        | 冠水    | ha |  |  |
| 報告者名        |         |       | 畑    | 流失・埋没  | ha    |    |  |  |
|             |         |       |      | 冠水     | ha    |    |  |  |
| 区分          | 被害      |       | 文教施設 | 箇所     |       |    |  |  |
|             |         |       |      | 病院     | 箇所    |    |  |  |
| 人的被害        | 死       | 者     | 人    | 道路     | 箇所    |    |  |  |
|             |         | 行方不明者 | 人    |        | 箇所    |    |  |  |
| 負傷者         | 重傷      | 傷     | 人    | 橋りょう   |       |    |  |  |
|             |         | 軽傷    | 人    | 河川     | 箇所    |    |  |  |
| 住家被害        | 全壊      | 棟     |      | 箇所     |       |    |  |  |
|             |         | 世帯    |      | 清掃施設   | 箇所    |    |  |  |
| 半壊          | 棟       | 世帯    |      | 崖くずれ   | 箇所    |    |  |  |
|             |         | 人     |      | 鉄道不通   | 箇所    |    |  |  |
| 一部破損        | 棟       | 世帯    |      | 被害船舶   | 隻     |    |  |  |
|             |         | 人     |      | 水道     | 戸     |    |  |  |
| 床上浸水        | 棟       | 世帯    |      | 電話     | 回線    |    |  |  |
|             |         | 人     |      | 電気     | 戸     |    |  |  |
| 床上浸水        | 棟       | 世帯    |      | ガス     | 戸     |    |  |  |
|             |         | 人     |      | ブロック塀等 | 箇所    |    |  |  |
| 非住家         | 公共建物    | 棟     |      | り      | 災世帯数  | 世帯 |  |  |
|             |         | その他   | 棟    | り      | 災者数   | 人  |  |  |
| 火災発生        | 建物      | 件     |      | 火災発生   | 件     |    |  |  |
|             |         | 危険物   | 件    | その他    |       | 件  |  |  |

| 区分                      |            | 被害  | 災 害 対 策 本 部 況            | 都 道 府 県 | 団 体 |                          |   |   |
|-------------------------|------------|---|--------------------------|---------|-----|--------------------------|---|---|
| 公 共 文 教 施 設             | 千 四        |   |                          |         |     | 災 害 救 助 法<br>適 用 市 町 村 名 | 市 | 計 |
| 農 林 水 産 業 施 設           | 千 四        |   |                          |         |     |                          |   |   |
| 公 共 土 木 施 設             | 千 四        |   |                          |         |     |                          |   |   |
| そ の 他 の 公 共 施 設         | 千 四        |   |                          |         |     |                          |   |   |
| 小 計                     | 千 四        |   |                          |         |     |                          |   |   |
| 公 共 施 設 被 害 市 町 村 教 団 体 | 千 四        |   |                          |         |     |                          |   |   |
| そ の 他                   | 農 業 被 害    | 千 四   | 災 害 救 助 法<br>適 用 市 町 村 名 | 町       | 計   |                          |   |   |
|                         | 林 業 被 害    | 千 四   |                          |         |     |                          |   |   |
|                         | 畜 産 被 害    | 千 四   |                          |         |     |                          |   |   |
|                         | 水 産 被 害    | 千 四   |                          |         |     |                          |   |   |
|                         | 商 工 被 害    | 千 四   |                          |         |     |                          |   |   |
|                         |            |   |                          |         |     |                          |   |   |
|                         | そ の 他      | 千 四   |                          |         |     |                          |   |   |
| 被害総額                    |            | 千 四   | 1 1 9 番通報件数              |         | 件   |                          |   |   |
| 災害の概況                   |            |   |                          |         |     |                          |   |   |
| 応急対策の状況                 | 消防機関等の活動状況 | (地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。) |                          |         |     |                          |   |   |
|                         | 自衛隊の災害派遣   | その他   |                          |         |     |                          |   |   |

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

第4号様式（その1）  
（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 報告日時            | 年月日時分 |
| 都道府県名           |       |
| 市町村名<br>(消防本部名) |       |
| 報告者名            |       |

|         |                      |    |   |    |   |      |   |      |         |       |  |  |
|---------|----------------------|----|---|----|---|------|---|------|---------|-------|--|--|
| 災害の概況   | 発生場所                 |    |   |    |   |      |   | 発生日時 | 月 日 時 分 |       |  |  |
|         |                      |    |   |    |   |      |   |      |         |       |  |  |
| 被害の状況   | 人的被害                 | 死者 | 人 | 重傷 | 人 | 住家被害 | 全壊  | 棟    | 床上浸水    | 棟     |  |  |
|         |                      | 不明 | 人 | 軽傷 | 人 |      | 半壊  | 棟    | 床下浸水    | 棟     |  |  |
|         |                      |    |   |    |   |      | 一部破損  | 棟    | 未分類     | 棟     |  |  |
| 状況      | 119番通報の件数            |    |   |    |   |      |   |      |         |       |  |  |
| 応急対策の状況 | 災害対策本部等の設置状況         |    |   |    |   |      | (都道府県)  |      |         | (市町村) |  |  |
|         | 消防機関等の活動状況           |    |   |    |   |      | (地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。) |      |         |       |  |  |
|         | 自衛隊派遣の要請の状況          |    |   |    |   |      |   |      |         |       |  |  |
| 状況      | その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 |    |   |    |   |      |   |      |         |       |  |  |

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

## 第 5 節 通信計画

| 活 動 の ポ イ ン ト   | 関 係 機 関 |
|---|---------|
| 1 市の通信施設の利用<br>(1) 防災行政無線<br>(2) 電話<br>(3) 県防災行政無線<br>(4) NTT非常・緊急電報<br>(5) 孤立防止用無線<br>2 1で不足の場合は、他機関の通信施設を利用 | 総 務 部   |

### 1 計画の方針

市及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保するため相互に協力するものとする。

なお、災害時における各防災関係機関の通信は、通常使用している有線電話、市防災行政無線等の通信手段によるほか、公衆電気通信設備の利用又は他機関の有線・無線通信設備の使用（災対法第 57 条及び第 79 条）、非常通信、防災相互通信用無線電話、放送、使送及び自衛隊の通信支援等により行う。

### 2 公衆電気通信設備の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

#### (1) 災害時優先電話の指定

既設の電話機のうち、災害等の緊急時に発信が優先される災害時優先電話を公共施設ごとにあらかじめ指定して、NTT茨城支店長に申請し、承認を受けておくものとする。

#### (2) 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

#### (3) 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込みこととする。

(※受付時間 8時～19時まで)

- ・ 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。
- ・ 発信電話番号と機関名称等
- ・ 電報の宛先住所と機関名称等

・ 通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻輳するときは、受付けを制限する場合がある。

(4) 非常・緊急電話（電報）の内容及び利用し得る機関の範囲

| 区分   | 電報の内容  | 機関等  |
|------|--|--|
| 非常電報 | 1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項   | 気象機関相互間  |
|      | 2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予報のため緊急を要する事項                                   | 1 水防機関相互間<br>2 消防機関相互間<br>3 水防機関と消防機関相互間   |
|      | 3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項   | 1 消防機関相互間<br>2 災害救助機関相互間<br>3 消防機関と災害救助機関相互間   |
|      | 4 鉄道その他の交通施設（道路・港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項                                | 輸送の確保に直接関係がある機関相互間   |
|      | 5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項   | 通信の確保に直接関係がある機関相互間   |
|      | 6 電力施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項  | 電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間  |
|      | 7 秩序の維持のため緊急を要する事項   | 1 警察機関相互間<br>2 防衛機関相互間<br>3 警察機関と防衛機関相互間   |
|      | 8 災害予防又は救援のため必要な事項   | 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間   |
| 緊急電報 | 1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの  | 気象機関相互間  |
|      | 2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防救援、復旧等に関し、緊急を要する事項 | 1 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（非常扱いの通話の表中8欄に掲げるものを除く。）<br>2 ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間<br>3 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間<br>4 緊急事態の発生の実態を知った者と県、市町村、消防機関との間 |
|      | 3 治安の維持のため緊急を要する事項   | 1 警察機関相互間<br>2 防衛機関相互間<br>3 警察機関と防衛機関相互間<br>4 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間   |
|      | 4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項                                    | 選挙管理機関相互間  |
|      | 5 天災、事変その他災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの   | 新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間   |

| 区分 | 電報の内容  | 機関等   |
|----|--|---|
|    | 6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項              | 船舶と病院相互間  |
|    | 7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項 | 1 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間<br>2 ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間<br>3 預貯金業務を行う金融機関相互間<br>4 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間 |

### 3 公衆電気通信設備が利用できない場合

#### (1) 他機関の通信設備の使用等

市長は、災害に関する予警報の伝達等、災対法第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

#### ア 使用又は利用できる通信設備

- |          |            |           |
|----------|------------|-----------|
| ○ 警察通信設備 | ○ 航空通信設備   | ○ 鉄道通信設備  |
| ○ 消防通信設備 | ○ 海上保安通信設備 | ○ 電力通信設備  |
| ○ 水防通信設備 | ○ 気象通信設備   | ○ 自衛隊通信設備 |

#### イ 事前協議

市長は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。（災害が発生した場合の災対法第79条に基づく優先使用を除く。）

#### ウ 警察通信設備の使用手続

警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合、警察本部との協定に基づき、警察電話使用申込書によって使用申請を行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により行うものとする。

#### (2) 非常通信の利用

市長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ茨城地区非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。

また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきかを判断のうえ行う。

#### ア 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (ロ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料
- (ハ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- (ニ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (ホ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (ヘ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (ヘ) 遭難者救護に関するもの
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (コ) 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- (ク) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は、輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

#### イ 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶、アマチュア等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

なお、県内で非常通信を取扱う無線局を有する主な機関は、次のとおりである。

| 機 関                            | 連絡担当課等                         | 所在地及び電話番号                           | 郵便番号     |
|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|----------|
| 東日本電信電話株式会社<br>茨 城 支 店         | 災 害 対 策 室                      | 水戸市北見町 8-8<br>029-232-4825          | 310-0061 |
| 関東管区警察局<br>茨 城 県 通 信 部         | 機 動 通 信 課                      | 水戸市笠原 978-6<br>029-301-0110 (内)6061 | 310-8550 |
| 茨 城 県 警 察 本 部                  | 通 信 指 令 課                      | 水戸市笠原 978-6<br>029-301-0110 (内)3641 | 310-8550 |
| 国 土 交 通 省<br>下 館 河 川 事 務 所     | 計 画 課                          | 筑西市二木成 1753<br>0296-25-2173         | 308-0841 |
| 国 土 交 通 省<br>常 陸 河 川 国 道 事 務 所 | 防 災 課                          | 水戸市千波町 1962-2<br>029-240-4074       | 310-0851 |
| 東日本旅客鉄道株式会社<br>水 戸 支 店         | 電 気 課                          | 水戸市三の丸 1-4-47<br>029-227-3762       | 310-0011 |
| 茨 城 県 無 線 漁 業 協<br>同 組 合       | 参 事                            | 水戸市三の丸 1-1-33<br>029-231-6592       | 310-0011 |
| 茨 城 県                          | 防災・危機管理課                       | 水戸市笠原町 978-6<br>029-301-2885        | 310-8555 |
|                                | 河 川 課                          | 水戸市笠原町 978-6<br>029-301-4490        | 310-8555 |
|                                | 水産試験場<br>漁業無線局                 | ひたちなか市新光町 51<br>029-273-7911        | 312-0005 |
| 東京電力パワーグリッド<br>(株)茨城総支社        | 茨城通信ネットワーク<br>センター<br>運用総括グループ | 水戸市南町 2-6-2<br>029-387-3121         | 310-0021 |
| 日本アマチュア無線連盟<br>茨 城 県 支 部       | 支 部 長                          | 土浦市小岩田西 1-6-3<br>029-824-4451       | 300-0833 |
| 日立市天気相談所                       | 所 長                            | 日立市助川町 1-1-1<br>0294-22-5520        | 317-0065 |
| N H K 水 戸 放 送 局                | 技 術                            | 水戸市大町 3-4-4<br>029-232-9841         | 310-8567 |
| 株式会社茨城放送                       | 編成局報道防災<br>セ ン タ ー             | 水戸市千波町 2084-2<br>029(244)3991       | 310-8505 |
| 日 本 赤 十 字 社<br>茨 城 県 支 部       | 事 業 推 進 課                      | 水戸市小吹町 2551<br>029-241-4516         | 310-0914 |
| 茨 城 海 上 保 安 部                  | 警 備 救 難 課                      | ひたちなか市和田町 3-4-16<br>029-262-4304    | 311-1214 |
| 日本原子力研究開発機構<br>原 子 力 科 学 研 究 所 | 危 機 管 理 課                      | 那珂郡東海村大字白方 2-4<br>029(282)5100      | 319-1195 |
| 日本原子力研究開発機構<br>核燃料サイクル工学研究所    | 危 機 管 理 課                      | 那珂郡東海村大字村松 4-33<br>029-282-1111     | 319-1194 |
| 日本原子力研究開発機構<br>大 洗 研 究 所       | 危 機 管 理 課                      | 東茨城郡大洗町成田町 4002<br>029-267-4141     | 311-1393 |
| 日本原子力発電株式会社<br>東 海 発 電 所       | 総 務 室<br>総務サブグループ              | 那珂郡東海村白方 1-1<br>029-282-1211        | 319-1198 |

## ウ 頼信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（片仮名）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

(ア) あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号

- (イ) 本文はできる限り簡潔に記載し字数は 200 字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
- (ウ) 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次の空白をあけない。
- (エ) 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊 100 名派遣、毛布 1,000 枚を送りたい。」のように）を記入する。
- (オ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、また末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(3) 放送の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を知事を通じてNHK水戸放送局及び栃茨城放送に要請する。

(4) 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は防災相互通信用無線電話を利用する。保有機関、呼出名称等は次のとおりである。

(使用周波数：158.35MHz)

| 免許人                     | 呼出名称             | 局種 | 出力(W)              | 設置(常置)場所                              |
|-------------------------|------------------|----|--------------------|---------------------------------------|
| 茨城県                     | ぼうさいいばらきけん       | FB | 0.1                | 水戸市笠原町 978-6<br>茨城県防災・危機管理課           |
|                         | しょうぼういばらきへり 1    | MP | 1                  | つくば市上境 902<br>茨城県消防安全課防災航空室           |
|                         | 〃 10             | 〃  | 10                 |                                       |
|                         | いばらきけんそうご        | FB | 10                 | 水戸市笠原町 978-6                          |
|                         | いばらき 21          | ML | 〃                  | 茨城県原子力安全対策課                           |
|                         | 〃 22～24          | 〃  | 〃                  | ひたちなか市西十三奉行<br>11518-4<br>環境放射線監視センター |
| 海上保安庁<br>第三管区<br>海上保安本部 | かいほいどう 3661～3664 | ML | 1                  | 巡視船「あかぎ」                              |
|                         | 〃 304            | 〃  | 10                 |                                       |
|                         | 〃 3089～3090      | 〃  | 1                  | 茨城海上保安部(巡視船「なかかぜ」)                    |
|                         | 〃 3122           | 〃  | 10                 |                                       |
|                         | 〃 3111～3114      | 〃  | 1                  | 巡視船「ひたち」                              |
|                         | 〃 3560           | 〃  | 10                 |                                       |
|                         | 〃 3106～3107      | 〃  | 1                  | 巡視船「よど」                               |
|                         | 〃 3110           | 〃  | 1                  |                                       |
|                         | 〃 3117           | 〃  | 1                  |                                       |
| 〃 3585～3586             | 〃                | 1  | 鹿島海上保安署(巡視船「うめかぜ」) |                                       |
| 国土交通省<br>(関東地方整備局)      | けんせつみと 8         | ML | 10                 | 水戸市千波町 1962-2<br>常陸河川国道事務所            |
|                         | 〃 21             | 〃  | 10                 |                                       |
|                         | 〃 81～83          | 〃  | 1                  |                                       |
|                         | 〃 84～85          | ML | 5・3                | 水戸市千波町 1962-2                         |

| 免許人 | 呼出名称             | 局種 | 出力(W) | 設置(常置)場所                         |
|-----|------------------|----|-------|----------------------------------|
|     | 〃 86~87          | 〃  | 3・5   | 常陸河川国道事務所                        |
|     | 〃 96~99          | 〃  | 5     |                                  |
|     | 〃 91~93          | 〃  | 5     |                                  |
|     | 〃 94             | 〃  | 3     |                                  |
|     | 〃 95             | 〃  | 3     |                                  |
|     | けんせつくじがわ 81      | 〃  | 5     | 常陸太田市木崎一町 700-1                  |
|     | 〃 82             | 〃  | 3     | 常陸河川国道事務所久慈川下流出張所                |
|     | けんせつひたちおおみや 81   | 〃  | 5     | 常陸大宮市南町 1104-2 常陸河川国道事務所久慈川上流出張所 |
|     | 〃 82             | 〃  | 3     |                                  |
|     | けんせつしらうめ 81      | 〃  | 5     | 水戸市白梅 2-11-8                     |
|     | 〃 82             | 〃  | 3     | 常陸河川国道事務所水戸出張所                   |
|     | けんせつなか 81        | 〃  | 3     | 城里町上坪 1005-2                     |
|     | 〃 82             | 〃  | 3     | 常陸河川国道事務所那珂出張所                   |
|     | けんせつからすやま 81     | 〃  | 5     | 栃木県那須烏山市初音 10-20                 |
|     | 〃 82             | 〃  | 3     | 常陸河川国道事務所 那珂川上流出張所               |
|     | けんせつしもだて 81~87   | 〃  | 5     | 筑西市二木成 1753                      |
|     |                  |    |       | 下館河川事務所                          |
|     | けんせついさ 50~53     | 〃  | 5     | 筑西市女方 173                        |
|     |                  |    |       | 下館河川事務所伊讃出張所                     |
|     | けんせつかまにわ 50~54   | 〃  | 5     | 常総市新石下 1302                      |
|     |                  |    |       | 下館河川事務所鎌庭出張                      |
|     | けんせつくろご 50~52    | 〃  | 5     | 筑西市井上 890-6                      |
|     |                  |    |       | 下館河川事務所黒子出張所                     |
|     | けんせつみつかいどう 50~54 | 〃  | 5     | 常総市水海道橋本町 3526-1                 |
|     |                  |    |       | 下館河川事務所水海道出張所                    |
|     | けんせつふじしろ 50~52   | 〃  | 5     | 取手市小浮気 144-1                     |
|     |                  |    |       | 下館河川事務所藤代出張所                     |
|     | けんせついたこ 6        | 〃  | 10    | 潮来市潮来 3510                       |
|     | 〃 10~11          | 〃  | 10    |                                  |
|     | 〃 81~82          | 〃  | 5     |                                  |
|     | けんせつつちうら 1~4     | 〃  | 10    | 土浦市蓮河原町 4497                     |
|     | 〃 81~85          | 〃  | 5     | 霞ヶ浦河川事務所土浦出張所                    |
|     | けんせつはさき 1~2      | 〃  | 10    | 神栖市太田 3109                       |
|     |                  |    |       | 霞ヶ浦河川事務所波崎出張所                    |
|     | けんせつほこた 1~2      | 〃  | 10    | 銚田市銚田 1066                       |
|     |                  |    |       | 霞ヶ浦河川事務所銚田出張所                    |
|     | けんせつあそう 1~3      | 〃  | 10    | 行方市麻生 1570-1                     |
|     |                  |    |       | 霞ヶ浦河川事務所麻生出張所                    |
|     | けんせつりゅうがさき 81    | 〃  | 5     | 龍ヶ崎市中谷原 8342                     |
|     |                  |    |       | 利根川下流河川事務所竜ヶ崎出張所                 |
|     | けんせつかなえず 81~82   | 〃  | 5     | 稲敷郡河内町金江津官堤 利根川下流河川事務所金江津出張所     |

※ML：陸上移動局、FB：基地局、MP：携帯局

(5) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災関係機関は使送により通信を確保するものとする。

(6) 自衛隊の通信支援

市は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。なお、自衛隊の派遣要請の手続き等については、本章第 26 節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に規定するとおりである。

(7) アマチュア無線ボランティアの活用

前各号により通信の確保を図るが、これらにより通信の確保が困難な場合は、アマチュア無線の協力を求め、通信の確保を図るものとする。

ア アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

市は県とともに、災害発生後ボランティア「担当窓口」（県防災・危機管理課）の開設時にコーディネートを担当する職員を配備し、県・市内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

イ アマチュア無線ボランティアの活動内容

- ・非常通信
- ・その他の情報収集活動

## 第 6 節 広報計画

| 活 動 の ポ イ ン ト   | 関 係 機 関        |
|---|----------------|
| 1 広報手段 ⇒ ①防災行政無線 ②電話 ③広報車 ④ハンドマイク ⑤回覧板、掲示板、市ホームページ、チラシ等<br>2 広報内容 ⇒ (1)災害発生状況及び気象情報<br>(2)被害状況及び交通情報<br>(3)市民のとるべき措置<br>(4)救援物資等の状況<br>(5)その他必要事項<br>3 広報活動<br>(1) 災害発生前 ⇒ 被害の防止等に必要な注意事項<br>(2) 災害発生後 ⇒ (1)災害状況と被害の推移<br>(2)避難準備及び避難の指示<br>(3)沈着な行動の要請 | 総 務 部<br>計 画 部 |

### 1 計画の方針

災害時における市民の適切な行動と人心の安定及び秩序の維持を図るため、災害及び応急対策の状況等を迅速・的確に周知するよう災害時における広報計画を作成し、広報活動を行うものとする。なお、広報事項は、あらかじめ災害対策本部の承認を得て行う。

### 2 広報内容

市は、防災関係機関等の協力を得て、防災行政無線、有線電話、広報車、ハンドマイク、回覧板、掲示板、チラシ等利用できるすべてを活用して次の事項等について広報を実施する。

また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象・地震に関する情報
- (3) 災害応急対策の状況
- (4) 道路及び交通情報
- (5) 市民のとるべき措置
- (6) 避難の指示等
- (7) 電気・ガス・水道等公益事業施設の状況
- (8) 医療・救護所の開設状況
- (9) 衣料、生活必需品等供給状況

- (10) 給食・給水実施状況
- (11) 河川・橋梁等土木施設の状況
- (12) 市民の安否に関する情報
- (13) その他必要事項

### 3 広報活動

市民に対する災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくとりまとめて広報を行う。

#### (1) 災害発生前の広報

災害に対するあらゆる情報を収集して災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ広報活動を実施するものとする。

#### (2) 災害発生後の広報

ア 災害状況を迅速かつ的確に把握し、被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況と人心の安定と激励を含め、沈着な行動を要請する。

イ あらゆる広報機材を利用し、また報道機関等を利用して迅速に行うものとする。

### 4 独自の手段による広報

市、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して市民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- (1) Lアラート
- (2) 防災行政無線（同報系）
- (3) インターネットメール
- (4) 緊急速報メール
- (5) ホームページ
- (6) Twitter、LINE、Yahoo!防災速報アプリ等の民間アプリ
- (7) 防災ヘリコプターによる呼びかけ
- (8) 広報車による呼びかけ
- (9) ハンドマイク等による呼びかけ
- (10) ビラの配布
- (11) 立看板、掲示

### 5 自衛隊等への広報要請

市、防災関係機関は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

## 6 広報資料の作成

被害状況の確認、記録の保存のため重要であるので、記録班は、災害及び応急対策の状況等に関する資料を収集するほか、各関係機関と緊密な連絡をとり、また情報の提供を求めて資料の作成にあたる。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真、ビデオ
- (2) 災害応急対策活動取材した写真、ビデオ
- (3) 各関係機関及び市民等が撮影した災害及び応急対策の写真、ビデオ

## 7 庁内連絡

公聴班は、報道機関への災害情報及び被害状況の公表に基づき、必要に応じて庁内放送や庁内 LAN を利用し職員に周知する。

## 8 報道機関への対応

### (1) 報道活動への協力

報道機関への独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市は可能な範囲で提供するものとする。

### (2) 報道活動への発表

記録班長は、次に掲げる事項の広報資料を取りまとめ、本部長の承認を得て報道機関に発表する。

ア 災害の種別及び発生日時

イ 被害発生場所及び発生日時

ウ 被害状況

エ 応急対策の状況

オ 市民に対する高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）等指示の状況

カ 市民及び被災者に対する協力及び注意事項

キ その他必要な事項



## ウ 非常災害時

非常災害が発生した場合には、全消防団員をサイレン、電話、打鐘等により招集し、分団機械器具置場又は現場に集結させるものとする。

団員は、招集がなくても非常災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは、直ちに出勤しなければならない。

### 3 危険区域の調査及び被害想定図の作成

市は、市内における危険地域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図るものとする。

- (1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- (2) がけくずれ等の危険区域
- (3) 浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（高層建築物、危険物及び放射線関係施設等）

### 4 応援協力体制の確立

#### (1) 応援派遣要請

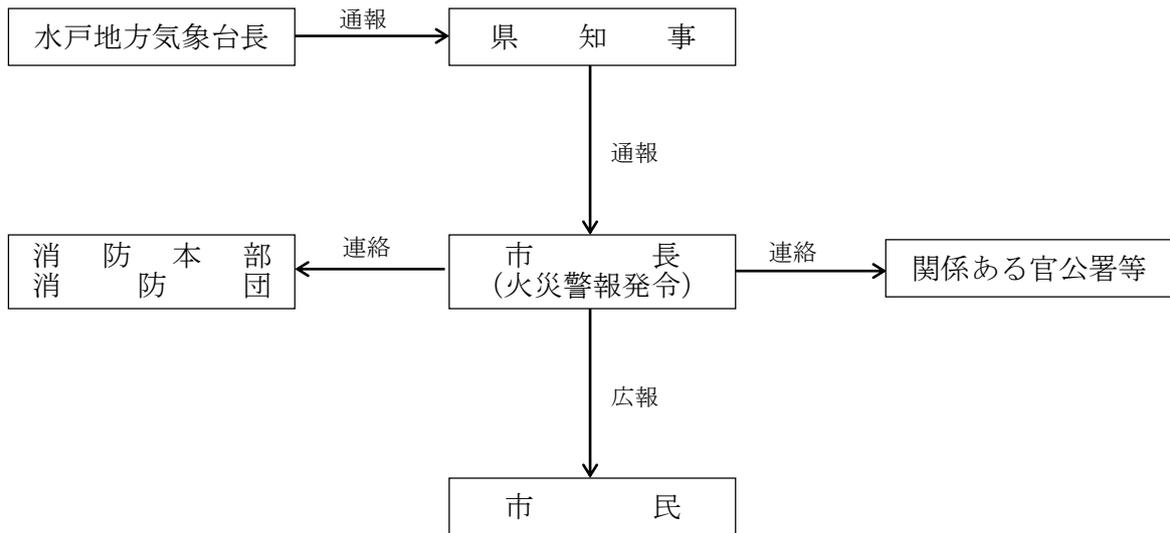
市は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定等に基づき笠間市消防本部を通じて他の消防本部及び関係機関等に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定等に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。なお、消防相互応援協定を締結している関係機関等は別表3のとおりである。

#### (2) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災市町村の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

### 5 火災気象通報

市長は、消防法第22条によって、水戸地方気象台長から気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令するものとする。なお、火災警報発令系統図は、次のとおりである。



## 6 救急業務

消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年急病によるものが激増の傾向にある。とくに、休日、夜間等における件数が多く、救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとする。

また、火災及び事故によって、集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策として、下記事項に留意して、救急医療体制の整備に努め、救急医療の確保を図るものとする。

### (1) 通報

災害発生の一報の受信機関から、医療施設等に対する通報及び医療施設相互間の連絡の迅速・適正化を図る。

### (2) 医師等医療関係者の出動

市長は、事故の通報を受信したときは、直ちに規模・内容等を考慮して、笠間市医師会会長に対して医師等の出動を要請すると同時に火災の長期化等その態様に応じ隣接の都道府県市町村に対しても協力が得られるよう配慮するものとする。

### (3) 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮を払うものとする。また、ドクターヘリ、ドクターカー、防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送体制の整備を行い、積極的な活用を図る。

### (4) 傷病者の収容

傷病者の収容施設については、医療施設のほか、学校、公民館等の収容可能な施設をあらかじめ明らかにしておくとともに、傷病者に対する看護体制の確保についても配慮しておく。

#### (5) 医療資器材等の確保

傷病者に対しては、大量の医療資器材を必要とするので、市においてはこれの確保計画、その運用及び医療施設に対する供給等に関してあらかじめ笠間市医師会等と協議して、円滑な運用を図る。

なお、地震等による災害長期化に対処して、現場における臨時の診療所設置に必要な天幕、医療資器材等の確保についても配慮が必要である。

#### (6) 民間の協力

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における民間人の通報・連絡・傷病者の移送等の協力によるところが少なくないので、十分な協力が得られるようあらかじめ配慮する。

#### (7) 費用

救急医療活動は、笠間市医師会等の民間活動にまたなければならない現状であるので、市長の要請により出動した医師等に対する謝金・手当て・不慮の死傷の場合における補償費・医療材料等の消耗品費その他救急医療活動に伴う直接・間接の所要経費の負担及び支払方法並びにその支払責任者を明確にしておくとともに、災害の規模・態様に応じ隣接市町村の協力を得た費用負担区分についても明確にするよう配慮する。

### 7 消防通信体制の確立

災害時における市町村間の相互応援が円滑に行なわれるよう、通信体制の整備を図る。特に、消防無線通信については、全県共通波の活用を図ることとし、有線通信についても市町村は相互に専用線の確保に努める。

### 8 救急医療施設の整備

#### (1) 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における救急医療の確保を図るため、地域の実情に応じて休日夜間急患センター及び在宅当番医制の実施を促進し、さらに救急医療告示医療機関及び救急医療協力医療機関の増設を促進する。

#### (2) 第二次救急医療体制の整備

ア 初期救急医療機関よりスクリーニングされた治療又は入院を必要とする救急患者の第二次救急医療の確保を図るため、広域市町村圏ごとに主として救急告示施設の中から中心的病院を二次病院として指定し、第二次医療体制の確立を図る。

イ 休日及び夜間の第二次救急医療体制の強化を図るため、広域市町村圏単位に病院群輪番制の実施を促進する。

#### (3) 第三次救急医療体制の運営促進

ア 県は、重篤な救急患者の救急医療を主眼とする国立水戸病院救命救急センターがその機能を十分に発揮して運営できるよう、下記のことについて協力を行う。

(ア) 救急医療情報コントロールセンターに指導医師を配置し重篤救急患者のスクリーニングを行う。

(イ) 初期、第二次医療機関及び患者運送機関と救命救急センターとの連携を強める。

イ 主として鹿行、県南及び県西地区の重篤救急患者に対応するため、筑波メディカルセンター病院救命救急センター及び土浦協同病院救命救急センターの円滑な運営を図る。

(4) 救急医療情報センターの運営

救急患者に対する救急医療を迅速適切に処理するため、上記の各救急医療施設と救急搬送機関とを連結し、情報の収集と提供を行う本事業の円滑な運営を図る。

別表 1

〔笠間市消防団組織図〕

|     |         |          |       |        |                    |
|-----|---------|----------|-------|--------|--------------------|
| 団 長 | 副団長(3名) | 本部員(12名) | 第1分団  | (ポンプ車) | 来栖 47 番地 10        |
|     |         |          | 第2分団  | (ポンプ車) | 石井 2068 番地         |
|     |         |          | 第3分団  | (ポンプ車) | 南吉原 181 番地         |
|     |         |          | 第4分団  | (ポンプ車) | 本戸 3154 番地         |
|     |         |          | 第5分団  | (ポンプ車) | 福原 2185 番地 5       |
|     |         |          | 第6分団  | (ポンプ車) | 稲田 2307 番地 12      |
|     |         |          | 第7分団  | (ポンプ車) | 大郷戸 964 番地         |
|     |         |          | 第8分団  | (ポンプ車) | 寺崎 980 番地          |
|     |         |          | 第9分団  | (ポンプ車) | 飯田 891 番地 7        |
|     |         |          | 第10分団 | (ポンプ車) | 大橋 1595 番地 2       |
|     |         |          | 第11分団 | (ポンプ車) | 笠間 1136 番地 1       |
|     |         |          | 第12分団 | (ポンプ車) | 笠間 74 番地 4         |
|     |         |          | 第13分団 | (ポンプ車) | 笠間 2777 番地 1       |
|     |         |          | 第14分団 | (ポンプ車) | 平町 85 番地 3         |
|     |         |          | 第15分団 | (ポンプ車) | 大田町 419 番地 3       |
|     |         |          | 第16分団 | (ポンプ車) | 小原 4189 番地 1       |
|     |         |          | 第17分団 | (ポンプ車) | 南友部 434 番地 7       |
|     |         |          | 第18分団 | (ポンプ車) | 東平二丁目 1470 番地 1439 |
|     |         |          | 第19分団 | (ポンプ車) | 南小泉 761 番地 2       |
|     |         |          | 第20分団 | (ポンプ車) | 平町 1718 番 164      |
|     |         |          | 第21分団 | (ポンプ車) | 鯉淵 6679 番地 5       |
|     |         |          | 第22分団 | (ポンプ車) | 随分附 377 番地 1       |
|     |         |          | 第23分団 | (ポンプ車) | 旭町 108 番地 3        |
|     |         |          | 第24分団 | (ポンプ車) | 湯崎住吉入会地 2 番地 1     |
|     |         |          | 第25分団 | (ポンプ車) | 仁古田 728 番地 2       |
|     |         |          | 第26分団 | (ポンプ車) | 安居 2059 番地 1       |
|     |         |          | 第27分団 | (ポンプ車) | 押辺 3579 番地 2       |
|     |         |          | 第28分団 | (ポンプ車) | 市野谷 1357 番地 1      |
|     |         |          | 第29分団 | (ポンプ車) | 下郷 4446 番地 123     |
|     |         |          | 第30分団 | (ポンプ車) | 下郷 599 番地 1        |
|     |         |          | 第31分団 | (ポンプ車) | 下郷 3853 番地 5       |
|     |         |          | 第32分団 | (ポンプ車) | 泉 3154 番地 4        |
|     |         |          | 第33分団 | (ポンプ車) | 上郷 1742 番地 3       |
|     |         |          | 女性消防団 |        |                    |

別表 2

## 〔笠間市消防団管轄区域〕

| 分団 | 区 域  |
|----|--|
| 1  | 笠間（稲荷町・弁天町・逆川・堂ノ越）・下市毛   |
| 2  | 石井（甲を除く）・赤坂  |
| 3  | 来栖   |
|    | 北吉原・南吉原・手越   |
|    | 上加賀田   |
| 4  | 本戸   |
| 5  | 福原（田上・関戸）  |
|    | 福原（北中山・南中山）  |
| 6  | 稲田（稲田沢・神田・上稲田）   |
|    | 飯合・稲田（大古山・峰・下稲田）   |
| 7  | 大郷戸・片庭（古山）   |
|    | 片庭（寺平・中組・入組・清水川）・箱田（片倉）  |
| 8  | 上箱田（本郷）・下箱田（表組・北組・中組・間黒・中地原）   |
|    | 寺崎・日沢・金井・大渕・石寺・箱田（栗畑）  |
| 9  | 福田・飯田  |
| 10 | 大橋・池野辺   |
| 11 | 笠間（大町・榊形・桂町・田町・大黒石・東沢・新町・愛宕町・相生町・才木・関場・新堤・坂尾・鉄砲町・雁間・櫻小路・日陰片町）                  |
| 12 | 笠間（高橋町・梅ヶ枝町・鷹匠町・行幸町・喜楽町・荒町・日向片町）・石井（甲）   |
| 13 | 笠間（山居・花香町・大和田・御旗前・四ッ谷・五騎町・掘込・台町・檜町・桜町・昭和町・東町（北部）・表町（北部）・舞台・馬廻り・広谷原・沓五郎・麦入）・日草場 |
| 14 | 平町 1（上町・中町・下町・旧陣屋・小人町・星山）・橋爪・下加賀田  |
| 15 | 大田町・平町 1（北山・八反山）   |
| 16 | 下市原・中市原  |
|    | 上市原・小原（滝川・坂場・和尚塚・前田・明利沢）   |
|    | 小原（宇筑・青木・久保宿・槐山・新宿・館・筒埜・原坪・古宿・本内）  |
| 17 | 南友部  |
| 18 | 友部駅前・中央（1丁目～3丁目）・八雲（1丁目・2丁目）・東平（1丁目・3丁目）・鴻巣                                    |
| 19 | 南小泉  |
| 20 | 矢野下・大古山・平町 2（清住町）・南小泉（ひばりヶ丘団地）   |
|    | 中央 4丁目・美原（1丁目～4丁目）・平町 1（八幡下）・東平（2丁目・4丁目）                                       |
|    | 橋爪（八幡台 1・2）・平町 2（大沢上・大沢下・大沢中・原）  |

| 分団 | 区                                   | 域 |
|----|-------------------------------------|---|
| 21 | 鯉淵・五平・柿橋団地                          |   |
| 22 | 随分附・柏井・湯崎（東原）                       |   |
| 23 | 旭町                                  |   |
| 24 | 住吉・湯崎                               |   |
| 25 | 長兎路・仁古田                             |   |
| 26 | 安居（下安居・下安居東部）                       |   |
|    | 安居（上安居・組倉・吉沼）                       |   |
| 27 | 押辺（下押辺）                             |   |
|    | 押辺（上押辺）                             |   |
|    | 土師                                  |   |
| 28 | 市野谷（小島・第1東宝ランド）・福島・谷原・押辺（柵山東部・柵山西部） |   |
| 29 | 下郷（旭町東・旭町西・東町・春日町・白旗・日吉町・南春日町）・吉岡   |   |
| 30 | 下郷（新渡戸・横関・古山・室野・滝尻・堂山・茅生）           |   |
| 31 | 下郷（上町・中町・栄町・参り坂・愛宕団地・大網）            |   |
| 32 | 市野谷（小島・第1東宝ランド除く）・泉（中村・平）           |   |
|    | 泉（五霊・山根）                            |   |
| 33 | 上郷                                  |   |

別表3

## 〔消防相互応援協定締結団体等〕

(平成31年4月1日現在)

| 内容<br>協定先                     | 協定の<br>対象区域               | 災害の<br>種別                           | 応援の<br>種別             | 要請の<br>方法                            | 応援隊の<br>指揮・命令       | 費用の<br>負担区分   | 締結日            |
|-------------------------------|---------------------------|-------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------|---------------------|---|----------------|
| 大規模災害<br>消防応援                 | 全 国                       | 大規模特<br>殊災害(資<br>機材等含<br>む)         | 任務によ<br>り出動           | 県消防長<br>会に届け<br>出後、県に<br>報告電話・<br>無線 | 発災地の<br>消防長         | 経常的経<br>費及び事<br>故等に関<br>する経費<br>は応援側<br>その他は<br>受援側負<br>担 | 平成7年<br>10月1日  |
| 茨城県全市<br>町村                   | 茨城県全<br>域                 | 水火災又<br>は地震等<br>の災害で<br>必要とす<br>るもの | 相互応援                  | 県に報告<br>後電話そ<br>の他                   | 発災市町<br>村等の長        | 同上  | 平成7年<br>7月1日   |
| 水戸市消防<br>相互応援                 | 水戸市内                      | 火災・救<br>急・その<br>他の災害                | 相互応援                  | 消防本部<br>同士電話<br>等                    | 受援側の<br>現場最高<br>指揮者 | 同上  | 平成23年<br>3月14日 |
| 石岡市消防<br>相互応援                 | 石岡市内                      |                                     |                       |                                      |                     |   | 平成26年<br>7月11日 |
| 小美玉市消<br>防相互応援                | 小美玉市<br>内                 |                                     |                       |                                      |                     |   | 平成26年<br>7月14日 |
| 茨城町消防<br>相互応援                 | 茨城町内                      |                                     |                       |                                      |                     |   | 平成26年<br>7月11日 |
| 筑西広域消<br>防相互応援                | 筑西広域<br>内                 |                                     |                       |                                      |                     |   | 平成26年<br>7月14日 |
| 芳賀広域消<br>防相互応援                | 芳賀広域<br>内                 |                                     |                       |                                      |                     |   | 平成24年<br>8月20日 |
| 高速道路沿<br>線市町村及<br>び関係消防<br>本部 | 常磐自動<br>車道<br>北関東自<br>動車道 | 火災・救<br>急・その<br>他の災害                | 相互応援                  | 消防本部・<br>出動消防<br>隊電話等                | 受援側の<br>現場最高<br>指揮者 | 同上  | 昭和59年<br>3月27日 |
| 高圧ガス保<br>全協会笠間<br>支部          | 管轄内の<br>ガス供給<br>施設        | ガス災害<br>の事故全<br>般                   | 火災・救急<br>等の消防<br>関係業務 | 消防本部・<br>出動消防<br>隊電話等                | 現場最高<br>指揮者         | 協議によ<br>り決定   | 昭和62年<br>8月1日  |
| 東日本旅客<br>鉄道                   | 茨城県内<br>の駅間及<br>び駅構内      | 火災・救<br>急・その<br>他の災害                | 火災・救急<br>等の消防<br>関係業務 | 消防本部・<br>出動消防<br>隊電話等                | 現場最高<br>指揮者         | 協議によ<br>り決定   | 平成19年<br>6月1日  |

## 第 8 節 水防計画

| 活 動 の ポ イ ン ト                           | 関 係 機 関                |
|---|------------------------|
| 1 水防本部の設置及び各部の事務分担の把握                   | 総 務 部                  |
| 2 区域内の河川・堤防等の巡視と、水戸土木事務所又は関係機関との連絡体制の確立 | 都 市 建 設 部<br>上 下 水 道 部 |
| 3 水防用資器材の調達体制の確立                        | 産 業 経 済 部              |
| 4 電話及びその他の広報網を利用した立退き又はその準備の指示          | 消 防 本 部                |

### 1 計画の方針

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条の規定、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、指定水防管理団体である本市が、市内の河川及びため池の洪水や河川堤防等の損壊による水災を警戒、防ぎよし、又はこれによる被害の軽減を図り、もって公共の安全を保持するものとする。

### 2 水防の責任

#### (1) 水防管理団体の責任（水防法第 3 条）

水防管理団体は、各々その管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立する。

ア 水防組織の確立

イ 水防団、消防団の整備

ウ 水防倉庫、資器材の整備

エ 通信連絡系統の確立

オ 平常時における河川、海岸、堤防、ため池等の巡視

カ 洪水時における適切な水防活動の実施

(ア) 水防に要する費用の自己負担の確保

(イ) 水防団又は消防団の出動体制の確保

(ウ) 通信網の再点検

(エ) 水防資器材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保

(オ) 雨量、水位観測を的確に行うこと

(カ) 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作

(キ) 堤防、ため池等決壊及び決壊後の適切な措置

(ク) 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使

(ケ) 市民の水防活動従事の指示

(コ) 警察官の出動要請

(サ) 避難のための立退きの指示

(シ) 水防管理団体相互の協力応援

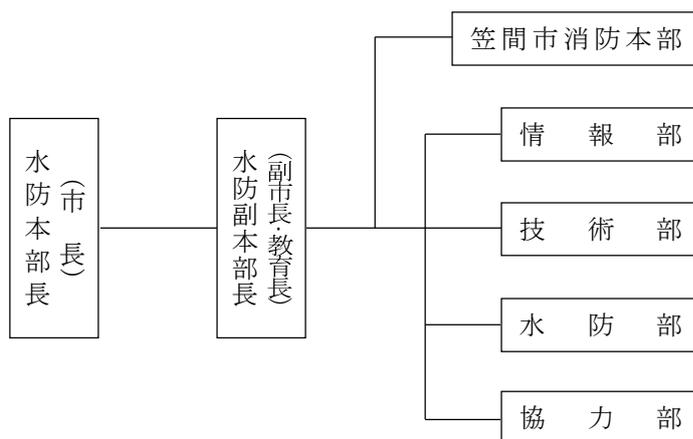
(ス) 水防解除の指示

(セ) 水防てん末報告書の提出

3 水防本部の設置

市長は、本市に係わる洪水予報及び水防警報が発令されたとき又は集中豪雨等により市内各所に水防作業を必要とする災害が発生し、若しくは予想されるときで、市長が必要と認めたときは、洪水等の危険が解除するまでの間、市役所に水防本部を設置し、水防事務を処理することとする。なお、市災害対策本部が設置されたときは同組織に吸収される。

(1) 水防本部の組織



(2) 水防本部の分掌事務

| 部 名   | 担 当                       | 分 掌 事 務  |
|-------|---------------------------|--|
| 情 報 部 | 危機管理課<br>総務課              | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集・発表に関すること。</li> <li>各部及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>本部会議・本部員の動員に関すること。</li> </ul> |
| 技 術 部 | 都市計画課<br>建設課              | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害の応急対策及び現地指導に関すること。</li> <li>労務に関すること。</li> <li>技術的被害調査に関すること。</li> </ul>            |
| 水 防 部 | 消 防 団                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導に関すること。</li> <li>災害の応急対策及び現地指導に関すること。</li> </ul>                                  |
| 協 力 部 | 水 道 課<br>下 水 道 課<br>農 政 課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>各部の応援に関すること。</li> </ul>   |

4 監視、警戒

(1) 平常監視

市長は、随時区域内的の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに水戸土木事務所長又は関係機関に連絡して必要な措置を講じる。なお、本市における重要水防箇所は次のとおりである。

| 番号 | 河川名 | 岸別  | 重要度<br>種別     | 延長<br>(m) | 重要水防箇所      |                 | 備考      |
|----|-----|-----|---------------|-----------|-------------|-----------------|---------|
|    |     |     |               |           | 地先名         | 位置              |         |
| 1  | 巴川  | 左・右 | 堤防高<br>(流下能力) | 150       | 市野谷         | —               |         |
| 2  | 潤沼川 | 左   | 堤防高<br>(流下能力) | 110       | 矢野下         | 35.22～<br>35.33 |         |
| 3  | 潤沼川 | 右   | 堤防高<br>(流下能力) | 40        | 南小泉         | 35.22～<br>35.26 |         |
| 4  | 潤沼川 | 左   | 堤防高<br>(流下能力) | 1,900     | 橋爪～平町       | 35.72～<br>37.1  | 関東・東北豪雨 |
| 5  | 潤沼川 | 右   | 堤防高<br>(流下能力) | 1,300     | 南小泉～加<br>賀田 | 35.8<br>～37.1   | 関東・東北豪雨 |
| 6  | 潤沼川 | 左   | 堤防高<br>(流下能力) | 3,250     | 南吉原～下<br>市毛 | 40.8<br>～44.05  | 関東・東北豪雨 |
| 7  | 潤沼川 | 右   | 堤防高<br>(流下能力) | 2,850     | 南吉原～北<br>吉原 | 41.2<br>～44.05  | 関東・東北豪雨 |
| 8  | 潤沼川 | 左   | 堤防高<br>(流下能力) | 510       | 笠間          |                 |         |
| 9  | 潤沼川 | 右   | 堤防高<br>(流下能力) | 120       | 石井          |                 |         |
| 10 | 潤沼川 | 右   | 堤防高<br>(流下能力) | 150       | 石井          |                 | R2.3 竣工 |
| 11 | 潤沼川 | 左   | 堤防高<br>(流下能力) | 490       | 笠間          |                 |         |
| 12 | 潤沼川 | 右   | 堤防高<br>(流下能力) | 490       | 赤坂          |                 |         |
| 13 | 潤沼川 | 左   | 堤防高<br>(流下能力) | 200       | 笠間          |                 |         |
| 14 | 潤沼川 | 右   | 堤防高<br>(流下能力) | 200       | 赤坂          |                 |         |
| 15 | 潤沼川 | 左   | 堤防高<br>(流下能力) | 120       | 笠間          |                 |         |
| 16 | 潤沼川 | 右   | 堤防高<br>(流下能力) | 120       | 大渕          |                 |         |
| 17 | 潤沼川 | 左   | 堤防高<br>(流下能力) | 690       | 笠間          |                 |         |
| 18 | 潤沼川 | 右   | 堤防高<br>(流下能力) | 690       | 大渕          |                 |         |
| 19 | 枝折川 | 左   | 堤防高<br>(流下能力) | 640       | 随分附         |                 |         |
| 20 | 桜川  | 左・右 | 堤防高<br>(流下能力) | 130       | 下郷          |                 |         |
| 21 | 桜川  | 左・右 | 堤防高<br>(流下能力) | 190       | 下郷          |                 |         |
| 22 | 稲田川 | 左・右 | 堤防高<br>(流下能力) | 350       | 来栖          | 0～0.35          |         |

| 番号 | 河川名 | 岸別  | 重要度           | 延長<br>(m) | 重要水防箇所 |              | 備考 |
|----|-----|-----|---------------|-----------|--------|--------------|----|
|    |     |     | 種別            |           | 地先名    | 位置           |    |
| 23 | 稲田川 | 左・右 | 堤防高<br>(流下能力) | 250       | 稲田     | 3.1～<br>3.35 |    |

(2) 非常警戒

市長は、水防本部を設置したときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、異常を発見した場合は、直ちに水戸土木事務所長又は常陸河川国道事務所長に報告するとともに水防作業を開始することとする。

- ア 堤防裏のりの漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- イ 堤防表のりで流水の当りの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- ウ 堤防天端の亀裂、沈下及び越水状況
- エ 橋梁等の構造物と堤防との取合せ部分の異常

5 水防用資器材の調達

水防用資器材の調達については、水戸土木事務所の協力を求めることとし、必要に応じ市内関係業者より調達するものとする。

6 気象状況、水位、決壊の通報連絡

市長は、洪水予報又は水防警報を受令したとき及び大雨により出水のおそれを察知したときは、関係機関に連絡するとともに状況変化に即応して水防活動がとれる体制を整えることとする。

(1) 水位の通報

- ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき及び事後毎時間水位が下がるまで
- イ はん濫注意水位（警戒水位）、最高水位に達したとき及び下がったとき。

(2) 決壊の通報

堤防決壊又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を関係機関に通報しなければならない。

| 通 報 連 絡 先             | 電 話 番 号        |
|-----------------------|----------------|
| 常 陸 河 川 国 道 事 務 所     | 029 (241) 1301 |
| 茨 城 県 防 災 ・ 危 機 管 理 課 | 029 (301) 2885 |
| 水 戸 土 木 事 務 所         | 029 (225) 1311 |
| 笠 間 市 消 防 本 部         | 0296 (73) 0119 |
| 笠 間 警 察 署             | 0296 (73) 0110 |

7 消防機関等の出動と水防開始

(1) 出動準備

- ア 水防のための消防団の出動準備は、市長が水防上必要であると認めたとき。

イ 出動が必要と認められるとき。

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 第 1 次出動警戒 | 消防団員の少数が出動して堤防の巡視、警戒にあたる       |
| 第 2 次 出 動 | 消防団員全員の出動は必要としないが水防活動の段階にあたるもの |
| 第 3 次 出 動 | 消防団員全員が出動して水防活動にあたる            |

ウ 消防団長は、分団長に対し災害の規模に応じた人員を召集するよう命ずるものとする。

(2) 市長は、次の場合直ちに水戸土木事務所に連絡し、水戸土木事務所は県に報告するものとする。

ア はん濫注意水位（警戒水位）又はそれ以外の場合に消防機関が出動したとき。

イ 水防作業を開始したとき。

ウ 堤防等に異状を発見したとき及びこれに関する処置をしたとき。

## 8 避難のための立退き

市長は、必要があると認めるときは、電話及びその他の広報網を利用し、水防法第 22 条の規定による立退き又はその準備を指示するものとする。なお、同指示をする場合は、笠間警察署長にその旨通知しなければならない。

## 9 水防解除

水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に減じ水防警戒の必要がなくなったときは、市長は、水防解除を命ずるとともに、広報等によって一般に周知し、また関係機関にも連絡するものとする。

## 10 水防顛末の報告

水防が終結したときは、市長は、遅延なく別記様式の水防顛末報告書の必要事項を取りまとめ、水戸土木事務所を経由し県に報告するものとする。

別記様式

|                  |            |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
|------------------|------------|----------|-----|---------|-----------|---------|----|-------|-------------|-----|----|----|-----|----|
| 年 月 日            |            |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
| 茨城県知事 様          |            |          |     |         |           | 水防管理者 印 |    |       |             |     |    |    |     |    |
| 水 防 て ん 末 報 告 書  |            |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
| 発生の日時            | 年 月 日 時 分頃 |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
| 発生の場所            | 地内 ( 川)    |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
| 発生の概況            |            |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
| 管理団体名            | 指定、非指定     |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
| 水防実施時の台風又は豪雨名    |            |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
| 気<br>象<br>状<br>況 | 日時         | 天候       | 風向  | 風速      | 気温        |         | 日  | 雨量    | 降雨時間        |     |    |    |     |    |
|                  |            |          |     |         |           |         |    | mm    |             |     |    |    |     |    |
|                  |            |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
|                  |            |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
|                  |            |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
|                  |            |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
| 出<br>動<br>状<br>況 |            | 消 防 署 員  |     | 消 防 団 員 |           | 地 元 住 民 |    | そ の 他 |             | 計   |    |    |     |    |
|                  | 日          | 日～       | 日   | 日～      | 日         | 日～      | 日  | 日～    | 日           | 延   | 日  |    |     |    |
|                  | 時間         | 時        | 分   | 時       | 分         | 時       | 分  | 時     | 分           | 延   | 時間 |    |     |    |
|                  | 人員         | 人        |     | 人       |           | 人       |    | 人     |             | 延 人 |    |    |     |    |
| 被<br>害<br>状<br>況 | 人 的 被 害    |          |     |         | 住 家 の 被 害 |         |    |       | 非 住 家 の 被 害 |     |    |    |     |    |
|                  | 死者         | 行方<br>不明 | 負 傷 |         | 全壊        | 半壊      | 流出 | 浸 水   |             | 全壊  | 半壊 | 流出 | 浸 水 |    |
|                  |            |          | 重傷  | 軽傷      |           |         |    | 床上    | 床下          |     |    |    | 床上  | 床下 |
|                  | 人          | 人        | 人   | 人       | 戸         | 戸       | 戸  | 戸     | 戸           | 戸   | 戸  | 戸  | 戸   |    |
|                  | その他の被害     |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
|                  | 堤防         | 道路       | 橋   | 田       | 畑         | 鉄道      |    |       |             |     |    |    |     |    |
| m                | m          | m        | a   | a       | m         |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
| 他団体からの応援の状況      |            |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
| 地域住民の出動の状況       |            |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
| 警察署の応援の状況        |            |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
| 現場指導者の氏名         |            |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |
| 水防作業の状況          |            |          |     |         |           |         |    |       |             |     |    |    |     |    |

| 使用水防資材の種類 | 種類  |  | 員数 | 種類 |  | 員数 |
|-----------|-----|--|----|----|--|----|
|           |     |  |    |    |  |    |
|           |     |  |    |    |  |    |
|           |     |  |    |    |  |    |
|           |     |  |    |    |  |    |
|           |     |  |    |    |  |    |
|           |     |  |    |    |  |    |
|           |     |  |    |    |  |    |
|           |     |  |    |    |  |    |
| 所要経費      | 人件費 |  | 円  |    |  |    |
|           | 物件費 |  | 円  |    |  |    |
|           | その他 |  | 円  |    |  |    |
|           | 合計  |  | 円  |    |  |    |
| 備考        |     |  |    |    |  |    |

## 第 9 節 災害警備計画

関係機関：笠間警察署

### 1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、市民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通の規制等の災害警備活動を行い、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序を維持するものとする。

### 2 災害警備本部の設置

- (1) 警察本部長は、災害の種別、規模及び態様等を判断して、警察本部に災害警備本部を設置するほか、警察署に現地災害警備本部等を設置する。
- (2) 災害警備本部の組織及び事務分掌は、「茨城県警察災害警備計画」による。

### 3 警備体制及び警備部隊の編成運用

「茨城県警察災害警備計画」による。

### 4 災害警備活動

災害発生時に行う災害警備活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 危険箇所の警戒
- (3) 被害実態の把握
- (4) 市民の高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）の伝達及び誘導
- (5) 交通規制及び交通秩序の確保
- (6) 被災者の救出及び負傷者の救護
- (7) 被災地及び避難所の警戒
- (8) 犯罪の予防及び検挙
- (9) 広報活動
- (10) 死体見分、検視及び行方不明の調査
- (11) 災害警備活動のための通信の確保
- (12) 関係機関の災害救助活動及び復旧活動に対する協力

## 第10節 交通計画

関係機関：笠間警察署

### 1 計画の方針

災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、又は交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところによる。

### 2 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

#### (1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し又は規制（重量制限を含む）するものとする。

#### (2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条及び6条）

災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官（以下「警察関係機関」という。）は、歩行者又は車輛の通行を禁止し又は制限するものとする。

#### (3) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のための必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車輛以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。

#### (4) 豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。

道路情報の連絡系統は、別紙1のとおりである。

### 3 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、またはきわめて混乱している状態を発見した者は、すみやかに警察官又は市長に通知するものとする。

通知を受けた警察官又は市長は、相互に連絡するものとする。市長はその路線管理機関にすみやかに通知するものとする。

## 4 交通規制の実施

### (1) 道路管理者

道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、すみやかに必要な範囲の規制を行うものとする。この場合には警察関係機関と緊密な連絡をとり行うものとする。

### (2) 市

市以外のものが管理する道路施設でその管理者に通知し規制するいとまがないときは、市はただちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災害対策基本法第 60 条により避難の指示をし又は同法第 63 条により警戒区域を設定し、立入を制限し若しくは禁止し又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。

## 5 緊急通行車両の確認

公安委員会が災対法第 76 条による通行の禁止又は制限を行った場合、市長は、知事又は公安委員会（県警察本部又は笠間警察署）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、認定を得て緊急通行を実施する。

### (1) 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、市長は、緊急通行車両確認申請書を県（防災・危機管理課）又は公安委員会（県警察本部又は笠間警察署）に提出する。

### (2) 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の認定を受けた場合は、知事又は公安委員会から交付される標章（様式第 1 号）及び証明書（様式第 2 号）を、車両の前面の見易い位置に貼付及び携行して輸送を実施する。

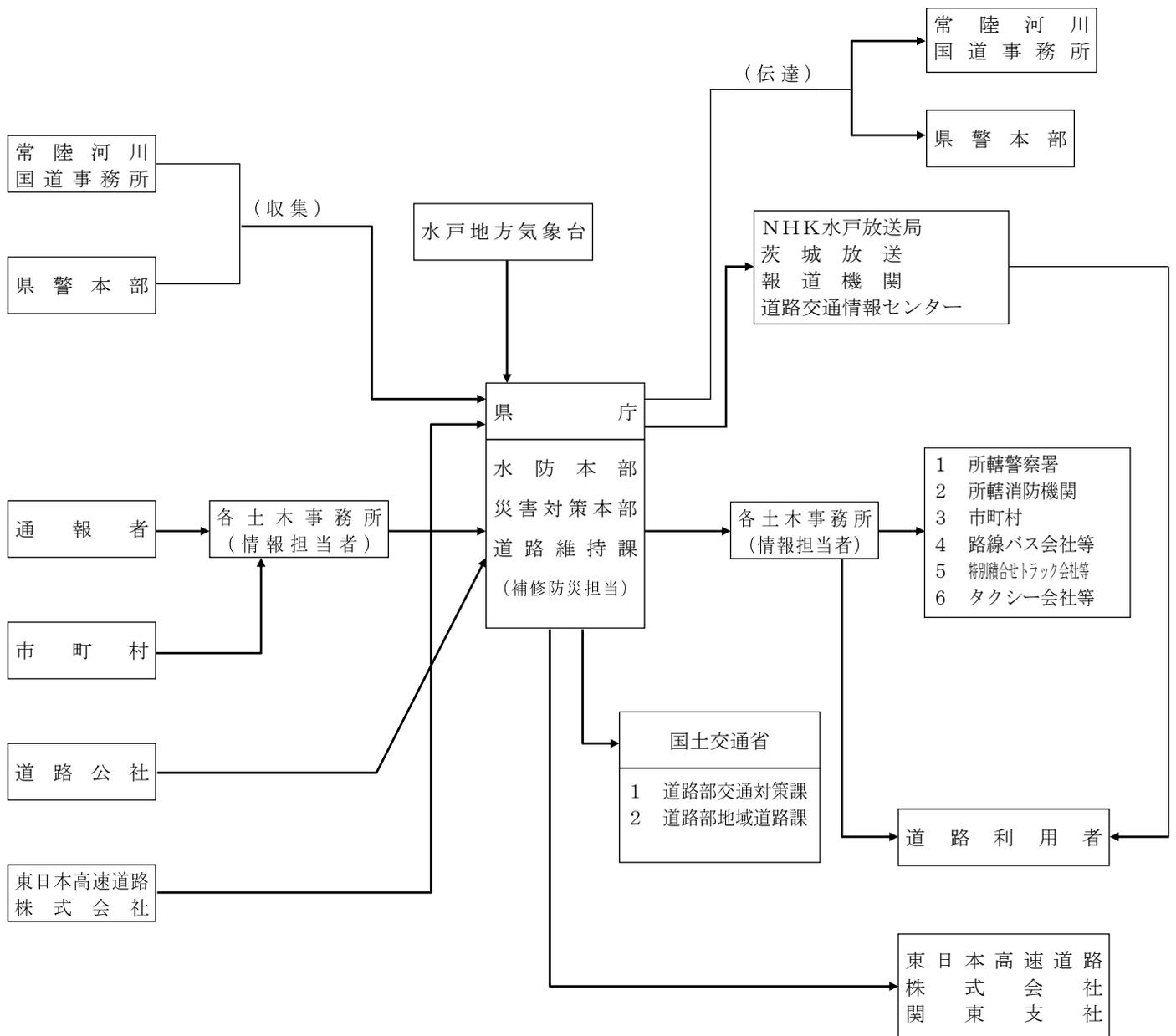
## 6 道路、橋梁の応急対策

道路、橋梁の被害によって、交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。従って、道路、橋梁の災害は万難を排して応急処理により交通確保に努める。応急対策の基本的な構想として、次の段階による対策を考慮する。

(1) 建設班員により交通規制等の処置をする。

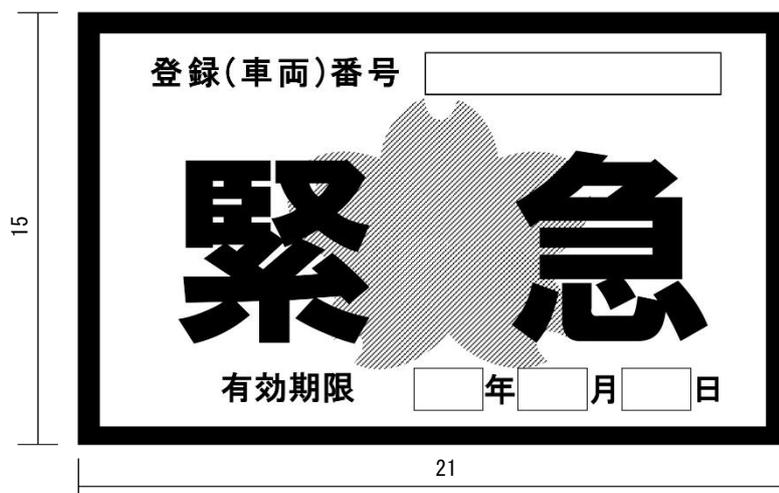
(2) 迂回路を確保し、これを表示する。

〔道路情報連絡系統図〕



様式第 1 号

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第 2 号

証 明 書

|                                |       |                  |
|--------------------------------|-------|------------------|
| 第 号                            | 年 月 日 |                  |
| 緊急(通行・輸送)車両確認証明書               |       |                  |
|                                |       | 知 事 印<br>公安委員会 印 |
| 番号標に表示されている番号                  |       |                  |
| 車両の用途(緊急輸送)を行う車両にあつては、輸送人員又は品名 |       |                  |
| 使 用 者                          | 住 所   | ( ) 局 番          |
|                                | 氏 名   |                  |
| 通 行 日 時                        |       |                  |
| 通 行 経 路                        | 出 発 地 | 経 由 地            |
|                                |       |                  |
| 備 考                            |       |                  |

備考 用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

様式第3号

通行の禁止又は制限するときの標示



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白地とする。
  - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
  - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



| 区分               | 事項  | 実施責任者 | 措置                      | 実施の基準  |
|------------------|---|-------|-------------------------|--|
| 避難指示<br>(警戒レベル4) | 知事及びその命を受けた職員<br>(災対法第60条・水防<br>法第29条・地すべり等<br>防止法<br>第25条) |       | 立退きの指示                  | 災害発生により著しい危険が切迫し<br>ていると認められるとき。   |
|                  | 水防管理者<br>(水防法第29条)  |       | 立退きの指示                  | 災害発生により著しい危険が切迫し<br>ていると認められるとき。   |
|                  | 警察官<br>(災対法第61条)<br>(警察官職務執行法第<br>4条)                       |       | 立退きの指示<br>及び立退き先<br>の指示 | 市長が避難のための立退きを指示す<br>ることができないと認めるとき。市<br>長から要求があったとき。                                       |
|                  |   |       | 警告<br>避難の措置             | 危険な事態が切迫したと認められる<br>ときは、警告を発し、又は特に急を<br>要する場合においては危害を受ける<br>おそれのある者に対し、必要な限度<br>で避難の措置をとる。 |
|                  | 自衛官<br>(自衛隊法第94条)   |       | 避難について<br>必要な措置         | 災害により危険な事態が生じた場合<br>において、警察官がその場にいない<br>場合に限り、災害派遣を命ぜられた<br>部隊等の自衛官は避難について必要<br>な措置をとる。    |

### 3 高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）

(1) 高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）等を発令する場合は、次のことを明らかにして行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先及びその場所名
- ウ 避難経路
- エ 避難情報発令の理由
- オ 避難時における火気の確認
- カ 避難の身仕度
- キ その他必要な事項

(2) 高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）等の伝達方法

高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）等を発令した場合は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、直ちに次の方法により当該地域の市民に伝達を行い周知徹底を図るものとする。

また、視聴覚障害者への周知徹底を図るとともに、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ市民への周知漏れを防ぐよう努める。

ア 防災行政無線による伝達

市防災行政無線により、関係地域に伝達する。

イ 広報車による伝達

市、消防機関、笠間警察署等の広報車により、関係地域を巡回して伝達する。

ウ 伝達員により戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に、関係世帯に対して避難指示の完全な周知徹底を図るため、必要により消防団員等をして戸別訪問により伝達するものとする。

エ 警鐘、サイレン等

その他警鐘、サイレン等を鳴らして伝達、周知する。

オ 放送による伝達（ラジオ、テレビ等による放送）

NHKその他民間放送局に対して指示を行った旨通知し、関係市民に伝達すべき事項を指示し、放送の協力依頼を行う。

カ 緊急速報メール（エリアメール）

携帯電話各社が提供している緊急速報メールを活用し、笠間市のサービスエリア内の利用者に対して一斉に情報伝達を行う。

(3) 避難情報等の種類

市長又は法令で定める実施責任者が発令する避難情報等の種類及び市民に求める行動、自主避難所の開設基準及び市民に求める行動は、次のとおりとする。

|                        | 発令時の状況   | 市民に求める行動   |
|------------------------|--|--|
| 自主避難所の開設<br>(警戒レベル1・2) | ①避難指示までには至らないと判断するものの、災害状況により、市民の不安を解消するために必要と判断する場合<br>②地区集会所等または拠点避難所を自主避難所として開設し、職員を派遣<br>③自主避難所を開設した旨を対象自治会長等へ連絡   | ①必要に応じ、自主的に地区集会所等または拠点避難所へ避難<br>②自主避難の際、必要な食糧、飲物、日用品等を持参<br>③要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものは、できるだけ早期に自主避難                               |
| 高齢者等避難<br>(警戒レベル3)     | ①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況  | ①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始<br>②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始  |
| 避難指示<br>(警戒レベル4)       | ①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況<br>②前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況<br>③地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況<br>④人的被害の発生した状況 | ①通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始<br>②避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了<br>③未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 |
| 緊急安全確保<br>(警戒レベル5)     | ①市内に災害が発生している状況<br>(市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意)   | ①市民の命を守るための最善の行動   |

(4) 高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）等の基準

高齢者等避難、立退き等の指示は、原則として次のような事態になったときにこれを行うものとする。

- ア 河川がはん濫注意水位（警戒水位）を突破する等洪水のおそれがあるとき。
- イ 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。
- ウ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- エ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき。
- オ 地すべり、山崩れ等によって危険が切迫したとき。

カ その他市民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

上記のほか、市長等は避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）等の判断基準を策定する。この場合、雨量、河川の水位（はん濫危険水位（危険水位）、避難判断水位（特別警戒水位））等の形式的判断基準を導入し、具体的に策定するものとする。

■ 発令判断基準－1（河川の氾濫）

|                |   |                                    |
|----------------|---|------------------------------------|
| 河川の性格          | 過去に洪水等により損害が発生した、又は洪水の予想される河川で、洪水発生時間の予測が困難な河川  |                                    |
| 特徴             | 水防団待機水位（通報水位）・はん濫注意水位（警戒水位）が設定された水位計がある河川   |                                    |
| 発令判断のポイント      | はん濫注意水位（警戒水位）の時間設定の考え方を整理しておき、発令の運用をあらかじめ取り決めて判断の参考とする。   |                                    |
| 河川名            | 涸沼川 間黒・加賀田水位観測所   |                                    |
| 対象地区           | 国道50号（寺崎）から涸沼大橋（茨城町上石崎）   |                                    |
| 高齢者等避難（警戒レベル3） | 間黒水位観測所<br>はん濫注意水位 2.50mの水位状況による。   | 加賀田水位観測所<br>はん濫注意水位 2.80m水位状況による。  |
| 避難指示（警戒レベル4）   | ・破堤につながるような漏水の発見  |                                    |
|                | 間黒水位観測所<br>避難判断水位 2.63mの水位状況による。  | 加賀田水位観測所<br>避難判断水位 3.58mの水位状況による。  |
| 緊急安全確保（警戒レベル5） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の決壊、越流のおそれがある</li> <li>・危険な水位に到達するおそれがある</li> <li>・破堤につながるような大量の漏水や亀裂等の発見</li> <li>・災害が実際に発生していることを把握した場合に、災害発生情報として発令</li> </ul> |                                    |
|                | 間黒水位観測所<br>はん濫危険水位 3.02mの水位状況による。   | 加賀田水位観測所<br>はん濫危険水位 3.92mの水位状況による。 |

■ 発令判断基準－２（土砂災害）

| 種 類  | 判 断 基 準   |   |   |
|--|---|---|---|
| 高 齢 者 等 避 難<br>(警戒レベル 3)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）の発見</li> <li>・降雨が、次の状況にあるとき</li> </ul> <p>【高齢者等避難暫定基準例】</p>   |   |   |
|  | 前日までの連続雨量が<br>100mm 以上あった場合   | 前日までの連続雨量が<br>40～100mm あった場合                        | 前日までの降雨がな<br>い場合                                    |
|  | 当日の日雨量が 50mm を<br>超えたとき   | 当日の日雨量が 80mm を<br>超えたとき                             | 当日の日雨量が<br>100mm を超えたとき                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報が発表された場合</li> </ul>      |   |   |   |
| 避 難 指 示<br>(警戒レベル 4)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生等）の発見</li> <li>・降雨が、次の状況にあるとき</li> </ul> <p>【避難指示の暫定基準例】</p>   |   |   |
|  | 降雨が次の状況にある<br>とき前日までの連続雨<br>量が 100mm 以上あった<br>場合  | 前日までの連続雨量が<br>40～100mm あった場合                        | 前日までの降雨がない<br>場合                                    |
|  | 当日の日雨量が 50mm を<br>超え、時雨量 30mm 程度<br>の強雨が予想される<br>とき   | 当日の日雨量が 80mm を<br>超え、時雨量 30mm 程度<br>の強雨が予想される<br>とき | 当日の日雨量が 100mm<br>を超え、時雨量 30mm 程<br>度の強雨が予想される<br>とき |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報の重要変更が発表された場合</li> </ul> |   |   |   |
| 緊 急 安 全 確 保<br>(警戒レベル 5)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で土砂災害が発生</li> <li>・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見</li> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動が必要な場合</li> <li>・災害発生情報は、氾濫発生情報のほか、水防団等からの報告やカメラ画像等により把握できた場合</li> </ul> |   |   |

4 避難措置の周知

市長等は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の市民に対してその内容を周知させるものとする。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

(1) 市民への周知徹底

避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて市民に周知徹底を図るものとする。

また、市は、危険の切迫性に応じて高齢者等避難（警戒レベル 3）、避難指示（警戒レベル 4）、緊急安全確保（警戒レベル 5）等の伝達文の内容を工夫する。

その対象者を明確にすること、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。こうした対応により、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知する。

さらに、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯等異常な降水が予想される場合には、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意する。

## (2) 関係機関相互の連絡

県、県警察本部、市、自衛隊は、避難の措置を行なったときは、その内容を相互に連絡するものとする。

なお、市長等は避難指示等を発令したときは速やかに知事に報告する。

## 5 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長等は、上記のような状態の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。

市長、警察又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、若しくはこれらの者から要請があった場合、警察官は市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長、警察官、海上保安官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないようすることができる。（消防法第28条、水防法第21条）

### (2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

## 6 避難の誘導

### (1) 避難誘導の方法

市、警察、その他が行う避難誘導は、市民の安全のため、次の事項に留意して速やかに行うものとする。

特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう留意する。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示、縄張り等を行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

ウ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

エ 市民に対し、高齢者、乳幼児、小児、心身障害者等、要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図ること。

オ 避難誘導は、受け入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。

カ 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めること。

キ ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保する事ができる場合は、住民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努めるものとする。

### (2) 市民の避難対応

#### ア 避難の優先

避難にあたっては、要配慮者の避難を優先させる。

#### イ 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、ちり紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

## 7 避難所

避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火構造を備えている学校、公民館、体育館等の公共施設とし、避難所から遠距離にある地区については最寄りの一時集結場所に集結後避難するものとする。なお、指定されている避難所及び一時集結場所は別表のとおりである。

## 8 拠点避難所

避難所として指定した施設のうち、災害時に優先的に開設すべき拠点避難所6箇所を整備し、当該施設には、発電機等の資機材及び備蓄食料を配備するとともに、災害時にはあらかじめ指定された職員が施設管理者等と連携し開設を行うものとする。

拠点避難所一覧（指定緊急避難場所）

| 番号 | 拠点避難所   | 所在地       |
|----|---------|-----------|
| 1  | 笠間小学校   | 笠間 2689-1 |
| 2  | 稲田中学校   | 稲田 2145-3 |
| 3  | 笠間市民体育館 | 石井 2068-1 |
| 4  | 友部小学校   | 美原 3-3-1  |
| 5  | 友部中学校   | 中央 4-1-1  |
| 6  | 岩間中学校   | 下郷 4997-1 |

## 9 災害救助法による避難所の設置

災害救助法を適用した場合の避難所の設置は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

### (1) 実施責任者

避難所の開設及び受け入れ並びに避難者の保護は、本部長（市長）が行う。

### (2) 避難所の開設

避難所は、指定避難所の学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。なお、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

ア 避難所開設の目的

イ 箇所数及び受け入れ人員

ウ 開設期間の見込み

### (3) 対象者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害に遭遇（旅館の宿泊者、通行人等）した者

ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

### (4) 避難所の開設期間は、災害発生日から7日以内とし、費用は、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」の定めるところによる。また、帰宅する所のない者

については、一定の避難所に受け入れ、応急仮設住宅が建設されしだい移動させるものとする。

## 10 避難所の管理

### (1) 連絡員の駐在

避難所を開設し、避難者を受け入れたときは、直ちに各避難所ごとに連絡員として所属職員を派遣し、駐在させ、避難所の管理にあたらせる。

### (2) 避難状況及び本部との連絡

連絡員は、避難者の実態を把握し、その保護にあたるとともに、たえず本部と情報連絡を行うものとする。

### (3) 組織の確立

避難所の開設が長期間になることが予想される場合あるいは避難者が多数にのぼる場合は、避難所の維持、管理あるいは運営等のため避難者、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得、統制を保ち、かつ公平に行えるよう努めるものとする。

### (4) 避難者の心得

避難者は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛けるものとする。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図るものとする。

ア 組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守

ウ 要配慮者への配慮

エ 愛玩動物への配慮

オ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

## 11 避難所の防疫

環境班は、避難所内の防疫等衛生面について救護・防疫班等との連絡を保ち、十分注意を払う。

## 12 避難状況の報告

市長等は、避難指示（警戒レベル4）等をしたときは、次の事項を知事に報告するとともに、関係機関へ通報し、協力を要請する。

### (1) 知事への報告

ア 避難指示（警戒レベル4）等をした日時

イ 避難先

ウ 対象地域及び人員（世帯）

エ 避難所開設の状況及び開設期間の見込

## (2) 関係機関への通報

市長等が避難指示等を発令したとき又は警察官等から指示を行った旨の通報を受けたときは、総務課長は、次の要領により必要に応じて関係機関等に対して連絡するものとする。

ア 県の関係機関（県福祉指導課、笠間警察署、水戸保健所等）に連絡し協力を要請する。

イ 避難所として利用する施設等の管理者及び責任者に対し、至急連絡し協力を要請する。

ウ 地域住民が避難のため、近隣市町村内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合もあるので、近隣市町村に対しても連絡しておくものとする。

## 13 避難指示等の解除

市長等は避難指示等のあった後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難指示等の解除を行うものとする。解除の伝達方法については避難指示等に準じて行う。

## 14 実施設定権者

| 設定権者       | 災害の種類     | 根拠法                     |
|------------|-----------|-------------------------|
| 市長         | 災害全般      | 災対法第63条                 |
| 警察官        | 〃         | 〃                       |
| 消防吏員又は消防団員 | 水災を除く災害全般 | 消防法第23条の2、<br>第28条、第36条 |
| 水防団長、水防団員  | 水災        | 水防法第14条                 |
| 自衛官        | 災害全般      | 災対法第63条                 |

## 15 帰宅困難者対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、旅館等の各施設の管理者は、観光客の身体及び生命の安全を確保するため避難の必要があると判断した場合には、各施設の避難計画に即して避難を行うものとする。また、災害の状況によっては市の指定する避難所に避難するものとする。

なお、交通機関の停止又は道路の欠壊等により帰宅不能となった観光客が避難所で避難生活を行う場合には、市は、交通機関又は施設の管理者と十分協議するものとする。

## 16 感染症等の流行下での対応

避難所における感染症等の対策について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画や避難所開設時における感染症(新型コロナウイルス等)対策対策基本方針等に基づき感染症防止対策を実施する。

## 別表

## 避難所一覧

## 1 指定避難所 (30)

## (1) 小学校

| 番号 | 名 称     | 所 在 地       |
|----|---------|-------------|
| 1  | 笠間小学校   | 笠間 2689-1   |
| 2  | 旧東小学校   | 大橋 1713-1   |
| 3  | 旧箱田小学校  | 箱田 1115     |
| 4  | 稲田小学校   | 稲田 2151-2   |
| 5  | 宍戸小学校   | 平町 22       |
| 6  | 友部小学校   | 美原 3-3-1    |
| 7  | 友部第二小学校 | 平町 1718-93  |
| 8  | 北川根小学校  | 湯崎 1085-1   |
| 9  | 大原小学校   | 小原 3522-1   |
| 10 | 岩間第一小学校 | 下郷 4140-1   |
| 11 | 岩間第二小学校 | 押辺 529-1    |
| 12 | 岩間第三小学校 | 市野谷 1542-19 |

## (2) 中学校

| 番号 | 名 称     | 所 在 地     |
|----|---------|-----------|
| 1  | 笠間中学校   | 笠間 2702   |
| 2  | 旧東中学校   | 福田 906-6  |
| 3  | 稲田中学校   | 稲田 2145-3 |
| 4  | 友部中学校   | 中央 4-1-1  |
| 5  | 友部第二中学校 | 旭町 510-1  |
| 6  | 岩間中学校   | 下郷 4997-1 |

## (3) 義務教育学校

| 番号 | 名 称         | 所 在 地  |
|----|-------------|--------|
| 1  | みなみ学園義務教育学校 | 北吉原 15 |

## (4) 高等学校

| 番号 | 名 称         | 所 在 地      |
|----|-------------|------------|
| 1  | 茨城県立笠間高等学校  | 笠間 1668    |
| 2  | 茨城県立友部高等学校  | 大田町 352-15 |
| 3  | 日本ウエルネス高等学校 | 南吉原 1188   |

## (5) 公民館、体育館等

| 番号 | 名 称         | 所 在 地           |
|----|-------------|-----------------|
| 1  | 笠間市立笠間公民館   | 石井 2068-1       |
| 2  | 笠間市民体育館     | 石井 2068-1       |
| 3  | 笠間市武道館      | 石井 2068-1       |
| 4  | いこいの家はなさか   | 橋爪 586-4        |
| 5  | 笠間市立友部公民館   | 中央 3-3-6        |
| 6  | ゆかいふれあいセンター | 仁古田長兎路入会地 1-171 |
| 7  | 岩間海洋センター    | 押辺 2259-1       |
| 8  | 大成学園かさまこども園 | 金井 83-1         |

## 2 緊急避難場所（一時集結場所）

| 番号 | 名 称              | 所 在 地         |
|----|------------------|---------------|
| 1  | 鷹匠町児童公園          | 鷹匠町 17-1      |
| 2  | 城南・やきもの通り公園      | 下市毛 591-1     |
| 3  | いなだふれあい公園        | 稲田 2315-1     |
| 4  | 大池公園             | 赤坂 20         |
| 5  | 笠間駅北街区公園         | 笠間 5095       |
| 6  | 石井街区公園           | 石井 2068-1     |
| 7  | 福原運動公園           | 福原 17-10      |
| 8  | 高田運動公園           | 福田 3012-1     |
| 9  | 南山スポーツ公園         | 北吉原 321-1     |
| 10 | 総合公園             | 箱田 867-1      |
| 11 | 芸術の森公園           | 笠間 2345       |
| 12 | 地域交流センターもとど広場    | 本戸 3154       |
| 13 | 地域交流センター上加賀田広場   | 上加賀田 329-1    |
| 14 | 友部第一児童公園         | 八雲 1-5-23     |
| 15 | 友部駅前児童公園         | 東平 2-1470-202 |
| 16 | 柿橋グラウンド          | 鯉淵 6525-18    |
| 17 | 長兎路いこいの広場        | 長兎路 1024      |
| 18 | 鴻巣グラウンド          | 鴻巣 525-10     |
| 19 | 中市原農村集落センター      | 下市原 1223-1    |
| 20 | 大原グラウンド          | 小原 4118-1     |
| 21 | 小原農村公園           | 小原 2911       |
| 22 | 旧笠間市立岩間公民館       | 下郷 4407       |
| 23 | 岩間体験学習館「分校」グラウンド | 上郷 1742-1     |
| 24 | 第二分校跡広場          | 泉 1204-2      |
| 25 | 上安居地区公民館広場       | 安居 2058       |

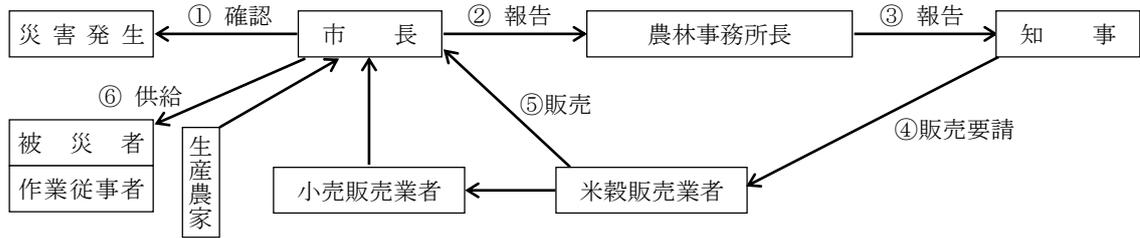
| 番号 | 名 称        | 所 在 地      |
|----|------------|------------|
| 26 | 岩間工業団地第二公園 | 安居 2600-31 |
| 27 | 笠間中央公園     | 平町 1718-1  |
| 28 | 福ちゃんの森公園   | 福田 2990-1  |
| 29 | 道の駅かさま     | 手越 22-1    |

### 3 福祉避難所

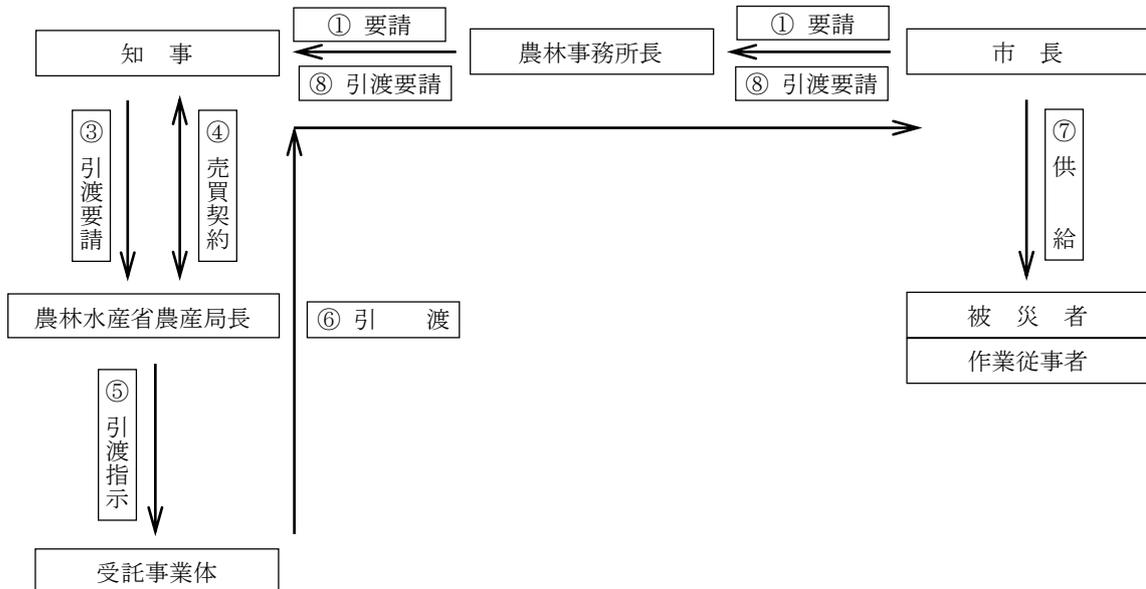
| 番号 | 名 称         | 所 在 地     |
|----|-------------|-----------|
| 1  | 笠間中学校 武道場   | 笠間 2701   |
| 2  | 大成学園かさまこども園 | 金井 83-1   |
| 3  | 大成学園いなだこども園 | 稲田 2151-1 |
| 4  | 地域交流センターともべ | 友部駅前 1-10 |
| 5  | 地域交流センターいわま | 下郷 4438-7 |



(イ) 知事は、(ア)の報告に基づき、必要とする応急用米穀の数量等を御売業者に通知し、手持精米の販売を要請する。



イ 県は、市の要請を踏まえ、救助法が適用され応急食料が必要と認める場合は、農林水産省生産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）」に基づき災害救助用米穀の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。また、市、県は、円滑に買い受け・引き渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。



## 5 食糧の給与

### (1) 食糧の集積地

食糧の集積については、市はあらかじめ定めた救援物資集積場所を活用し、調達した食糧の供給を行うものとする。

救援物資集積場所は次のとおりであり、市は集積場所ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

| 番号 | 名 称       | 所 在 地       | 電 話 番 号      |
|----|-----------|-------------|--------------|
| 1  | 友 部 公 民 館 | 笠間市中央 3-3-6 | 0296-77-7533 |
| 2  | 笠間市役所岩間支所 | 笠間市下郷 5140  | 0299-37-6611 |

(2) 食糧の供給

食糧の集積については、市はあらかじめ定めた救援物資集積場所を活用し、調達した食糧の供給を行うものとする。

ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。

イ 配分漏れ又は重複支給の者がないようにするため、組又は班等を組織し、各組に責任者を定めるものとする。

(3) 県、近隣市町村への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食糧の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

(4) 品目

米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、高齢者、乳幼児に対する炊き出しその他による食品の供給は、温かなもの、軟らかなもの、ミルク等配慮したものを供与するものとする。

(5) 市民等の協力

炊き出し等食糧の配給にあたっては、日赤奉仕団等の協力を得て実施できるよう協力体制を整備する。

(6) 給与（配給）費用の限度額等

給与期間及び費用の限度等は、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。なお、炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、1人1日あたりの費用（主食、副食、燃料費、雑費等の一切で、備品類に要する費用は除く。）であること。



(1) 対象者

- ア 災害により、住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの）の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者

(2) 給与又は貸与の方法

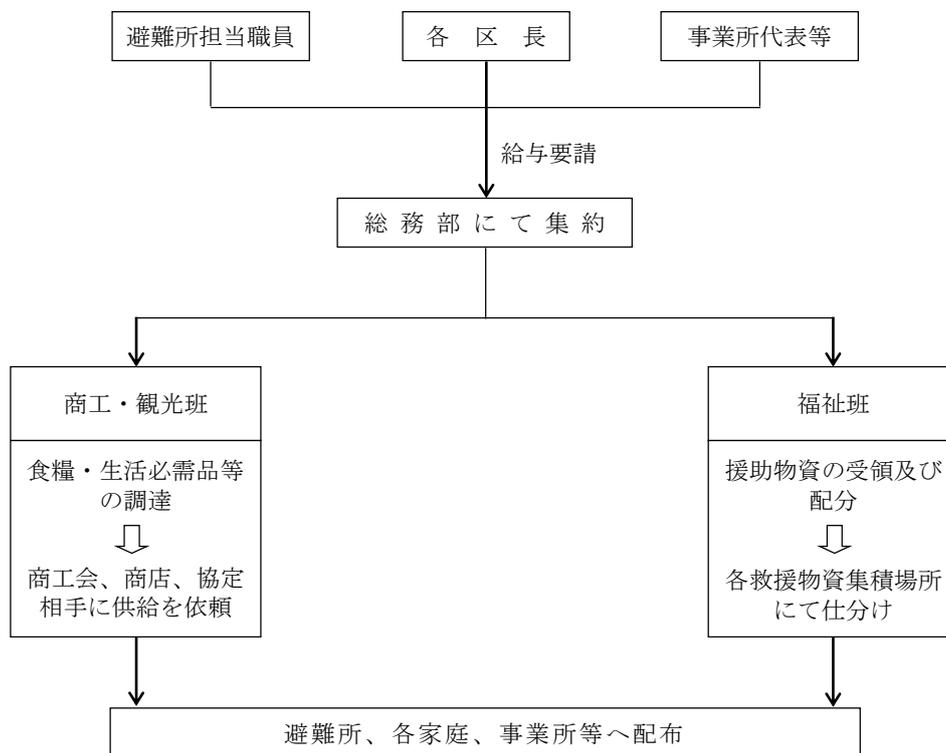
物資の配分については、世帯単位とし、床上浸水以上の災害を受けた場合に世帯構成人員別に行う。

- ア 給与物資、あらかじめ定める業者等から購入して、配分する。
- イ 救助物資は必ず受け払いの記録及び受領書を徴しておかなければならない。

(3) 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

- ア 寝具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り等）
- イ 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレトーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ等）
- ウ 衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、雨具等）
- エ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- オ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
- カ 光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
- キ その他（ビニールシート、仮設トイレ、土のう袋等）

なお、物資の配分は、次の要領で行うものとする。



#### 6 給与又は貸与のための費用及び期間等

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

#### 7 記録簿等の作製

給与又は貸与の実施には、責任者を定め給貸与の記録簿、受領書等を整理保存する。



(2) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、配水池の水を有効利用し、給水車、給水缶による給水及びろ水器等によるろ過又は浄水剤の交付等の方法により行うものとする。なお、本市における給水拠点及び給水量は別表1のとおりである。

(3) 検水の実施

一時的な断水が生じた場合等、井戸水等を飲用しなければならない場合は、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を調べるための検査を行い、必要があれば、県に検水の実施を要請するものとする。

(4) 給水量

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、1人1日の必要量は、通常の場合大人で約3リットルとする。

(5) 飲料水の供給のための期間費用等

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。なお、供給を実施するため支出できる費用は、ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

5 応急復旧

水道施設の応急復旧は、本復旧に先立ち次により行う。

(1) 応急復旧方針

水源（取水）施設・導水施設・浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要給水所に至る送配水施設（送配水管、配水本管、配水小管）、給水装置の順に復旧する。なお、応急給水活動を行う拠点に至る各管路についても可能な限り優先して復旧するものとする。

(2) 応援・協力

市は、指定給水装置工事事業者等（別表2）と連絡を密にし、災害時における応急給水及び応急復旧体制を整備しておくとともに、必要があるときは、被災地域外の水道事業者、水道工事業者等の応援又は協力を求める。

(3) 広報

市は、断水した場合、市民に対し応急給水の実施、復旧の見通し等について広報車等により適切な広報を実施する。

別表 1

## 給水拠点及び給水量

| 浄水場・配水場名称     | 給水能力                 |
|---------------|----------------------|
| 箱田配水池         | 5,000 m <sup>3</sup> |
| 南友部配水池（高区配水池） | 3,000 m <sup>3</sup> |
| 南友部配水池（低区配水池） | 2,000 m <sup>3</sup> |
| 宍戸浄水場         | 3,000 m <sup>3</sup> |
| 愛宕配水池         | 2,000 m <sup>3</sup> |
| 安居配水池         | 600 m <sup>3</sup>   |
| 吉岡浄水場         | 1,000 m <sup>3</sup> |

別表 2

## 笠間市指定給水装置工事事業者（市内）

| 工事店名      | 住所            | 電話番号         |
|-----------|---------------|--------------|
| (有)山口設備   | 笠間市石井 953-1   | 0296-72-4359 |
| (有)大堀設備   | 笠間市下市毛 964    | 0296-72-1408 |
| (有)根本設備工業 | 笠間市笠間 2567    | 0296-72-0471 |
| (有)アオヤギ   | 笠間市稲田 4067-1  | 0296-74-2314 |
| (株)ゴミタ    | 笠間市金井 80      | 0296-72-5694 |
| (株)スガハラ   | 笠間市笠間 4336-1  | 0296-72-0411 |
| 友部電気      | 笠間市笠間 1712    | 0296-72-1595 |
| 小森住設      | 笠間市笠間 2487-16 | 0296-72-5831 |
| (有)イリエ    | 笠間市石井 501-1   | 0296-72-6875 |
| 郡司サービス    | 笠間市飯合 698-2   | 0296-74-3861 |
| 深谷商店      | 笠間市稲田 1414-2  | 0296-74-2621 |
| 鈴木設備      | 笠間市片庭 1501    | 0296-72-6218 |
| 逆川設備      | 笠間市手越 590     | 0296-72-2627 |
| 八重樫建設     | 笠間市石井 1348-1  | 0296-72-5932 |
| 勇氣水建工業    | 笠間市稲田 2224-1  | 0296-71-5111 |
| 照井住設      | 笠間市笠間 4338-1  | 0296-73-5580 |

| 工事店名         | 住所                           | 電話番号         |
|--------------|------------------------------|--------------|
| 田村設備         | 笠間市福原 3612                   | 0296-74-2513 |
| 旭設備工業（有）     | 笠間市八雲 1-8-7                  | 0296-77-0218 |
| 萬屋金物店        | 笠間市平町 103-3                  | 0296-77-0412 |
| 湯崎設備工業       | 笠間市湯崎 725                    | 0296-77-4155 |
| (株)フカツー      | 笠間市大田町 975-1                 | 0296-77-7665 |
| (有)佐藤設備工業    | 笠間市南友部 409-3                 | 0296-77-6946 |
| (株)カワイ       | 笠間市矢野下 399                   | 0296-77-4555 |
| (有)菅谷工業      | 笠間市旭町 406-8                  | 0296-78-4069 |
| (株)イチゲ電設     | 笠間市鯉淵 6732-6                 | 0296-77-8228 |
| (有)江幡塗装工業    | 笠間市上市原 1653                  | 0296-77-2853 |
| 富田デンキ        | 笠間市随分附 108-1                 | 0296-77-0292 |
| (株)スガヤ工務店    | 笠間市仁古田 744-2                 | 0296-77-4495 |
| (株)大平工務店     | 笠間市南友部 750                   | 0296-77-1808 |
| (株)赤津電気      | 笠間市長兎路 664-1                 | 0296-77-2005 |
| 芳野工業（株）      | 笠間市長兎路 1155                  | 0296-77-8355 |
| (株)ライフメイト    | 笠間市柏井 571-215                | 0296-78-9811 |
| (株)拓実        | 笠間市旭町 532-7                  | 0296-71-4688 |
| 富田環境土木(株)    | 笠間市鯉淵 6678-9 レジデンスひたち野 303 号 | 0296-77-5771 |
| 山口工務店        | 笠間市小原 3111-5                 | 0296-73-5456 |
| (株)茨城中央建労協   | 笠間市仁古田 722                   | 0296-73-6444 |
| (株)根本金物店     | 笠間市下郷 4439-37                | 0299-45-2070 |
| マルイチ設備       | 笠間市押辺 1427-1                 | 0299-45-3584 |
| 小松崎建設（株）     | 笠間市押辺 2709-101               | 0299-45-2443 |
| システムショップおおわだ | 笠間市下郷 4542                   | 0299-45-2130 |
| 伊藤電機商会       | 笠間市下郷 4557-50                | 0299-45-2302 |
| 川根設備工業（株）    | 笠間市安居 1798-1                 | 0299-45-6222 |
| エバタ設備工業      | 笠間市下郷 4262-5                 | 0299-45-6166 |
| 内野設備工業       | 笠間市市野谷 1356-41               | 0299-45-5517 |

| 工 事 店 名     | 住 所            | 電 話 番 号      |
|-------------|----------------|--------------|
| 石井商事        | 笠間市吉岡 47-11    | 0299-45-6526 |
| 東部設備工業      | 笠間市福島 599      | 0299-45-8911 |
| 札工設備        | 笠間市下郷 4349-1   | 0299-45-7436 |
| 西郷設備        | 笠間市下郷 4553-12  | 0299-45-2198 |
| (株)LAXIS    | 笠間市市野谷 1481-36 | 0299-56-2523 |
| 和多屋建設工業 (株) | 笠間市安居 1465-3   | 0299-57-1860 |

## 第 1 5 節 要配慮者安全確保対策計画

| 活 動 の ポ イ ン ト   | 関 係 機 関            |
|---|--------------------|
| 要配慮者の実情に応じた安全確保<br>(1) 社会福祉施設入所者等<br>①救助・避難誘導、②搬送・受入先の確保、③食糧等の調達、<br>④介護職員等の確保、⑤巡回相談の実施<br>(2) 在宅要配慮者<br>①安否確認、救助活動、②搬送体制の確保、③要援護者の状況調<br>査等、④食糧等の確保及び配布における要配慮者への配慮、⑤<br>保健・福祉巡回サービス、⑥保健・福祉相談窓口の開設<br>(3) 外国人<br>①避難誘導、②安否確認、救助活動、③相談窓口の開設 | 計 画 部<br>保 健 福 祉 部 |

### 1 計画の方針

災害時に自力で避難が困難になる、視聴覚や音声、言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる要配慮者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じて配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

### 2 実施機関

- (1) 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- (2) 在宅要配慮者に対する安全確保対策は、市長が実施する。
- (3) 当該施設及び市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て、実施するものとする。

### 3 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策

#### (1) 救助及び避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。市は、施設管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア団体等にも協力を要請する。

#### (2) 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。市は、施設管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入れ先を確保する。

(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。市は、施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請する。市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア団体等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者等や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民、ボランティア団体等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

(7) 避難確保計画の策定等

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。市は県と協力し、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な助言等を行うものとする。

要配慮者利用施設一覧（浸水想定区内域施設）令和2年3月3日現在

| 施設の名称            | 施設の種別      | 施設所在地          |
|------------------|------------|----------------|
| 医療法人社団誠芳会 石本病院   | 病院         | 笠間市石井 2047     |
| 栗屋医院             | 診療所        | 笠間市大字笠間 303    |
| 河村医院             | 診療所        | 笠間市笠間 223-2    |
| (医)社団下田整形外科      | 診療所        | 笠間市笠間 4390-3   |
| (特養)ヴィレッジかさま医務室  | 診療所        | 笠間市下市毛字川向 1301 |
| 地域活動センター「光（KOO）」 | 地域活動支援センター | 笠間市笠間 1686-1   |
| 地域活動センター「光（KOO）」 | 障害者通所施設    | 笠間市笠間 1686-1   |

| 施設の名称                       | 施設の種別        | 施設所在地            |
|-----------------------------|--------------|------------------|
| ニコニコハウス                     | 障害者通所施設      | 笠間市石井 2075 番地 2  |
| リライブ                        | 障害者通所施設      | 笠間市笠間 1593 番地 1  |
| 愛の里                         | グループホーム      | 笠間市笠間 1829-2 番地  |
| 愛の里                         | グループホーム      | 笠間市笠間 1472-1     |
| グループホーム「颯（SOO）」             | グループホーム      | 笠間市笠間 1550 番地の 1 |
| レリーフ                        | グループホーム      | 笠間市笠間 1593-1     |
| ヴィレッジかさま                    | 特別養護老人ホーム    | 笠間市下市毛川向 1301    |
| ケアハウスかさま                    | 軽費老人ホーム      | 笠間市石井甲 32-1      |
| くるす保育所                      | 保育所          | 笠間市来栖 73-1       |
| いちご保育園                      | 小規模保育事業      | 笠間市笠間 1499-10    |
| 大成学園かさまこども園                 | 幼保連携型認定こども園  | 笠間市金井 83-1       |
| 茨城県立笠間高等学校                  | 公立学校(高)      | 笠間市笠間 1668       |
| 老人保健施設 笠間シルバーケアセンター<br>ターバル | 介護老人保健施設     | 笠間市来栖 255-1      |
| 介護老人保健施設 すみれ                | 介護老人保健施設     | 笠間市石井 2045       |
| グループホームいきいきの家笠間             | 認知症対応型共同生活介護 | 笠間市笠間 4386-1     |
| 認知症高齢者グループホームかさま            | 認知症対応型共同生活介護 | 笠間市石井 2253-1     |
| 特別養護老人ホームヴィレッジかさま           | 短期入所生活介護     | 笠間市下市毛 1301      |

#### 4 在宅要配慮者に対する安全確保対策

##### (1) 安否確認、救助活動

市は、民生委員、近隣住民、福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。特に、市は、あらかじめ定める避難情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画に基づく適切な避難支援を実施する。

##### (2) 搬送体制の確保

市は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を活用する。また、これらが確保できない場合、県へ輸送車両確保を要請し、要配慮者の搬送活動を行うものとする。

##### (3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー及びボランティア団体等の協力を得て、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握等状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、市は、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設ける等要配慮者に配慮した配布を行うものとする。

(5) 保健・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回による介護サービス、メンタルケア等各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じるものとする。

(7) DWAT の派遣

市は、県に対して、避難所の高齢者、障害者等の生活機能低下防止のため、避難所への DWAT の派遣要請を行う。

5 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住民、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動に努める。

(3) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(4) 防災知識の普及・啓発

市は、県国際交流協会等とともに、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関等を通じて配布を行うほか、インターネット通信等を利用して、防災知識の普及・啓発に努める。

(5) 災害時マニュアルの携行促進

市は、県国際交流協会等とともに、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型等を記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

(6) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、市は、速やかに外国人の相談窓口を設置し、生活相談に応じるものとする。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図る等、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。また、市は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

(7) 外国人への行政情報の提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌等の発行、配布を行う。

イ テレビ、ラジオ、インターネット等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供に努める。

(8) 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は県及び県国際交流協会等と協力し、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催等様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

## 第16節 愛玩動物の保護対策

| 活 動 の ポ イ ン ト  | 関 係 機 関            |
|--|--------------------|
| 愛玩動物の保護及び適正飼養<br>(1) 保護及び適正飼養<br>①原則飼い主の責任、②協力体制の確立、③活動内容<br>(2) 愛玩動物の同行避難<br>①飼い主の責任、②受け入れ可能愛玩動物、③受け入れできない愛玩動物、④一時飼養場所、⑤飼い主の会(仮称)、⑥飼養ルール、⑦感染症及び咬傷等の事故 | 環 境 部<br>保 健 福 祉 部 |

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じることと同時に、多くの動物が飼い主と共に避難所に避難してくることが想定される。このため、動物愛護の観点から、県及び関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等との協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

### 1 愛玩動物の保護及び適正飼養

災害時における愛玩動物の避難等は、原則、飼い主の責任により行うものとするが、避難所に同行避難できるよう関係部署と協力して必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物の保護に努める。

### 2 協力体制の確立

市は、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、県獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため「動物救護本部」を設置する。

- (1) 動物救護本部は、茨城県と県獣医師会との協定等に基づき、市内獣医師と連携・協力し運営する。
- (2) 市と市内獣医師との協力体制等については、別途必要に応じて定める。

### 3 活動内容

- (1) 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護(県及び市内獣医師と協力)
- (2) 避難所における動物の適正飼養に係る措置(県委嘱の動物愛護推進員等のボランティアと協力)

### 4 愛玩動物の同行避難

大規模災害等の発生や発生するおそれがあるなどにより、避難所(もしくは自主避難所)が開設された場合、避難所には愛玩動物と同行避難することができる。避難所では「動物が苦手・アレルギーを持っている・におい・鳴き声・動物由来感染症」など、さまざまな理由があることから、避難者スペース(居室)内への愛玩動物の入室は原則禁止とする。なお、身体障害者補助犬法の規定により、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導

犬及び介助犬)は、居室内への同伴避難が認められているため、同伴での入室を可能とする。

#### (1) 同行避難

同行避難とは、災害発生時に愛玩動物と一緒に避難所まで避難することで、避難所で飼い主と愛玩動物が同一の空間に居住することを意味するものではない。

避難所での愛玩動物飼養に関わる問題については、飼い主の責任において対応することを原則とする。

#### (2) 受け入れ可能な愛玩動物

避難所で受け入れ可能な愛玩動物は、犬や猫、その他小動物（小鳥、ウサギ、ハムスターなど）とする。

#### (3) 受け入れができない愛玩動物

檻で飼養することが義務付けられている特定犬（茨城県が指定した8犬種のほか体長体高等により指定された犬）、環境省指定の特定動物（危険な動物）、特定外来生物に指定された動物、及びこれらに類する動物、並びに大型の動物、専用の飼養施設を要する動物は、安全管理上、避難所では受け入れることができない。（上記の愛玩動物等を飼養している場合は、同行避難できないため、事前に複数の一時預け先（親戚や友人、愛玩動物ホテル等）を確保しておくこと。

#### (4) 愛玩動物の一時飼養場所

避難所での愛玩動物の一時飼養場所は、避難所開設時に避難者の受け入れ状況等を鑑み選定し、原則、屋外の指定された場所（駐輪場など雨風の防げる場所）とする。（施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼育することができます。ただし、避難状況に合わせての設置となるため、飼い主は屋外での飼養を想定した準備を行うこと。）

#### (5) 飼い主の会（仮称）

避難所において飼い主が協力して愛玩動物の飼養管理を行えるように、避難した飼い主全員で飼い主の会（仮称）を組織する。

##### ① 代表者の決定

※代表者は避難所運営組織との連絡等を代表して行う者であり、一切の責任を負うものではない

##### ② 避難所運営組織が定めた場所に愛玩動物の一時飼養場所を設置

##### ③ 愛玩動物の一時飼養場所への収容

##### ④ 愛玩動物の飼養ルール確認、飼養管理に係る作業分担・当番の決定 など

#### (6) 愛玩動物の飼養ルール

① 愛玩動物と同行避難した飼い主は、当該飼い主同士で組織する「飼い主の会（仮称）」に全員が加入し、責任をもって愛玩動物の飼養管理を行うこと。

② 飼い主は各避難所が定めるルールに従い、責任をもって「えさやり」「清掃」「糞尿の処理」等を行い、飼養環境の維持管理を行うこと。

③ 避難所には愛玩動物の災害用備蓄品がないため、キャリーバッグやケージ、リー

ド、えさ等飼養に必要な物品は、飼い主が用意すること。

④自主的に避難所を退所する場合は、自分の愛玩動物の一時飼育場所の清掃、原状復旧等を行ってから退所すること。

⑤避難所の閉鎖等により、一時飼養場所が閉鎖される場合は、飼い主が責任をもって一時飼養場所の清掃及び原状復旧等を行うこと。

⑥避難所内に十分な飼養環境を整えることは困難であり、愛玩動物がさまざまなストレスなどにより体調不良を引き起こす場合があるため、平常時以上に愛玩動物に気を配り、不安を取り除くように努めること。

(7) 感染症及び咬傷等の事故について

①動物間及び人と動物間における共通感染症の発生や咬傷等の事故の発生を防ぐため、愛玩動物の一時飼養場所ではそれぞれの動物が接触しないように飼養し、飼い主及びその関係者以外の立ち入りを禁止とする

②感染症及び咬傷等の事故が発生した場合は、避難所運営組織に速やかに報告し、飼い主と被害者の間で解決を行うこと（動物飼養場所には多くの動物が集まることから想定されるため他の動物から感染症を予防するために、日頃から感染症予防ワクチンの接種等、対策をしておくこと）

## 第 1 7 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

| 活 動 の ポ イ ン ト  | 関 係 機 関                |
|--|------------------------|
| 1 応急仮設住宅の設置場所の選定<br>①公有地を優先、②保健衛生、交通、教育等を考慮<br>2 応急仮設住宅入居者の選定<br>(1) 特定の資産のない被災者の実情を調査<br>(2) 要配慮者を優先<br>3 応急修理の対象者の選考<br>(1) そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ自らの資力で応急修理ができない者を優先<br>(2) 被災者の住家の実態調査 | 都 市 建 設 部<br>保 健 福 祉 部 |

### 1 応急仮設住宅の建設計画

#### (1) 計画の方針

災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅を建設し、被災者の居住の安定を図るものとする。また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

#### (2) 実施機関

ア 応急仮設住宅の供与は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行う。

イ 本市又は県限りで実施が困難な場合は、国、災害時応援協定締結者、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

#### (3) 応急仮設住宅の建設

##### ア 基本事項

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から 2 年以内とする。また、建物の形式は軽量鉄骨組立方式とする。設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅等の借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

##### イ 設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

## ウ 設置計画の作成等

市は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市からの報告を基に全体計画を作成する。

## エ 設置場所の提供等

### (ア) 設置場所の提供

国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。

### (イ) 設置場所

設置予定場所は、国、県または市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、電気、給水、排水等のライフラインが整備されている場所とする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

なお、本市における応急仮設住宅建設候補地は笠間市民体育館武道館脇駐車場、友部中学校グラウンド（サッカー場）、旧岩間公民館跡地（グラウンド）である。

## オ 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、協定締結団体の協力を得て建設する。

## カ 入居者の選定等

県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、必要戸数を決定する。

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置等、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先入居に努めるものとする。

## キ 応急仮設住宅の管理

建設型応急住宅の管理は、市の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ市に委任することができる。

### (4) 災害救助法による応急仮設住宅の供与

災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

#### ア 対象者

県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。

(ア) 住家が全焼、全壊、又は流出した者であること

(イ) 居住する住家がない者であること

(ウ) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること

① 生活保護法の被保護者並びに要保護者

② 特定の資産のない失業者

- ③ 特定の資産のない未亡人並びに母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者等
- ④ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
- ⑤ 前各号に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置等、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先入居に努めるものとする。

#### イ 設置場所

設置場所については、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、所有者等と賃貸契約を締結するものとする。

#### ウ 設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全焼、半壊又は流出し、移住する住宅がない場合であって、自らの資力では住宅が得ることができない世帯を対象に設置する。

#### エ 費用等基準

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」の定めるところによる。

### 3 住宅の応急修理計画

#### (1) 計画の方針

災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供する。

また、災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していくものとする。

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者の実情に応じ、その構造、配置に十分配慮するとともに、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。

さらに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

#### (2) 実施機関

ア 住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

イ 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

#### (3) 住宅の応急修理

##### ア 基本事項

##### (ア) 修理対象世帯

応急修理は、市が、災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない世帯に対して行う。

(イ) 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要な最小限の部分に対して行う。

(ウ) 修理時期

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

イ 資材調達

市において、資材が不足した場合は県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。

(4) 災害救助法による住宅の応急修理

災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理は、同法及びその運用方針によるがその概要は次のとおりである。

ア 対象者

住宅が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ自らの資力をもってしては応急修理ができない被災者であること。

イ 応急修理の方法

応急修理の対象とする住家の実態調査及び選定は、特に慎重に行い、応急修理は現物給付をもって実施する。

ウ 資材調達

市において資材が不足した場合は、県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。

エ 住宅の応急修理期間及び費用

災害救助法の適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

## 第18節 医療・助産計画

| 活 動 の ポ イ ン ト  | 関 係 機 関                       |
|--|-------------------------------|
| 1  救援・救助を要する状況の把握<br>2  医師会への応援要請と医療救護班の編成<br>3  医療救護所の設置（設置場所の決定）<br>4  医療品等の確保 ⇒ 指定備蓄業者<br>5  重傷者の搬送<br>(1) 医療機関の受入状況の把握<br>(2) 搬送手段の確保 ⇒ (1)救急自動車、(2)防災ヘリコプター | 総 務 部<br>保 健 福 祉 部<br>市 立 病 院 |

### 1 計画の方針

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療及び助産を施し、被災者を保護する。

### 2 実施機関

- (1) 医療及び助産は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

### 3 応急医療体制の確保

#### (1) 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うために、市の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても初動体制としての連携・連絡体制を整えるよう努める。

また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集する等応急医療の確保に協力するよう努めるものとする。なお、市内の医療機関と薬店は別表1及び2のとおりである。

#### (2) 医療救護チーム等の編成・派遣

市長は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により笠間市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと思われるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

## 医療救護班の派遣要請連絡系統図



### (3) 医療救護所の設置

市は、学校、公民館等の避難所、病院、診療所等に医療救護所を設置する。

県は、市災害対策本部の要請により、協議して、保健所または県の施設内に医療救護所を設置する。ただし、被害が甚大であると認めた場合や市との通信が途絶した場合には、市の要請を待たず、医療救護所を設置するものとする。

### (4) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動

#### ア 医療救護チーム・DMAT等の輸送

医療救護チーム・DMAT等は、自らの移動手手段の確保等に努めるものとする。

国、県及び市町村は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・DMAT等への災害時緊急給油票の発行など特段の配慮を行う。

#### イ 医療救護チーム・DMAT等の配置

県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部は、県及び市町村の災害対策本部等と調整の上、DMAT等を被災地等に派遣・配置する。

また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）を、市町村災害対策本部等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整した上で、被災地の医療救護所、病院等に配置する。

災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、調整・配置についての助言を行うものとする。

#### ウ 医療救護チームの業務

医療救護チームの業務は以下に示すとおりである。

- (ア) 被災者のスクリーニング（症状判別）
- (イ) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (ウ) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (エ) 死亡の確認
- (オ) 死体の検案
- (カ) その他状況に応じた処置

#### エ DMAT等の業務

DMAT等は、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。

#### オ 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

#### (5) 医薬品等の確保及び供給

茨城県災害用医薬品等確保対策要綱により、指定備蓄業者から災害医薬品等の確保及び供給を行う。

なお、県央ブロックにおける災害用医薬品等備蓄場所は次のとおりとする。

災害用医薬品等備蓄場所一覧

| 指 定 備 蓄 者     | 備 蓄 場 所            | 電 話          |
|---------------|--------------------|--------------|
| (株)メディセオ水戸FLC | 水戸市内原 1-134        | 029-257-0620 |
| アルフレッサ(株)水戸支店 | 水戸市河和田 3 丁目 2585-8 | 029-257-3270 |
| 東邦薬品(株) 水戸営業所 | 東茨城郡茨城町中央工業団地 6-20 | 029-219-0533 |
| (株)スズケン水戸支店   | 水戸市見川 2131-115     | 029-244-1641 |

また、別表 2 に掲げる薬局、薬店の在庫品より調達する。

#### 4 後方支援活動

##### (1) 患者受入れ先病院の確保

###### ア 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

###### イ 被災病院等の入院患者の受入れ

県は、県内外の病院等における患者受入れ可否についての情報を逐次収集し、各病院等に情報提供する。

病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

県は、病院等からの要請を受けて、後方医療機関（精神科病院を含む）を確保する。

##### (2) 搬送体制の確保

###### ア 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

#### イ 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、救急自動車が確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、市は、県に対して患者搬送のためドクターヘリコプターの出動要請をするものとする。

また、状況に応じて自衛隊、他都道府県等に対し患者搬送可能なヘリコプターの応援出動についても要請するものとする。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入れ体制を確保する。

- ① 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策
- ② 患者の搬送先の離発着場及び受入れ病院への搬送手配

#### (3) 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して提供することが必要である。市は県とともに、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供する等受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等への斡旋に努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

県は、病院等からの要請を受けて、透析医療機関の確保に努める。

#### (4) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

県は、市、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。

さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医薬品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

#### 5 災害救助法による医療及び助産

災害救助法を適用した場合の医療及び助産は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

(1) 医療

ア 対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

イ 実施方法

病院又は適当な地点に救護所を設置して医療救護班が行う。医師、看護師及び医薬品等不足する場合は、管内で協力可能な医師、県、日赤等の応援を要請する。重症患者等で医療救護班では医療不可能な者については、病院等に移送して行う。

ウ 医療の範囲及び費用の限度額

(ア) 医療の範囲

- ・ 診察
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ・ 病院又は診療所への収容
- ・ 看護

(イ) 医療のため支出できる費用及び実施期間等

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

エ 実施期間

災害発生の日から 14 日以内とする。

(2) 助産

ア 対象者

災害のために助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

イ 実施方法

医療と同様救護班により実施するものとする。ただし、必要に応じて助産師、産院又は一般医療機関で行うものとする。

ウ 助産の範囲及び費用の限度額

(ア) 助産の範囲

- ・ 分べんの介助
- ・ 分べん前、分べん後の処置
- ・ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

(イ) 助産のための費用及び期間

「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

エ 実施期間

分べんした日から 7 日以内とする。

別表 1

## 医療機関一覧

令和 5 年 1 月 4 日現在

| 名称             | 診療科目  | 所在地         | 電話番号         |
|----------------|---|-------------|--------------|
| 茨城県立中央病院       | 内科(総合、循環器、呼吸器ほか)、外科、整形外科、脳神経外科、小児科、皮膚科、形成外科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、ほか | 鯉淵 6528     | 0296-77-1121 |
| 茨城県立こころの医療センター | 精神科、児童精神科、心療内科、神経内科   | 旭町 654      | 0296-77-1151 |
| 笠間市立病院         | 内科、皮膚科  | 南友部 1966-1  | 0296-77-0034 |
| 石本病院           | 胃腸科、外科、内科、放射線科、皮膚泌尿器科、歯科、呼吸器科、整形外科                                | 石井 2047     | 0296-72-4951 |
| 立川記念病院         | 整形外科、形成外科、外科、消化器科、内科、循環器科、皮膚科、呼吸器科、泌尿器科、放射線科、リハビリ科、ドック            | 八雲 2-12-14  | 0296-77-7211 |
| あさひクリニック       | 内科、小児科  | 旭町 108-6    | 0296-78-5011 |
| あやか内科クリニック     | 内科(生活習慣病内科)、循環器科、消化器科、認知症外来、禁煙外来                                  | 八雲 2-5-25   | 0296-71-3022 |
| 粟屋医院           | 内科、皮膚科、放射線科   | 笠間 303      | 0296-72-1567 |
| いけうち医院         | 内科、総合診療   | 笠間 1200     | 0296-72-1105 |
| 石橋内科医院         | 内科、循環器科   | 鯉淵 6268-102 | 0296-71-3181 |
| 磯医院            | 胃腸科、内科、呼吸器科、循環器科、アレルギー科、放射線科                                      | 稲田 2272     | 0296-74-4790 |
| 梅里クリニック        | 小児科、内科、皮膚科、アレルギー科   | 下郷 4468     | 0299-45-2002 |
| 太田皮フ科          | 皮膚科   | 笠間 179      | 0296-72-7777 |
| 笠間眼科           | 眼科  | 笠間 4329-2   | 0296-72-9917 |
| 笠間耳鼻咽喉科        | 耳鼻咽喉科、補聴器外来   | 笠間 1107-4   | 0296-73-0111 |
| 笠間中央クリニック      | 内科、透析科  | 福原 3633-3   | 0296-71-6001 |
| 神里医院           | 内科、小児科、呼吸器科、循環器科、消化器科、アレルギー科、放射線科、歯科                              | 笠間 1256     | 0296-72-0177 |

| 名称               | 診療科目                         | 所在地         | 電話番号         |
|------------------|------------------------------|-------------|--------------|
| 河村医院             | 内科、消化器内科、整形外科、外科             | 笠間 223-2    | 0296-72-2121 |
| 小沢眼科内科病院附属友部診療所  | 眼科                           | 五平 72-1     | 0296-71-2311 |
| 佐藤医院             | 内科、小児科、呼吸器科、循環器科             | 笠間 981-8    | 0296-72-0032 |
| 下田整形外科           | 整形外科、リハビリ科、内科、皮膚科            | 笠間 4390-3   | 0296-73-0858 |
| たかだ脳神経外科・内科クリニック | 内科、外科、脳神経外科                  | 赤坂 9-17     | 0296-71-8808 |
| ともべ内科クリニック       | 内科、消化器科                      | 東平 3-1-21   | 0296-70-5500 |
| 友部セントラルクリニック     | 内科、糖尿病内科                     | 鯉淵 6679-11  | 0296-73-4110 |
| ねもとクリニック         | 内科、外科、胃腸科、肛門科、リハビリ科          | 大田町 215-13  | 0296-77-7011 |
| 根本産婦人科医院         | 産科、婦人科                       | 八雲 1-4-21   | 0296-77-0431 |
| 塙医院              | 内科、小児科、リハビリ科、リウマチ科           | 八雲 2-4-11   | 0296-77-0072 |
| 常陸クリニック          | 消化器科、循環器科、内科、外科、肛門科、整形外科、透析科 | 旭町 472-1    | 0296-78-5911 |
| にしぼり整形外科         | 整形外科、形成外科、皮膚科                | 泉 2077-3    | 0299-37-6026 |
| ふじえだクリニック        | 内科、消化器内科、                    | 東平 3-1-40   | 0296-71-5500 |
| 本多内科・循環器科医院      | 内科、循環器科                      | 福島 396      | 0299-37-8556 |
| 武藤医院             | 内科、小児科、皮膚科                   | 平町 1635-1   | 0296-77-6610 |
| メディカルケアクリニックかさま  | 内科、整形外科、リハビリ科、放射線科           | 笠間 1723-2   | 0296-71-8585 |
| 柳橋医院             | 内科、外科、整形外科                   | 稲田 755      | 0296-74-2302 |
| 山本内科小児科医院        | 内科、小児科、胃腸科、循環器科              | 東平 4-5-34   | 0296-71-2232 |
| わたなべ整形外科         | 整形外科、リウマチ科、リハビリ科、内科          | 鯉淵 6266-140 | 0296-70-5577 |
| 赤津歯科             | 歯科、小児歯科                      | 長兎路 525-1   | 0296-78-9062 |
| アキデンタルクリニック      | 歯科、小児歯科                      | 赤坂 9-3      | 0296-71-1182 |
| あさひ歯科クリニック       | 歯科、矯正歯科、小児歯科                 | 旭町 41-7     | 0296-78-0821 |
| あべ歯科クリニック        | 歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科            | 泉 2100-3    | 0299-37-6886 |
| 安藤歯科医院           | 歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科            | 笠間 1398     | 0296-72-0347 |
| 石本病院(歯科)         | 歯科                           | 石井 2047     | 0296-72-4051 |
| デンタルクリニック泉川      | 歯科                           | 鯉淵 6740-10  | 0296-77-8131 |
| うめさと歯科クリニック      | 歯科、矯正歯科、小児歯科                 | 下郷 4468-25  | 0299-56-6280 |

| 名称          | 診療科目              | 所在地         | 電話番号         |
|-------------|-------------------|-------------|--------------|
| 大沢歯科        | 歯科                | 下郷 4542-136 | 0299-45-5523 |
| 太田歯科医院      | 歯科、小児歯科           | 笠間 1709-1   | 0296-72-0881 |
| 奥田歯科医院      | 歯科、小児歯科           | 旭町 327-1    | 0296-78-2355 |
| かさま歯科       | 歯科、矯正歯科、小児歯科      | 笠間 1542-5   | 0296-72-7737 |
| 笠間さくら歯科     | 歯科、小児歯科、歯科口腔外科    | 鯉淵 6269-12  | 0296-78-1182 |
| 神里歯科医院      | 歯科、小児歯科           | 笠間 1256     | 0296-72-0177 |
| かわぐち歯科医院    | 歯科                | 住吉 1484-3   | 0296-70-5567 |
| 河村歯科医院      | 歯科、小児歯科           | 笠間 228-2    | 0296-72-7123 |
| 木下歯科医院      | 歯科、小児歯科           | 旭町 217-8    | 0296-77-1925 |
| 清浦歯科        | 歯科、矯正歯科、小児歯科      | 橋爪 927      | 0296-77-9025 |
| くりの森歯科クリニック | 歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科 | 平町 1877-8   | 0296-73-6578 |
| 齋藤歯科医院      | 歯科                | 泉 2073      | 0299-45-5581 |
| 菅谷歯科医院      | 歯科                | 押辺 513      | 0299-45-8360 |
| 清宮歯科医院      | 歯科                | 平町 1720-31  | 0296-77-5722 |
| 田崎歯科医院      | 歯科                | 笠間 34       | 0296-72-0123 |
| たち歯科        | 歯科                | 八雲 2-1-16   | 0296-77-8120 |
| つなかわ歯科医院    | 歯科                | 笠間 1958     | 0296-72-7127 |
| 智晴歯科医院      | 歯科                | 南友部 388-15  | 0296-78-2732 |
| 友部歯科診療所     | 歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科 | 美原 2-8-27   | 0296-77-8841 |
| 仲田歯科医院      | 歯科、矯正歯科、小児歯科      | 下郷 4425-15  | 0299-45-5110 |
| 中村歯科医院      | 歯科                | 笠間 1717-2   | 0296-72-4182 |
| 中山歯科医院      | 歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科 | 下郷 4087-1   | 0299-45-2205 |
| 塙歯科医院       | 歯科                | 笠間 1949-2   | 0296-72-1397 |
| 東平歯科クリニック   | 歯科                | 東平 3-1-12   | 0296-78-4182 |
| ふくはら歯科クリニック | 歯科                | 福原 3080-4   | 0296-73-6479 |
| 松井歯科医院      | 歯科、矯正歯科、小児歯科      | 笠間 1458-2   | 0296-71-0840 |
| 湊歯科医院       | 歯科                | 石井 1025-1   | 0296-72-1818 |

関東信越厚生局：保険医療機関の指定一覧

## 別表 2

## 薬局、薬店一覧

令和 5 年 1 月 4 日現在

| 名 称           | 所 在 地         | 電話番号         |
|---------------|---------------|--------------|
| 佐野薬局          | 笠間 1328-1     | 0296-72-0133 |
| かさま薬局         | 笠間 1196-3     | 0296-73-0040 |
| 有限会社 根本薬局     | 八雲 1-2-4      | 0296-77-0040 |
| みどり薬局         | 旭町 472-2      | 0296-78-9771 |
| アルファーム薬局 友部店  | 八雲 2-1058-208 | 0296-70-5777 |
| ナップ薬局 鯉淵店     | 鯉淵 6266-1     | 0296-70-5535 |
| ひまわり薬局        | 大田町 208-144   | 0296-70-5818 |
| みつばち薬局        | 旭町 107-4      | 0296-71-2720 |
| あす薬局          | 安居 1295-4     | 0299-45-8510 |
| 有限会社 菅谷薬局     | 下郷 5012       | 0299-45-0158 |
| アイリス薬局        | 石井 2031-2     | 0296-71-1210 |
| みすず薬局 笠間大町店   | 笠間 1158-4     | 0296-70-1161 |
| ファーマライズ薬局 友部店 | 五平 67-11      | 0296-70-5556 |
| フローラ薬局 友部店    | 鯉淵 6679-12    | 0296-70-5593 |
| カワチ薬局 友部店     | 東平 3-1-15     | 0296-70-5446 |
| ひまわり調剤薬局 泉店   | 泉 2081-1      | 0299-56-5218 |
| ウエルシア薬局 笠間東店  | 笠間 99-7       | 0296-73-0998 |
| ウエルシア薬局 新友部店  | 東平 3-1-7      | 0296-70-9568 |
| ウエルシア薬局 友部旭町店 | 旭町 488-1      | 0296-70-9078 |
| ウエルシア薬局 笠間南店  | 石井 2104       | 0296-70-0086 |
| ともべこいぶち薬局     | 鯉淵 6526-82    | 0296-70-9115 |
| みすず薬局 笠間店     | 下市毛 263       | 0296-72-5355 |
| かさま中央薬局       | 旭町 653-1      | 0296-71-2070 |
| アイン薬局 こいぶち店   | 鯉淵 6526-90    | 0296-71-3261 |

| 名 称            | 所 在 地       | 電話番号         |
|----------------|-------------|--------------|
| アイン薬局 友部旭町店    | 旭町 653-8    | 0296-71-2105 |
| そうごう薬局 笠間店     | 福原 47-2     | 0296-71-8001 |
| アイセイ薬局 岩間店     | 下郷 4446-186 | 0299-37-6733 |
| アイセイ薬局 友部店     | 東平 3-1-22   | 0296-78-5320 |
| やくも薬局          | 八雲 2-5-15   | 0296-71-5800 |
| アイン薬局 友部店      | 鯉淵 6526-236 | 0296-78-0401 |
| S F C 薬局 友部店   | 平町 1635-22  | 0296-70-5312 |
| S F C 薬局 岩間中央店 | 下郷 4167-3   | 0299-45-0707 |
| アイセイ薬局 こいぶち店   | 鯉淵 6268-103 | 0296-71-3161 |
| 花梨薬局 岩間店       | 福島 465-3    | 0299-37-8110 |
| マロン薬局          | 赤坂 9-18     | 0296-71-8230 |
| ロイヤル薬局友部       | 東平 4-5-33   | 0296-70-5375 |
| オリーブ薬局         | 東平 3-1-41   | 0296-71-7886 |
| 薬局 neut        | 笠間 1349-2   | 0296-72-0181 |
| まみ薬局           | 笠間 4376-5   | 0296-70-0102 |
| さつき薬局笠間店       | 笠間 228      | 0296-71-6300 |

関東信越厚生局：保険薬局の指定一覧

別表 3

災害用医薬品等備蓄場所一覧

| 名 称             | 所 在 地              | 電話番号         |
|-----------------|--------------------|--------------|
| (株)メディセオ水戸F L C | 水戸市内原 1-134        | 029-257-0620 |
| アルフレッサ(株)水戸支店   | 水戸市河和田 3 丁目 2585-8 | 029-257-3270 |
| 東邦医薬(株)水戸営業所    | 東茨城郡茨城町中央工業団地 6-20 | 029-219-0533 |
| (株)スズケン 水戸支店    | 水戸市見川町 2131-115    | 029-244-1641 |



## イ 消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下「法」という。）第 27 条第 2 項に規定する消毒は、知事の指示に基づき、同法施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 14 条の定めるところにより実施し、感染症の未然防止に努める。

### (2) そ族昆虫等の駆除

法第 28 条第 2 項の規定により、知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、同法施行規則第 15 条の定めるところにより、そ族昆虫等の駆除を行い、感染症の未然防止に努める。

### (3) 生活用水の供給

ア 法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活用水の供給をするものとする。生活用水の供給方法は、本章第 14 節「給水計画」の定めるところによること。

イ 生活用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底すること。

### (4) 患者等に対する措置

被害地域において感染症患者が発生した時は、直ちに保健所に通報し指示を受ける。

### (5) 避難所の衛生管理及び防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに施設管理者を通じ衛生に関する自治組織を編成して、その協力を得て指導の徹底を図る。

### (6) 臨時予防接種の実施（予防接種法第 6 条）

## 4 医療ボランティア

市は県とともに、必要に応じて、薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

## 5 防疫措置情報の把握

市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所等を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合等、市又は保健所への通報連絡を迅速に行う。なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

## 6 防疫資器材等の調達

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町村あるいは県に協力を求める。

## 7 予防教育及び広報活動

パンフレット等の配布、広報車、報道機関等の活用により、速やかに市民に対する予防教育及び広報活動を行い、災害時における感染症及び食中毒予防等に関する注意事項を周知させる。

## 8 県知事に対する応援要請

県知事に対し応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 防疫期間
- (2) 防疫を要する世帯数
- (3) 必要な防疫班
- (4) 派遣場所
- (5) その他必要事項

## 9 報告

市は、災害防疫に関する記録を整備するとともに、速やかに中央保健所長を経由して、次の事項を県に報告するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 防疫活動状況
- (3) 防疫活動に必要な物品及び経費
- (4) 防疫活動の終息と事務処理の結果等

## 10 被災動物の保護収容

災害により飼養されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するためこれら動物の保護収容等の対策については、県・中央保健所、獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね以下をめやすとして行う。

- (1) 放浪動物の保護収容
- (2) 避難所で飼養されている動物に対する餌の配布
- (3) 負傷している動物の収容・治療
- (4) 飼養困難な動物の一時保管並びに所有者、新たな飼養者探し
- (5) その他動物に関する相談の受付

## 第20節 清掃計画

| 活 動 の ポ イ ン ト   | 関 係 機 関 |
|---|---------|
| 1 被害状況の把握<br>2 市民の協力要請 ―― 集積場所への運搬、自己処理等<br>3 災害時の緊急清掃作業の実施<br>(1) ごみ、し尿処理の人員、資機材等の確保<br>(2) 仮設トイレの設置<br>4 近隣市町村、県への応援要請<br>5 仮設トイレの準備 ⇒ 避難所又は地区毎 | 環 境 部   |

### 1 計画の方針

災害時における廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の処理は、混乱の中で大量に収集、運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通のふくそう等多くの困難が予想されるので、笠間市災害廃棄物処理計画(令和2年6月策定)に基づき、地域住民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るよう迅速かつ適切に行うものとする。

### 2 実施責任者

被災地における清掃計画の樹立とその運営は、市長が行うものとする。

### 3 状況の把握及び清掃計画

災害が発生した場合、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め、あらかじめ定める清掃計画に基づき仮設トイレの設置、廃棄物の収集、運搬及び処理、市民に対する広報等緊急清掃作業を実施する。

### 4 協力要請

状況により、市民自らによる処理及び集積場所への運搬をおこなうよう、広報等により協力を求めるものとする。また、ごみ、し尿等の処理が不可能な場合は、近隣市町村及び市内関係業者の応援を要請する。なお、近隣市町村等の応援、協力をもってしても困難な場合は、県に対して協力のあつせんを要請する。

### 5 応急清掃

#### (1) ごみの収集処理方法

ア トラック等車両及び作業員を確保して収集運搬を能率的かつ衛生的に実施するものとする。

イ 市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、それぞれについて排出量を推定し、清掃計画を策定する。

ウ 水分の多い難燃性、不燃性のごみは、環境保全課と連携を図り、ごみ処理施設へ持込処理する。

エ 可燃性ごみは、可燃ごみと資源物に分別し、ごみ処理施設へ持込処理する。

オ 市は、市民によって集められた仮集積場のごみを管理し、委託業者により、処理施設にできるだけ速やかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。

カ 消毒は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に定められた消毒方法を実施するものとする。

## (2) し尿の収集処理方法

ア 市は、災害により、し尿を処理する必要が発生した場合は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、清掃車（バキュームカー）を業者に依頼し、能率的かつ衛生的に収集し、処理するものとする。また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

イ 消毒は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に定められた消毒方法を実施するものとする。

ウ 水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導するものとする。

エ 市は、必要に応じて避難所又は地区毎に仮設トイレを設置するものとする。

## (3) 死獣処理

死獣は、市が処理するものとし、処理できない場合には中央保健所と協議の上、環境衛生上支障のない所で焼却等の処理するものとする。

## 6 臨時の措置

廃棄物の処理について処理能力を越え、かつ他に適当な手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。

## 別表

## ごみ処理機関

| 機 関 名          | 電 話 番 号      | 住 所            |
|----------------|--------------|----------------|
| 笠間・水戸環境組合      | 0296-77-2416 | 長兎路仁古田入会地 1-62 |
| (一財)茨城県環境保全事業団 | 0296-70-2511 | 福田 165-1       |

## し尿処理機関

| 機 関 名                | 電 話 番 号      | 住 所        |
|----------------------|--------------|------------|
| 筑北環境衛生組合<br>クリーンセンター | 0296-75-2533 | 桜川市長方 1245 |
| 茨城地方広域環境事務組合         | 029-292-0090 | 茨城町馬渡 244  |

## し尿処理収集運搬業者

| 会 社 名       | 電 話 番 号      | 住 所            |
|-------------|--------------|----------------|
| (株) 博 相 社   | 0296-72-6670 | 日草場 160-4      |
| (有) 茨 城 友 清 | 029-259-4817 | 水戸市鯉淵町 2911-1  |
| (株) 笠 間 保 全 | 0299-45-2249 | 押辺 2178        |
| (株) セ イ コ ー | 029-259-3268 | 水戸市鯉淵町 4295-11 |

## 第 2 1 節 行方不明者等の搜索及び処理埋葬計画

| 活 動 の ポ イ ン ト   | 関 係 機 関  |
|---|--|
| 1 行方不明者等の搜索の方法<br>(1) 消防機関、警察官、市民等の協力の要請<br>(2) 必要な機械、器具の借上げ<br>2 遺体の一時保存<br>遺体安置所 ⇒ 笠間地方広域事務組合「やすらぎの森」<br>3 埋・火葬の手配<br>埋火葬許可証 ⇒ 市民課で発行 | 総 務 部<br>計 画 部<br>保 健 福 祉 部<br>消 防 本 部<br>消 防 団<br>笠 間 警 察 署 |

### 1 計画の方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の遺体を搜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬を実施する。

### 2 実施機関

- (1) 遺体の搜索、埋葬は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 遺体の処理は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合には知事及び市長が行う。
- (3) 本市のみでは困難な場合は、国及び県その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

### 3 災害救助法による死体の搜索、処理及び埋葬

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索、処理及び埋葬は同法及び同法施行細則等によるが、その概要は次のとおりである。

#### (1) 遺体の搜索

##### ア 搜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

##### イ 搜索の方法

搜索は、関係機関及び市民の協力等により搜索に必要な機械、器具を借上げて実施する。

##### ウ 搜索の期間及び費用

災害救助法の適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

## (2) 遺体の処理

### ア 遺体の処理を行う場合

災害による社会混乱のため、遺体の処理を行うことができない場合

### イ 遺体の処理の内容

- (ア) 遺体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検案等を実施する。
- (イ) 救護班による検案の実施。ただし、遺体が多数の場合等、救護班によることができない場合は、一般開業の医師の協力を得て実施する。

### ウ 遺体の収容

検視、検案を終えた死体は、市の設置する遺体安置所に収容する。

#### (ア) 遺体安置所の設置

大規模災害及び多くの犠牲者が出た場合には、遺体安置所を次のとおり定め、ただちに施設の確保を図るものとする。

| 名 称                | 所 在 地      | 電 話 番 号      |
|--------------------|------------|--------------|
| 笠間地方広域事務組合「やすらぎの森」 | 笠間市笠間 4669 | 0296-72-7011 |

被害が甚大な場合には遺体の収容、安置所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に設置、運営の協力を要請するものとする。

#### (イ) 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

#### (ロ) 身元不明死体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有すると考えられる場合には、身元不明遺体を集中安置する。

#### (ハ) 身元確認

市は、警察、医師会、歯科医師会と協力をして、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

### エ 遺体の処理のため支出できる費用

災害救助法適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

### オ 遺体処理の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

### (3) 埋葬

#### ア 埋葬を行う場合

災害の際死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものとする。

(ア) 災害の混乱の際に死亡した者（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）

(イ) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

- ① 緊急に避難を要するため、時間的、労働的に埋葬を行うことが困難であるとき。
- ② 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
- ③ 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
- ④ 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

#### イ 埋葬方法

遺体の埋葬は原則として火葬とする。

市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

#### ウ 埋葬のため支出できる費用及び期間

災害救助法の適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

#### エ 埋火葬許可証

埋火葬許可証の発行は、市民課において発行する。

## 第 2 2 節 障害物の除去計画

| 活 動 の ポ イ ン ト               | 関 係 機 関   |
|-----------------------------|-----------|
| 1 除去資機材の調達 ⇒ 土木建築業者への協力要請   | 総 務 部     |
| 2 除去障害物の集積場所 ⇒ 日常生活に支障のない場所 | 都 市 建 設 部 |

### 1 計画の方針

災害により、住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）を除去し、被災者の日常生活を保護する。

### 2 実施機関

- (1) 障害物の除去は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

### 3 障害物の除去

#### (1) 建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

市で処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

#### (2) 道路関係障害物の除去

道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

また、以下のような状況においては、災対法 76 条の 6 第 3 項に基づき、道路管理者が車両の移動を行うことができる。

ア 車両の移動命令に対し、速やかに車両の移動を行わない場合

イ 運転者が不在で、運転者による車の移動ができない場合

ウ 前後に車両が接近しており、運転者等が自らの運転で車両の移動ができない場合

エ 事故等で運転ができない場合等、道路管理者による移動が止むを得ない場合

#### (3) 河川障害物の除去

市は、所管する河川について漂流物等障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

#### 4 障害物の集積場所

除去した障害物は、市民の日常生活に支障のない場所を選定し集積するものとする。

#### 5 災害救助法による障害物の除去

災害救助法を適用した場合の障害物の除去は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

##### (1) 対象者

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者

イ 住家が半壊又は床上浸水したもので、自らの資力では障害物の除去ができない者

##### (2) 実施方法

ア 人夫、技術者を動員し現物給付をもって実施する。

イ 除去の対象数は半壊又は床上浸水世帯数の1.5割以内とする。

##### (3) 障害物の除去のため支出できる費用及び実施期間

災害救助法の適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

## 第23節 輸送計画

| 活 動 の ポ イ ン ト  | 関 係 機 関                         |
|--|---------------------------------|
| 1 被害を受けた道路、橋梁及び交通状況の把握<br>輸送の方法 ⇒ (1)車両、(2)鉄道、(3)ヘリコプター<br>輸送の順位 ⇒ (1) 生命の安全確保に要するもの<br>(2) 災害の拡大防止に要するもの<br>(3) 災害応急対策に要するもの<br>2 緊急啓開道路の確保<br>3 市有車両の集中管理及び配車 ⇒ 総務部管財班<br>4 車両の確保<br>(1) 市有車両、公共的団体の車両、営業車両、その他自家用車<br>(2) 他市町村、県へ協力要請 | 総 務 部<br>都 市 建 設 部<br>笠 間 警 察 署 |

### 1 計画の方針

災害時における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資、資機材等を迅速かつ的確に輸送するため、道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、保有車両等を動員し、状況により運送関係業者等の保有する車両等を調達して緊急輸送体制を確保するとともに、関係機関の協力を得て被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的として交通規制を迅速・的確に実施する。

### 2 緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行うものとする。

#### (1) 総括的な輸送順位

- ア 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ その他災害応急対策のために必要な輸送

#### (2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

##### ア 第1段階（災害発生直後の初動期）

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- (エ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

##### イ 第2段階（応急対策活動期）

- (ア) 前記アの続行
- (イ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- (ア) 前記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

3 緊急輸送道路の指定

県は、陸上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行っている。

市内における県指定の緊急輸送道路は、次表のとおりである。

第一次緊急輸送道路

令和4年3月現在

| 路線番号             | 路線名      | 起 点 側                          | 終 点 側                         |
|------------------|----------|--------------------------------|-------------------------------|
| <b>【高速自動車国道】</b> |          |                                |                               |
| E6               | 常磐自動車道   | 守谷市県境（千葉県）から                   | 北茨城市（福島県）                     |
| E50              | 北関東自動車道  | 筑西市県境（栃木県）から                   | 水戸市元石川町（水戸南 IC）まで             |
| <b>【一般国道】</b>    |          |                                |                               |
| 50               | 国道 50 号  | 結城市県境（栃木県）から                   | 水戸市三の丸（水戸駅前交差点）まで             |
| 355              | 国道 355 号 | 石岡市国府 7 丁目 国道 6 号交差（恋瀬橋北交差点）から | 笠間市石井 主要地方道宇都宮笠間線交差（石井交差点）まで  |
| <b>【主要地方道】</b>   |          |                                |                               |
| 1                | 宇都宮笠間線   | 笠間市県境（栃木県）から                   | 笠間市石井 国道 355 号接続まで            |
| 16               | 大洗友部線    | 笠間市平町 国道 355 号交差（宍戸小学校前交差点）から  | 笠間市平町 国道 355 号交差（友部 IC 交差点）まで |
| 64               | 土浦笠間線    | 石岡市宇治会 石岡市道交差（宇治会交差点）から        | 笠間市福原 国道 50 号交差まで             |

| 【一般県道】 |             |                            |                                  |
|--------|-------------|----------------------------|----------------------------------|
| 105    | 友部内原線       | 笠間市東平3丁目 一般県道杉崎友部線交差から     | 水戸市五平町 水戸市道交差（五平東交差点）まで          |
| 193    | 杉崎友部線       | 笠間市東平3丁目 一般県道友部内原線交差から     | 笠間市平町 一般県道平友部停車場線交差まで            |
| 281    | 平友部停車場線     | 笠間市橋爪 笠間市道交差（橋爪はなさか交差点）から  | 笠間市平町 一般県道杉崎友部交差まで               |
| 【市 道】  |             |                            |                                  |
|        | 市道（友）2121号線 | 笠間市平町 国道355交差（宍戸小学校前交差点）から | 笠間市橋爪 一般県道平友部停車場線交差（橋爪はなさか交差点）まで |
|        | 市道（友）I-9号線  | 笠間市湯崎 笠間市道交差から             | 笠間市仁古田 主要地方道石岡城里線交差まで            |
|        | 市道（友）4159号線 | 笠間市湯崎 笠間市道交差から             | 笠間市湯崎 常磐自動車道（友部SIC）まで            |
|        | 市道（友）4168号線 | 笠間市長兎路 笠間市道交差から            | 笠間市長兎路 常磐自動車道（友部SIC）まで           |

## 第二次緊急輸送道路

| 路線番号    | 路線名                         | 起 点 側                     | 終 点 側                        |
|---------|-----------------------------|---------------------------|------------------------------|
| 【一般国道】  |                             |                           |                              |
| 355     | 国道355号                      | 笠間市橋爪 主要地方道大洗友部線交差から      | 笠間市平町 主要地方道大洗友部線（宍戸小学校交差点）まで |
| 【主要地方道】 |                             |                           |                              |
| 16      | 大洗友部線                       | 笠間市住吉 主要地方道水戸岩間線交差から      | 笠間市橋爪 国道355号交差まで             |
| 30      | 水戸岩間線                       | 笠間市湯崎 笠間市道交差から            | 笠間市住吉 主要地方道大洗友部線交差まで         |
| 61      | 日立笠間線                       | 東茨城郡城里町下古内 主要地方道水戸茂木線交差から | 笠間市笠間 国道50号交差（才木交差点）まで       |
| 【市 道】   |                             |                           |                              |
|         | 市道（友）I-13号線、I-6号線、（友）2119号線 | 笠間市美原3丁目 笠間市道交差から         | 笠間市平町 国道355号交差（宍戸小学校前交差点）まで  |
|         | 市道I-9号線                     | 笠間市湯崎 主要地方道大洗友部線交差から      | 笠間市湯崎 笠間市道交差まで               |

### 第三次緊急輸送道路

| 路線<br>番号      | 路線名                      | 起 点 側                                   | 終 点 側                   |
|---------------|--------------------------|---|-------------------------|
| <b>【一般県道】</b> |                          |   |                         |
| 355           | 国道 355 号                 | 笠間市手越 国道 355 交差から                       | 笠間市笠間 笠間市道交差（芸術の森交差点）まで |
| <b>【市 道】</b>  |                          |   |                         |
|               | 市道（笠）2336 号線、<br>2350 号線 | 笠間市笠間 国道 355 号交差<br>（芸術の森公園入口交差点）か<br>ら | 笠間芸術の森公園まで              |
|               | 市道 2007 号線               | 笠間市平町 国道 355 交差から                       | 涸沼川浄水場まで                |

#### 4 緊急輸送道路の確保

##### (1) 被害状況の把握

被害状況を迅速、かつ、的確に把握するため、組織機能を有効に活用して調査、把握し各関係機関に連絡する。

##### (2) 緊急輸送道路啓開の実施

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに水戸土木事務所に報告するとともに、道路啓開作業の支障となる車両等の移動を指示する。また、県指定の緊急輸送道路と、災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について啓開し、応急対策の実施体制の確保を図るものとする。

##### (3) 啓開資機材の確保

市は、市保有の資機材及び市内関係業者、関係機関から資機材を調達し道路を啓開する。

#### 5 輸送車両等の確保

##### (1) 車両の借上げ

市保有車両で不足する場合は、別表 1 に掲げる市内の運送関係業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。

##### (2) 借上げ車両等をもってしてもなお必要な輸送が確保できないときは、茨城県トラック協会や茨城交通株あるいは近隣市町村又は県に協力を要請するものとする。

また、地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、知事に防災ヘリコプター等による輸送を要請するものとする。また、必要により、県に自衛隊の派遣を要請するものとする。

#### 6 交通規制の実施責任者

災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとるものとする。

|       | 実施責任者                | 範 囲  | 根 拠 法  |
|-------|----------------------|--|--|
| 道路管理者 | 国土交通大臣<br>知 市<br>事 長 | 1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合<br>2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合   | 道路法<br>第 46 条第 1 項   |
| 警 察   | 公安委員会                | 1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。<br>2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。 | 災対法第 76 条<br><br>道路交通法<br>(昭和 35 年法律第 105 号)<br>第 4 条第 1 項 |
|       | 警察署長                 | 道路交通法第 4 条第 1 項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。   | 道路交通法<br>第 5 条第 1 項  |
|       | 警察官                  | 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において当該道路につき、一時歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。   | 道路交通法<br>第 6 条第 4 項  |

## 7 交通規制の実施

- (1) 市道における道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行うものとする。
- (2) 市道以外の道路施設でその管理者に通知し、規制するいとまがないときは、笠間警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災対法第 63 条により警戒区域を設定し、立入制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。

## 8 迂回路の設定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止するものとする。

## 9 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁

止又は制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、様式第3号(136ページ参照)のとおりである。

## 10 広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、あわせて近隣市町村に対しても速やかに規制の内容を通知するものとする。

## 11 通行禁止等における義務及び措置命令

### (1) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

### (2) 措置命令等

#### ア 警察官の措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し移動を命ずるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両等を撤去することができる。

#### イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にはいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

#### ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にはいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

## 12 災害救助法による実施基準

### (1) 輸送の範囲

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 遺体の捜索

カ 遺体の処理

キ 救援用物資の輸送

(2) 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

別表1 運送関係業者等

| 運 | 廃 | 業者名             | 所在地         | 電話番号         |
|---|---|-----------------|-------------|--------------|
| ○ | ○ | イー・エフ・ティ(株)     | 下市毛 343-5   | 0296-73-5117 |
| ○ | ○ | (有)磯屋企業運輸       | 土師 1283-215 | 0299-45-4466 |
|   | ○ | (有)茨城環境開発       | 福田 3005-1   | 0296-72-8181 |
|   | ○ | (一財)茨城県環境保全事業団  | 福田 165-1    | 0296-70-2511 |
| ○ |   | 茨城交通(株)笠間営業所    | 笠間 1698-7   | 0296-72-0141 |
|   | ○ | (株)岩間堆肥         | 安居 3054-1   | 0299-45-1811 |
|   | ○ | 岩倉緑化産業(株)       | 福原 1028-1   | 0296-74-4468 |
|   | ○ | (株)大平造園土木       | 鯉淵 6241-42  | 0296-77-3021 |
|   | ○ | (株)笠間保全         | 押辺 2178     | 0299-45-2249 |
| ○ | ○ | (株)さしろ          | 大淵 859      | 0296-72-4503 |
|   | ○ | (株)三陸観光         | 押辺 2594-12  | 0299-45-6580 |
|   | ○ | 東石岩間砕石(株)       | 上郷 3555     | 0299-45-2641 |
| ○ | ○ | (有)友部流通         | 南小泉 964-1   | 0296-77-8488 |
|   | ○ | (株)博相社          | 笠間 2192-36  | 0296-72-6670 |
| ○ | ○ | (有)平野商事         | 笠間 2543-2   | 0296-72-2597 |
| ○ |   | (株)水戸線通運        | 稲田 3888-25  | 0296-74-4881 |
| ○ |   | (有)さつき観光        | 笠間 2481-7   | 0296-73-0918 |
|   | ○ | 八幡砕石工業(株)       | 下郷 2278     | 0299-45-7201 |
|   | ○ | 芳野工業(株)         | 長兎路 1155    | 0296-77-8355 |
| ○ |   | 新星観光バス(株)       | 福島 676      | 0299-45-2000 |
| ○ |   | (株)丸藤交通         | 南小泉 681     | 0296-705320  |
| ○ |   | (株)グリーン交通       | 南友部 1437-13 | 029-227-5562 |
|   | ○ | (株)さくら          | 福田 434-1    | 0296-71-7177 |
| ○ |   | 橙雅交通(株)         | 平町 1108-4   | 0296-78-5441 |
| ○ |   | つばさ観光(株)茨城中央営業所 | 手越 349-6    | 0296-71-6575 |

資料：笠間市競争入札参加資格者名簿 令和4年7月1日現在  
小規模事業者登録名簿 令和4年7月21日現在

## 第24節 労務計画

| 活 動 の ポ イ ン ト  | 関 係 機 関            |
|--|--------------------|
| 1 労務供給の確保 ⇒ 労務者等の雇上げ — 茨城労働局<br>2 労務者雇上げの範囲<br>(1) 被災者の避難<br>(2) 医療及び助産<br>(3) 被災者の救出<br>(4) 物資の整理配分 | 総 務 部<br>保 健 福 祉 部 |

### 1 計画の方針

災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できない場合のとるべき措置について定めるものとする。

### 2 雇上げの方法

- (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇上げは、茨城労働局を通じて行う。
- (2) 求人を受けた茨城労働局は、求職者のうちから適格者を紹介する。また、必要に応じて求人連絡により労働力の確保に当たる。

### 3 災害救助法による労務者の雇上げ

#### (1) 労務者雇上げの範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の捜索
- カ 遺体の処理
- キ 救援用物資の整理配分

#### (2) 期間

雇上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

#### (3) 経費

賃金の限度は、雇上げた地域における通常の実費とする。



## ウ 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童、生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

## エ 校内保護

校長等は、災害の状況により児童、生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの措置を講ずるものとする。なお、この場合、速やかに市や県に対児童生徒数や保護者の状況等必要な事項を報告する。

また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

## オ 保健衛生

市及び各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、校長等は、災害時においては、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童、生徒の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

## 3 応急教育

### (1) 教育施設及び授業

ア 被害状況を速やかに把握し、関係機関との連絡をとり、その措置に万全を期するものとする。

イ 被害状況に応じ次の措置を講ずる。

- (ア) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (イ) 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。
- (ウ) 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (エ) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- (オ) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- (カ) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

### (2) 学校給食

災害の状況によっては、給食の一時中止又は献立内容を変更するものとする。

(3) 教科書、学用品等の給与

ア 市は、災害により教科書、学用品等（以下「学用品等」という。）を、喪失又はき損し、就学上支障をきたしている小、中学校の児童、生徒に対して学用品等を給与する。なお、災害救助法が適用された場合における学用品等の給与の対象者、期間及び費用の限度額については、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による。

イ 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

(4) 教職員の確保

災害に伴い教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等により教職員の確保を講ずるものとする。

(5) 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。

ア 市は、学校を指定避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。

イ 市は、指定避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。

ウ 指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。

エ 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

オ 指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

4 学校以外の教育機関の対策

学校以外の教育機関及び保育施設等の長は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、上記2に準じて、施設の利用者の安全を図る措置を講ずるものとする。

## 第26節 自衛隊に対する災害派遣要請計画

| 活 動 の ポ イ ン ト  | 関 係 機 関 |
|--|---------|
| 1 派遣要請先 ⇒ (1)〔通常〕知事<br>(2)〔非常〕直接、自衛隊へ<br>2 派遣要請事項 ⇒ (1) 災害状況及び要請理由<br>(2) 派遣期間<br>(3) 派遣区域及び活動内容等<br>(4) その他参考事項<br>3 派遣部隊の受入れ準備 ⇒ (1)資機材等 (2)連絡員の指名<br>(3)宿営施設 (4)駐車場<br>4 ヘリポート ⇒ { 笠間市民球場、友部中学校、岩間公民館<br>岩間海洋センター | 総 務 部   |

### 1 計画の方針

災害に際し、人命又は財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請し、迅速・的確な応急対策の実施を図るものとする。

### 2 実施責任者

災害派遣の要請は、市長が知事に対し行う。

### 3 災害派遣要請基準

災害に際し、本市、県及び関係機関の機能をもってしても、なお応急措置の万全を期し難い場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、人命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請を行うものとする。

#### (1) 災害派遣要件の範囲

##### ア 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

##### イ 緊急性

差し迫った必要性があること。

##### ウ 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

### 4 災害派遣の活動範囲

自衛隊の災害派遣の活動範囲は、概ね次による。

| 項 目           | 内 容  |
|---------------|--|
| 被害状況の把握       | 車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い被害状況を把握する。  |
| 避難の援助         | 避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。                                   |
| 避難者の捜索・救助     | 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。   |
| 水防活動          | 堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。   |
| 消防活動          | 火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。 |
| 道路又は水路の啓開     | 道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。  |
| 応急医療、救護及び防疫   | 被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。  |
| 人員及び物資の緊急輸送   | 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。                  |
| 給食及び給水        | 被災者に対し、給食及び給水を実施する。  |
| 救援物資の無償貸付又は譲与 | 「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し又は譲与する。                   |
| 危険物の保安及び除去    | 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。   |
| 通信支援          | 通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。  |
| 広報活動          | 航空機、車両等を用いて、市民に対する広報を行う。   |
| その他           | その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。  |

## 5 災害派遣要請の手続き

市長が自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、「災害派遣要請依頼書」（様式第1）により、知事にその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電報、電話により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、知事に対し要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

## 6 災害派遣要請先

| 区 分   | 担 当 課 名  | 電 話 番 号        | 直 通 番 号        |
|-------|----------|----------------|----------------|
| 茨 城 県 | 防災・危機管理課 | 029 (301) 1111 | 029 (301) 2885 |

## 7 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、下記部隊と必要な情報の交換をするものとする。

### (1) 情報の交換等

知事及び市町村長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）又は当該地域を担当する部隊等に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

### (2) 連絡班の派遣依頼

知事は、災害が発生し又は発生するおそれがあり、必要と認める場合は、陸上自衛隊施設学校長、航空自衛隊第7航空団指令、海上自衛隊横須賀地方総監に対し県災害対策本部（本部開設前にあつては防災・危機管理部防災・危機管理課）に連絡班の派遣を依頼し、災害派遣活動の迅速・円滑化を図る。

| 部 隊 等 の 長 (所在地) |                                       | 連 絡 責 任 者         |               | 電 話 番 号      |
|-----------------|---------------------------------------|-------------------|---------------|--------------|
|                 |                                       | 課 業 時 間 内         | 課 業 時 間 外     |              |
| 陸 上<br>自 衛 隊    | 第一施設団長（古河駐屯地司令）<br>（古河市上辺見 1195）      | 第 3 科 長           | 団 当 直 長       | 0280-32-4141 |
| 陸 上<br>自 衛 隊    | 施 設 学 校 長<br>（ひたちなか市勝倉 3433）          | 警 備 課 長<br>（防衛班長） | 駐 屯 地 当 直 司 令 | 029-274-3211 |
| 航 空<br>自 衛 隊    | 第 7 航 空 団 司 令（百里基地司令）<br>（小美玉市百里 170） | 防 衛 部 長<br>（防衛班長） | 基 地 当 直 幹 部   | 0299-52-1331 |

## 8 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待っていないとまがないと認められること。

## 9 災害派遣部隊の受入れ

派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めるものとする。

### (1) 災害派遣部隊到着前

- ア 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- イ 連絡員を指名する（部隊及び県との連絡は総務課長が担当する。）。
- ウ 派遣部隊の展開、宿営の拠点を準備する。本市の予定施設は、次表のとおりである。なお、派遣部隊の規模に応じて、その他適切な施設をあてるものとする。

| 施設名称   | 所在地     | 面積     |
|--------|---------|--------|
| 芸術の森公園 | 笠間 2345 | 35.7ha |

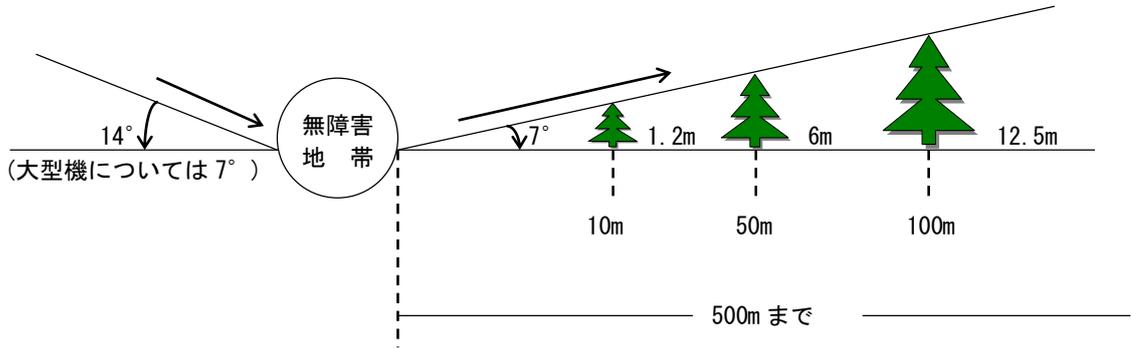
### (2) 災害派遣部隊到着後

- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を市長に報告する。

### (3) ヘリコプターの受入れ

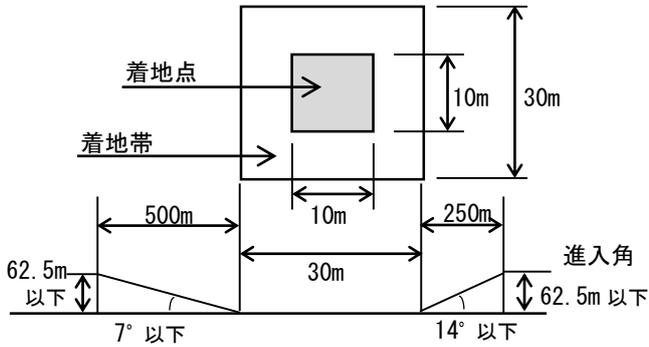
市長は、ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は、次の事項に留意し受入体制を整えるものとする。

ア 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。非常の際に民有地を使用する場合には、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するものとする。

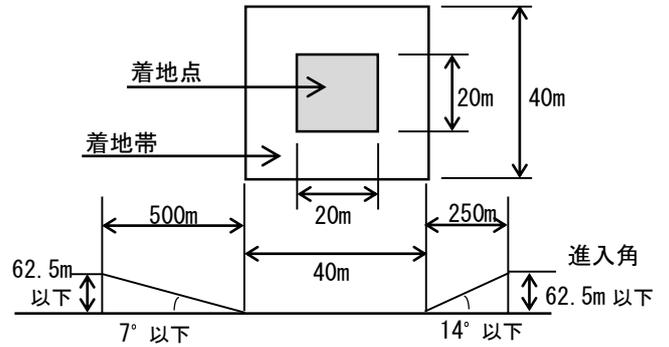


(ア) 離着地点及び無障害地帯の基準

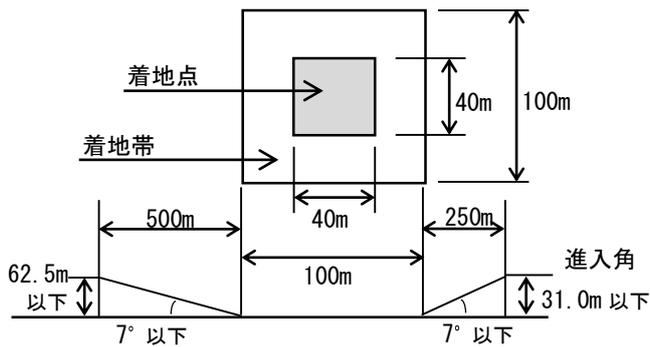
① 小型機（OH-6）の場合



② 中型機（UH-1、UH-60J）の場合

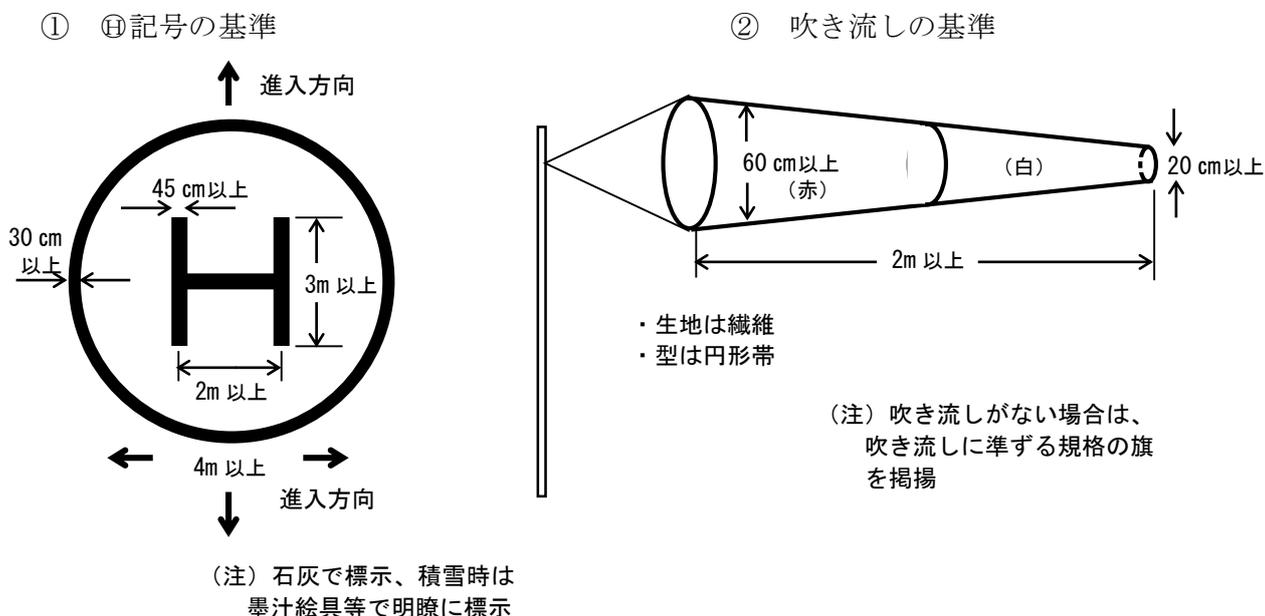


③ 大型機（CH-47）の場合



(イ) 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

イ 着陸地点には、下記基準の㊦記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時には、着陸に必要な灯火施設を設置する。



### ウ 危害予防の措置

#### (ア) 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

#### (イ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

### エ 災害応急用ヘリコプター発着場は、次表のとおりである。

なお、ヘリポート予定地内への車両の乗り入れを規制し、ヘリコプターの発着に支障をきたさぬよう措置を講ずるものとする。

#### 離発着場(茨城県防災航空隊)

令和元年7月現在

| 場外・緊急 離着陸場      | 地名地番     | 地盤面    | 種別 |
|-----------------|----------|--------|----|
| 笠間市総合公園 (市民球場)  | 箱田 867-1 | 土      | 緊急 |
| 大池公園            | 赤坂 20    | アスファルト | 緊急 |
| 笠間市総合公園 (サッカー場) | 箱田 867-1 | 芝      | 緊急 |

| 場外・緊急 離着陸場    | 地名地番       | 地盤面     | 種別 |
|---------------|------------|---------|----|
| 友部中学校         | 中央 4-1-1   | 土       | 緊急 |
| 柿橋グラウンド       | 鯉淵 6525-18 | 土       | 緊急 |
| ふれあい広場        | 湯崎 1111-1  | 土       | 緊急 |
| 北山グラウンド       | 平町 1416-62 | 土       | 緊急 |
| 鴻巣グラウンド       | 鴻巣 525-10  | 土       | 緊急 |
| 上下水道浄化センターともべ | 矢野下 750    | 土       | 緊急 |
| 笠間市岩間海洋センター   | 押辺 2259-1  | 土       | 緊急 |
| 茨城県立中央病院HP    | 鯉淵 6528    | アルミ 製合金 | 場外 |

#### 10 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「撤収要請依頼書」（様式第2）により、速やかに県知事に対して撤収要請を依頼する。

#### 11 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、派遣を受けた市が負担する経費は、概ね次のとおりである。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と派遣を受けた市が協議するものとする。

様式第 1

文 書 番 号  
年 月 日

茨城県知事 殿

機関・職・氏名 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

(1) 災 害 の 種 類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、  
その他（ ）

(2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分

(3) 場 所 県 郡 市 町 村

(4) 被 害 状 況

(5) 要請する理由

2 派遣を希望する期間 自 年 月 日 時 分  
至 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域 県 郡 市 町 村

(2) 活 動 内 容

4 その他参考事項

(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況

(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況

(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

(4) 気象の概況

(5) その他

様式第 2

|                       |         |   |    |   |   |         |
|-----------------------|---------|---|----|---|---|---------|
|                       |         |   |    |   |   | 文 書 番 号 |
|                       |         |   |    |   |   | 年 月 日   |
| 茨城県知事                 | 殿       |   |    |   |   | 機関・職・氏名 |
|                       |         |   |    |   |   | 印       |
| 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼） |         |   |    |   |   |         |
|                       | 年       | 月 | 日付 | 号 | で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり<br>部隊の撤収要請を依頼します。 |         |
| 記                     |         |   |    |   |   |         |
| 1                     | 撤収要請理由  |   |    |   |   |         |
| 2                     | 撤収期日    |   | 年  | 月 | 日   | 時 分     |
| 3                     | その他必要事項 |   |    |   |   |         |

## 第 2 7 節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画

| 活 動 の ポ イ ン ト  | 関 係 機 関 |
|--|---------|
| 1 応援要請先<br>(1)他市町村、(2)県、(3)指定地方行政機関、(4)民間団体等、<br>(5)消防機関<br>2 応援要請文書に記載すべき事項<br>(1)応援要請の理由、(2)応援要請職員の職種別人員、<br>(3)応援を必要とする期間、(4)その他必要な事項<br>3 応援受入体制の確保<br>(1) 連絡窓口 ⇒ 総務課<br>(2) 受入施設 ⇒ ①笠間市役所本所、②笠間支所、③岩間支所 | 総 務 部   |

### 1 計画の方針

市は、市内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

### 2 応援要請

#### (1) 防災関係機関相互の連携体制整備

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

ア 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておく等、必要な準備を整える。

イ 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。

ウ 応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてマニュアルや資機材を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

#### (2) 相互応援協定の締結

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第 67 条の規定に基づき、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。なお、本市においては県内全市町村の外、兵庫県赤穂市外 22 市区町、栃木県矢板市・和歌山県田辺市・北海道遠軽町・京都府綾部市・栃木県小山市・栃木県真岡市・福島県小野町・大阪府貝塚市と災害時の相互応援に関し、協定を結んでおり、その協定に基づき応援要請に努める。

既に締結された主な協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図るものとする。

(3) 県への応援要請又は職員派遣のあつせん

市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあつせんに求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

ア 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (エ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (カ) その他必要な事項

イ 職員派遣あつせん時に記載する事項

- (ア) 派遣のあつせんに求める理由
- (イ) 派遣のあつせんに求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(4) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他職員の派遣について必要な事項

(5) 民間団体等に対する要請

市長は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請するものとする。なお、本市においては、市内土木建設業団体等と協定を結んでおり、各協定に基づき協力を要請するものとする。

3 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 国、県及び隣接市町応援隊等の受入れ体制

ア 要請実施の目安

- (ア) 被害が甚大であるため、応援を要請する必要がある場合
- (イ) 市が必要と認めた場合、若しくは大規模な災害が発生し以下の要件の1つ以上に該当する場合
  - a 安全性が高いと推定される建築物の重大な被災が報告された場合
  - b 住宅密集地に延焼火災が発生していることが報告された場合
  - c 林野火災が発生し、延焼火災のおそれがある場合
  - d 大規模な斜面災害により人命救助の必要がある場合
  - e 3時間以上経過後も「安否情報」が報告されない現地連絡所が多数ある場合

イ 連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、国、県及び隣接市町等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

なお、県及び市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を総務課に定めるものとする。

ウ 受入体制の確保・受入施設の整備

市長は、国、県及び隣接市町等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定め、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を笠間市役所、笠間支所、岩間支所に指定し、あらかじめ整備する。なお、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

| 区 分                        |              | 市が担う主な役割   |
|----------------------------|--------------|--|
| 県その他防災機関及び自衛隊              |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他市町村、県、国の機関への要請、受入れ窓口となる。</li> <li>・民間団体に関する要請・受入れの総合調整を行う。</li> </ul> |
| 協定締結民間団体及び事業所              |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会、建設業関連業者、スーパー、物流業者等各部が所管する団体・事業所への要請、受入れの窓口となる。</li> </ul>          |
| ボ<br>ラ<br>ン<br>テ<br>ィ<br>ア | 災害ボランティアセンター | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンター本部を置く。</li> <li>・市内外における災害ボランティアの受入れの窓口、活動拠点となる。</li> </ul>  |
|                            | 災害時医療ボランティア  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市災害対策本部としての連絡・調整窓口となる。</li> </ul>                                      |

エ 経費の負担

応援に要した費用は、次に掲げるものとし、原則として市の負担とする。

- (ア) 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費
- (イ) 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担は、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。なお、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

### (3) 消防機関の応援要請・受入体制の確保

#### ア 応援要請

市は、自地域の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合には、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

また、市は、隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合は、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

なお、応援派遣要請を必要とする災害規模としては、次のとおりである。

- (ア) 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防ぎよが困難又は困難が予想される災害
- (イ) 災害が拡大し茨城県内各市町村又は茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害
- (ウ) 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- (エ) 特殊資機材を使用することが災害防ぎよに有効である災害
- (オ) その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

#### イ 「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

##### (ア) 事前計画の作成

円滑な広域航空消防応援を受けるため、市長は、広域消防応援による災害応急対策活動を実施するにあたって必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。

##### (イ) ヘリコプター活動体制の整備

市長は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な活動体制を整備するものとする。市長は、ヘリコプター活動のための飛行場外着陸場を確保する。

#### ウ 応援受入体制の確保

##### (ア) 受入窓口の明確化

応援受入窓口は、総務課とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部とする。

##### (イ) 受入施設の整備

市長は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

(ウ) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- a 災害状況の情報提供、連絡・調整
- b 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示
- c 部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）
- d 消防活動資機材の調達・提供

エ 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として本市の負担とする。

4 他都道府県への応援・派遣

市は、他地方公共団体において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、災対法に基づき、他地方公共団体に対し応援を実施するものとする。

ただし、緊急を要し要請を待つ暇がないと認められる場合は、自主的に他地方公共団体に応援をすることができるものとする。

(1) 支援対策本部の設置

市は、他地方公共団体において大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村等への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。

(2) 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村等へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

(3) 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村等への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(4) 被災者受入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受け入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。



(1) 農作物の応急措置

| 災害名 | 作物名            | 事項   |
|-----|----------------|--|
| 風害  | 水 稲            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 成熟期に近い表稲が倒伏した場合は、早めに収穫し、風乾で水分が適正になるまで乾燥する。</li> <li>2 病害の発生予防のため薬剤散布を行う。</li> </ol>   |
|     | そさい及びビニールハウス   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収穫期にあたるものは若取を行う。</li> <li>2 被害部分の整理を行い、早期回復を図る。</li> <li>3 早期回復のため、肥料の葉面散布、液肥を使う。</li> <li>4 病害の発生を予防するため、薬剤散布を行う。</li> </ol>   |
|     | た ば こ          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 成熟期に近いものは収穫し、自然黄変乾燥を行う。</li> <li>2 落葉したものは自然黄変乾燥を行う。</li> <li>3 倒伏したものは、必ず土寄せを行う</li> <li>4 病害の発生を予防するため薬剤散布を行う。</li> </ol>   |
|     | い ち ご          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 折損した茎葉の整理後、葉割散布を行う。</li> <li>2 生育初期に被害を受けた場合、予備苗に植え替える。</li> <li>3 土寄せ、葉面散布薬を行い、樹勢回復を行う。</li> </ol>   |
|     | 果 樹            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 枝から折れたり裂けたりした場合は切りすて、切り口に「接ロウ」を塗る。</li> <li>2 傷が浅いときは、縄でかたく括ってゆ着を図る。</li> <li>3 倒伏樹は早く起こし、支柱を立て固定する。</li> </ol>   |
|     | 飼料作物           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 刈取期又は直前のものは、早めに家畜にあたえるか、サイレージ又は乾燥する。</li> </ol>   |
| 水害  | 水 稲<br>(苗 代 期) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 冠水したものは早目に排水する。</li> <li>2 傷みのない場合はなるべく早く植付ける。</li> <li>3 傷んでいる場合は回復を待って植付ける。</li> <li>4 田植3日位前に追肥。</li> <li>5 病害虫発生を予防するため薬剤散布を行う。</li> <li>6 被害激甚のときは追播を行うこと。(6月上旬まで)</li> </ol>  |
|     | (本 田)          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 短期間冠水した場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 冠水したものは早急に排水し、汚物を洗い落とす。</li> <li>(2) 土砂が押入った場合は早く株直しを行う。</li> </ol> </li> <li>2 長期間(2週間程度)冠水した場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 追播きを実施し、退水後の処置に備える。</li> <li>(2) 残苗は仮移植しておく。</li> <li>(3) 残苗がない場合、減株分株により再植する。</li> <li>(4) 病害虫の発生を予防するための薬剤散布を行う。</li> </ol> </li> <li>3 成熟期に冠水した場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 冠水したものは早急に排水し汚物を洗い落とす。</li> <li>(2) 早めに収穫し、風乾で水分が適正になるまで乾燥する。</li> </ol> </li> </ol> |
|     | 陸 稲            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 冠水、浸水した場合、早急に排水する。</li> <li>2 根ぎわの土が洗い流された場合は土寄せを行う。</li> <li>3 ほ場が乾いたら直ちに中耕する。</li> <li>4 被害激甚の場合は追播を行う。</li> <li>5 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。</li> <li>6 成熟期に近い場合は、早めに収穫し風乾で水分が適正になるまで乾燥する。</li> </ol>   |

| 災害名 | 作物名              | 事項  |
|-----|------------------|---|
| 水害  | 麦                | 1 冠水浸水したものは早急に排水する。<br>2 根ぎわの土を流された場合は、土寄せを行う。<br>3 成熟期に近い場合は早めに収穫し、風乾で水分が適正になるまで乾燥する。            |
|     | そば               | 1 冠水浸水した場合は、早急に排水する。<br>2 育成初期に冠水浸水した場合は、8月中であればまきなおしする。<br>3 成熟期に近い場合は、早めに収穫し、風乾で水分が適正になるまで乾燥する。 |
|     | 大豆               | 1 滞水した場合は早急に排水する。<br>2 欠株を生じた場合は補植をする。<br>3 成熟期に近い場合は、早めに収穫し、風乾で水分が適正になるまで乾燥する。                   |
|     | そさい及び<br>ビニールハウス | 1 収穫期の若いものは若取りする。<br>2 速やかに排水に努める。<br>3 肥料の葉面散布を行う。<br>4 中耕古葉の除去を行い、土壌の乾燥を図る。                     |
|     | たばこ              | 1 過湿の状態を防ぐため、ほ場の排水を図る。<br>2 根が洗い出されたら必ず土寄せを行う。<br>3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。                         |
|     | 果樹               | 1 極力排水を行う。  |
|     | いちご              | 1 くずれた畝は早急に手直しする。<br>2 速やかに排水に努める。<br>3 泥をかぶった株は、水で洗い落とす。<br>4 樹勢を回復させるため、葉面散布を行う。                |
|     | 飼料作物             | 1 冠水した場合、直ちに排水を行う。<br>2 収穫近いものは家畜に利用する。<br>3 まき直し種子の早期手配及び確保を行う。<br>4 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。       |
| 干害  | 水稲               | 1 かん水を行う。   |
|     | 陸稲               | 1 川や井戸水を利用できるところは、かん水を行う。   |
|     | いちご              | 1 できる限りかん水を行う。<br>2 生育回復を図るため追肥を行う。   |
|     | そさい及び<br>ビニールハウス | 1 できる限りかん水を行う。<br>2 除草を行い、むだ枝や古葉を除く。  |
|     | 果樹               | 1 できる限りかん水を行うとともに、結果過多の木は摘果を早に行う。   |
| 寒害  | 麦                | 1 生育回復のため追肥を行う。   |
|     | いちご              | 1 保温、加温を行う。<br>2 被害部分を除去し、新芽の発生を促進させる。  |
|     | そさい及び<br>ビニールハウス | 1 保温、加温を行う。<br>2 被害部分を除去し、新芽の発生を促す。<br>3 肥料の葉面散布を行い、生育の促進を図る。                                     |
|     | 果樹               | 1 降雪甚だしい時は、雪落しを行う。  |

| 災害名     | 作物名              | 事項   |
|---------|------------------|--|
| 凍霜害(冷害) | 水 稲              | 1 苗代期に、低温予想の場合深水にする。<br>2 本田期の低温期には、田面に水を湛え保温を図る。<br>3 穂ばらみ期の低温時には深水として幼穂の保護を図る。<br>4 いもち病防除のため薬剤を散布する。                      |
|         | 陸 稲              | 1 生育回復のため追肥を行う。  |
|         | 麦                | 1 生育回復のため追肥を行う。  |
|         | いちご              | 1 被害部分を除去し、新芽の発生を促進させる。<br>2 保温、加温を行う。   |
|         | そさい及び<br>ビニールハウス | 1 被害部分を除去し、新芽の発生を促進させる。<br>2 枯死した場合は追播や補植を行う。<br>3 肥料の葉面散布を行い、生育の促進を図る。<br>4 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。                           |
|         | 飼料作物             | 1 生育回復のため速効性肥料の追肥を行う。<br>2 被害甚大な場合は、まき直しを行う。   |
| ひょう害    | 水 稲              | 1 苗代において被害を受けた場合は、追肥を行い、生育を回復した後(6～7日)に本田移植を行う。<br>2 被害当時本田移植を行ったものは浅水にする。<br>3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。                        |
|         | 陸 稲              | 1 埋没したものはなるべく晴天の日中を避け、曇天時又は夕刻に熊手等によって土を掻き出し、追肥を行う。<br>2 被害激甚のものは追播又は代作を行う。   |
|         | いちご              | 1 生育回復のため、追肥を行う。<br>2 茎葉の損傷したものは除き、病害虫発生を予防するため薬剤を行う。  |
|         | そさい及び<br>ビニールハウス | 1 生育回復のため追肥を行う。<br>2 被害激甚なものは追播又は代作を行う。<br>3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。   |
|         | たばこ              | 1 被害激甚のものは抜取り代作を行う。<br>収穫皆無で廃作となるほ場については後作を図る。<br>2 幹の折れたものは切り取り、わき芽の生育を促進させる。<br>3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。<br>4 生育回復のため追肥を行う。 |
|         | 果 樹              | 1 被害激甚の場合、枯死部分を除く。<br>2 生育回復のため追肥を行う。<br>3 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。   |
|         | 飼料作物             | 1 被害激甚なものは代作を行う。<br>2 生育回復のため追肥を行う。  |

## (2) 家畜の応急措置

### ア 風害

- (ア) 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること。
- (イ) 外傷家畜の治療と看護に努めること。
- (ウ) 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防止すること。

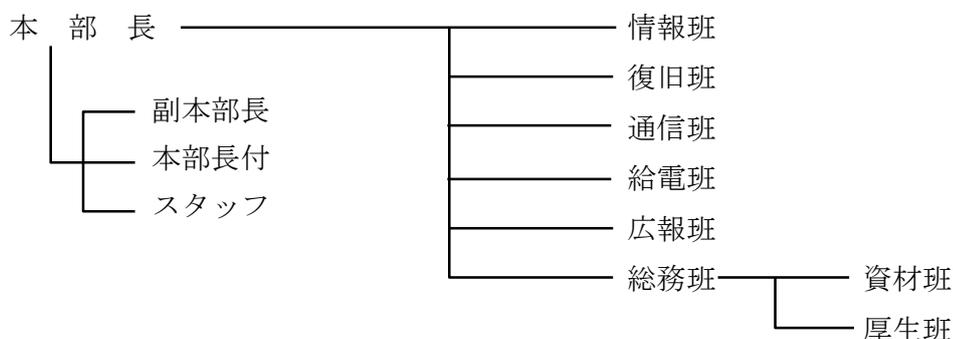
## イ 水害

- (ア) 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図ること。
- (イ) 乾燥後畜舎内外の消毒を励行すること。
- (ウ) 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること。
- (エ) 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること。
- (オ) 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること。

## 第29節 電力施設の復旧計画

東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社県域において災害が発生した場合は、電力設備被害の早期復旧並びに被災地に対する電力供給の確保を図るため、下記に基づき対策を講ずるものとする。

### 1 非常災害対策本部の構成



### 2 非常態勢の発令

非常態勢の発令は、非常災害の情勢に応じ、次表のとおり区分して行う。

| 区 分    | 情 勢   |
|--------|---|
| 第1非常態勢 | ○被害の発生が予想される場合<br>○被害が発生した場合                  |
| 第2非常態勢 | ○大規模な被害が発生した場合<br>(大規模な被害の発生が予想される場合を含む。)     |
| 第3非常態勢 | ○大規模な被害が発生し、復電復旧に長期化が予想される場合<br>○警戒宣言が発せられた場合 |

- 警戒宣言が発せられた場合は、上記区分に基づき、全ての事業所は非常態勢を発令する。
- 第1～第3非常態勢は、地震・台風・雪等の自然災害、社会的影響の大きい設備事故等の電力供給上著しく支障となる災害について、被害の規模（局地的・広範囲）、停電復旧の状況に応じて関係部門と協議の上、適用区分を決める。

### 3 組織の運営

#### (1) 非常態勢の発令手続き

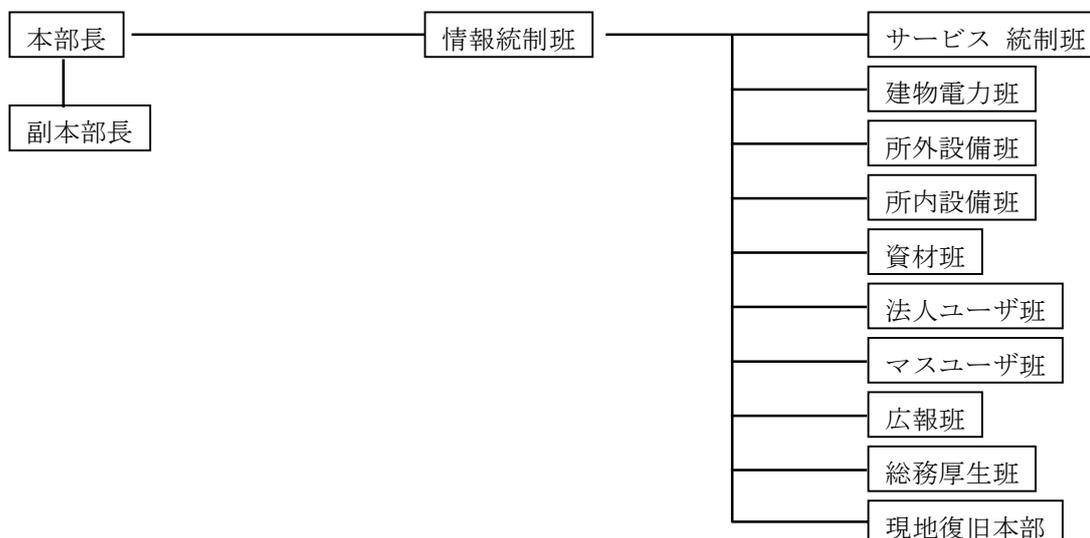
総支社長及び支社長は、情勢に応じ適用すべき態勢区分（第1～第3非常態勢）を発令する。

### 第30節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画

管内において災害が発生した場合、通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。

#### 1 組織（茨城支店災害対策本部）

東日本電信電話株式会社茨城支店災害対策本部組織図



#### 2 各班の分担

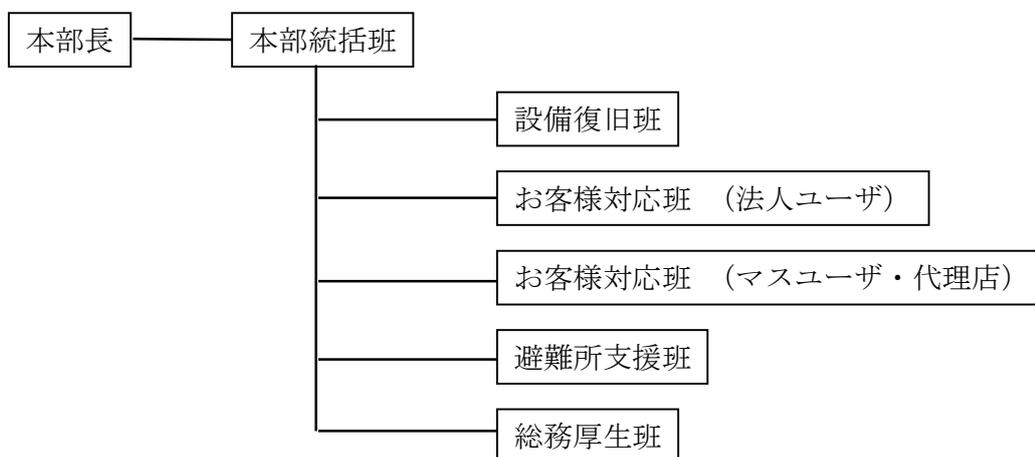
##### (1) 茨城支店災害対策本部

|         |   |
|---------|---|
| 本部長     | 本部業務を統括、本部員の指揮・統括に関すること   |
| 副本部長    | 本部長の補佐及び本部長不在時代行、各事業部門の指揮・統括に関すること                                    |
| 情報統制班   | 本部の運営・調整に関すること<br>本部全体の情報（収集／記録／発出）に関すること<br>行政対応（県・市町村・警察・消防等）に関すること |
| サービス統制班 | 電気通信サービスの提供状況（被災及び復旧）に関すること<br>災害対策機器の設置運用に関すること                      |
| 建物電力班   | 電力設備、空調設備の状況（被災及び復旧）に関すること<br>建物（電気通信ビル）の状況（被災及び復旧）に関すること             |
| 所外設備班   | 応急復旧に関すること<br>現場調査に関すること  |
| 所内設備班   | 応急復旧に関すること<br>現場調査に関すること  |
| 資材班     | 調達に関すること<br>緊急輸送に関すること  |
| 法人ユーザ班  | ユーザ情報の収集及び意向調査に関すること<br>重要ユーザ等の復旧優先調整に関すること                           |
| マスユーザ班  | 災害時用公衆電話のニーズ把握、お客様案内及び提供状況に関すること<br>利用者の利便に関する事項の指導に関すること             |
| 広報班     | 社内外広報に関すること<br>お客様の声の収集等に関すること  |
| 総務厚生班   | 社員の安否・住宅被災調査、その措置に関すること<br>後方支援活動に関すること                               |
| 現地復旧本部  | 現地応急復旧に関すること<br>自対策組織の情報取りまとめに関すること                                   |

### 第31節 株式会社NTTドコモ茨城支店の災害対策計画

管内において災害が発生した場合は、電気通信設備被害の早期復旧を計るための計画である。

#### 1 組織（株式会社NTTドコモ茨城支店災害対策本部組織図）



| 班                     | 主な役割                     |
|-----------------------|--------------------------|
| 本部長                   | 支店全体の基本方針決定、総指揮・判断の実施    |
| 本部統括班                 | 災害対策本部の運営・調整、各班の取りまとめ業務  |
| 設備復旧班                 | 設備の復旧・応急復旧に関する業務         |
| お客様対応班<br>(法人ユーザ)     | 重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務 |
| お客様対応班<br>(マスユーザ・代理店) | ドコモショップの運営に関する業務         |
| 避難所支援班                | 避難所等での避難者支援業務            |
| 総務厚生班                 | 社員等の安否/服務/経理、報道機関等に関する業務 |

## 第32節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策

災害時における県防災ヘリコプターによる応急対策としては、その機動性を活かして被災状況等の情報収集、緊急物資輸送等の措置を実施する。

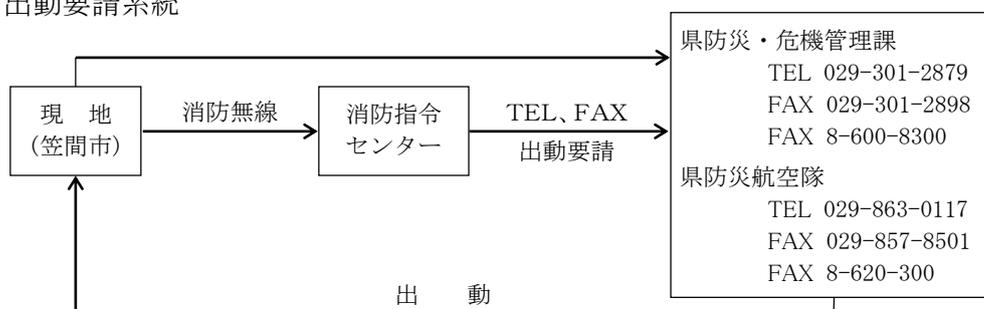
### 1 活動体制

県防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「茨城県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」の定めるところによる。

### 2 県への応援要請

市長は茨城県知事に対して、「茨城県防災ヘリコプター応援要綱」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

### 3 出動要請系統



### 4 防災ヘリコプター緊急運航要請基準

防災ヘリコプターの運航基準は、次のとおりである。

#### (1) 救急活動

- ア 山村等からの救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の輸送
- ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- エ 高速道路等の大規模事故における傷病者の搬送
- オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

#### (2) 救助活動

- ア 河川、海岸での水難事故等における捜索・救助
- イ 山岳遭難事故等における捜索・救助
- ウ 高層建築物火災による救助
- エ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出
- オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

#### (3) 災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
  - イ 被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
  - ウ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
  - エ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
  - オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (4) 火災防衛活動
- ア 林野火災等における空中からの消火活動
  - イ 火災における情報収集、伝達、住民等への避難誘導等の広報
  - ウ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送
  - エ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- 近都県市等との航空消防防災応援協定による相互応援
- (6) 災害予防対策活動
- ア 災害危険箇所等の調査
  - イ 各種防災訓練等への参加（他の公共団体の長から要請を含む。）
  - ウ 住民への災害予防の広報
- (7) 自隊訓練
- (8) 一般行政活動
- 「茨城県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領」に基づく一般行政利用活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

## 5 緊急運航の要請基準

### (1) 緊急運航の要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、上記「4 防災ヘリコプター運航基準」の(1)から(5)までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

|      |  |
|------|--|
| 公共性  | 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。                     |
| 緊急性  | 差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、市民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）    |
| 非代替性 | 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合） |

(2) 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、市長が「防災ヘリコプター緊急運航要請書」（別記様式）により  
県防災・危機管理課長に行うものとする。

別記様式

防災ヘリコプター緊急運航要請書

|              |   |     |                |
|--------------|---|-----|----------------|
| 受信時間         | 時   | 分   | 現在             |
| 1 要請機関名      | 電話  | 発信者 |                |
| 2 災害の種別      | (1)救急 (2)救助 (3)災害応急(調査・広報) (4)火災防御 (5)その他 |     |                |
| 3 活動内容       | 調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助<br>輸送(品名数量)、その他 |     |                |
| 4 発生場所及び発生時間 | 市町村                                       | 地内  |                |
|              | (目標)                                      |     |                |
|              | (離着陸場所)                                   |     |                |
|              | 年   | 月   | 日( ) 午前・午後 時 分 |
| 5 現地の気象条件    | 天候  | 風向  | 風速 気温          |
|              | 視程  | m   | 警報・注意報         |
| 6 現場指揮者      | 所属・職氏名                                    |     |                |
| 7 現場との連絡手段   | 無線種別(全国波、県波)<br>現場指揮本部(車)呼出名称(コールサイン)     |     |                |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 8<br>要請を必要とする理由 | ※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること<br>(救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述のこと) |
| 目標              | 別添地図のとおり<br>※目標が明確となる大きめの図面を添付のこと                                |

|          |                                      |              |     |
|----------|--------------------------------------|--------------|-----|
| 茨城県防災航空隊 | 緊急要請専用                               | 029-863-0117 | 受信者 |
|          | F A X                                | 029-857-8501 |     |
|          | 防災 F A X                             | 8-620-300    |     |
|          | (午後5時15分～翌朝8時30分迄の (防災・危機管理課)<br>要請) |              |     |
|          | 防災・危機管理局防災・危機管理課<br>029-301-2879     |              |     |
|          | F A X 029-301-2898                   |              |     |
|          | 防災 F A X 8-600-8300                  |              |     |

|                       |              |                    |  |                    |    |    |     |
|-----------------------|--------------|--------------------|--|--------------------|----|----|-----|
| 9<br>傷病者<br>搬送の<br>場合 | 傷病者          | 氏名                 |  | 年齢                 | 歳  | 性別 | 男・女 |
|                       |              | 氏名                 |  | 年齢                 | 歳  | 性別 | 男・女 |
|                       | 症状           |                    |  |                    |    |    |     |
|                       | 着陸場所の<br>目標等 | 出勤先所<br>在地及び<br>目標 |  | 搬送先所<br>在地及び<br>目標 |    |    |     |
|                       | 同乗者          | 医師及び<br>看護師の氏名     |  | 関係者の氏名             |    |    |     |
|                       | 医療機関への搬送方法   | 救急車の手配             |  | 医療機関の手配            |    |    |     |
|                       | 受入医療機関       | 所在地名称              |  | 連絡先                | 電話 |    |     |
| 搬送先消防本部の担当者職氏名        |              | 消防本部 課<br>電話       |  |                    |    |    |     |

|    |          |           |      |  |  |  |  |
|----|----------|-----------|------|--|--|--|--|
| 10 | 必要資機材    |           |      |  |  |  |  |
| 11 | 他航空機への要請 | (有・無) 機関名 | 要請機数 |  |  |  |  |
| 12 | その他必要事項  |           |      |  |  |  |  |

※以下の項目は防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

|   |        |   |   |          |       |   |   |
|---|--------|---|---|----------|-------|---|---|
| 1 | 使用無線等  | 無線種別 (全国波、県波)<br>現場指揮本部 (車) 呼出名称 (コールサイン) |   |          |       |   |   |
| 2 | 到着予定時間 | 年   | 月 | 日 ( 曜日 ) | 午前・午後 | 時 | 分 |
| 3 | 活動予定時間 | 時間 分                                      |   |          |       |   |   |
| 4 | 燃料の確保  | 要手配・手配不要 0 (ドラム缶 本)                       |   |          |       |   |   |

## 第33節 郵政事業に係る措置

### 1 郵便関係

#### (1) 被災者に対する郵便葉書の無償交付

救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

#### (2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取り扱いは日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

#### (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社は、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

#### (4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

#### (5) 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

## 第34節 救出計画

| 活 動 の ポ イ ン ト  | 関 係 機 関                               |
|--|---------------------------------------|
| 1 被災者の救出・救助活動——重症者を最優先<br>2 県・警察・他市町村等への応援要請<br>(1) 本市のみでは救出・救助が実施困難な場合 ⇒ 他市町村・県<br>(2) 多数の死傷者がある場合 ⇒ 医師会等<br>(3) 行方不明者がある場合 ⇒ 警察署<br>3 応急救護所の設置——傷病者の応急手当、トリアージ | 保健福祉部<br>市立病院<br>消防本部<br>消防団<br>笠間警察署 |

### 1 計画の方針

災害のため生命、身体が危険な状態にある者あるいは生死不明の状態にある者を救出又は捜索してその者を保護するものである。

### 2 実施機関

- (1) 救出・救助は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

### 3 救出・救助活動

- (1) 通報又は職員、消防団員からの情報等を総合し、初動体制を整え、負傷者の早期発見に努める。
- (2) 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- (3) 災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、消防団、地域住民等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。
- (4) 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。
- (5) 多数の死傷者がある場合は、市長は、笠間市医師会等を通じて、医師等の現場派遣、医療機関への収容等必要な措置について応援を要請するものとする。
- (6) 行方不明者がある場合には、笠間警察署等に協力を求め、速やかに捜索を行うものとする。
- (7) 被災者の救出・救助活動を行う場合、関係機関と緊密な連携をとり、迅速かつ効率的な活動を行うものとする。

### 4 災害救助法による救出

災害救助法を適用した場合の救出は、同法及びその運用方針によるがその概要は、次のとおりである。

(1) 対象者

ア 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者

(ア) 火災の際に火中にとり残されたような場合

(イ) 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合

(ウ) 水害の際に流失家屋と共に流されたり、孤立した地点にとり残されたような場合

(エ) 地すべり、がけくずれ等により生き埋めになったような場合

イ 災害のため生死不明の状態にある者

(ア) 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者

(イ) 行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

(2) 救出の費用及び期間

災害救助法の適用の有無にかかわらず、「災害救助法に基づく救助の期間及び限度額等」による。

### 第35節 土砂災害応急対策計画

| 活 動 の ポ イ ン ト  | 関 係 機 関   |
|--|---|
| 1 土砂災害発生に関する情報の収集と伝達<br>・伝達方法 ⇒ (1)防災行政無線、(2)広報車、(3)消防車<br>・伝達内容 ⇒ (1)気象情報・注意報等<br>(2)避難の準備<br>(3)避難先等<br>(4)高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）<br>(5)その他周知すべき事項<br>2 警戒体制の基準 ⇒ (1)危険区域内における異状の発生<br>(2)過去の土石流災害発生時の雨量 | 総 務 部<br>市 長 公 室<br>都 市 建 設 部<br>消 防 本 部<br>消 防 団 |

#### 1 計画の方針

土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の対策は、本計画の定めるところによる。

#### 2 情報の収集及び伝達

##### (1) 情報の収集

本部班は、土砂災害の発生に関係する情報（降雨、地震等）を入手したときは、消防本部に連絡するとともに、部内の関係ある班及び関係機関に連絡する。なお、各消防署及び消防団は、次に掲げる情報の収集と警戒にあたるものとする。

- ア 区域内及びその付近の降雨量
- イ 区域内における急傾斜地の地表水又は湧水の状況
- ウ 区域内における急傾斜地の亀裂の有無
- エ 区域内における急傾斜地の竹木等の傾倒の状況
- オ 区域内における急傾斜地の建築物等の損壊等の状況
- カ 区域内の住民及び滞在者の数
- キ その他災害予防又は応急対策に参考となる事項

## (2) 伝達方法

| 伝達担当者                          | 伝達先                  | 伝達手段   | 伝達内容  |
|--------------------------------|----------------------|--|---|
| 災害対策本部<br>本部班員<br>動員班員<br>消防班員 | 危険区域内<br>住民及び<br>滞在者 | 1 防災行政無線、広報車<br>及び消防車の放送並びに<br>緊急情報メール等によ<br>る。<br>2 現地と対策本部間の緊<br>急な指令又は報告は、広<br>報車、消防車を使用す<br>る。 | 1 気象情報、注意報、警報及び土砂<br>災害警戒情報<br>2 予想される危険の程度<br>3 避難の準備<br>4 要配慮者等に対する第1次避難<br>の指示<br>5 避難先及び避難経路<br>6 高齢者等避難（警戒レベル3）<br>7 避難指示（警戒レベル4）<br>8 緊急安全確保（警戒レベル5）<br>9 その他必要な周知すべき事項 |

なお、伝達の内容については、上記の表の外、次の点についても伝達するものとする。

- ア 住家の戸締り
- イ 携行品と服装
- ウ 家財道具の整理及び家屋の補強（余裕あるとき）
- エ 単独行動の制限
- オ 誘導員の指示励行

### 3 警戒

警戒体制をとるべき時期については、次によるものとする。

- (1) 危険区域内の状況等に異状が生じた場合で市長が必要と認めたとき。
- (2) 本編2第1章第2節「土砂災害防止計画」中の当該区域の危険性等を考慮して決定する。

### 4 広報体制

本章第6節「広報」による広報体制を確保し、危険区域内の住民に対する避難準備等の広報活動を行う。

なお、強風が予想される場合についても、建物等からの工作物（ガラス・看板類）の落下物に住民等の注意を喚起するために必要な広報活動を行う。

### 5 避難

大規模な災害の発生又は発生するおそれのある場合、又は応急復旧班班長が必要と認めた場合、本章第11節「避難」により関係各班班長と連携し、危険区域内の住民及び滞在者等に対し避難指示及び誘導等の措置を講ずる。

土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定め、避難確保計画にその内容を定める。

### 第36節 災害救助法適用計画

| 活 動 の ポ イ ン ト  | 関 係 機 関 |
|--|---------|
| 1 住家滅失世帯数の算定基準<br>(1) 全壊・全焼・流失等世帯 ⇒ 1世帯<br>(2) 半壊・半焼等顕著な損傷世帯 ⇒ 1/2世帯<br>(3) 床上浸水・土砂堆積等による一時的居住不能世帯 ⇒ 1/3世帯<br>2 災害救助法適用基準<br>(1) 基準1号 ⇒ 80世帯、(2) 基準2号 ⇒ 40世帯 | 総 務 部   |

#### 1 計画の方針

この計画は、一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

#### 2 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について、市長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

#### 3 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

##### (1) 基準1号（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号）

市の住家滅失世帯数が、下表の基準に達したとき。

| 市 の 人 口           | 住 家 滅 失 世 帯 数 |
|-------------------|---------------|
| 73,173人（令和2年国勢調査） | 80世帯          |

##### (2) 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が下表の基準に達したとき。

| 市 の 人 口           | 住 家 滅 失 世 帯 数 |
|-------------------|---------------|
| 73,173人（令和2年国勢調査） | 40世帯          |

- (3) 茨城県の地域内の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

#### 4 住家滅失世帯数の算定基準等

##### (1) 住家滅失世帯数の算定

- ア 全壊（焼）又は流失世帯は 1 世帯とする。
- イ 半壊（焼）等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって 1 世帯とする。
- ウ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は 3 世帯をもって 1 世帯とする。

##### (2) 住家の滅失等の認定

- ア 住家の全壊（焼）流出により滅失したもの
  - (ア) 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもの
  - (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のもの
- イ 住家の半壊又は半焼する等著しく損傷したもの
  - (ア) 住家の損壊、焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの
  - (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のもの
- ウ 住家の床上浸水、土砂堆積等で一時的住居困難状態となったもの
  - (ア) ア、イに該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの
  - (イ) 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

##### (3) 世帯及び住家の単位

- ア 世帯
  - 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- イ 住家
  - 現実に住居のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれ一住家として取り扱う。

## 5 適用手続

- (1) 市長は、本市における災害が前記「3 適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、法の適用について協議する。
- (2) 市長は、前記「3 適用基準」の(3)の後段及び(4)の状態で被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。
- (3) 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

## 6 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。なお、知事は、救助を迅速、的確に行うため次に掲げる(1)から(10)まではあらかじめ職権の一部を市長に委任するものとする。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 遺体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## 7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」の定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

## 8 被害状況報告

県への被害状況報告は、本章第4節「被害情報の収集・伝達計画」による。

## 9 災害救助法に基づく救助費用の申請及び補助申請

- (1) 災害救助法に基づく救助費用の申請

災害救助法に基づく救助実施の費用は、請求書に経費支払証拠書類の写を添えて、知事に申請する。

(2) 災害救助法が適用されない場合の災害救助費用の補助申請

災害救助法が適用されない場合において、市長が、被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）又は災害による死亡者の埋葬を実施した場合は、茨城県り災救助基金管理規則（昭和46年茨城県規則第39号）の定めるところにより、知事に要した額の補助申請をする。

ア 補助を受けられる場合

滅失世帯が7世帯以上に達したとき。なお、滅失世帯の算定は次による。

- (ア) 住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は、2世帯をもってそれぞれ住家が滅失した世帯とみなす。
- (イ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は、5世帯をもってそれぞれ住家が滅失した世帯とみなす。

イ 救助補助額

それぞれ次に定める額の範囲で現に救助に要した額とする。

- (ア) 被服、寝具等の生活必需品の給付をした場合  
「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による
- (イ) 災害による死亡者の埋葬を行った場合  
「災害救助法に基づく救助の期間及び費用の限度額等」による

ウ 申請の手続

市長は、補助金の交付を受けようとするときは、救助が完了した日から1か月以内に「小災害救助補助金交付申請書」（別記様式参照）を知事に提出するものとする。

別記様式

小災害救助補助金交付申請書

|   |  |
|---|--|
| 年 月 日   |  |
| 茨城県知事 様   |  |
| 市<br>町長<br>村  |  |
|  |  |
| 小災害発生年月日  |  |
| 災害救助完了年月日   |  |
| 補助金交付申請額  |  |
| 添 付 書 類   | 小 災 害 救 助 状 況 調 査<br>別 紙 1<br>支 出 調 書<br>別 紙 2 |



別紙2

支 出 調 書

| 科 目              | 支 出 済 額 | 備 考 |
|------------------|---------|-----|
| 款<br>項<br>目<br>節 |         |     |

上記のとおり支出したことを証明する。

年 月 日

市  
町長  
村

# 第3章 災害復旧計画

## 第1節 公共施設の災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

また、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成するものとし、ここに記載がないものについては、地震災害対策計画編に準じて実施するものとする。

### 第1 災害復旧事業計画の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
  - (1) 河川公共土木施設事業復旧計画
  - (2) 砂防設備事業復旧計画
  - (3) 林地荒廃防止施設事業復旧計画
  - (4) 道路公共土木施設事業復旧計画
- 2 農林水産業施設復旧事業計画
  - (1) 農地、農業用施設事業復旧計画
  - (2) その他施設
    - ア 林業施設事業復旧計画
    - イ 共同利用施設事業復旧計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道等災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11 その他の計画

### 第2 復旧事業の方針

#### 1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について必要な措置をとること。

## 2 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担若しくは補助するものについて、県又は市その他の機関は、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるよう努める。

## 3 緊急査定の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

## 4 災害復旧事業期間の短縮

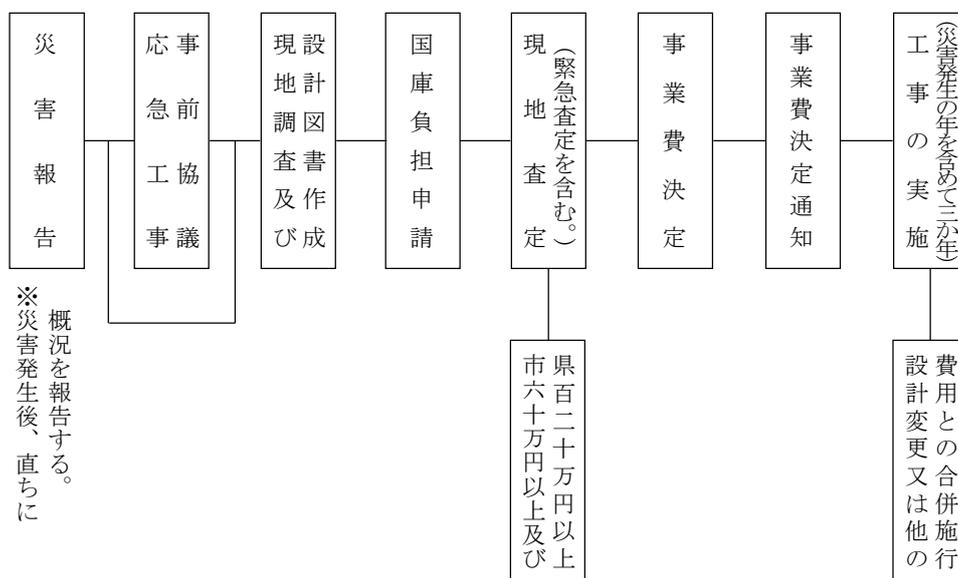
復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

## 5 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるように努める。

## 6 公共土木施設災害復旧事業（河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、橋梁、道路、下水道、公園）の取扱い手続は次のとおりである。

### (1) 公共事業について



なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同法施行令（昭和26年政令第107号）、同法施行規則（昭和26年運輸省令第46号）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

(2) 小災害の措置について

上記以外の小災害（上記の国庫災害からはずしたものを含む。）で、将来再び出水等の際に被害の原因となると認められるものは、県単事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

## 第 2 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、若しくは補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

### 第 1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の 1/2 を国庫補助する。
- 9 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

### 第 2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市は、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第 3 条、同法施行令（昭和 37 年政令第 403 号）第 2 条・第 3 条）

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業

#### (2) 公共土木施設災害関連事業

公共土木施設災害復旧事業施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 1 条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が 2 / 3 未満のもの（道路、砂防を除く。）

(3) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

(4) 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第 8 条第 2 項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

(5) 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第 40 条（地方公共団体及び地方独立行政法人が設置するもの）又は第 41 条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）の規定により設置された施設の災害復旧事業

(6) 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第 35 条第 2 項から第 4 項までの規定により設置された施設の災害復旧事業

(7) 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第 15 条の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

(8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第 28 条第 1 項又は第 2 項の規定により、県又は市が設置した施設の災害復旧事業

(9) 障害者支援施設災害復旧事業

障害者自立支援法第 79 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 83 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により県又は市町村が設置した施設の災害復旧事業

(10) 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法第 36 条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

(12) 感染症予防事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 58 条の規定により県の支弁に係る感染症予防事業及び同法 57 条の規定により市長が行う感染症予防事業

(13) 堆積土砂排除事業

ア 公共施設の区域内的の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの

イ 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

(14) たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が 30 ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

2 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第 3 条第 1 項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設については、法令及び政令に従い、採択限度額の引下げや補助率の嵩上げを行う。

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号。以下「天災融資法」という。）第 2 条第 1 項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の 2 点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額 250 万円に政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額については 600 万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について、7 年以内とする。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所の湛水排除事業費の補助

3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例

ア 激甚法による指定がなされた場合、被災地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する保証の特例が定められている。

イ 災害等の突発的事由により、特定の地域及び業種が中小企業信用保険法に基づき指定を受けた場合、当該地域及び業種に属する中小企業者等の再建資金の借入について、保証の特例が定められている。

(2) 廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する、廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けた貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。

(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の財政援助及び助成

(1) 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設でその災害の復旧に要する経費の額が1つの公立社会教育施設ごとに60万円以上のものである。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する1つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が750円以上で、1つの学校について、幼稚園は60万円以上、特別支援学校は90万円以上、小、中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短大は240万円以上、大学は300万円以上の場合である。

(3) 日本私学振興財団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付

(4) 市が施行する感染症予防事業に関する特例

(5) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例

国は、指定地方公共団体である県が被災者に対する母子及び寡婦福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた額の3倍に相当する金額を県に対して貸付ける。

(6) 水防資材費の補助の特例

次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される。

- ア 県に対して補助する場合は、激甚災害に対し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が 190 万円を超える県
- イ 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が 35 万円をこえる水防管理団体  
なお、補助率は 2 / 3 である。
- (7) 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (8) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

## 第 3 節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

### 第 1 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

- 1 天災融資法第 2 条第 1 項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

#### (1) 貸付の内容

##### ア 貸付の相手方

被害農林漁業者

##### イ 貸付対象事業

種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業経営に必要な資金

##### ウ 貸付利率

年 6.5%以内（利率はその都度定める。）

##### エ 償還期限

6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）

##### オ 貸付の限度額

被害農林漁業者当り 200 万円以内（激甚災害のときは 250 万円）

##### カ 貸付機関

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関

##### キ その他

市長の被害認定が必要である。

- 2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

- (1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第 2 条第 12 項に基づき、条例で指定された災害及び被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

##### ア 貸付の相手方

被害農林漁業者

イ 貸付対象事業

種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金

ウ 貸付利率

年5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は年3%以内）

エ 償還期限

6年以内

オ 貸付限度額

被害農林漁業者当たり 200 万円以内

カ 貸付機関

農業協同組合、森林組合又は金融機関

キ その他

市長の被害認定が必要

- (2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13項に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。

ア 貸付の相手方

被害組合

イ 貸付対象事業

指定災害により被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金

ウ 貸付利率

年6.5%以内

エ 償還期限

3年以内

オ 貸付限度額

2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）

カ 貸付機関

農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会又は金融機関

- (3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

- ア 貸付の相手方  
被害農業者又は特別被害農業者
- イ 貸付対象事業  
指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
- ウ 貸付利率  
年5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は年3%以内）
- エ 償還期限  
12年以内（共同利用施設は15年以内）
- オ 貸付限度額  
被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
- カ 貸付機関  
農業協同組合、農業協同組合連合会又は金融機関
- キ その他  
市長の被害認定が必要

3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。

- ア 償還期限
  - <共同利用施設>  
20年（据置3年を含む。）以内
  - <主務大臣指定施設>  
果樹の改樹等25年（据置10年を含む。）以内  
15年（据置3年を含む。）以内
- イ 貸付利率  
公庫所定の利率による
- ウ 貸付限度額
  - <共同利用施設>  
貸付対象事業費の80%
  - <主務大臣指定施設>  
貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船20トン未満：1,000万、20トン以上：最大11億円）のいずれか低い額
- エ 担 保  
保証若しくは担保

## オ その他

日本政策金融公庫のほか、農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等で申し込み可能。

市町村長が発行する「り災証明書」が必要。

### 4 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう指導する。

## 第2 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫)の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は、次の措置を実施し、国に対しても要望する。

### 1 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

### 2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

### 3 中小企業者に対する金融制度の周知

中小企業者に対する金融制度として、県が市、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について周知徹底を図る。

### 4 その他の措置

一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

## 第3 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

### 1 災害復興住宅建設資金

#### ア 貸付対象者

50%以上の被害を受けたもので、13 m<sup>2</sup>以上 175 m<sup>2</sup>以内の住宅部分を有する住宅を建設する者

イ 貸付限度

原則 1,500 万円以内

ウ 土地取得費

原則 970 万円以内

エ 整地費

400 万円以内

オ 償還期間

(ア) 木造等（一般）25 年以内

(イ) 耐火、準耐火、木造（耐久性）35 年以内

2 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金

ア 貸付対象者

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書の交付を受けた者で、50 m<sup>2</sup>（共同建ての場合は 30 m<sup>2</sup>）以上 175 m<sup>2</sup>以下の住宅部分を有する住宅を購入する者

イ 貸付限度

①新築住宅 原則 2,470 万円以内（土地取得資金を含む）

②リ・ユース住宅 原則 2,170 万円以内（土地取得資金を含む）

ウ 償還期間

25～35 年以内

3 補修資金

ア 貸付対象者

補修に要する費用が 10 万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者

イ 貸付限度 600 万円以内

ウ 移転費 400 万円以内

エ 整地費 400 万円以内

オ 償還期間 20 年以内

3 県及び市の措置

(1) 災害復興住宅資金

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(2) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が概ね10戸以上となった場合に市長は、被災者の希望により災害の実態を調査したうえで、被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構南関東支所に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

第4 生活福祉資金貸付

県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規定」に基づき、災害により被害を受けだ低所得者世帯に対し、経済的自立及び、生活意欲の助長促進等が図られると認められる者について、民生委員及び笠間市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び修学資金に限り、貸付対象とすることができる。

「生活福祉資金貸付内容一覧」

| 資金種類       |         | 対象世帯   |  |       | 貸付条件  |  |  |        |                                       |                                       |    |
|------------|---------|--|--|-------|-------|--|--|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|----|
|            |         | 低所得世帯  | 障害者世帯                                    | 高齢者世帯 | 貸付限度額 | 据置期間                                   | 償還期間   | 利子     |                                       |                                       |    |
| 総合支援資金(※1) | 生活支援費   | 生活再建までの間に必要な生活費用   | ●  | —     | —     | (二人以上世帯)<br>月200千円<br>(単身世帯)<br>月150千円 | 6月(※2)   | 10年    | 連帯保証人あり<br>無利子<br><br>連帯保証人なし<br>年15% |                                       |    |
|            | 住宅入居費   | 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用(原則として、当該入居予定住宅の賃料について住宅手当の申請を行っている場合に限る。) | ●  | —     | —     | 400千円                                  |  |        |                                       |                                       |    |
|            | 一時生活再建費 | 生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用                              | ●  | —     | —     | 600千円                                  |  |        |                                       |                                       |    |
| 福祉資金       | 福祉費     | 資金の目的  | 生業を営むために必要な経費                            | ●     | ●     | ●                                      | 4,600千円  | 6月(※2) | 20年                                   | 連帯保証人あり<br>無利子<br><br>連帯保証人なし<br>年15% |    |
|            |         |  | 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費        | ●     | ●     | —                                      | (6月程度)<br>1,300千円<br>(1年程度)<br>2,200千円<br>(2年程度)<br>4,000千円<br>(3年以内)<br>5,800千円 |        | 8年                                    |                                       |    |
|            |         |  | 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な事業              | ●     | ●     | ●                                      | 貸付上限額  |        | 2,500千円                               |                                       | 7年 |
|            |         |  | 福祉用具等の購入に必要な経費                           | —     | ●     | ●                                      | 1,700千円  |        | 8年                                    |                                       |    |
|            |         |  | 障害者用自動車の購入に必要な経費                         | —     | ●     | —                                      | 2,500千円  |        | 8年                                    |                                       |    |
|            |         |  | 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費              | ●     | ●     | ●                                      | 5,136千円  |        | 10年                                   |                                       |    |
|            |         |  | 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 | ●     | —     | ●                                      | (1年以内)<br>1,700千円<br>(1年を超え1年6月以内)<br>2,300千円                                    |        | 5年                                    |                                       |    |

| 資金種類       |                   | 対象世帯   |       |       | 貸付条件  |  |         |         |                         |
|------------|-------------------|--|-------|-------|-------|--|---------|---------|-------------------------|
|            |                   | 低所得世帯  | 障害者世帯 | 高齢者世帯 | 貸付限度額 | 据置期間   | 償還期間    | 利子      |                         |
|            |                   | 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費  | ●     | ●     | ●     | (1年以内)<br>1,700千円<br>(1年を超え1年6月以内)<br>2,300千円                                  |         | 5年      |                         |
|            |                   | 災害を受けたことにより臨時に必要な経費  | ●     | ●     | ●     | 1,500千円  |         | 7年      |                         |
|            |                   | 冠婚葬祭に必要な経費   | ●     | ●     | ●     | 500千円  |         | 3年      |                         |
|            |                   | 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費   | ●     | ●     | ●     | 500千円  |         | 3年      |                         |
|            |                   | 就職、技能習得等の支度に必要な経費  | ●     | ●     | ●     | 500千円  |         | 3年      |                         |
|            |                   | その他日常生活上一時的に必要な経費  | ●     | ●     | ●     | 500千円  |         | 3年      |                         |
| 福祉資金       | 緊急小口資金(※1)        | 次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金<br>・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき<br>・火災等被災によって臨時の生活費が必要とき<br>・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき<br>・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき<br>・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき<br>・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき<br>・法に基づく支援や実施期間及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき<br>・給与等の盗難によって生活費が必要とき<br>・その他これらと同等のやむを得ない自由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき | ●     | ●     | ●     | 100千円  | 2月(※2)  | 12月     | 無利子                     |
| 教育支援資金     | 教育支援費             | 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費   | ●     | —     | —     | (高校)月35千円<br>(高専)月60千円<br>(短大)月60千円<br>(大学)月65千円<br>※特に必要と認める場合に限り、上記金額の1.5倍まで | 卒業後6月   | 20年     | 無利子                     |
|            | 就学支度費             | 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費   |       |       |       | 500千円  |         |         |                         |
| 不動産担保型生活資金 | 不動産担保型生活資金        | 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金  | ●     | —     | ●     | ・住居している不動産(土地)の評価額の7割程度<br>・月300千円   | 契約終了後3月 | 据置期間終了時 | 年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率 |
|            | 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金  | ●     | —     | ●     | ・居住用不動産の評価額の7割(集合住宅の場合は5割)   | 契約終了後3月 | 据置期間終了時 | 年3%又は長期プライムレートのいずれか     |

| 資金種類 | 対象世帯  |       |       | 貸付条件                                 |      |      |      |
|------|-------|-------|-------|--------------------------------------|------|------|------|
|      | 低所得世帯 | 障害者世帯 | 高齢者世帯 | 貸付限度額                                | 据置期間 | 償還期間 | 利子   |
|      |       |       |       | ・貸付基本額（当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額） |      |      | 低い利率 |

- ※1 原目として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。  
 ※2 災害を受けたことによる貸付けの場合には、災害の状況に応じ、貸付けの日から2年を超えない範囲内で据置期間を伸長することができる。  
 ※3 総合支援資金のうち生活支援費の貸付期間は、原則として3月とし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合等においては、最長12月まで延長することができる。第5 母子寡婦福祉資金

## 第5 母子寡婦福祉資金

県は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦資金の貸付を行う

(住宅資金)

### 1 対象者

母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦

### 2 貸付限度

150万円以内(特に必要と認められる場合200万円以内)

### 3 償還期間

6ヶ月以内の据置期間経過後6年以内(特に必要と認められる場合7年以内)

### 4 貸付利率

無利子(保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子)

## 第6 義援金品の募集及び配分

### 1 義援金品の募集及び受付

県(保健福祉部)、市、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会は、一般県民及び他都道府県民等への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。

なお、募集にあたっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

### 2 委員会の設置

#### (1) 委員会の設置

県は、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

## (2) 委員会の設置

委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。

- ア 茨城県
- イ 茨城県市長会
- ウ 茨城県町村会
- エ 日本赤十字社茨城県支部
- オ 茨城県共同募金会
- カ 株式会社茨城新聞
- キ 株式会社茨城放送

## 3 義援金品の保管

一般県民及び他都道府県民等から寄託された被災者に対する義援金品については、各受付機関において適正に保管する。

なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

## 4 義援金品の配分

### (1) 配分方法の決定

委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議のうえ決定する。

なお、県で受け付けた義援品については、市の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

### (2) 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

### (3) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、茨城県防災会議に報告するとともに、報道機関等を通じて公表する。

## 第7 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

自然災害により家族を失い、若しくは精神又は身体に障害を受け、あるいは住家、家財を失った個人を救済するため、市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく笠間市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第101号）の定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

また、市は各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に被災証明書の交付体制を確立し、被災者に被災証明書を交付するものとする。

## 1 災害弔慰金の支給

|             |  |
|-------------|--|
| 対 象 災 害     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市において住居が5世帯以上滅失した自然災害</li> <li>・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害</li> <li>・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害</li> <li>・救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害</li> </ul> |
| 支 給 額       | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生計維持者が死亡した場合 500万円</li> <li>② その他の者が死亡した場合 250万円</li> </ul>   |
| 遺 族 の 範 囲   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①配偶者、父母、子、孫、祖父母</li> <li>②①の遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）</li> </ul>  |
| 費 用 負 担 割 合 | 国（1／2）、県（1／4）、市（1／4）   |

## 2 災害障害見舞金の支給

|             |  |
|-------------|--|
| 対 象 災 害     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市において住家が5世帯以上滅失した自然災害</li> <li>・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害</li> <li>・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害</li> <li>・救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害</li> </ul>   |
| 支 給 額       | <p>上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼が失明したもの</li> <li>② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの</li> <li>③ 神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>⑥ 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>⑧ 両下肢の用を全廃したもの</li> <li>⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの</li> </ul> |
| 遺 族 の 範 囲   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円</li> <li>② その他の者が障害を受けた場合 125万円</li> </ul>   |
| 費 用 負 担 割 合 | 国（1／2）、県（1／4）、市（1／4）   |

### 3 災害援護資金の貸付

|             |   |                             |
|-------------|---|-----------------------------|
| 対 象 災 害     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法の救助が行われた災害</li> <li>・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害</li> </ul>  |                             |
| 貸 付 限 度 額   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</li> <li>② 家財の1/3以上の損害 150万円</li> <li>③ 住居の半壊 170(250)万円</li> <li>④ 住居の全壊 250(350)万円</li> <li>⑤ 住居の全体が滅失 350万円</li> <li>⑥ ①と②が重複 250万円</li> <li>⑦ ①と③が重複 270(350)万円</li> <li>⑧ ①と④が重複 350万円</li> </ul> <p>特別の事情がある場合は( )内の額</p> |                             |
| 貸 付 条 件     | 所 得 制 限   | (世帯人員) (市町村民税における前年の総所得金額)  |
|             |   | 1 人 220万円                   |
|             |   | 2 人 430万円                   |
|             |   | 3 人 620万円                   |
|             |   | 4 人 730万円                   |
|             |   | 5人以上 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 |
|             | ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。  |                             |
| 貸 付 利 率     | 年3% (据置期間は無利子)  |                             |
| 据 置 期 間     | 3年 (特別の事情のある場合は5年)  |                             |
| 償 還 期 限     | 10年 (据置期間を含む)   |                             |
| 償 還 方 法     | 年賦、半年賦又は月賦  |                             |
| 貸 付 原 資 負 担 | 国 (2/3)、県 (1/3)   |                             |

### 4 災害見舞金の支給

県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県災害見舞金支給要」(平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用)に基づき、見舞金を支給する。

|             |   |  |
|-------------|---|--|
| 対 象 災 害     | <p>県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの<br/>         だし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害 見舞金の支給要件に該当する者</li> <li>(2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活 再建支援金の支給要件に該当する者</li> <li>(3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対 象事業の支給の要件に該当する者</li> </ul> |  |
| 支 給 額       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・死 亡 1人当たり 10万円</li> <li>・重度障害 1人当たり 5万円</li> <li>・住家全壊 1世帯当たり 5万円</li> <li>・住家半壊 1世帯当たり 3万円</li> <li>・床上浸水 1世帯当たり 2万円</li> </ul>  |  |
| 費 用 負 担 割 合 | 県 (10/10)   |  |

## 第8 郵政関係保護

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

### 1 郵便関係

#### (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が適用された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

#### (2) 被災者の差し出す郵便物

被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

#### (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

## 第9 被災者生活再建支援法による支援金の支給

市単位又は地域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、経済的理由等で自力による生活再建が困難な者に対して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

### 1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、笠間市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

#### (1) 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第2条第2号）

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（イ及びウに掲げる世帯を除く。）

(2) 住家の減失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救済法における基準を参照

2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した笠間市の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第1号)
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した笠間市の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号)
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した茨城県の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号)
- (4) 5人以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した笠間市の区域にあつて、上記(1)、(2)、(3)に規定する区域に隣接するものに係る当該自然災害(支援法施行令第1条第4号)
- (5) (3)又は(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第5号)

3 支援法の適用手続き

(1) 市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、「被害者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告」により知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告(「被害状況報告表」別記様式1)で兼ねることができるものとする。

別記様式2(被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書)

(2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

知事は、市町村長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めるときは、内閣府政策統括官(防災担当)及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。なお、当該市町村には、支援法が適用されたことを通知する。

4 支援金支給の基準

(1) 支給対象世帯の対象経費と支給限度額

支援金支給の対象となるのは、大規模半壊以上の被害を受けた世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する資金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）の2つの支援金の合計額となる。

(単位:万円)

| 区 分                 |             | 基礎支援金<br>住宅の被害程度<br>① | 加算支援金<br>住宅の再選方法<br>② | 計<br>①+② |
|---------------------|-------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 複数世帯<br>(世帯の構成員が複数) | 全壊世帯        | 100                   | 建設・購入 200             | 300      |
|                     |             |                       | 補修 100                | 200      |
|                     |             |                       | 賃借 50                 | 150      |
|                     | 大規模<br>半壊世帯 | 50                    | 建設・購入 200             | 250      |
|                     |             |                       | 補修 100                | 150      |
|                     |             |                       | 賃借 50                 | 100      |
|                     | 中規模<br>半壊世帯 | —                     | 建設・購入 100             | 100      |
|                     |             |                       | 補修 50                 | 50       |
|                     |             |                       | 賃借 25                 | 25       |
| 単数世帯<br>(世帯の構成員が単数) | 全壊世帯        | 75                    | 建設・購入 150             | 225      |
|                     |             |                       | 補修 75                 | 150      |
|                     |             |                       | 賃借 37.5               | 112.5    |
|                     | 大規模<br>半壊世帯 | 37.5                  | 建設・購入 150             | 187.5    |
|                     |             |                       | 補修 75                 | 112.5    |
|                     |             |                       | 賃借 37.5               | 75       |
|                     | 中規模<br>半壊世帯 | —                     | 建設・購入 75              | 75       |
|                     |             |                       | 補修 37.5               | 37.5     |
|                     |             |                       | 賃借 18.75              | 18.75    |

別記(被災者生活再建支援金支給対象要援護世帯一覧表)

## (2) 支給対象経費

支給対象となる経費は、次のとおりとする。

### ア 生活関係経費

- (ア) 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
- (イ) 自然災害により負傷し又は疾病にかかった者の医療費
- (ウ) 住居の移転費又は移転のための交通費
- (エ) 住居を賃借する場合の礼金

### イ 住居関係経費

- (ア) 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費(50万円を限度)
- (イ) 住宅の解体(除去)・撤去・整地費
- (ウ) 住宅の建設・購入又は補修のための借入金等の利息
- (エ) ローン保証料、その他の住宅の建替え等に係る諸経費

## 5 支援金支給申請手続き

### (1) 支給申請手続き等の説明

市は、住家が全焼したと認定した世帯に対して、支給対象世帯、支給対象経費、支給限度額、支給申請手続き等について説明する。

### (2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア 住民票等世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 世帯の前年の総所得金額が確認できる証明書類

ウ 要援護世帯であることが確認できる書類

エ 罹災証明書類

### (3) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上、速やかに県に送付する。

### (4) 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

県は、市から送付された申請書類等を確認・点検するとともに速やかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

## 6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支給金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給する。

### (1) 支援金の現金支給

市は、口座振替による支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

別記様式 1

|   |            |                   |     |   |     |   |  |
|---|------------|-------------------|-----|---|-----|---|--|
| 保健福祉部<br>厚生総務課  | 被害状況報告表    | 発生<br>中間 様式<br>決定 |     |   |     |   |  |
| 年 月 日 時現在   |            |                   |     |   |     |   |  |
| 笠 間 市   |            |                   |     |   |     |   |  |
| ① 災害発生の日時   |            |                   |     |   |     |   |  |
| ② 災害発生の場所   |            |                   |     |   |     |   |  |
| ③ 災害発生の原因   |            |                   |     |   |     |   |  |
| ④ 災害の状況   |            |                   |     |   |     |   |  |
| 区 分   |            | 棟                 | 世 帯 | 人 | 備 考 |   |  |
| ア   | 人的<br>被害   | 死                 | 傷   | / | /   |   |  |
| イ   |            | 行方不明者             |     | / | /   |   |  |
| ウ   |            | 負                 | 重   | 傷 | /   | / |  |
| エ   |            | 傷                 | 軽   | 傷 | /   | / |  |
| オ   | 住家<br>被害   | 全壊・全焼又は流失         |     | 棟 | 世 帯 | 人 |  |
| カ   |            | 半壊又は半焼            |     |   |     |   |  |
| キ   |            | 一部破損              |     |   |     |   |  |
| ク   |            | 床上浸水              |     |   |     |   |  |
| ケ   |            | 床下浸水              |     |   |     |   |  |
| ⑤ 救助の措置   |            |                   |     |   |     |   |  |
| 救助の種類   |            |                   |     |   |     |   |  |
| 区 分   |            |                   |     |   |     |   |  |
| ア   | すでに措置したもの  |                   |     |   |     |   |  |
| イ   | 今後措置を要するもの |                   |     |   |     |   |  |
| ⑥ その他の特記事項  |            |                   |     |   |     |   |  |
| 年 月 日 時報告   |            |                   |     |   |     |   |  |
| 茨城県保健福祉部長殿<br>(地方福祉事務所経由)                                 |            |                   |     |   |     |   |  |
| (報告者) 笠間市災害対策本部長<br>報告書作成者 職氏名                            |            |                   |     |   |     |   |  |
| ㊞   |            |                   |     |   |     |   |  |
| (注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。<br>2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。 |            |                   |     |   |     |   |  |

被災者生活再建支援法の適用

番 号  
年

月 日

被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書

茨城県知事

殿

笠間市長

印

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第 1 条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

|                           |                 |            |            |               |     |
|---------------------------|-----------------|------------|------------|---------------|-----|
| 災 害 発 生 日 時               | 年 月 日 午前・午後 時 分 |            |            |               |     |
| 災害の原因及び概況                 |                 |            |            |               |     |
| 被害の状況<br>災害発生場所<br>(町・字名) | 人口              | 全 壊<br>世帯数 | 半 壊<br>世帯数 | 床上浸水<br>世 帯 数 | 備 考 |
|                           | 人               | 世帯         | 世帯         | 世帯            |     |
|                           |                 |            |            |               |     |
|                           |                 |            |            |               |     |
|                           |                 |            |            |               |     |
| 合 計                       |                 |            |            |               |     |

注 1:被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 1 号に該当する市にあっては全ての項目を記載すること。

注 2: 被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 2 号又は 3 号に該当する市町村にあっては、全壊世帯数のみ記載すること。

## 被災者生活再建支援金支給対象要援護世帯一覧表

| 支給対象となる要援護世帯           | 必要な書類   |                                     |
|------------------------|---|-------------------------------------|
| 心神喪失・重度知的障害者世帯         | 心身喪失の状況にある方又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた方が同居している世帯                | ・療育手帳の写し<br>・医師の判定等障害の程度が確認できる書類    |
| 1級の精神障害者世帯             | 1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が同居している世帯   | ・精神障害者保健福祉手帳の写し                     |
| 1、2級の身体障害者世帯           | 1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている方が同居している世帯   | ・身体障害者手帳の写し                         |
| 1級の障害基礎年金受給者世帯         | 国民年金法による障害基礎年金の等級が1級であることが確認できる年金証書を受けている方が同居している世帯   | ・障害の等級が1級の年金証書の写し                   |
| 1級の特別児童扶養手当受給者世帯       | 特別児童扶養手当を支給されている障害等級が1級の障害児又は障害児福祉手当が支給されている特別障害者、国民年金法等の一部を改正する法律により福祉手当が支給されている方が同居している世帯 | ・手当証書等の写し                           |
| 特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者世帯 | 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、精神上又は身体上の障害の程度が恩給法の特別項症から第三項症までの方が同居している世帯                                | ・戦傷病者手帳の写し                          |
| 原子爆弾被爆者世帯              | 被爆者健康手帳の交付を受けている方で、厚生大臣又は厚生労働大臣の認定を受けている方が同居している世帯  | ①被爆者健康手帳の写し<br>②厚生大臣又は厚生労働大臣の認定書の写し |
| 公害健康被害者世帯              | 公害医療手帳の交付を受けている方で、障害の程度が特急～2級に該当する方が同居している世帯  | ・決定通知書等障害の程度が認定できる書類                |
| 就床の常況にある複雑な要介護者世帯      | 常に就床を要し、複雑な介護を要する方が同居している世帯   | ・医師の診断書等                            |
| 65歳以上の障害者世帯            | 精神又は身体に障害のある65歳以上の方でその障害の程度が、上に掲げる心神喪失・重度知的障害者世帯又は1、2級の身体障害者世帯に準ずる方が同居している世帯                | ・笠間市長及び福祉事務所長の認定を受けていることが確認できる書類    |
| 治療方法未確立の疾病その他特殊疾病患者世帯  | 原因不明、治療方法未確立であり後遺症を残す恐れが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、介護等に著しく人手を要し、家族の精神的負担等が大きい疾病に罹患している方が同居している世帯     | ・各種医療受給者証等の写し                       |
| 母子・父子世帯                | 配偶者のいない方が児童を扶養している世帯(児童とは、被災日において満18歳未満の方又は20歳未満で一定の障害の状態にある方をいいます。)                        | ・児童扶養手当証書の写し<br>又は戸籍謄本等             |
| 父母のいない児童世帯             | 父母の両方がいない児童又は父母に看護されていない児童が同居している世帯   | ・児童扶養手当証書の写し<br>又は戸籍謄本等             |
| 生活保護世帯                 | 生活保護法による要保護者である者が属する世帯  | ・生活保護適用(受給)証明書                      |

## 第 4 節 その他の保護計画

被害を受けた地域の市民生活を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災者に対する次の対策を講ずるものとする。

### 第 1 被災者に対する職業のあっせん

- 1 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望適性等を考慮し、適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。
- 2 被災者の就職を開拓するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。

### 第 2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 第 3 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため県及び市は、低所得者に対し概ね次の措置を講ずるものとする。

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。

## 第 5 節 防災関係機関の復旧計画

### 第 1 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社の災害復旧計画

#### 1 災害復旧本部の設置

被害の程度に応じ災害現場に復旧本部を設置し、災害に対する非常措置、輸送、調査、連絡、警備、給与、救護、情報の発表、その他これに付帯することについて指揮をとる。

支社に対策本部が設置されたときは、前項の任務について指示をうけるとともに復旧状況を報告する。

急を要するものは、専決施行後速やかに対策本部長の承認を受ける。

#### 2 災害復旧の組織

- ・支社対策本部（支社・設備班） 公衆電話 232-0022
- ・地区対策本部
- ・現地対策本部

#### 3 復旧計画のすべて

災害の程度に応じ第 1、第 2、第 3 種に分け、必要に応じいつでも適当な人員、資材、機材及び救護材料等を派遣又は携行できるように定めている。

第 1 種 災害が大きく、輸送が長期にわたり途絶するような場合、交替で最大限の構成人員を必要とするものとする。

第 2 種 災害が比較的大きく、相当人数の編成を必要とするもの

第 3 種 災害が軽微で小人数の編成で間に合うもの

### 第 2 茨城海上保安部の災害復旧計画

海上保安部における災害復旧計画は次のとおりである。

- 1 水路測量及び緊急告示の実施
- 2 航路標識の復旧
- 3 信号所の復旧
- 4 通信施設の復旧
- 5 災害復旧物資の輸送
- 6 航路障害物の除去
- 7 治安対策

### 第 3 東日本電信電話株式会社茨城支店における災害復旧計画

#### 1 電話停止時の応急措置

- (1) 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

(3) 通信の利用制限

通信が著しく輻そうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

(4) 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

2 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

[電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等]

| 重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる） |  |
|--|--|
| 第一順位                                   | 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関 |
| 第二順位                                   | ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体         |
| 第三順位                                   | 第一順位、第二順位に該当しないもの  |

※上記のうち特に重要なユーザー（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

3 復旧を優先する電気通信サービス

- (1) 電話サービス（固定系・移動系）
- (2) 総合デジタル通信サービス
- (3) 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）
- (4) パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- (5) 衛星電話サービス

4 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

| 復旧順位 | 応急復旧の目標   |  |
|------|---|--|
| 第一段階 | 2に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、3に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話（特設 | 災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、 |

|      |   |  |
|------|---|--|
|      | 公衆電話) の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。                     | その他サービス及び重要加入者については 3 日以内を目標とする。       |
| 第二段階 | 第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復旧状況等に合わせ一般加入電話等の復旧も逐次行う。 | 第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くても 10 日以内*を目標とする。 |

\*激甚な災害等発生時は被災状況により最大約 1 ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約 2 週間、東日本大震災の場合で約 1 ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

#### 第 4 株式会社 N T T ドコモ茨城支店における災害復旧計画

1 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに努める。

##### 2 応急復旧の実施

###### (1) 災害対策本部の設置

震災等による災害が生じた場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

#### 第 5 警察通信の災害復旧計画

##### 1 通信の確保措置

災害により警察専用有線電話及び極超短波、超短波無線電話の常用通信が途絶した場合は、これらが復旧する間、応急用無線局、携帯用無線局及び有線電話の応急架設等をもって通信の確保を図る。

##### 2 通信施設の復旧

通信の復旧に当たっては、特に急速に復旧を要する施設の外は、次の順位により復旧を図る。

###### (1) 有線電話の復旧順位

###### ア 専用回線

(ア) 県警察本部～関東管区警察局線

(イ) 県警察本部～各警察署線

(ウ) 警察署～交番、駐在所線

(エ) 加入電話

(オ) 官公舎電話

###### イ 構内施設

(ア) 県警察本部施設

(イ) 警察署施設

- (ウ) 県警察学校、その他の施設
- (2) 無線施設の復旧順位
  - ア 極超短波通信施設
  - イ 県警察本部超短波施設
  - ウ 警察署超短波施設

## 3 航空災害対策計画

本計画は、市内において航空機の墜落等の航空災害による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定めるものとする。

### 第1章 災害予防

航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

#### 第1節 茨城県の航空状況

茨城県には、非公共用飛行場が2箇所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2箇所（前山下妻、茨城県庁）及び自衛隊の飛行場が2箇所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））及び茨城空港がある。また、茨城県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

#### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 情報の収集・連絡体制の整備

###### (1) 情報の収集・連絡

市は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、関係機関相互の緊急時の情報収集・連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を推進するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、民間企業、報道機関、市民等からの情報等多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

###### (2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、風水害等対策計画編2第2章第5節「通信計画」に準ずるものとする。

##### 2 災害応急体制の整備

###### (1) 職員の体制

市は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

## (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

なお、市は既に以下の協定を締結しており、今後はより具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

## 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

### (1) 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努めるものとする。

### (2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための対策については、風水害等対策計画編2第2章第18節「医療・助産計画」に準ずるものとする。

## 4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための対策としては、風水害等対策計画編2第2章第23節「輸送計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

## 5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努めるものとする。

## 6 防災関係機関の防災訓練の実施

市は、県や航空輸送事業者が相互に連携した訓練を実施する場合には、積極的に参加する。

## 第2章 災害応急対策

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 航空事故情報等の収集・連絡

〔発見者〕

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならないものとする。

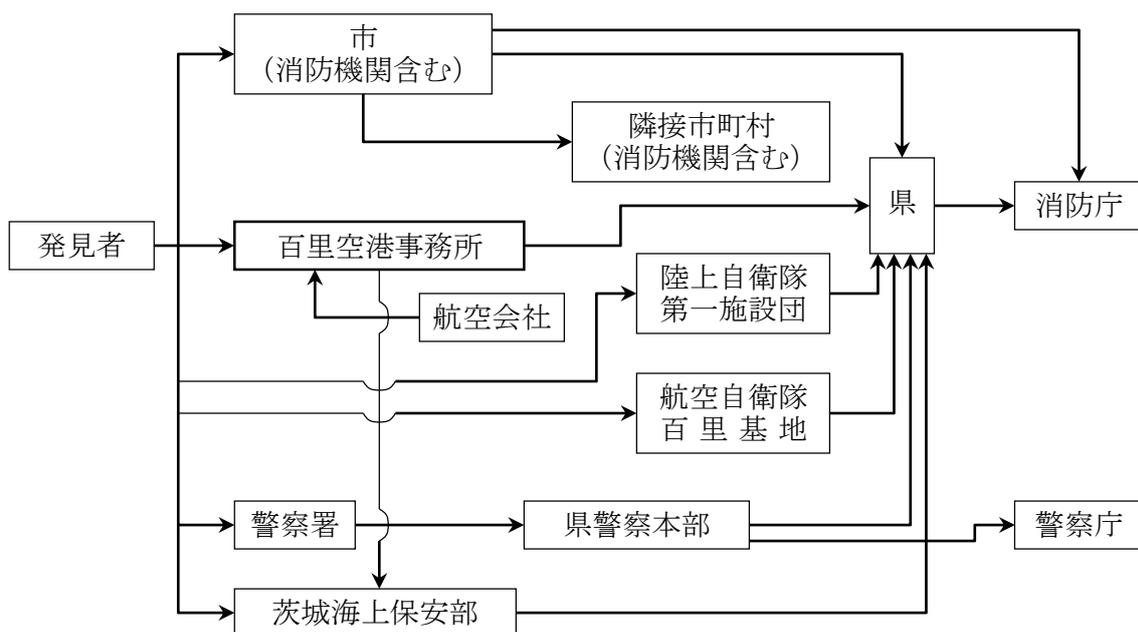
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

市は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

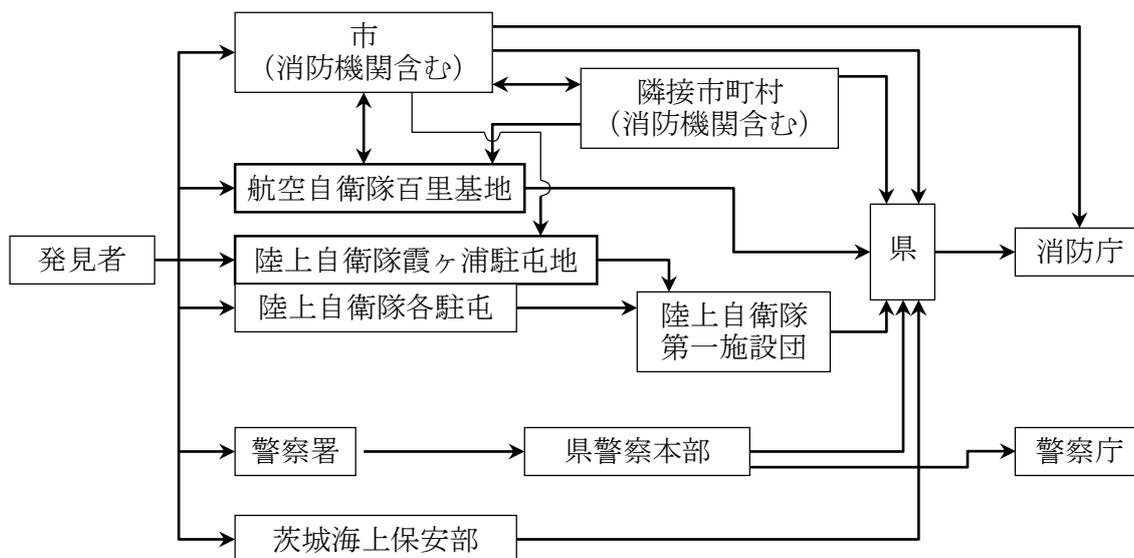
##### (2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

#### 民間機の場合



### 自衛隊機の場合



### 連絡先一覧

| 機 関 名         | 担 当 部 署         | 電話番号 (夜間・休日の場合)                    |
|---------------|-----------------|------------------------------------|
| 消 防 庁         | 応 急 対 策 室       | 03-5253-7527 [宿直室 03-5253-7777]    |
| 百 里 空 港 事 務 所 | 航空管制運航情報官       | 0299-54-0672 (同 左)                 |
| 茨 城 海 上 保 安 部 | 警 備 救 難 課       | 029-262-4304 (同 左)                 |
| 陸上自衛隊施設学校     | 警 備 課 防 衛 班     | 029-274-3211 内線 234 (同 内線 302)     |
| 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地   | 警 備 課           | 029-842-1211 内線 2410 (同 内線 2302)   |
| 航空自衛隊第7航空団    | 防 衛 班           | 0299-52-1331 内線 231 (同 内線 215)     |
| 茨 城 県         | 防 災 ・ 危 機 管 理 課 | 029-301-2896<br>029-301-2885 (同 左) |
| 茨 城 県 警 察 本 部 | 警 備 課           | 029-301-0110 内線 5751 (総合当直)        |

### (3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、応急対策活動情報に関し、必要に応じて関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。

## 第 2 節 活動体制の確立

### 1 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

### 2 広域的な応援体制

市は、県内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 27 節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

### 3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

市は、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 26 節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

## 第 3 節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

### 1 捜索活動

消防本部は、災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して捜索を実施するものとする。

### 2 救難、救助・救急及び消火活動

消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体的安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

また、隣接市町村等は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

### 3 資機材等の調達等

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

## 4 医療活動

市は、発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、風水害等対策計画編2第2章第18節「医療・助産計画」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

## 第4節 避難指示・誘導

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市が行う高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）等については、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」に準じて実施するものとする。

## 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### 1 交通の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関と相互に密接な連絡をとるものとする。

市は、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

## 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、風水害等対策計画編2第2章第6節「広報計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

## 1 情報伝達活動

市は、航空災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

## 2 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

## 第 7 節 遺族等事故災害関係者の対応

市は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

## 第 8 節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 19 節「防疫計画」及び同第 21 節「行方不明者等の処理埋葬計画」に準じて実施するものとし、特に、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

## 4 鉄道災害対策計画

本計画は、市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、または地域住民に相当の被害がおよぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1章 災害予防

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

#### 第1節 茨城県の鉄道状況

〔県内鉄道概況〕

(単位=km、人)

| 鉄道事業者名       | 路線名            | 営業<br>キロ | 輸送人員<br>(一日平均) | 区<br>間            |
|--------------|----------------|----------|----------------|-------------------|
| 東日本旅客鉄道(株)   | 常磐線            | 141.3    | 289,514        | 取手～大津港            |
| 〃            | 水戸線            | 45.3     | 23,295         | 友部～小田林            |
| 〃            | 水郡線            | 62.0     | 14,563         | 水戸～下野宮            |
| 〃            | 〃              | 9.5      |                | 上菅谷～常陸太田          |
| 〃            | 鹿島線            | 12.2     | 3,996          | 鹿島神宮～佐原           |
| 〃            | 宇都宮線           | 7.5      | 61,000         | 栗橋～古河             |
| 鹿島臨海鉄道(株)    | 大洗鹿島線          | 53.0     | 5,749          | 水戸～鹿島サッカースタジアム駅   |
| 〃 [貨物線]      | 鹿島臨港線          | 19.2     | —              | 鹿島サッカースタジアム駅～奥野谷浜 |
| 関東鉄道(株)      | 竜ヶ崎線           | 4.5      | 2,559          | 佐貫～竜ヶ崎            |
| 〃            | 常総線            | 51.1     | 28,472         | 取手～下館             |
| ひたちなか海浜鉄道(株) | 湊線             | 14.3     | 2,027          | 勝田～阿字ヶ浦           |
| 真岡鐵道(株)      | 真岡線            | 6.6      | 3,130          | 下館～ひぐち            |
| 日本貨物鉄道(株)    | 常磐線            | 141.3    | —              | 取手～大津港            |
| 〃            | 水戸線            | 45.3     | —              | 友部～小田林            |
| 首都圏新都市鉄道(株)  | つくば<br>エクスプレス線 | 24.2     | 44,100         | 守谷～つくば            |

資料：茨城県地域防災計画 風水害対策編5 鉄道災害対策編より

※日本貨物鉄道(株)の営業キロは東日本旅客鉄道(株)と路線が同じであるため除いてある。

※一日平均輸送人員は、平成27年度の各営業線の運行実績である。

なお、JR線（常磐線、水戸線、水郡線）については、JR東日本水戸支社営業館内の輸送実績、真岡線については、全区間（下館～茂木）の輸送実績である。

## 第 2 節 鉄道交通の安全のための情報の充実

### 1 気象情報発表伝達体制の確保

水戸地方気象台は、鉄軌道交通安全にかかる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況、あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表するものとする。

また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

### 2 鉄道の異常に関する情報の伝達

市は、鉄道と隣接する市道等において異常が発見され、鉄道の災害が発生するおそれがある場合に、鉄道事業者はその情報を迅速に提供する。

### 3 事故防止に関する知識の普及

鉄道事業者は、踏切における自動車等との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。

このため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うようにする。

## 第 3 節 鉄道交通安全運行の確保

### 1 異常気象時・地震等に対する予防対策の確立

鉄道事業者は、豪雨、強風、濃霧、吹雪等異常気象時及び地震等に対応する予防対策をマニュアル化する等予防対策を確立することに努めるものとする。具体的な対策としては、以下に記すもののほか、各鉄道事業者が定めるものとする。

#### (1) 施設の巡回検査の実施

事故災害防止のため日常線路を巡回し、線路全般にわたり巡視及び保安監督等を行うものとする。検査の基準及び方法は各鉄道事業者が定めるものとする。

#### (2) 運転規制の実施

列車運転中に災害による異常を感知したとき、又は各種警報機が動作した場合は、鉄道の安全な運行を確保するため運転規制を行うものとする。この場合、輸送指令員等は、運転規制区間を運転する全列車の運転士に対しその旨を通告するものとする。

#### (3) 教育訓練体制の充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

## 第 4 節 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、車両検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

## 第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1) 情報の収集・連絡

市は、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等の整備を推進する。

市は県とともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報等多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 通信手段の確保

市は、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 5 節「通信計画」を準用し、非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段の確保に努めるものとする。

### 2 災害応急体制の整備

#### (1) 職員の体制

市は、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じるものとする。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 防災関係機関相互の連携体制

市は、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

なお、市及び県は、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

### 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

#### (1) 救助・救急活動への備え

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。特に旅客の避難に関しては、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者に配慮した迅速かつ安全な避難誘導を実施するため、あらかじめマニュアルの整備に努めるとともに、職員への周知徹底を図るものとする。

市は県とともに、迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

#### (2) 医療活動への備え

市は県、日赤茨城県支部、病院及び医療関係団体とともに、風水害等対策計画編2第2章第18節「医療・助産計画」を準用し、医療活動に備えるものとする。

#### (3) 消火活動への備え

消防機関は、平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

#### 4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、風水害等対策計画編2第2章第23節「輸送計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

鉄道事業者は、発災時に応急対策を実施するために必要な人員及び資機材を輸送するため、緊急自動車の整備に努めるものとする。

市は県とともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。また、災害時の交通規制を円滑に行うため、県が整備業者等との間に締結している「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定H9.7.2締結」の推進を図るとともに、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。

#### 5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画するよう努めるものとする。

#### 6 防災関係機関の防災訓練の実施

鉄道事業者は、事故災害を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関をはじめとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

市は県とともに、相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件での設定をする等実践的な訓練に努めるものとする。

## 7 災害復旧への備え

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設・車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

## 8 鉄道交通安全環境の整備

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、路線防護施設の整備促進に努めるものとする。

また、列車集中制御システム（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

県、道路管理者及び鉄道事業者は、事故未然防止のため、踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の実施・踏切道の統廃合の促進等安全環境の整備に努めるものとする。

## 9 再発防止対策の実施

鉄道事業者は、事故発生後、警察機関、消防機関等との協力を得て、事故災害発生の直接または間接の要因となる事実について調査を進め、事実の整理を行うものとする。

また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

## 第2章 災害応急対策

鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 鉄道災害情報等の収集・連絡

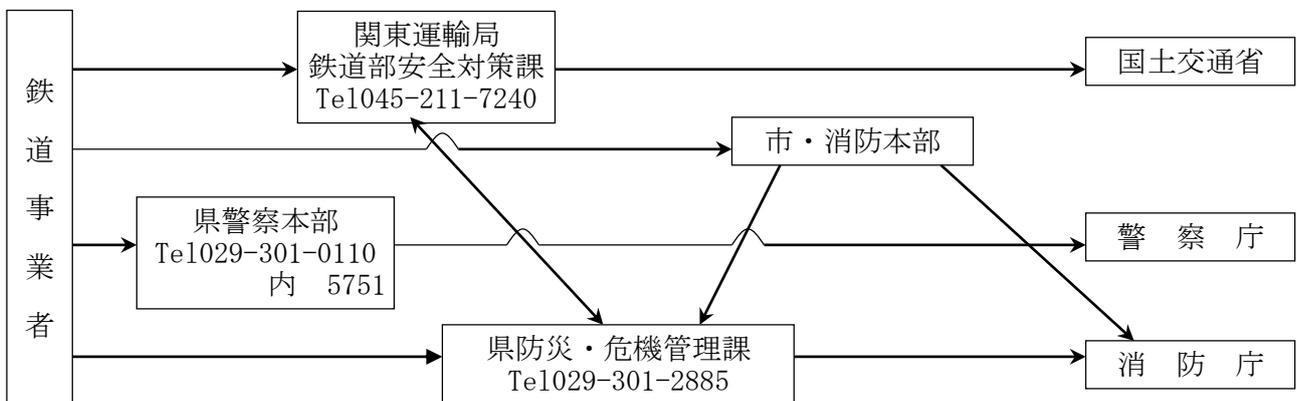
市は、大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上で事故災害の通報を受けた場合は、事故災害の状況確認を行い、直ちに県、消防機関及び関東運輸局に連絡するものとする。

##### (2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



## 連絡先一覧

| 関係機関名            | 昼夜の別 | 電話番号                    | 連絡先                     |
|------------------|------|-------------------------|-------------------------|
| 消 防 庁            | 昼    | 03-5253-7527            | 応急対策室〔宿直室 03-5253-7777〕 |
|                  | 夜間   | 03-5253-7777            | 宿直室                     |
| 関 東 運 輸 局        | 昼    | 045-211-7240            | 鉄道部安全指導課                |
|                  | 夜間   |                         | 各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話      |
| 茨 城 県            | 昼    | 029-301-2896            | 防災・危機管理部消防安全課           |
|                  | 夜間   | 029-301-2885            | 防災・危機管理部防災・危機管理課        |
| 警 察 本 部          | 昼    | 029-301-0110<br>内線 5751 | 警備課                     |
|                  | 夜間   | 029-301-0110            | 総合当直                    |
| 東日本旅客鉄道(株)       | 昼    | 029-225-3140            | 水戸支社運輸部司令室              |
|                  | 夜間   | 同 上                     | 同 上                     |
| 鹿島臨海鉄道(株)        | 昼    | 029-267-5200            | 運輸部 運輸部長                |
|                  | 夜間   | 同 上                     | 同 上                     |
|                  | 〃    | 029-267-5202            | 大洗駅 CTC 指令（もしくは当直助役）    |
| 関 東 鉄 道 (株)      | 昼    | 029-822-3718            | 鉄道部 鉄道部長                |
|                  | 夜間   | 0297-22-0451            | 常総線運転司令室 運転司令室長         |
| ひたちなか<br>海浜鉄道(株) | 昼    | 029-262-2361            | 管理部                     |
|                  | 夜間   | 同 上                     | 同 上                     |
| 真 岡 鐵 道 (株)      | 昼    | 0285-84-2911            | 事業部 事業部長                |
|                  | 夜間   | 同 上                     | 真岡運転区 運転副長（もしくは運転指令当番者） |
| 日本貨物鉄道(株)        | 昼    | 03-3894-3891            | 関東支社 輸送グループ 輸送第二係長（司令）  |
|                  | 夜間   | 同 上                     | 同 上                     |
| 首都圏<br>新都市鉄道(株)  | 昼    | 03-5298-5752            | 安全総括部企画調整課              |
|                  | 夜間   | 0297-52-8311            | 運輸部総合指令所                |

## 第 2 節 活動体制の確立

### 1 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を、県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

### 2 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

### 3 広域的な応援体制

市は県とともに、市内及び県内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 27 節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

### 4 自衛隊の災害派遣

市は県とともに、自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 26 節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

## 第 3 節 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急活動

市及び県は、被害状況の早急な把握に努めるとともに、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたるものとする。

また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請する。

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

消防機関は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県に応援を要請するものとする。

自衛隊は、必要に応じ、または県の要請により救助・救急活動を行うものとする。

### 2 資機材の調達

市、県等防災関係機関の行う消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

市は県とともに、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

### 3 医療活動

市は、県、日赤茨城県支部、病院及び医療ボランティア等とともに、発災時において、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 18 節「医療・助産計画」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は震災対策計画編第 3 章第 5 節第 2 「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

#### 4 消火活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

消防機関は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

### 第 4 節 避難指示・誘導

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市が行う高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）等については、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」に準じて実施するものとする。

### 第 5 節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市、県及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関と相互に密接な連絡をとるものとする。

鉄道管理者は、鉄道災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、他の鉄道事業者においては、可能な限り代替輸送について協力するよう努めるものとする。

### 第 6 節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、2風水害対策計画第2章第6節「広報計画」に準ずるほか次により実施するものとする。

#### 1 情報伝達活動

市は県とともに、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・鉄道災害の状況
- ・旅客及び乗務員等の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・施設等の復旧状況
- ・避難の必要性等、地域に与える影響
- ・その他必要な事項

## 2 関係者からの問い合わせに対する対応

市、県及び鉄道事業者は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

## 第 7 節 防疫及び遺体の処理

市、県及び日赤茨城県支部は、発災時の防疫及び遺体の処理については、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 19 節「防疫計画」及び同第 21 節「行方不明者等の搜索及び処理埋葬計画」に準じて実施するものとする。

## 第 3 章 災害復旧

鉄道事業者は、応急資材の確保について、災害復旧用資材の適正な保有及び配置、緊急調達体制の確立等により、迅速な供給を図るものとする。

また、鉄道災害にともなう施設及び車両の被災に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。その際には、二次災害が発生せぬよう十分に現地の保安体制を強化するよう努めるものとする。

なお、災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

## 5 道路災害対策計画

---

本計画は、市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、高速道路等の構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1章 災害予防

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

#### 第1節 市内の道路交通状況

市内の道路交通状況については、風水害等対策計画編2第1章第3節「交通計画」によるものとする。

#### 第2節 道路交通の安全のための情報の充実

##### 1 気象情報の伝達

水戸地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

##### 2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者とその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

#### 第3節 道路施設等の管理と整備

##### 1 管理する施設の巡回及び点検

道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、津波、大雨、洪水等の直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施するものとする。

##### 2 安全性向上のための対策の実施

市をはじめとする各道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

## 第 4 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1) 情報の収集・連絡

市は、大規模な道路災害が発生した場合に備え、関係機関相互の情報の収集・連絡体制の整備を図り、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を推進するものとする。

その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

#### (2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 5 節「通信計画」に準ずるものとする。

### 2 災害応急体制の整備

#### (1) 職員の体制

市は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

#### (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、市及び県の防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

なお、市においては既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

### 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

#### (1) 救助・救急活動への備え

市は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助・救急活動用資材、車両、船舶、航空機等の整備に努めるものとする。

#### (2) 消火活動への備え

消防本部は、平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

### 4 緊急輸送活動への備え

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

#### 5 関係者等への的確な情報伝達活動

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

#### 6 防災訓練の実施

大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、トンネル内事故、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。

#### 7 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

大規模な道路災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。

#### 8 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

### 第 5 節 防災知識の普及

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

### 第 6 節 再発防止対策の実施

原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

## 第2章 災害応急対策

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 道路災害情報等の収集・連絡

〔発見者〕

道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防吏員または道路管理者に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

〔道路管理者〕

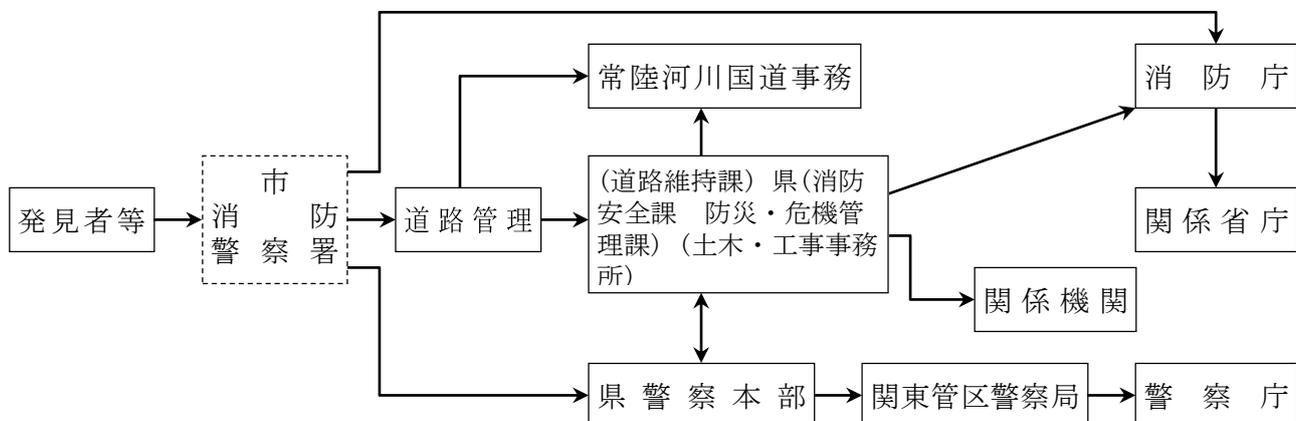
道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生する恐れがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡するものとする。

〔市〕

大規模な道路災害の発生または発生する恐れに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

##### (2) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



※ 市 消防署 の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

## 連絡先一覧

| 機 関 名                       | 担 当 部 署   | 電話番号（夜間・休日の場合）                            |
|-----------------------------|-----------|---|
| 消 防 庁                       | 応 急 対 策 室 | 03-5253-7527（昼）                           |
|                             | 宿 直 室     | 03-5253-7777（夜間）                          |
| 国土交通省常陸河川国道事務所              | 道路管理第二課   | 029-240-4073                              |
| 茨 城 県                       | 消 防 安 全 課 | 029-301-2896（昼）                           |
|                             | 防災・危機管理課  | 029-301-2885（夜間）                          |
| 茨 城 県 警 察 本 部               | 警 備 課     | 029-301-0110 内線 5751（総合当直）                |
| 東 日 本 高 速 道 路（株）<br>関 東 支 社 | 事業統括チーム   | 03-5828-8642<br>（岩槻道路管制センター-048-758-4035） |

## 第 2 節 活動体制の確立

### 1 市及び道路管理者の活動体制

必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第 1 次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取るものとする。

### 2 広域的な応援体制

市内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 27 節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

### 3 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を道路事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 26 節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

## 第 3 節 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急活動

消防本部は、第 2 章第 7 節「消防活動計画」に基づき関係機関と協力し、傷病者等の救出・救助及び搬送にあたるものとする。

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救急活動に協力するものとする。

## 2 医療活動

市は、医療活動については、風水害等対策計画編2第2章第18節「医療・助産計画」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は震災対策計画編第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

## 3 消火活動

消防本部は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

道路管理者は、迅速かつ的確な消火活動に協力するものとする。

# 第4節 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、危険物等災害対策計画に準じ行うものとする。

# 第5節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施するものとする。

また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域ならびにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努めるものとする。

# 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

## 1 情報伝達活動

市は、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員等の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼

・その他必要な事項

## 2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

## 第 7 節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 19 節「防疫計画」及び同第 21 節「行方不明者等の搜索及び処理埋葬計画」に準じて実施するものとする。

## 第 3 章 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

なお、復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

## 6 危険物等災害対策計画

本計画は、市内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定める。

### 第1章 災害予防

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じるものとする。

#### 第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）

##### 1 危険物等関係施設の安全性の確保

###### (1) 保安体制の確立

###### ア 事業者

危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本編において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、災害が生じた場合は、その原因の徹底的な究明に努め、再発防止に資するものとする。

###### イ 消防本部

消防本部は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

危険物等災害が生じた場合には、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等について県を通じて国に要請する等、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

###### (2) 保安教育の実施

消防本部は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

事業者は、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

## 2 災害応急対策、災害復旧への備え

### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定める等して、緊急時の体制を整備するものとする。

また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。

### (2) 職員の活動体制の整備

市は、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

### (3) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

なお、市においては既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

### (4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

市は、県及び事業者とともに災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努めるものとする。

### (5) 緊急輸送活動体制の整備

市は、県とともに災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図るものとする。

### (6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

消防本部は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤の調達体制や避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。

また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

### (7) 避難収容活動体制の整備

市は、県とともにあらかじめ避難場所・避難路を指定し、市民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し訓練を行うものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにする等、市、県、事業者が実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(9) 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 防災知識の普及、市民の訓練

市は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

4 危険物等施設の現況

市内における危険物製造所等、火薬等取扱対象施設及び高圧ガス取扱施設の現況は、以下のとおりである。

(1) 危険物製造所等の現況

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

| 計   | 製造所 | 貯 蔵 所 |    |       |       |       |       |       |    | 取 扱 所 |       |    |    | 事業所数 |     |
|-----|-----|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------|-------|----|----|------|-----|
|     |     | 小計    | 屋内 | 屋外タンク | 屋内タンク | 地下タンク | 簡易タンク | 移動タンク | 屋外 | 小計    | 給油(自) | 販売 | 移送 |      | 一般  |
| 320 | 10  | 195   | 50 | 45    | 0     | 74    | 0     | 26    | 1  | 115   | 67    | 1  | 0  | 47   | 171 |

(2) 火薬等取扱対象施設の現況

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

| 火 薬 類 |       |    | 猟銃等 |    | 火 薬 庫 |    |    |    |       |     |       | 高 圧 ガ ス |      |     |    |     |     |       |
|-------|-------|----|-----|----|-------|----|----|----|-------|-----|-------|---------|------|-----|----|-----|-----|-------|
| 販売    | 販売(紙) | 製造 | 製造  | 販売 | 一級    | 二級 | 三級 | 煙火 | がん具煙火 | 実包庫 | 庫外貯蔵所 | 製 造 所   |      |     |    | 貯蔵所 | 販売所 | 容器検査所 |
|       |       |    |     |    |       |    |    |    |       |     |       | 製造一種    | 製造二種 | 冷 凍 |    |     |     |       |
|       |       |    |     |    |       |    |    |    |       |     |       |         |      | 一種  | 二種 |     |     |       |
| 4     | 2     | 1  | 2   | 2  | 7     | —  | —  | 1  | 1     | 4   | 6     | 7       | 12   | 2   | 42 | 6   | 29  | —     |

(3) 高圧ガス防災事業所の現況

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

| 担当地区 | 担当ガス | 事業所名                   | 所在地                       | 電話番号 |              |
|------|------|------------------------|---------------------------|------|--------------|
| 県北   | 可燃性  | 関彰商事(株)<br>笠間 LPG センター | 〒309-1613<br>笠間市石井 1517-1 | 昼    | 0296-72-1022 |
|      |      |                        |                           | 夜    |              |

## 第 2 節 石油類等危険物施設の予防対策

石油類等危険物(消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 2 条第 7 項に規定されているもの)施設に関する予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおりとする。

### 1 施設の保全

事業者は、消防法第 12 条(施設の基準維持義務)及び同法第 14 条の 3 の 2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

### 2 石油貯蔵タンクの安全対策

#### (1) 地盤対策

消防本部は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。

また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導するものとする。

#### (2) 防災設備の強化

事業者は、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置の強化を図るものとする。

#### (3) 防災管理システムの強化

事業者は、漏洩、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図るものとする。

### 3 保安体制の確立

事業者は、消防法第 14 条の 2 の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防団の相互協力体制の強化を図るものとする。

また、消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱の方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

## 第 3 節 高圧ガス・火薬類の予防対策

高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条に規定されるもの）及び火薬類（火薬取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

### 1 毒性ガス対策

#### (1) 毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進

##### ア 事業者

事業所の所在する自治体等が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するものとする。

被害を最小限に止めるため、事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等を設置するものとする。

発災時の近隣住民の避難のために、必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器の整備を図るとともに、市町村等行政機関と日頃から連携を密にし、対策を講じるものとする。

また、関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成する等して、発災時における応急対策の協力体制の整備に努めるものとする。

##### イ 市

毒性ガス漏洩を想定し、市民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておくものとする。また、事業者との緊急連絡体制を整備するものとする。

### 2 都市ガスの予防対策

#### (1) 消防本部

消防法の規定に基づき、必要に応じ、火災予防査察を実施し、火災の未然防止を図るものとする。また、災害予防上必要と認めるときは、ガス事業者に対し保安上とすべき措置について通報するものとする。

当該災害予防上の措置について通報する範囲は関係機関と協議の上、別途計画するものとする。

#### (2) 事業者

前記通報を受けたときは、直ちに防災上必要な対策を講じることができる体制を整備するものとする。

### 3 大規模な地階のガス漏れ及び爆発事故予防対策

#### (1) 関係機関による「申し合わせ」の作成

大規模な地階（以下、「地階」という。）の存する市町村にあつては、ガス事業者等関係機関と緊急時における初動体制、現場における措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス事故防止体制の強化を図るものとする。

## 第 4 節 毒劇物取扱施設の予防対策

毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

### 1 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

#### (1) 危害防止規程の整備

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備するものとする。

ア 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

イ 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

- (ア) 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱の作業を行う者
- (イ) 設備等の点検・保守を行う者
- (ウ) 事故時における関係機関への通報を行う者
- (エ) 事故時における応急措置を行う者

ウ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造施設、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

エ ウに掲げる毒物又は劇物関連施設の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置に関する事項

カ イに掲げる者に関する教育訓練に関する事項

## 第 5 節 放射線使用施設等の予防対策

放射線使用施設等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）に規定される放射性物質等を取り扱う施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）に規定される核燃料物質の使用施設（原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第 2 条第 4 号に規定する事業所を除く。）及び放射性物質の運搬（原災法第 2 条第 3 号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者が行う核燃料物質等の事業所外運搬を除く。））に係る予防対策は共通事項に定めるほか、次のとおりとする。

### 1 保安体制の強化

放射線使用者（放射性物質等を取り扱う者）は、漏洩することによる環境汚染等の被害を防止するため、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

## 第 6 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策

原災法第 2 条第 3 号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下、「原子力事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県等防災機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図るものとする。

### 1 原子力事業者等

原子力事業者等は、その業務に従事する職員に対し、必要かつ十分な教育訓練を施すとともに、事故前の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行うにあたっては、これら書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行するものとする。

また、必要な防災対応を的確に実施するため、必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に次の措置を適切に取るために必要な体制の整備を図るものとする。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 市、国、県等への迅速な通報
- (3) 消火、延焼防止等の応急措置
- (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- (6) モニタリング実施
- (7) 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

なお、運搬中の事故により原災法に定める特定事象が発生した場合には、原子力防災管理者を通じ、直ちに市、国、県等関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報、連絡体制を整備するものとする。

### 2 消防本部

消防本部は、事故の通報を受けた場合には、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制整備を行うものとする。

## 第2章 災害応急対策

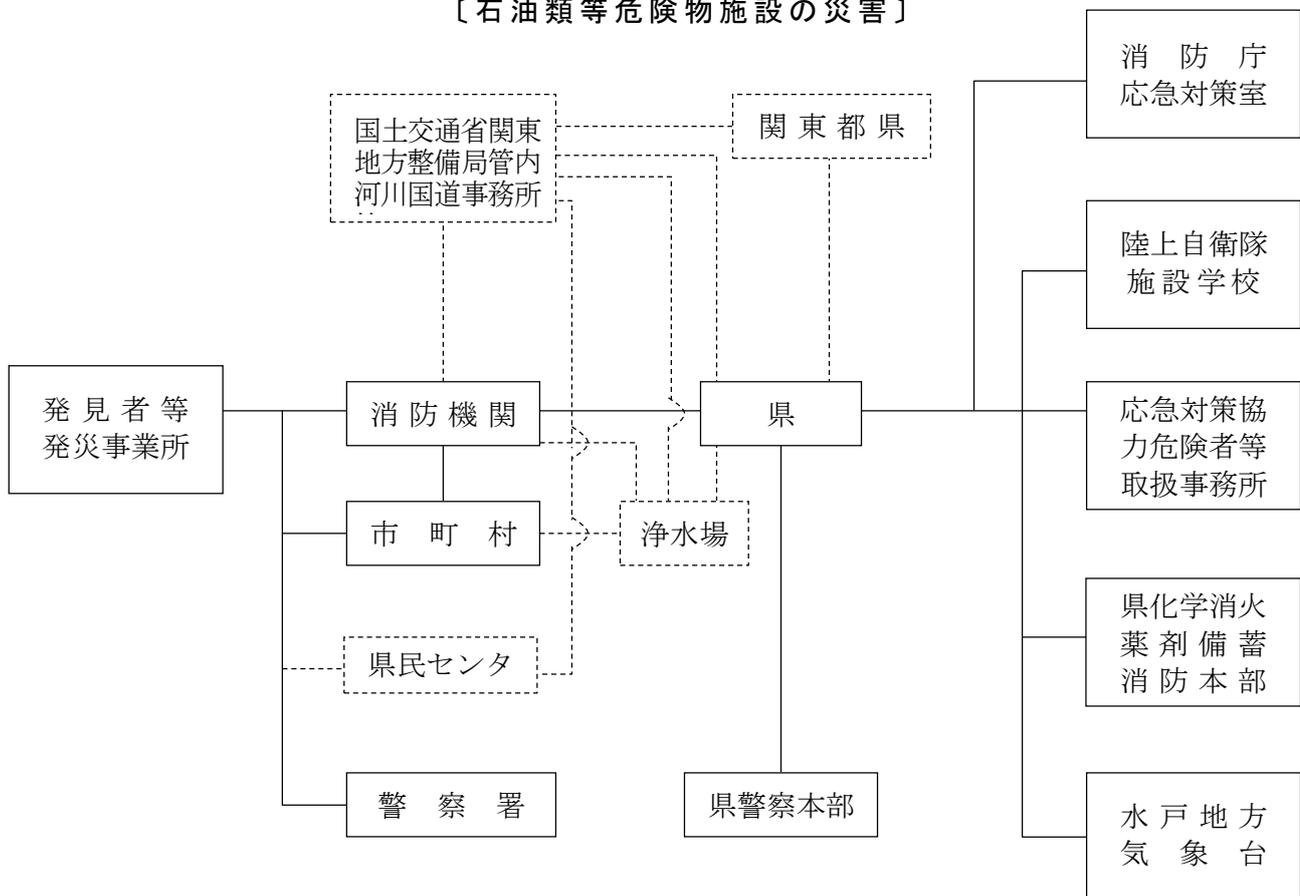
危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

#### 1 災害情報の収集・連絡

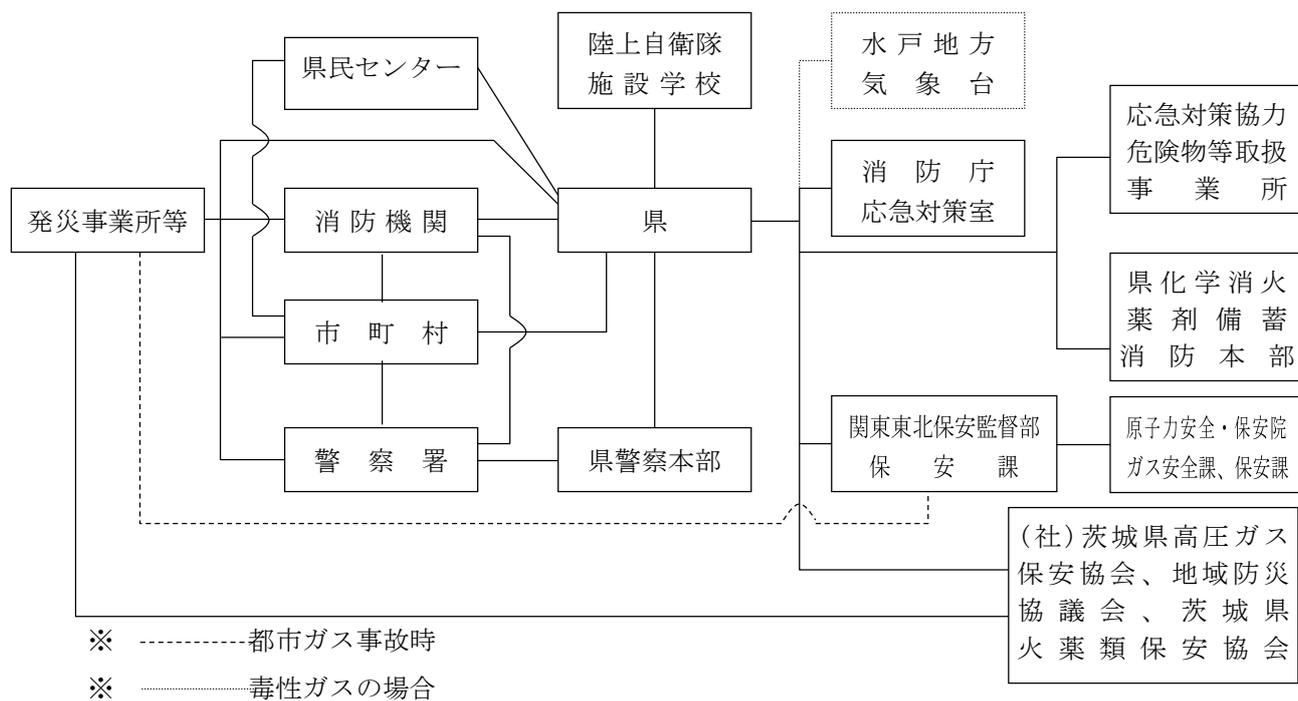
各災害ごとの災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

#### 〔石油类等危険物施設の災害〕

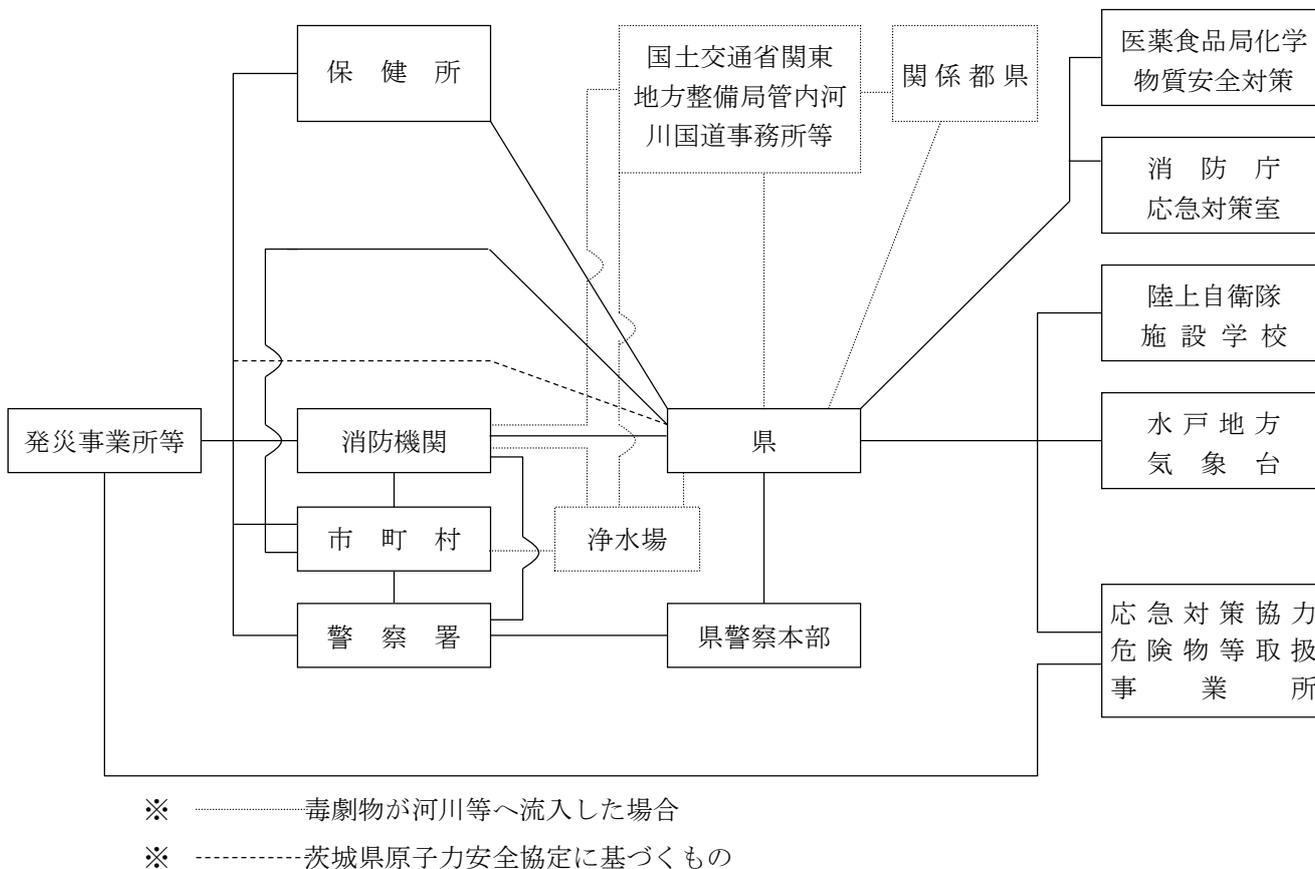


※……………河川等漏洩時のみ

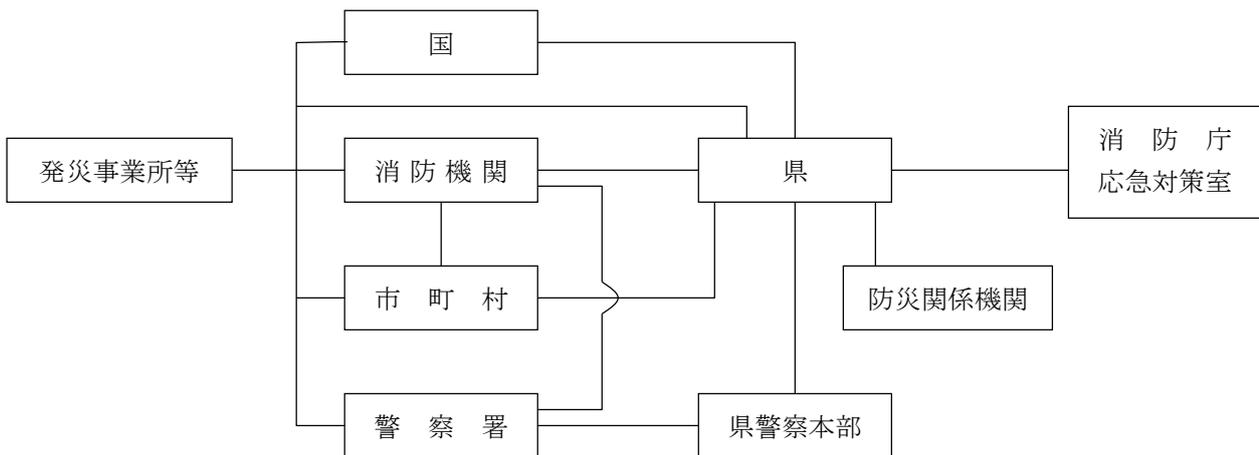
〔高圧ガス・都市ガス・火薬類、毒性ガスの災害〕



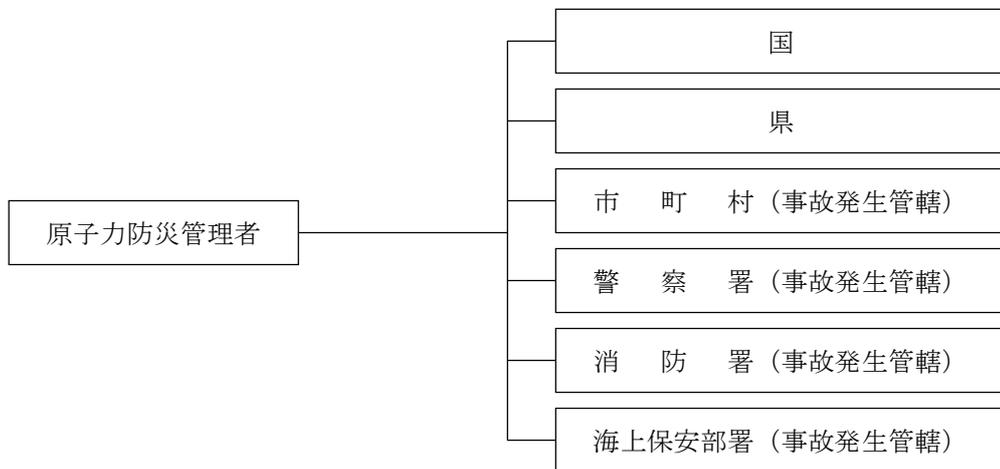
〔毒劇物取扱施設の災害〕



〔放射線使用施設等の災害〕



〔核燃料物質等の事業所外運搬中の災害〕



3 被害状況の収集・把握

消防本部は、自地域内に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

4 災害情報の通報

発見者は、危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報するものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力するものとする。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに市長に、また、市長は、県、その他関係機関に通報するものとする。

## 5 市民等への情報提供

市は、防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、市民等へ適切に提供するものとする。

また、情報の伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

## 第 2 節 活動体制の確立（各災害共通事項）

### 1 市及び事業者の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置等必要な体制をとるものとする。

また、消防機関、警察と緊密な連携を確保し応急対策を進めるものとする。

## 第 3 節 石油類等危険物施設の事故応急対策

### 1 危険物火災等の応急対策

#### (1) 発災事業所

火災が発生した場合は、直ちに、119 番通報するとともに、自衛消防組織を動員するものとする。

#### (2) 消防本部、事業所の自衛消防組織

直ちに、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行うものとする。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮するものとする。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じるものとする。

また、消防本部は、必要に応じ、警察と連携する等して、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、広報車・防災行政無線を活用して区域内住民等に迅速に広報し、避難誘導するものとする。

### 2 危険物の漏洩応急対策

#### (1) 非水溶性危険物の漏洩対策

石油類等油脂類が河川等に漏洩した場合は、以下の応急対策をとるものとする。

## ア 排出の原因者

直ちに土のう装置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に 119 番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収にあたっては消防機関等の指示に従うものとする。

## イ 消防本部

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施するものとする。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用するものとする。

有毒ガスが発生している場合、又は発生する恐れのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行うものとする。

## ウ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

適切な位置にオイルフェンスを展張する等して、流出油の拡散等を防御するものとする。

また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施するものとする。その際、必要な場合は、市町村等防災関係機関に協力要請するものとする。

## エ 市

必要に応じ、警察と連携する等して、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施するものとする。

また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたるものとする。

## (2) 水溶性危険物の漏洩対策

アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、次の応急対策をとるものとする。

### ア 排出の原因者

直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。

回収にあたっては、消防機関等の指示に従うものとする。

### イ 消防本部

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施するものとする。

### ウ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施するものとする。また、必要な場合は、市等防災関係機関に協力を要請するものとする。

### エ 市

必要に応じ、警察と連携する等して、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施するものとする。

回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

## 3 浄水の安全確保

### (1) 消防本部

危険物の漏洩事故発生を確認した場合は、直ちに、当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、又は直接浄水場に漏洩事故発生の旨を通報するものとする。

## (2) 浄水場管理者

水道用水供給事業者（県企業局）は、浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとるものとする。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入する等、浄水の安全確保を推進するものとする。

# 第 4 節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策

## 1 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

### (1) 事業者

直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に 119 番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出るものとする。

自らの防御措置の実施が不可能な場合は、（社）茨城県高圧ガス保安協会及び地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。

### (2) 消防本部

高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行うものとする。

火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動するものとする。

### (3) 市、消防本部

必要に応じ、警察と連携する等して、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

### (4) （社）茨城県高圧ガス保安協会、茨城県火薬類保安協会

協力要請に基づき、事業所の実施する応急対策に協力するものとする。その際は防災関係機関と連絡を密にしあたるものとする。

## 2 毒性ガス応急対策

### (1) 事業者

直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウン等応急の漏洩防止措置をとり、可能な場合は固定消火設備等を活用し、水噴霧による希釈、吸収措置をとるとともに消防機関に 119 番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝えるものとする。また、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、風上側に占位することに留意し、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤等による中和除害措置、及びビニルカバー等による被覆措置等の応急措置を実施するものとする。

自ら実施が不可能な場合は、高圧ガス保安協会又は地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。

(2) 市、消防本部

発災事業所から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得る等して、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等に広報するものとする。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行うものとする。

(3) 消防本部

事業者と協力して、ガス漏洩防止等応急措置を実施するものとする。  
また、住民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避難の遅れた住民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送にあたるものとする。

(4) (社) 茨城県高圧ガス保安協会、地域防災協議会

発災事業所又は県の要請を受けた場合、直ちに、応急措置の実施について発災事業所に協力するものとする。

3 都市ガスの応急対策

(1) 事業者

直ちに、ガス供給の停止等応急措置をとり、応急点検を実施するとともに、119番通報するものとする。漏洩ガスの滞留による引火爆発防止のため、可燃性ガス濃度を測定し安全を確認する等し、消防機関等に協力するものとする。  
火災発生時は、直ちに消火活動を行うものとする。

(2) 消防本部

事業者に対し、ガス漏洩箇所等に対するガスの供給停止措置を指示し、消火活動等応急対策を実施するものとする。  
また、応急対策の実施にあたっては、事業者と連携し、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害の防止に留意するものとする。

(3) 市、消防本部

必要に応じ、警察と連携する等して、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

4 大規模な地階のガス漏れ爆発事故応急対策

市は、必要に応じ、警察と連携する等して、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。避難及び火気使用の厳禁を広報するとともに、医療機関へ通報し、受入れ体制を整えるものとする。

## 第 5 節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

### 1 漏洩事故

#### (1) 事業者

直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に 119 番通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝えるものとする。

また、防護服を着用する等安全を確保して、漏洩箇所に風上側から接近し、また位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニルカバー等による被覆措置等の応急措置を行うものとする。

自ら実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請するものとする。

#### (2) 市、消防本部

毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、住民等に迅速に広報するものとする。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行うものとする。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行うものとする。

#### (3) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請するものとする。

河川等に流入した場合、またはその恐れがある場合は、事業者、県（防災・危機管理部、保健福祉部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努めるものとする。

#### (4) 応急対策協力危険物等取扱事業所

発災事業所や県の要請を受けた場合は、直ちに、防災資機材の提供や応急措置の実施等について協力するものとする。

### 2 浄水の安全確保

#### (1) 市、消防本部、浄水場、河川管理者

漏洩物が河川等へ流入する可能性がある場合は、第 2 章第 3 節の 3 「浄水の安全確保」に準じて応急対策を実施するものとする。

## 第 6 節 放射線使用施設等の事故応急対策

放射線使用施設等の事故については、次により応急対策を実施するものとする。

## 1 放射線使用施設等の事業者

放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市及び警察機関に事態を通報するものとする。

放射線使用施設等で火災が発生した場合は、消火又は延焼防止に努め、直ちに消防機関に通報するとともに、放射線障害を防止する必要がある場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者（受けたおそれがある者を含む。）を速やかに救出し避難させるものとする。

また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がり防止及び除去を行うものとする。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲に縄を張り又は標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保のために必要な措置をとるものとする。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、又は保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくするものとする。

また、消防機関等の消火活動等を実施するにあたって、放射性物質の種類、性状、放射線強度及び放射線防護に関する必要な情報を伝えるとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防機関等が実施する応急対策活動に協力するものとする。

## 2 消防本部

消防本部は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等応急対策活動を実施するものとする。

消火にあたっては、水噴霧法や土のう設置等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意するものとする。

なお、応急対策活動の実施にあたっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動するものとする。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応するものとする。

## 3 市

市は、事故に関する情報を収集し、市民等に対し、適時、適切な方法で広報を実施するものとする。

# 第 7 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第 10 条第 1 項前段に規定された通報すべき事象（以下、「特定事象」という。）が発生した場合は、次により、原子力事業者等、国、県及び海上保安部署は連携して、応急対策を実施するものとする。

## 1 原子力事業者等

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見または発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、事故等の発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防機関、原子力緊急時支援・研修センター、海上保安部署等の関係機関に事故情

報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡するものとする。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施するものとする。

さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期するものとする。

## 2 市、消防本部

事故の通報を受けた市町村（消防機関）は、直ちにその旨を県（防災・危機管理部原子力安全対策課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行うものとする。

## 第 8 節 避難誘導対策

各危険物等災害に共通する避難誘導対策は以下のとおりとする。

### 1 市、消防本部

危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図るものとする。この際、視聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

## 第 9 節 搜索・救出・救助対策

各危険物等災害に共通する搜索・救出・救助対策は以下のとおりとする。

### 1 消防本部

被災者に対して、相互に連携して搜索・救出・救助を行うものとする。

## 第 10 節 応援要請対策

各危険物等災害に共通する応援要請対策については以下のとおりとする。

### 1 自衛隊の災害派遣要請

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 26 節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

## 2 応援要請

風水害等対策計画編 2 第 2 章 27 節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じるものとする。

## 第 1 1 節 医療救護対策

各危険物等災害に共通する医療救護対策については以下のとおりとする。

市は、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 18 節「医療・助産計画」に準じて実施するものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 11 節「避難計画」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

## 第 1 2 節 緊急輸送の確保

各危険物等災害に共通する緊急輸送の確保については以下のとおりとする。

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知機等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行等を禁止する等の交通規制を行う。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

## 7 大規模な火事災害対策計画

本計画は、市内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1章 災害予防

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

#### 第1節 災害に強いまちづくり

##### 1 災害に強いまちの形成

市及び消防本部は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

##### 2 火災に対する建築物の安全化

###### (1) 消防用設備等の整備及び維持管理

消防本部は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行うものとする。

###### (2) 建築物の防火管理体制

消防本部及び事業者は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図るものとする。

###### (3) 建築物の安全対策の推進

市、消防本部、事業者は、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図るものとする。

## 第 2 節 大規模な火事災害防止のための情報の充実

[水戸地方気象台]

大規模な火事災害防止のため、気象の状況の把握に努め、災害防止のための情報充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

## 第 3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1) 情報の収集・連絡

災害応急対策の円滑な実施を図るため、関係機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するものとする。

#### (2) 情報の分析整理

平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、災害危険性の周知等に生かすものとする。

#### (3) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた大規模な火事災害発生時における通信手段については、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 5 節「通信計画」に準ずるものとする。

### 2 災害応急体制の整備

#### (1) 職員の体制

市は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成し、活動手順、使用する資機材や装備の使用手の習熟を図るよう定期的に訓練を行うものとする。

#### (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

なお、市においては既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

### 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

#### (1) 救助・救急活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、相互に資機材の保有状況等を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

#### (2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、風水害等対策計画編2第2章第18節「医療・助産計画」に準ずるものとする。

#### (3) 消火活動への備え

茨城県地震被害想定（H30）では、全ての市町村でいずれかの地震によって震度6弱以上の揺れに見舞われる想定となっていることから、同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

### 4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、風水害等対策計画編2第2章第23節「輸送計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

### 5 避難収容活動への備え

#### (1) 避難誘導

避難所・避難路をあらかじめ指定し、市民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

#### (2) 避難所

学校、公民館等公共施設等を対象に避難所を指定し、市民への周知徹底に努めるものとする。

### 6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図るものとする。

### 7 防災関係機関等の防災訓練の実施

大規模災害を想定し、市民参加により、より実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施するものとする。

## 第 4 節 防災知識等の普及

### 1 防災知識の普及

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより市民の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

### 2 防災関連施設等の普及

市民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるものとする。



### (3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

また、関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

## 2 通信手段の確保

災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、電気通信事業者は、県及び市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

## 第 2 節 活動体制の確立

### 1 市の活動体制

災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

### 2 広域的な応援体制

市内において大規模な火事による災害が発生し、自己の施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 27 節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

### 3 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 26 節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

## 第 3 節 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急活動

市及び消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

### 2 資機材等の調達等

市は、活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

### 3 医療活動

市は、発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、風水害等対策計画編2第2章第18節「医療・助産計画」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のものと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、震災対策計画編第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

### 4 消火活動

消防本部は、災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、被災地以外の市町村は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### 1 交通の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとし、必要に応じて警備会社等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

## 第5節 避難の受入れ

発災時において、市が行う高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）等については、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」に準ずるほか、次によるものとする。

### 1 避難誘導の実施

市は、発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

### 2 避難場所

市は、発災時には、必要に応じ避難所を開設するものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、住民民間防火組織等の協力を得て適切な運営管理を行うものとする。

### 3 要配慮者等への配慮

市は、避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障害者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

## 第 6 節 施設及び設備の応急復旧活動

市の所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

## 第 7 節 関係者等への的確な情報伝達活動

### 1 情報伝達活動

市は、火災の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

### 2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

## 第 8 節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 19 節「防疫計画」及び同第 21 節「行方不明者等の搜索及び処理埋葬計画」に準じて実施するものとする。

# 第 3 章 災害復旧

災害復旧・復興対策については、風水害等対策計画編 2 第 3 章「災害復旧計画」に準じて実施するものとする。

## 8 林野火災対策計画

本計画は、市内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1章 災害予防

林野火災の発生を未然に防止するため、防災関係機関は、平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

#### 第1節 林野火災に強い地域づくり

##### 1 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるため、火災の発生しやすい時期に重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

##### 2 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

#### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 情報の収集・連絡関係

###### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、次の対策を講ずるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。

林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員等によるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努めるものとする。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定める等緊急時の体制整備を図るものとする。

## (2) 通信手段の確保

市は、市民に対する災害情報等を広報するため、市防災行政無線の整備を推進するものとする。

また、非常通信体制を含めた大規模な火事災害発生時における通信手段については、風水害等対策計画編2第2章第5節「通信計画」に準ずるものとする。

## 2 災害応急体制の整備

### (1) 職員の体制

市は、林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

### (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

なお、市においては既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

### (3) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努めるものとする。

## 3 救助・救急、医療活動への備え

市は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、実情に応じ、救助・救急用資機材、車両等の整備に努めるものとする。

また、迅速な医療活動実施のため、風水害等対策計画編2第2章第18節「医療・助産計画」に準じて事前対策を講じるものとする。

## 4 消火活動への備え

市は、防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

## 5 緊急輸送活動への備え

風水害等対策計画編2第2章第23節「輸送計画」に準ずるものとする。

#### 6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え

避難所、避難路をあらかじめ指定し、市民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練を通して要配慮者に配慮した避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材を整備するものとする。

#### 7 防災関係機関等の防災訓練の実施

様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。

### 第 3 節 防災活動の推進

入山者に対する啓発を実施するとともに、広報紙掲載や立看板の設置等による広報宣伝に努めるものとする。

## 第2章 災害応急対策

林野火災が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、市等関係機関は次の対策を講じるものとする。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

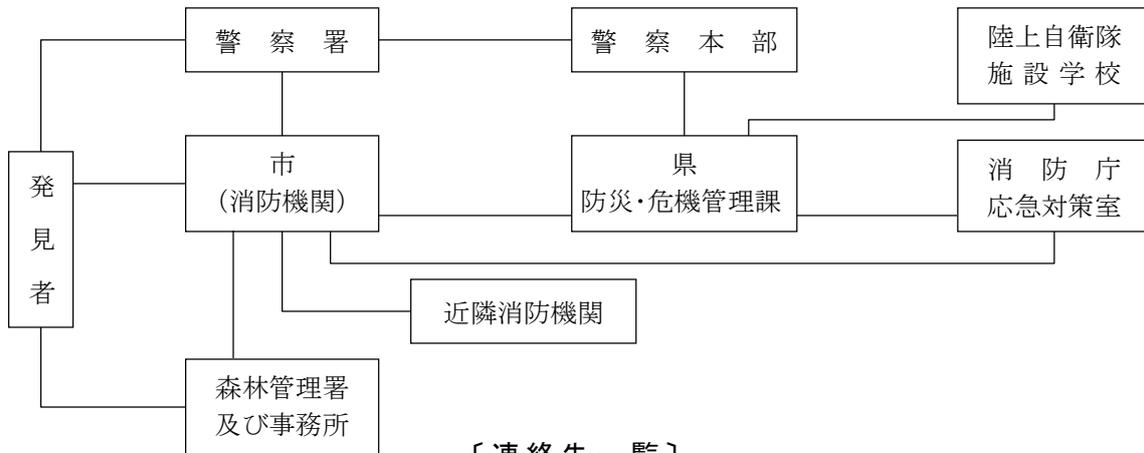
#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 林野火災情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

##### (2) 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



〔連絡先一覧〕

| 機関名       | 担当部署       | 電話番号（夜間・休日の場合）                     |   |
|-----------|------------|------------------------------------|---|
| 消防庁       | 応急対策室      | 03-5253-7527<br>03-5253-7537 (FAX) | 宿直室<br>( 03-5253-7777<br>03-5253-7553 (FAX) ) |
| 陸上自衛隊施設学校 | 警備課防衛班     | 029-274-3211<br>内線 234             | ( 駐屯地当直指令<br>内線 302 )                         |
| 警察本部      | 警備課<br>地域課 | 029-301-0110<br>内線 5751<br>内線 3571 | ( 総合当直<br>029-301-0110 )                      |
| 茨城県       | 消防安全課      | 029-301-2896 (昼)                   |   |
|           | 防災・危機管理課   | 029-301-2885 (夜間)                  |   |

### (3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

## 第 2 節 活動体制の確立

### 1 市の活動体制

林野火災発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

### 2 広域的な応援体制

市内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 27 節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

### 3 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 26 節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

## 第 3 節 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急活動

市は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

### 2 医療活動

市は、林野火災発生時に、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生した場合には、風水害等対策計画編 2 第 2 章第 18 節「医療・助産計画」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のものと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、震災対策計画編第 3 章第 5 節第 2 「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

### 3 地上消火活動

市及び消防本部は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模等を把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請する等、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立するものとする。

自主防災組織及び市民は、林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

#### 4 空中消火活動

##### (1) 現地指揮本部

市が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県（消防防災課）及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成するものとする。

空中消火を効果的に実施するために消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

##### (2) 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で市は、県（消防防災課）及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、適地を決めるものとする。

##### (3) 空中消火用資機材等

県内4カ所（石岡市消防本部、常陸大宮市消防本部、高萩市・日立市事務組合消防本部、消防学校）に管理されている消火薬剤散布装置をヘリコプターの機体下部に吊し、上空から散水、又は消火薬剤を散布する。

##### (4) 県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準

- ・地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。
- ・その他、火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

##### (5) 自衛隊ヘリコプターの派遣

県（消防防災課）は、市からの依頼を受け、必要と認められる際には自衛隊ヘリコプターの災害派遣を風水害等対策計画編2第2章第29節「防災ヘリコプター要請計画」に基づき要請するものとする。

## 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### 1 交通の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

## 第 5 節 避難収容活動

林野火災による被害が発生し、または発生するおそれがある場合において市が行う高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）等については、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」に準じて実施するものとする。

## 第 6 節 施設、設備の応急復旧活動

市の所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

## 第 7 節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、風水害等対策計画編2第2章第6節「広報計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

### 1 情報伝達活動

市は、林野火災の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

### 2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

## 第 8 節 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努めるものとする。